

# 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	所管課
1	(仮称) 小田原市こども計画（素案）について	子育て政策課
2	令和5年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について	教育指導課

令和6年12月6日

## (仮称) 小田原市こども計画（素案）について

### 1 趣 旨

国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくため、こども家庭庁の設立と合わせて、「こども基本法」が令和5年（2023年）4月に施行された。同年12月には従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が閣議決定され、こども施策の基本的な方針や重要事項などについて定め、全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととされた。

こども基本法では、市町村は「こども大綱」及び都道府県が定める「こども計画」を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされ、策定にあたり、既存の子ども・子育て支援事業計画等と一体のものとして作成することが可能とされている。

本市では、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」に加え、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画として令和6年（2024年）3月に策定した「小田原市子ども若者の未来を支える方針」と一体化した「(仮称) 小田原市こども計画」を策定することとした。

### 2 計画の構成 【参考資料1－1】

(1) 本市のこども・若者の姿	(9～10頁)
(2) 計画の基本的な考え方	
ア 調査から把握した基本施策につながる課題	(11～20頁)
イ 基本理念・基本目標	( 21 頁)
ウ 施策の体系	(22～25頁)
エ 基本的な視点	( 26 頁)
オ 行動指針	( 27 頁)
カ 成果指標	( 27 頁)
(3) 子ども・子育て支援法に基づく実施計画	( 28 頁)
(4) 計画の推進	(29～32頁)

### 3 策定スケジュール

- 令和6年7月22日 市長から小田原市子ども・子育て会議に対し諮問  
令和6年度第1回小田原市子ども・子育て会議  
(1) 「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」の結果報告について  
(2) 「仮称・小田原市こども計画」の構成について  
ア 計画の策定について  
イ 「小田原市子ども若者の未来を支える方針」について  
ウ 計画の構成（案）及び基本理念について
- 8月20日 令和6年度第1回小田原市青少年未来会議  
(1) 「こども計画」について
- 10月25日 令和6年度第2回小田原市子ども・子育て会議  
令和6年度第2回小田原市青少年未来会議 合同会議  
(1) 「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の結果について  
(2) 「仮称・小田原市こども計画（素案）」について  
(3) 来年度の審議体制について
- (今後の予定)
- 令和6年12月13日～令和7年1月14日  
パブリックコメントを実施
- 令和7年2月 令和6年度第3回小田原市子ども・子育て会議  
令和6年度第3回小田原市青少年未来会議  
合同会議において最終調整  
小田原市子ども・子育て会議から市長に対し答申  
神奈川県との法定協議を実施
- 3月 「(仮称) 小田原市こども計画」の確定

#### 4 参 考

##### 令和6年度小田原市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	団体等	備考
子どもの保護者	奈良 満穂	小田原市P T A連絡協議会 幹事	
	柏木 成美	幼稚園保護者代表	
	藤井 千夏	小田原市保育所保護者会連絡協議会 会長	
子ども・子育て支援に する事業に従事する者	川向 由起子	小田原市民生委員児童委員協議会	
	川本 桂子	小規模保育事業者代表	
	山下 真弘	小田原児童相談所 所長	
	藤本 明美	小田原市小学校長会（町田小学校長）	
	都築 顕道	小田原市保育会 会長	副会長
	武藤 保之	小田原私立幼稚園協会 会長	
子ども・子育て支援に 関し学識経験のある者	吉田 真理	小田原短期大学 名誉学長	会長
	小原 敏郎	共立女子大学 教授	副会長
公募市民	佐々木 陽子	公募市民	
	島田 風花	公募市民	
その他市長が必要と認 める者	横田 俊一郎	小田原医師会 顧問	
	遠藤 貴文	小田原市社会福祉協議会 事務局長	
	増田 房子	児童発達支援センター	

(任期) 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年度小田原市青少年未来会議委員名簿

区分	氏名	団体等	備考
学識経験のある者	笠原 陽子	玉川大学教師教育リサーチセンター 客員教授	会長
	堀内 かおる	横浜国立大学教育学部 教授	
	吉田 真理	小田原短期大学 名誉学長 小田原市子ども・子育て会議 会長	
青少年の健全育成に関する活動に従事する者	富樫 栄広	小田原市青少年育成推進員協議会 会長	
	本多 茂	小田原市子ども会連絡協議会 副会 長	副会長
	今屋 健一	小田原市青少年健全育成連絡協議会 書記	
関係行政機関の職員	益田 麻衣子	小田原市教育委員会 委員 (教育長職務代理者)	
	中島 慶太	小田原市小学校長会 (早川小学校長)	
	北川 誠	小田原・足柄下地区中学校長会 (白鷗 中学校長)	
	塩浦 健吾	県西地区県立高等学校長会議 (小田 原東高等学校長)	
	山下 真弘	神奈川県小田原児童相談所 所長	
公募市民	赤羽 宏仁	公募市民	
その他市長が必要と認める者	竹内 董	一般社団法人 FROM PROJECT 代表理事	

(任期) 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

# (仮称)小田原市こども計画 素案について

令和6年12月6日

小田原市子ども若者部

# 1 こども基本法の概要

【令和5年4月1日 こども基本法施行】

## ✓ こども大綱の策定（第9条） ⇒ 令和5年12月22日閣議決定

○政府は、こども施策を総合的に推進するため、「こども大綱」を定めなければならない。（第1項）

○「こども大綱」は、次に示す既存の大綱を含むものでなければならない。（第3項）

- ・少子化社会対策大綱（少子化社会対策基本法）
- ・子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者育成支援推進法）
- ・子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律）

## ✓ 都道府県こども計画の策定（第10条）

○都道府県は、こども大綱を勘案して、「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものとする。（第1項）

○都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。（第4項）

## ✓ 市町村こども計画の策定（第10条）

○市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする。（第2項）

○市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。（第5項）

## ✓ こども等の意見の反映（第11条）

○国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 2 こども大綱の概要

根拠	こども基本法（R5年4月施行）。今後5年程度のこども施策の基本的な方針・重要事項を定めるもので、既存の3大綱（※）を一元化。 ※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」
目的	全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現
基本的な方針	こども基本法、子どもの権利条約等の理念を <b>6つの柱に整理</b> ①こども・若者は <b>権利の主体</b> 、今とこれからの <b>最善の利益</b> を図る ②こども・若者、子育て当事者とともに進めていく ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援 ④ <b>良好な成育環境</b> を確保、貧困と格差の解消、 全てのこども・若者が幸せな状態で成長 ⑤若い世代の生活の基盤の安定、若い世代の視点に立った <b>結婚・子育ての希望</b> の実現 ⑥ <b>施策の総合性</b> の確保、関係省庁・地方公共団体・民間団体等との連携
施策に関する重要事項	こども・若者の <b>ライフステージを通した重要事項</b> と <b>ライフステージ別的重要事項</b> を記載、子育て当事者への支援についても記載
施策推進の必要事項	こども・若者の <b>社会参画・意見反映</b> 、自治体こども計画の策定促進等  (出典) こども政策推進会議（第2回）資料をもとに作成

**第1部 小田原市こども計画策定に至る道程****第1章 計画策定にあたって**

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 計画策定に向けた取組

**第2章 本市のこども・若者の姿**

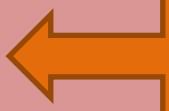
- 1 本市の子ども子育てを取り巻く現状
- 2 調査結果から見える小田原市の子育て家庭、子ども・若者の姿

**第3章 計画の基本的な考え方**

- 1 調査から把握した基本施策につながる課題
- 2 計画の基本的な考え方

- (1) 基本理念
- (2) 基本目標
- (3) 施策の体系
- (4) 基本的な視点
- (5) 行動指針
- (6) 成果指標

こども計画  
全 体 像


**第2部 小田原市こども計画の展開****第1章 基本施策 I ライフステージを通した施策**

- 1 こども・若者が権利の主体であることを社会全体での共有
- 2 様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進
- 3 地域でこども・若者を支える担い手の育成
- 4 こどもや若者への切れ目のない支援
- 5 誰一人取り残さないための支援

**第2章 基本施策 II ライフステージ別の施策**

- 1 こどもの誕生前から幼児期まで
- 2 学童期・思春期
- 3 青年期

**第3章 基本施策III 子育て当事者への支援に関する施策**

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援
- 3 男女共同参画社会における共働き・共育への推進
- 4 ひとり親家庭への支援

**第4章 基本施策IV こども・若者の社会参画・意見反映**

- 1 社会参画・意見反映の仕組みづくり
- 2 若者が主体となる活動団体や若者のリーダー育成への支援

**第5章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画**

- 1 子ども・子育て支援法に基づいて記載する内容
- 2 区域の設定
- 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容
- 5 その他の記載事項

**第3部 小田原市こども計画の推進****第1章 計画の推進**

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 実施状況の点検・評価
- 4 実施状況の公表

**第2章 参考資料**

- 1 委員名簿
- 2 計画策定の経緯
- 3 条約、関連法及び大綱（抜粋）
- 4 令和4年2月 子どもの生活実態調査 調査結果（抜粋）
- 5 令和6年3月 子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査
- 6 事務事業一覧

## 1 計画策定の趣旨

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくため、こども家庭庁の設立と合わせて、「こども基本法」が令和5年（2023年）4月に施行されました。

これを受け、国では、同年12月に従来の「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」を策定し、こども施策の基本的な方針や重要事項などについて定め、全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととされました。

令和6年（2024年）5月には、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」を策定し、今後、毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しを図るとされています。

また、こども基本法では、市町村は国が定める「こども大綱」や都道府県が定める「こども計画」も勘案して、市町村こども計画を策定するよう努めることとされています。

この市町村こども計画については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等の既存の計画と一緒にのものとして策定することが可能とされました。

そこで、本市では、子どもの貧困対策推進計画等を包含した「小田原市子ども・子育て支援事業計画」や、子ども・若者育成支援推進法に基づき市町村子ども・若者計画として、令和6年（2024年）3月に策定した「小田原市子ども若者の未来を支える方針」と一体化した「小田原市こども計画」を策定することとします。

## 2 計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の質及び量の確保や、法に基づく業務の円滑な実施などについて定めます。また、児童福祉法に規定する保育所及び幼保連携型認定子ども園の整備に関する市町村整備計画を兼ねるとともに、子どもの貧困の解消に向けた対策推進法に関する施策を含めます。

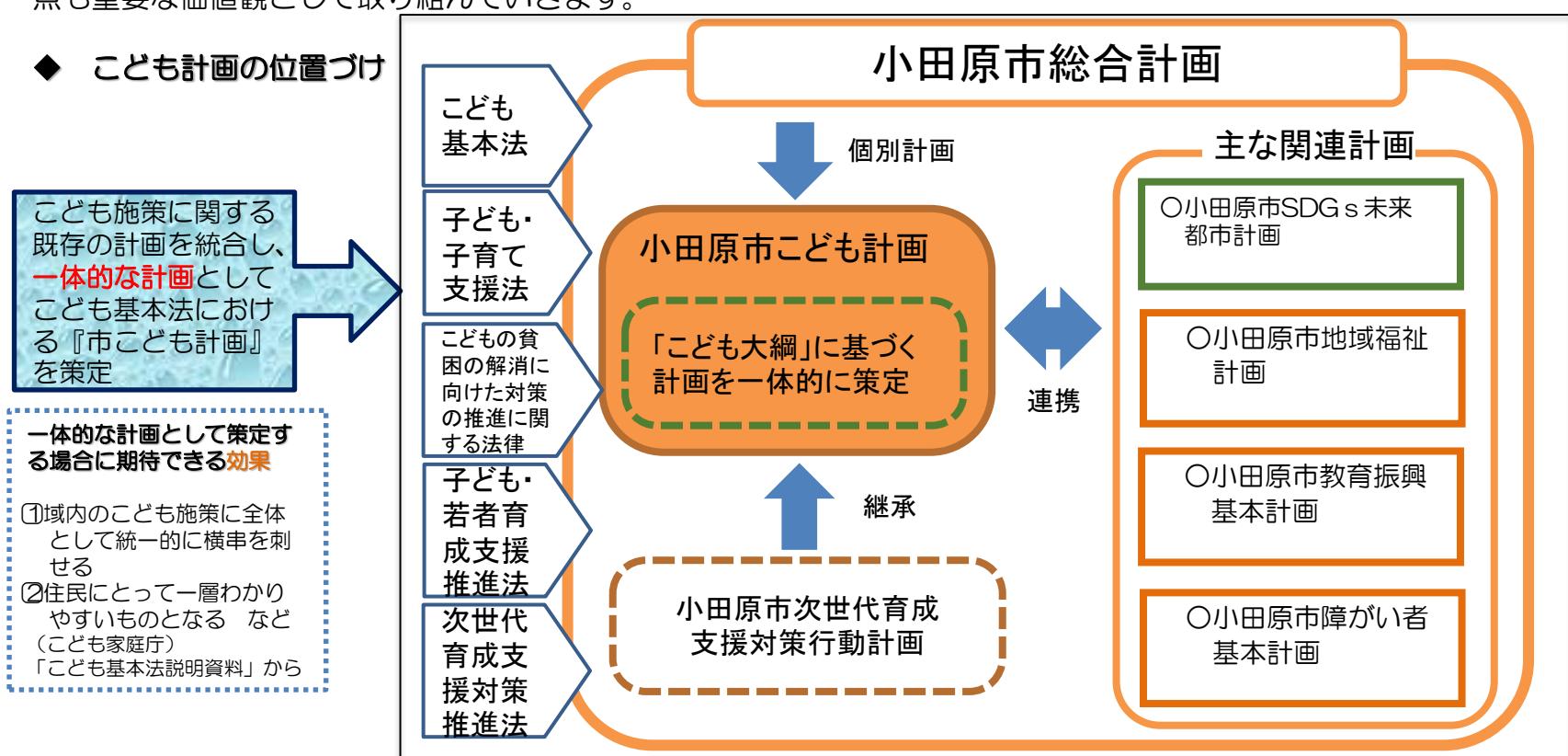
そして、子ども・若者育成支援推進法に基づく「小田原市子ども若者の未来を支える方針」と、この方針に基づく具体的な取組を本計画に位置づけ実践してまいります。

本計画の策定にあたっては、本市の総合計画の施策の方向やその他の関連計画とも連携し、整合を図ります。

なお、広く次世代育成支援の観点から総合的に施策を推進するために、本計画は「次世代育成支援対策行動計画」を継承し、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付けます。

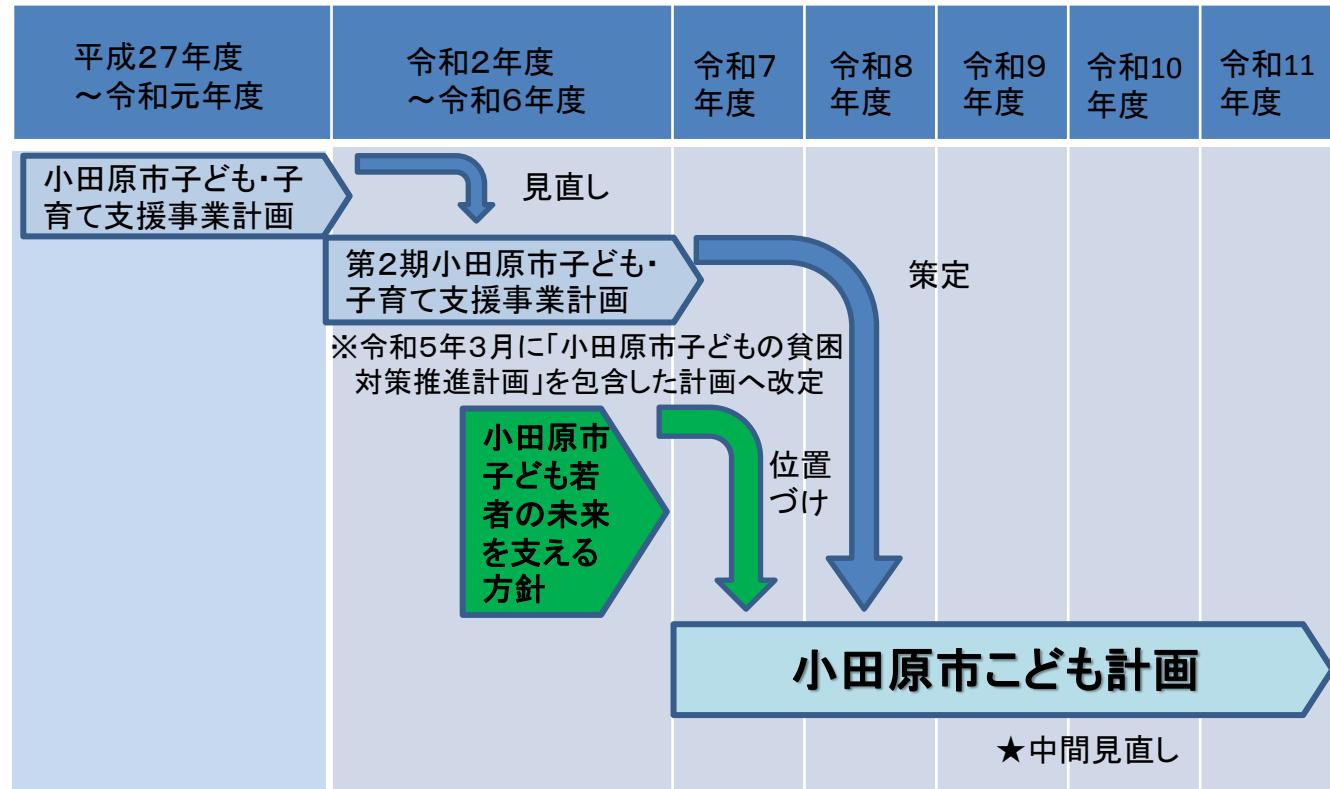
SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指しており、SDGsの視点も重要な価値観として取り組んでいきます。

### ◆ こども計画の位置づけ



### 3 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度を初年度とし、令和11（2029）年度を目標とする5年間※を見据えた計画  
※こども大綱、市町村子ども・子育て支援事業計画の期間と同じ5年間とします。



### 4 計画の対象

本計画の対象を、こども・若者及び子育て世帯とします。

こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義していますが、様々な法律においても定義が異なることから、一般的に広く周知されているとはいません。

そこで、本計画では、一部重複する年齢もありますが、「こども」は概ね18歳未満、「若者」は概ね思春期から30歳未満、取組によっては40歳未満を主たる対象とします。

また、子育て世帯は妊娠・出産期を含むものを主たる対象とします。

## 5 計画策定に向けた取組

### (1) 小田原市子ども・子育て会議の開催

子どもの保護者に加え、幼稚園、保育所、地域子育て支援事業、児童相談所などの子ども・子育て支援事業の従事者、有識者、事業者団体の関係者など

### (2) 小田原市青少年未来会議との合同開催

青少年の健全育成に関する活動に従事されている青少年育成推進員協議会、子ども会連絡協議会、青少年育成連絡協議会、関係行政機関の職員に加え、学識経験者や市民など

### (3) 小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査の実施

子ども・子育て支援事業計画における、各年度の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みの設定や、子ども・子育て支援給付管理システムの構築を行うための基礎資料を得るため

### (4) 小田原市子どもの生活実態調査の実施

本市における子どもの生活実態を把握するとともに、子どもの貧困対策推進計画の策定等、子育て世帯への施策に役立てるため

## 1 本市の子ども子育てを取り巻く現状

本編 P. 5

### (1) 人口と世帯の状況

- ◆人口と年少人口の推移…人口、年少人口（H22→R6：△6,469人、2.6ポイント減）微減傾向
- ◆世帯数及び1世帯当たりの人員の推移…世帯数増加傾向、一世帯当たり人員減少傾向
- ◆世帯の家族類型…R2国勢調査の結果、総世帯数の57.0%を核家族世帯が占める
- ◆6歳未満の子どものいる世帯の推移…R2：5,592世帯、世帯人員21,965人、約3.9人/世帯
- ◆18歳未満の子どものいる世帯の推移…R2：15,246世帯、世帯人員59,718人、約3.9人/世帯
- ◆母子世帯の推移…H12～H22増加、H27～減少、R2：932世帯、世帯人員2,400人、約2.6人/世帯
- ◆父子世帯の推移…R2：117世帯、世帯人員295人、約2.5人/世帯

### (2) 少子化の動向

- ◆合計特殊出生率の推移…推移は年度により増減も概ね減少傾向、R3：1.19（県平均並み）
- ◆出生数の推移…減少傾向、概ね1,000人/年
- ◆未婚率の推移（男性）…R2の未婚率20～24歳：94.9%、25～29歳：73.1%、H27比減少
- ◆未婚率の推移（女性）…R2の未婚率20～24歳：92.1%、25～29歳：63.8%、H27比増加
- ◆年齢別労働力率の推移（男性）…R2の20～24、25～29歳、H27比増加
- ◆年齢別労働力率の推移（女性）…R2の各年齢層、特に25～29、30～34、35～39歳、H27比増加
- ◆母の年齢階級別出生数の推移…30～34歳最多、20～24、25～29歳、H22比減少率高
- ◆婚姻数の推移…H29までは増減を繰り返すも、現在は減少傾向
- ◆離婚数の推移…H22からほぼ横ばい、H30大幅減

### (3) 保育環境・教育環境の状況

- ◆保育所（園）の入所児童数…減少傾向
- ◆保育所待機児童数…増減を繰り返しながら概ね減少傾向
- ◆幼稚園の在園児童数…減少傾向
- ◆放課後児童クラブの入所児童数…年々増加傾向
- ◆小学校・中学校の児童・生徒数…年々減少傾向
- ◆子どもを対象とした施設の数…認定こども園、小規模保育事業所など増

## 2 調査結果から見える小田原市の子育て家庭、子ども・若者の姿

### (1) 令和4年「小田原市子ども（小学5年生、中学2年生）の生活実態調査」結果から

- ①調査から推測した生活状態…回答内容から世帯を分類（A群、B群、C群…生活困難の度合い）
- ②世帯タイプ…ひとり親世帯（2世代・3世代）とふたり親世帯（2世代・3世代）に分類

### (2) 令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」結果から

#### 未就学児

- ①子育てを主に行っている人…父母とともに：前回47.9→今回59.3%、主に母親：同50.4→同39.8%
- ②お子さんの保護者（母親）の就労状況…フルタイム就労：同27.2→同31.0%、働く母親割合高くなった。
- ③教育・保育の利用状況…定期的な教育・保育の利用状況：同68.8→同72.4%
- ④現在、利用している教育・保育事業…私立保育園・幼稚園減、認定こども園・小規模保育事業増
- ⑤子どもの病気の際の対応…病気やけがで利用できなかった：同82.6→同89.3%
- ⑥子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用…なし：同88.1→同88.9%
- ⑦子どもに関する心配事…ある人37.8%

#### 小 学 生

- ①子育てを主に行っている人…父母とともに：56.8%、主に母親：42.7%
- ②お子さんの保護者の就労状況…母親の就労：同72.2→同76.9%
- ③平日の放課後の過ごし方…14～16時：下校前27.7%、16～18時：自宅等42.1%
- ④経済的な面での暮らしの状況…ふつう：52.8%。やや苦しい：26.8%、大変苦しい：5.5%

#### 若 者

- ①調査回答者の年齢…16～19歳：28.2%、20～24歳：30.0%、25～30歳：41.9%
- ②調査回答者の現在の職業…正規の社員・職員・従業員：41.0%、高校：20.7%、大学：16.2%
- ③調査回答者の経済的な状況…どちらでもない：30.0%、（やや）苦しい：29.8%、（やや）ゆとりがある：40.3%、+10.5P
- ④調査回答者の近隣との交流状況…全くない：52.0%、（時々）ある：48.0%、うち内挨拶程度84.0%
- ⑤調査回答者の外出の頻度…仕事や学校で外出する：65.1%、遊びなどで頻繁に外出：17.3%
- ⑥調査対象者の自分についての思い…自分らしさ有：86.9%、自分が好き：71.0%、自分に満足：54.7%
- ⑦調査対象者の結婚についての状況や考え方…結婚したい：49.5%、気が進まない：15.1%
- ⑧調査対象者の子どもを授かることについての状況や考え方…1人か2人がいい：24.5%

## 1 調査から把握した基本施策につながる課題

### (1)令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から把握した課題

#### ①経済的生活困難家庭の傾向

●生活困難の度合いが高くなるほど学校の長期休暇に昼食を食べていない子どもが増える  
「毎日食べる」の割合が減少し、「週1～2日、ほとんど食べない」の割合が増加傾向

#### ●生活困難の度合いが高くなるほど早い時期に授業についていけなくなる傾向がある

小学5年生では、生活困難度が高いほど授業が「わからない」という割合が高く、  
わからなくなつた時期は「小学3年生のころ」までの割合が高くなる傾向がみられ、  
中学2年生では、生活困難度が高いほど「小学5・6年生のころ」までの割合が高  
くなる傾向がみられます。

#### ●生活困難の度合いが高くなるほど保護者が心理的課題を抱えている傾向がある

経済的状態別にみると、生活困難の度合いが高くなるほど、「非該当」の割合が減少  
し、「気分・不安障害相当」「重症精神障害相当」の割合が増加する傾向がみられま  
す。

## 1 調査から把握した基本施策につながる課題

### (1)令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から把握した課題

#### ②ひとり親家庭（2世代）のニーズ

##### ●心理的不安定さの兆候と思われる割合が高い傾向がある

そわそわ、落ち着かなく感じたかについて、世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯では「いつも」と「たいてい」の割合が、ふたり親世帯と比較して高い傾向がみられます。

##### ●家庭で勉強を見られないと思われる傾向がある

勉強を見るかについて、世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯（2世代同居）では「あまりしない」と「全くしない」の割合が、ふたり親世帯と比較して高い傾向がみられます。

##### ●身边にあればこども食堂などを利用したい意向がある

自宅、親族、友人の家以外で、食事を無料か安く食べることができる場所の利用経験や利用意向について、世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯（2世代同居）では「身边にあれば利用させたい」の割合がふたり親世帯（2世代同居）他の世帯タイプと比較して高い傾向がみられます。

## 1 調査から把握した基本施策につながる課題

### (1)令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から把握した課題

#### ③家事や家族の世話をしている子どもの課題

##### ●家事や家族の世話をほぼ毎日1時間以上している小中学生がいる

「家事」は小学5年生が16.1%、中学2年生が12.0%、「兄弟姉妹の世話」は小学5年生が16.6%、中学2年生が3.0%、「病気の家族・祖父母の世話」は小学5年生が3.5%、中学2年生が1.5%

##### ●「家族のケアを毎日している小中学生がいる」の回答を項目別にその内訳をみると

「兄弟姉妹などの世話」の頻度は、小学5年生、中学2年生ともに、生活困難の度合いが最も高い〈A群〉では、「ぜんぜんしない」の割合が高い傾向がみられ、〈B群〉では、小学5年生、中学2年生ともに「ほぼ毎日2時間以上」の割合が他の層と比較して高い傾向がみられます。

## 1 調査から把握した基本施策につながる課題

### (2)令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」結果から把握したニーズ

#### ①未就学児の保護者のニーズ

##### ●**身近な場所で気軽に相談できることが求められている**

保育所、幼稚園、医療機関など、身近な場所で、気軽に相談できることが求められています。

##### ●**幼児教育・保育のニーズに応じた質・量の充実が求められている**

「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」と回答している割合も21.5%（前回調査時23.1%）と2割以上となっており、幼稚園や保育所などの受け入れ枠の確保という課題は残っています。

##### ●**認定こども園へのニーズがある**

未就労の母親の就労希望別では、保育園だけでなく、認定こども園の利用につながる潜在的なニーズがあります。

##### ●**緊急時や用事の際にお子さんをみてもらえる人がいない世帯が2割存在する**

緊急時や用事の際にお子さんをみてもらえる人がいないと答えた方は20.0%でした。市としては、利用できる制度の普及が必要です。

## 1 調査から把握した基本施策につながる課題

### (2)令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート結果から把握したニーズ

#### ①未就学児の保護者のニーズ

##### ●既存の「一時保育預かり事業」の充実と新設の「こども誰でも通園制度」の利用が求められている

こども誰でも通園制度を利用したいと回答した方のうち、緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいても、親族等の負担などを考慮すると「こども誰でも通園制度」を利用したい方がいます。令和7年度から国では制度を本格実施するとされており、市としては、制度動向を注視するとともに、運用にあたっては、「こども誰でも通園制度」の趣旨の普及が必要です。

##### ●子育て支援センターや地域子育てひろばには潜在的なニーズがある

今後の利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」が19.7%（前回調査時20.3%）と、「量的な」潜在的なニーズがあることがわかります。

##### ●病児保育の必要性が高まっている一方で情報の不足や費用が課題となっている

こどもが病気のときに母親や父親が休んだと答えた方のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した割合は、前回調査時より高くなっています。一方、利用しない人の約4割が利用料負担を理由にあげており、費用が課題となっています。

## 1 調査から把握した基本施策につながる課題

### (2)令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート結果から把握したニーズ

#### ①未就学児の保護者のニーズ

##### ●どのような病後児保育施設や病児保育施設を利用したいかの希望がある

「小児科に併設した施設でお子さんを保育する」が79.0%と最も高く、次いで「幼稚園・保育所等で併設した施設でお子さんを保育する」が61.3%、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する」が9.5%となっています。

##### ●子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの潜在的ニーズがある

今後については「利用したい」が51.2%、「利用する必要はない」が48.8%となっています。また、ショートステイなどの宿泊を伴う一時預かりについては、「利用したい」という割合も13.2%と一定数います。

##### ●育児休業や短時間勤務制度など職場での両立支援制度の周知が必要

育児休業や短時間勤務制度の認知度が半数を超えており、一方、「育児休業給付のみ知っていた」が23.6%（前回調査時29.8%）、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が19.5%（前回調査時26.1%）となっています。

##### ●妊娠中の経済的な支援が求められている

妊娠中や出産後に必要だと思うサービスは、「経済的な支援」が55.0%（前回調査時43.7%）と最も高く、次いで「赤ちゃんやきょうだいの一時的な預かり」が39.4%（前回調査時39.5%）、「母親の体調や不安感の相談」が38.2%（前回調査時36.0%）となっています。

## 1 調査から把握した基本施策につながる課題

### (2)令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート結果から把握したニーズ

#### ①未就学児の保護者のニーズ

##### ●経済的な面での暮らしぶりに苦しさを感じている子育て家庭は微増している

「ふつう」が46.1%（前回調査時50.3%）と最も高いものの、「やや苦しい」、「大変苦しい」がそれぞれ28.1%（前回調査時27.3%）、11.7%（前回調査時8.1%）と、前回調査とほぼ同様の結果ですが、子育て家庭の経済的な暮らしぶりに苦しさを感じている家庭が僅かではありますが、増えています。

##### ●子どもの心身の成長について相談しやすい環境が必要

子どもの心身の成長に関する心配ごとがあると答えた人は全体の37.8%います。

#### ②小学生の保護者のニーズ

##### ●母親の就労支援が必要

「子どもが大きくなったら就労したい」が49.0%と最も高く、次いで「就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない」が22.9%となっています。希望する母親の就労を支援する取り組みが必要になります。

## 1 調査から把握した基本施策につながる課題

### (2)令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組 に関するアンケート結果から把握したニーズ

#### ②小学生の保護者のニーズ

##### ●放課後児童クラブを利用したい意向が高い

未就学児の保護者の小学校低学年（1～3年生）になったときの放課後の過ごし方の希望では「自宅」が54.6%（前回調査時53.3%）と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が51.1%（前回調査時44.9%）となっており、前回調査時と比較して「放課後児童クラブ」が6.2ポイント高くなっています。

放課後児童クラブの利用については、過去5年間待機児童〇人であり、ニーズ量に対応できている状態です。

##### ●小学生が放課後を過ごす地域の環境の充実が必要

小学生が放課後を過ごす環境について今後望むことは、「街区公園などの身近な遊び場の整備」が54.6%（前回調査時42.4%）と最も高く、次いで「保護者の就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供」が46.1%（前回調査時43.8%）、「子どもが自らの発想のもとに自由に遊べる遊び場の整備」が34.2%（前回調査時31.5%）となっており、子どもが過ごす場や機会の充実が望まれます。また、前回調査時と比較して特に「街区公園などの身近な遊び場の整備」が12.2ポイント高くなっています。

## 1 調査から把握した基本施策につながる課題

### (2)令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組 に関するアンケート結果から把握したニーズ

#### ③若者のニーズ

##### ●相談・支援機関の周知が必要

“ハローワーク”で「利用したことがある」が他の項目よりも高くなっています。

また、“おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」”、“地域若者サポートステーション”で「機関等について全く知らない」が高くなっています。

##### ●「はーもにい」が有する機能と役割を広く周知することが必要

「はーもにい」について、ふだん家にいることが多い方にとっては、利用方法がわかれつながらの方が一定数おり、全く知らない人にとっても、施設の存在を知ることによって、利用する可能性があると考えられます。

##### ●自宅での過ごし方の中で家族・祖父母の世話をする人が一定数いる

7.7%の方が「家族・祖父母の世話をする」と回答しています。

##### ●自宅での過ごし方で「兄弟姉妹の世話をする」と回答した若者のうち40.9%は毎日1時間以上になる

「ほぼ毎日1時間未満」が29.5%と最も高く、次いで「ほぼ毎日2時間以上」が22.7%、「1週間に1～2日」が20.5%となっています。

##### ●SNS等利用しやすいインターネットを通じた情報の収集・提供の充実が求められている 「いつも利用している」が96.6%となっています。

## 1 調査から把握した基本施策につながる課題

### (2)令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート結果から把握したニーズ

#### ③若者のニーズ

##### ●子どもや若者が市へ意見を伝えたい人は4割存在する

「あまりそう思わない」が26.1%と最も高く、次いで「ややそう思う」が23.0%、「そう思う」が19.4%となっています。

##### ●生活や教育への経済的な支援、気軽に集える居場所が求められている

若者が求める支援については「生活や教育への経済的な支援」が最も高く、次いで「子どもや若者が気軽に集える居場所づくり」、「仲間と出会え、交流できる機会や場の提供」の順となっています。

半数以上が経済的な支援を求めているのに加え、居場所や交流の場を求める声も挙がっていますが、同様に、気軽に集える居場所づくりも必要なことが分かります。

##### ●スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換の機会が求められている

自分らしさを表現する機会は、「同世代の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換」が最も高く、次いで「様々な世代、分野の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換」、「海外の人との交流」の順となっています。

##### ●こどもを持つことへの経済的、心理的負担の軽減が必要

「子育てや教育にお金がかかるから」が79.3%と最も高く、次いで「育児の心理的・肉体的負担が増えるから」が71.3%、「子どもがのびのび育つ社会環境ではないと思うから」が47.1%となっています。

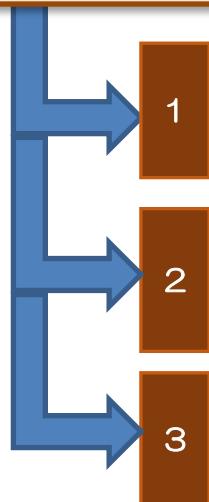
## 2 計画の基本的な考え方

本編 P.58

## (1) 基本理念

次世代を担う全てのこども・若者一人ひとりにとって、それぞれの多様な生き方を尊重し合い、大人や利害関係者から安全・安定・安心が保障され、将来にわたって自分らしく幸せに生きられる社会を地域全体で創造します。

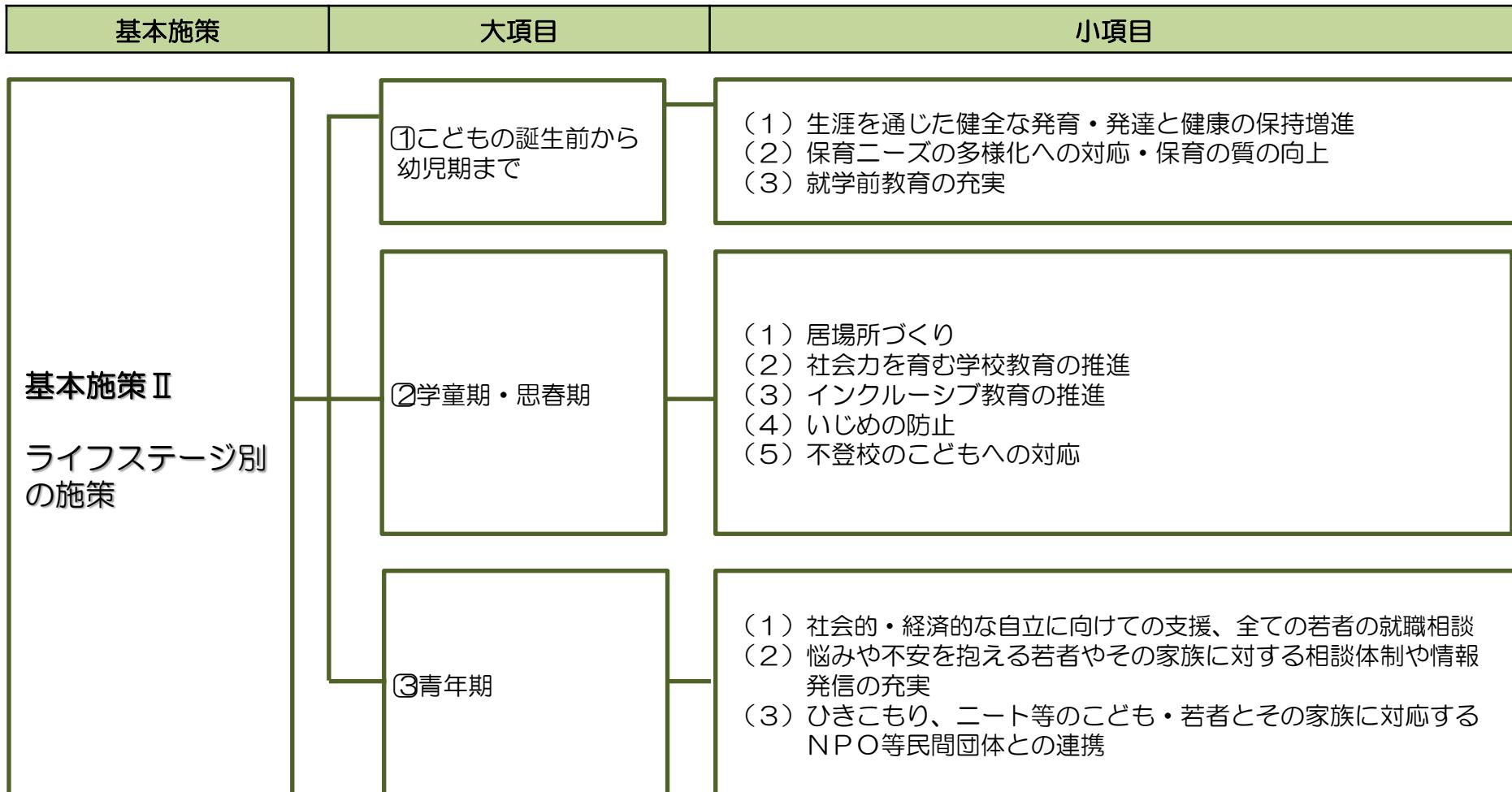
## (2) 基本目標

- 
- 1 全てのこども・若者が、安心して社会と関わり、自分らしさを表現でき、自己肯定感をもって生きられる環境づくり
  - 2 全てのこども・若者の人権を尊重・擁護し、意見表明や社会参加の機会を保障できる社会づくり
  - 3 こども・若者の成長や子育てを、地域を構成する様々な主体が連携し、協働して支えるための仕組みづくり

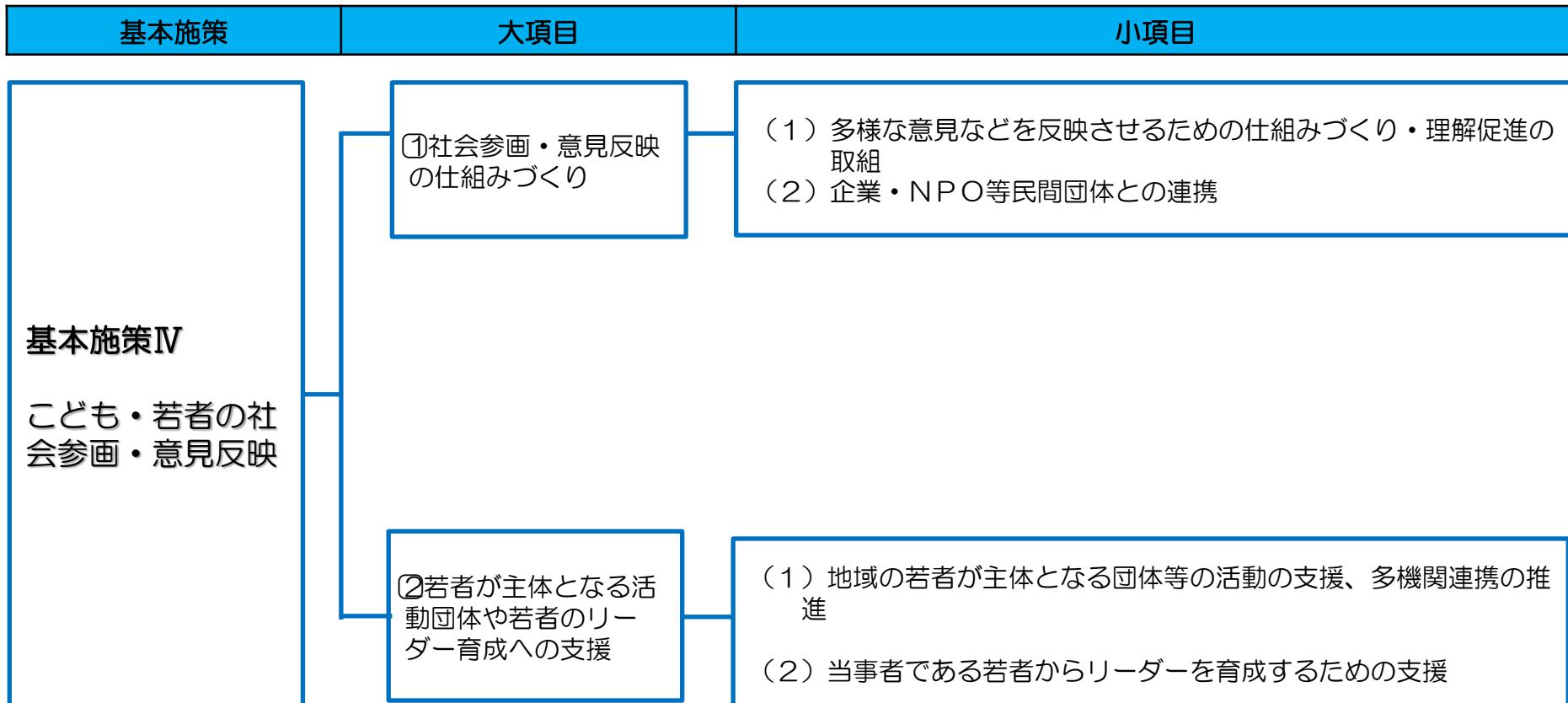
こども・若者自身が直面している問題は、貧困、ヤングケアラー、不登校、いじめ、児童虐待など深刻であるにもかかわらず、SOSを出せないことから、さらに深刻化するリスクがあります。

全てのこども・若者が、深刻な問題から不安や悩みに至るまで、解決のために大人を含む全ての人々が相互に協力することによって、自己肯定感や幸福感が醸成されやすい社会を構築し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。

基本施策	大項目	小項目
基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策	①こども・若者が権利の主体であることを社会全体での共有	(1) 地域社会全体における理解促進、意識啓発 (2) 学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化） (3) インクルーシブな社会づくりに向けた啓発
	②様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進	(1) 遊びの機会や体験学習の支援、多様な地域活動への参加を通じた多世代交流 (2) キャリア教育の推進とライフキャリア教育の促進 (3) こども・若者が発案した活動の実施 (4) 全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進
	③地域でこども・若者を支える担い手の育成	(1) 地域でこども・若者を見守る担い手の育成 (2) こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成 (3) 全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成
	④こどもや若者への切れ目のない支援	(1) 妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施 (2) 多様な機関との連携による切れ目のない支援の実施 (3) おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」の充実
	⑤誰一人取り残さないための支援	(1) こどもの貧困の解消に向けた対策 (2) 児童虐待防止対策の推進 (3) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (4) ヤングケアラーに対する支援 (5) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 (6) 外国につながりのあるこども・若者への対応 (7) 多様な当事者会や家族会によるピアサポート活動への支援



基本施策	大項目	小項目
基本施策Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策	①子育てや教育に関する経済的負担の軽減	(1) 妊娠・出産や幼児教育・保育等に関する経済的負担の軽減 (2) 児童手当・医療費等の負担軽減 (3) 就学援助制度による負担の軽減
	②地域子育て支援	(1) 必要な情報の提供 (2) 保護者に寄り添う子育て支援 (3) 地域で活躍する多様な団体等への支援
	③男女共同参画社会における共働き・共育ての推進	(1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し (2) 労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成、子育て中の母親の就労支援
	④ひとり親家庭への支援	(1) ひとり親家庭等自立支援の推進 (2) 児童扶養手当制度の着実な実施 (3) 当事者団体への支援



### (4) 基本的な視点

本編 P.63

#### ①こども・若者の視点

「こども・若者の最善の利益」が実現される社会を目指し、こども・若者の視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう子ども・子育てから若者への支援を推進することが必要です。乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期・思春期における心身の発達、若者期における人格の完成を目指す中で、一人一人がかけがえのない個性ある存在として自己肯定感をもって成長していくことができるような支援をしていくことが必要です。

#### ②子育て中の保護者に対する支援の視点

子育ては、子どもに限りない愛情を注ぐことを通して、日々成長する子どもの姿に感動しながら、親も親として成長していくという尊い営みです。子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提のもとに、地域や学校など社会全体が保護者に寄り添い、妊娠から出産、子育ての中で切れ目のない支援を行うなど、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長と子育ての喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

#### ③地域社会全体による視点

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの育ちと子育てを支えることは、持続可能な社会への歩みであり、若者が自らの人生を選択し歩めるような地域を創造することは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。行政、家庭、地域、職域など社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、すべての子ども・若者の成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子ども・若者の育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働しながら役割を果たすことが必要です。

## 2 計画の基本的な考え方

本編 P.64

## (5)行動指針

“おだわらしさ”のもとで、小田原の全てのこども・若者が、自分らしく、自己肯定感をもって心身を育み、人生を切り開くことができるよう、私たちは次のとおり行動します。



## (6)成果指標

## 基本目標1：

- 自分には自分らしさがあると思う若者の割合
- 今の自分が好きだと思う若者の割合
- 今の自分自身に満足していると思う若者の割合
- 悩みや心配ごとがある若者の割合
- 将来の夢や目標がある若者の割合

基準値	目標値
86.9%	90%
71.0%	80%
54.7%	70%
70.7%	60%
53.4%	60%

## 基本目標2：

- 市の制度・政策への意見を市へ伝えたいこどもや若者の割合 42.4%
  - こども・若者の権利に関する周知・啓発の実施状況 —
- (現状値のない指標のためアンケートを実施、現状認識を基準値とします。)

## 基本目標3：

- 子育て環境や支援に満足している保護者の割合（未就学児） 60.7%
- 子育て環境や支援に満足している保護者の割合（小学生） 62.9%

#### 子ども・子育て支援法に基づき記載する事業

##### (1) 子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育

施設型給付対象の施設  
(教育・保育施設)

幼稚園

認定  
こども園

保育所

地域型保育給付対象の事業  
(地域型保育事業)

小規模  
保育

家庭的  
保育

居宅訪問  
型保育

事業者  
内保育

##### (3) 子育てのための施設等利用給付

幼稚園  
(未移行)

認可外  
保育施設

幼稚園  
預かり

ファミリーサポ  
ートセンター

一時  
預かり

病児・病後児  
保育

##### (2) 地域子ども・子育て支援事業

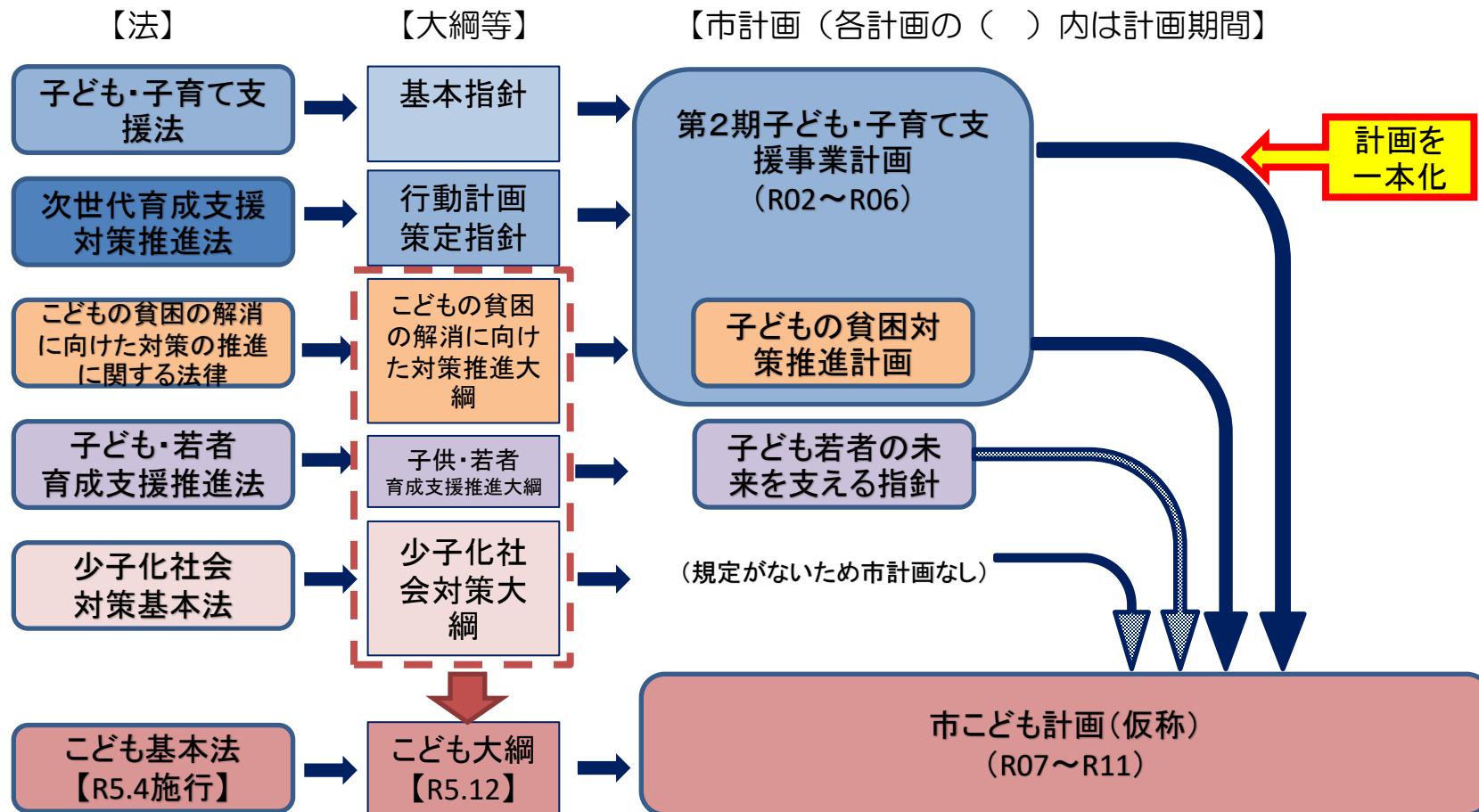
- ① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）
- ② 一時預かり事業
- ③ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ④ 病児・病後児保育事業
- ⑤ 利用者支援事業
- ⑥ 妊婦健康診査事業
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑧ 養育支援訪問事業
- ⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑩ 延長保育事業
- ⑪ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が参入することを促進するための事業
- ⑭ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑮ 児童育成支援拠点事業
- ⑯ 親子関係形成支援事業
- ⑰ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑲ 産後ケア事業

# ① 市こども計画の構成と法的根拠等の領域

## —幼児期、学童期・思春期、青年期—

本編 P.149

子ども・若者関係法令を網羅した市こども計画を策定しこどもの誕生前から幼児期、学童期・思春期・青年期までこども施策の総合的な推進を図る

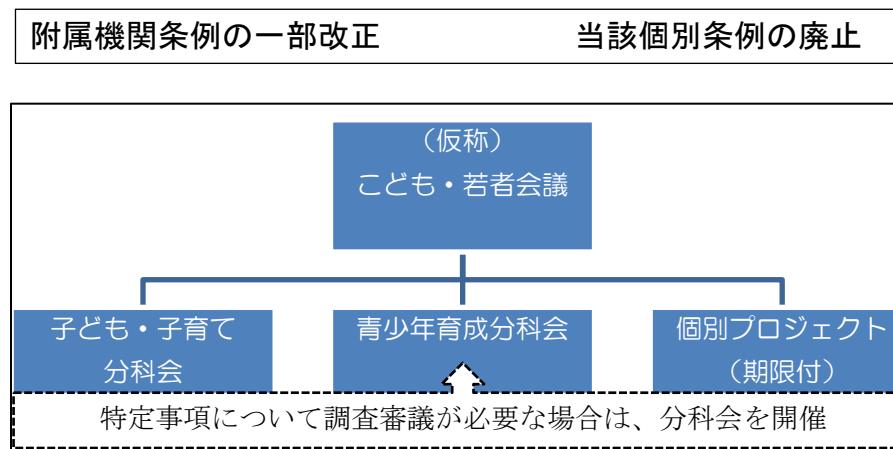


## ② 新たな審議・進捗管理体制の整備 —審議体制の再編イメージ図—

### • 1 現 在

附属機関条例設置	個別条例設置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て会議</li> <li>・【分科会】なし</li> <li>・委員16名（20名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年未来会議</li> <li>・【分科会】育成部会</li> <li>・委員13名（15名）</li> </ul>

### • 2 再編案



### • 3 選出母体    既存団体からの選出を母体に具体的に調整

既存の計画の統合等に合わせ、今後の進捗管理体制も一体化し、既存の会議等に代わる新たな審議体制を設置する。

子ども若者部における審議会組織の委員氏名

子ども・子育て会議  
青少年未来会議

No.	氏名	団体名等	役職等	備考
1	吉田 真理	小田原短期大学	名誉学長	会長
2	都築 顕道	小田原市保育会	会長	副会長
3	小原 敏郎	共立女子大学	教授	副会長
4	奈良 満穂	小田原市PTA連絡協議会	幹事	
5	柏木 成美	幼稚園保護者代表		
6	藤井 千夏	小田原市保育所保護者会連絡協議会	会長	
7	川向 由起子	小田原市民生委員児童委員協議会	大塙地区主任児童委員	
8	川本 桂子	小規模保育事業者代表	ぎんが邑保育園 理事長	
9	山下 真弘	小田原児童相談所	所長	
10	藤本 明美	小田原市小学校長会	小田原市立町田小学校長	
11	武藤 保之	小田原私立幼稚園協会	会長	
12	佐々木 陽子	(公募市民)		
13	島田 風花	(公募市民)		
14	横田 俊一郎	小田原医師会	顧問	
15	遠藤 貴文	小田原市社会福祉協議会	事務局長	
16	増田 房子	児童発達支援センター	ほうあんふじ 課長	

青少年未来会議

1	笠原 陽子	玉川大学教師教育リサーチセンター	客員教授	会長
2	本多 茂	小田原市子ども会連絡協議会	副会長	副会長
3	堀内 かおる	横浜国立大学教育学部	教授	
4	吉田 真理	小田原短期大学	名誉学長	
5	富樫 栄広	小田原市青少年育成推進員協議会	会長	
6	今屋 健一	小田原市青少年健全育成連絡協議会	書記	
7	益田 麻衣子	小田原市教育委員会	委員(教育長職務代理者)	
8	中島 慶太	小田原市小学校長会	小田原市立早川小学校長	
9	北川 誠	小田原・足柄下地区中学校長会	小田原市立白鷗中学校長	
10	塩浦 健吾	県西地区県立高等学校長会議	小田原東高等学校長	
11	山下 真弘	神奈川県小田原児童相談所	所長	
12	赤羽 宏仁	(公募市民)		
13	竹内 董	一般社団法人FROM PROJECT	代表理事	

### ③ 今後の計画の進捗管理等のスケジュール —2つの審議会組織を統合する—

現在、子ども・子育て会議及び青少年未来会議の2つの会議体で、別々に施策の推進を図っているが、市こども計画の策定に伴い、審議体制を整備

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
こども家庭庁発足 (こども政策推進会議設置)	★ (R5.4.1)		
こども大綱策定	★ (R5.12.22)		
県こども計画策定		計画策定作業	計画期間開始
市こども計画策定		計画策定作業	計画期間開始
審議会等の状況	子ども・ 子育て会議 2年任期 青少年 未来会議 2年任期 こども・ 若者会議	(R5.4.1～R7.3.31) (R6.4.1～R8.3.31)	①7/22単独 改組 ②10/25合同 ③2月上旬合同 ①8/20単独 廃止 (R7.4.1～) 2年任期 ★

(仮称) 小田原市こども計画 (素案)

令和7年3月 (策定予定)

令和6年(2024年)12月6日

小田原市子ども若者部



# 目 次

## はじめに

### 第1部 小田原市こども計画策定に至る道程

1

#### 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 計画策定に向けた取組	3
(1) 小田原市子ども・子育て会議の開催	3
(2) 小田原市青少年未来会議との合同開催	4
(3) 小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査の実施	4
(4) 小田原市子どもの生活実態調査の実施	4

#### 第2章 本市のこども・若者の姿

1 本市の子ども子育てを取り巻く現状	5	
(1) 人口と世帯の状況	5	
(2) 少子化の動向	10	
(3) 保育環境・教育環境の状況	16	
2 調査結果から見える小田原市の子育て家庭、子ども・若者の姿	19	
(1) 令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から	19	
(2) 令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」 結果から	20	
未就学児	小 学 生	若 者

#### 第3章 計画の基本的な考え方

1 調査から把握した基本施策につながる課題	33	
(1) 令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から把握した課題	33	
(2) 令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」 結果から把握したニーズ	41	
未就学児の保護者のニーズ	小学生の保護者のニーズ	若者のニーズ
2 計画の基本的な考え方	58	
(1) 基本理念	58	
(2) 基本目標	58	
(3) 施策の体系	59	
(4) 基本的な視点	63	
(5) 行動指針	64	

(6) 成果指標	65
<b>第2部 小田原市こども計画の展開</b>	<b>67</b>
<b>第1章 基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策</b>	<b>67</b>
1 こども・若者が権利の主体であることを社会全体での共有	68
(1) 地域社会全体における理解促進、意識啓発	68
(2) 学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化）	69
(3) インクルーシブな社会づくりに向けた啓発	69
2 様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進	71
(1) 遊びの機会や体験学習の支援、多様な地域活動への参加を通じた多世代交流	71
(2) キャリア教育の推進とライフキャリア教育の促進	72
(3) こども・若者が発案した活動の実施	73
(4) 全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進	73
3 地域でこども・若者を支える担い手の育成	75
(1) 地域でこども・若者を見守る担い手の育成	75
(2) こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成	76
(3) 全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成	77
4 こどもや若者への切れ目のない支援	78
(1) 妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施	78
(2) 多様な機関との連携による切れ目のない支援の実施	79
(3) おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」の充実	80
5 誰一人取り残さないための支援	82
(1) こどもの貧困の解消に向けた対策	82
(2) 児童虐待防止対策の推進	83
(3) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	84
(4) ヤングケアラーに対する支援	85
(5) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	85
(6) 外国につながりのあるこども・若者への対応	87
(7) 多様な当事者会や家族会によるピアサポート活動への支援	87
<b>第2章 基本施策Ⅱ ライフステージ別の施策</b>	<b>89</b>
1 こどもの誕生前から幼児期まで	90
(1) 生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進	90
(2) 保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上	91
(3) 就学前教育の充実	93

<b>2 学童期・思春期</b>	<b>94</b>
(1) 居場所づくり	94
(2) 社会力を育む学校教育の推進	95
(3) インクルーシブ教育の推進	96
(4) いじめの防止	97
(5) 不登校のこどもへの対応	97
<b>3 青年期</b>	<b>99</b>
(1) 社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談	99
(2) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実	99
(3) ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するN P O等民間団体との連携	
	100
 <b>第3章 基本施策Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策</b>	<b>101</b>
<b>1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</b>	<b>102</b>
(1) 妊娠・出産や幼児教育・保育等に関する経済的負担の軽減	102
(2) 児童手当・医療費等の負担軽減	103
(3) 就学援助制度による負担の軽減	103
<b>2 地域子育て支援</b>	<b>104</b>
(1) 必要な情報の提供	104
(2) 保護者に寄り添う子育て支援	104
(3) 地域で活動する多様な団体等への支援	105
<b>3 男女共同参画社会における共働き・共育ての推進</b>	<b>106</b>
(1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し	106
(2) 労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成、子育て中の母親の就労支援	107
<b>4 ひとり親家庭への支援</b>	<b>108</b>
(1) ひとり親家庭等自立支援の推進	108
(2) 児童扶養手当制度の着実な実施	109
(3) 当事者団体への支援	109
 <b>第4章 基本施策Ⅳ こども・若者の社会参画・意見反映</b>	<b>111</b>
<b>1 社会参画・意見反映の仕組みづくり</b>	<b>112</b>
(1) 多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組	112
(2) 企業、N P O等民間団体との連携	113
<b>2 若者が主体となる活動団体や若者のリーダー育成への支援</b>	<b>115</b>
(1) 地域の若者が主体となる団体等の活動の支援、多機関連携の推進	115
(2) 当事者である若者からリーダーを育成するための支援	116

<b>第5章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画</b>	<b>117</b>
<b>1 子ども・子育て支援法に基づいて記載する内容</b>	<b>117</b>
(1) 子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育	118
(2) 地域子ども・子育て支援事業	119
(3) 子育てのための施設等利用給付	120
<b>2 区域の設定</b>	<b>122</b>
<b>3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容</b>	<b>125</b>
(1) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容	125
(2) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について	135
(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について	136
<b>4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容</b>	<b>137</b>
(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）	137
(2) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	137
(3) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	138
(4) 病児・病後児保育事業	138
(5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）	139
(6) 利用者支援事業	139
(7) 妊婦に対する健康診査	140
(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	141
(9) 養育支援訪問事業	141
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	142
(11) 延長保育事業	143
(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	143
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	143
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	144
(15) 子育て世帯訪問支援事業	144
(16) 児童育成支援拠点事業	144
(17) 親子関係形成支援事業	145
(18) 妊婦等包括相談支援事業	145
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	146
(20) 産後ケア事業	146
<b>5 その他の記載事項</b>	<b>147</b>
(1) 産休後、育休後における施設の円滑な利用の確保に関する事項	147
(2) 子どもの専門的な知識、技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項	147
(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備 に関する施策との連携に関する事項	147

<b>第1章 計画の推進</b>	<b>149</b>
1 計画の推進体制	149
2 計画の進行管理	149
(1) (仮称) 小田原市こども・若者会議	149
(2) 庁内推進委員会	150
(3) 関係機関との連携強化	150
3 実施状況の点検・評価	150
4 実施状況の公表	150
<b>第2章 参考資料</b>	<b>151</b>
1 委員名簿	152
(1) 小田原市子ども・子育て会議	152
(2) 小田原市青少年未来会議	153
2 計画策定の経緯	154
3 条約、関連法及び大綱（抜粋）	155
4 令和4年2月 子どもの生活実態調査 調査結果報告書（抜粋）	169
5 令和6年3月 子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査 調査結果報告書（抜粋）	170
6 事務事業一覧 (現計画の事務事業を新計画の体系化に再編したイメージ)	171



# 第1部 小田原市こども計画策定に至る道程

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくため、こども家庭庁の設立と合わせて、「こども基本法」が令和5年（2023年）4月に施行されました。

これを受け、国では、同年12月に従来の「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」を策定し、こども施策の基本的な方針や重要事項などについて定め、全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととされました。

令和6年（2024年）5月には、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」を策定し、今後、毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しを図るとされています。

また、こども基本法では、市町村は国が定める「こども大綱」や都道府県が定める「こども計画」も勘案して、市町村こども計画を策定するよう努めることとされています。

この市町村こども計画については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等の既存の計画と一体のものとして策定することが可能とされました。

そこで、本市では、子どもの貧困対策推進計画等を包含した「小田原市子ども・子育て支援事業計画」や、子ども・若者育成支援推進法に基づき市町村子ども・若者計画として、令和6年（2024年）3月に策定した「小田原市子ども若者の未来を支える方針」と一体化した「小田原市こども計画」を策定することとします。

### 2 計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の質及び量の確保や、法に基づく業務の円滑な実施などについて定めます。また、児童福祉法に規定する保育所及び幼保連携型認定子ども園の整備に関する市町村整備計画を兼ねるとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に関する施策を含めます。

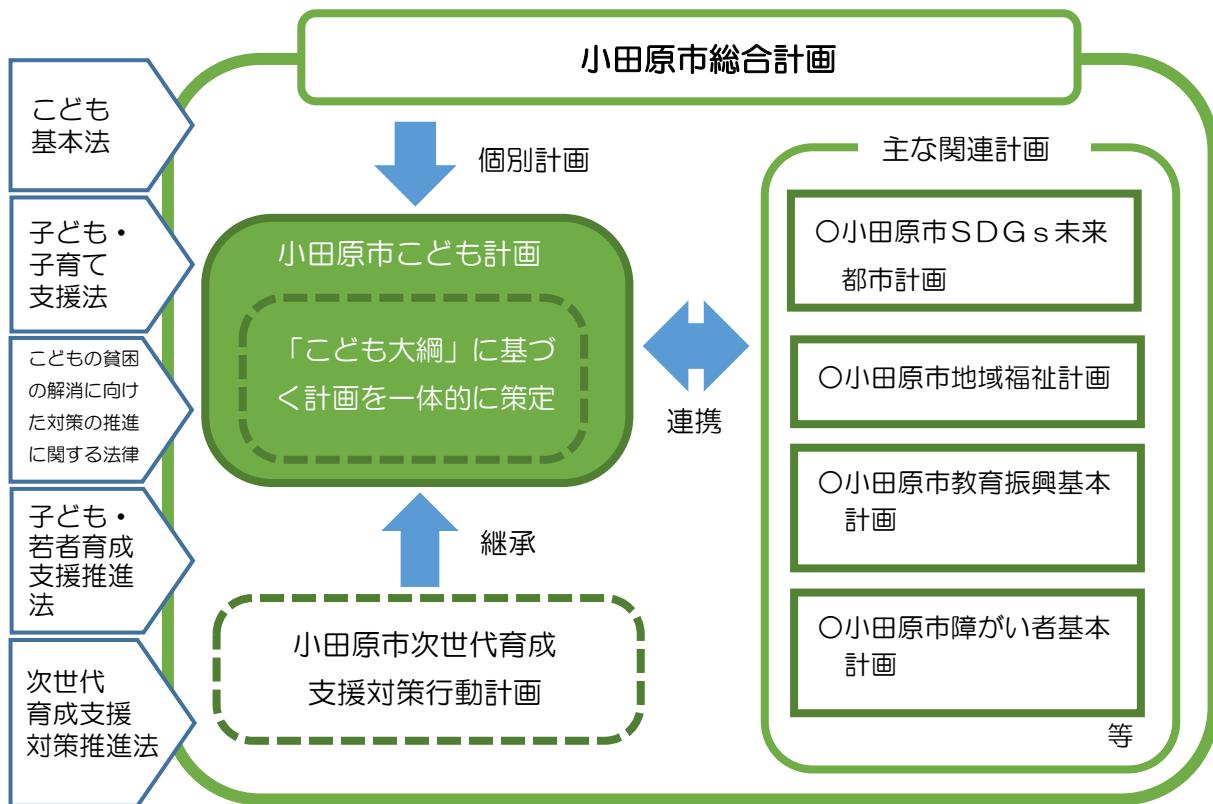
そして、子ども・若者育成支援推進法に基づく「小田原市子ども若者の未来を支える方針」と、この方針に基づく具体的な取組を本計画に位置づけ実践してまいります。

本計画の策定にあたっては、本市の総合計画の施策の方向やその他の関連計画とも連携し、整合を図ります。

なお、広く次世代育成支援の観点から総合的に施策を推進するために、本計画は「次世代育成支援対策行動計画」を継承し、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付けます。

また、平成 27 年（2015 年）9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、国際社会全体の目標として、令和 12 年（2030 年）を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスの取れた持続可能な開発に際して、17 の目標と 169 のターゲットが設定されています。この SDGs の理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指しており、SDGs の視点も重要な価値観として取り組んでいきます。

#### ◆ こども計画の位置付け

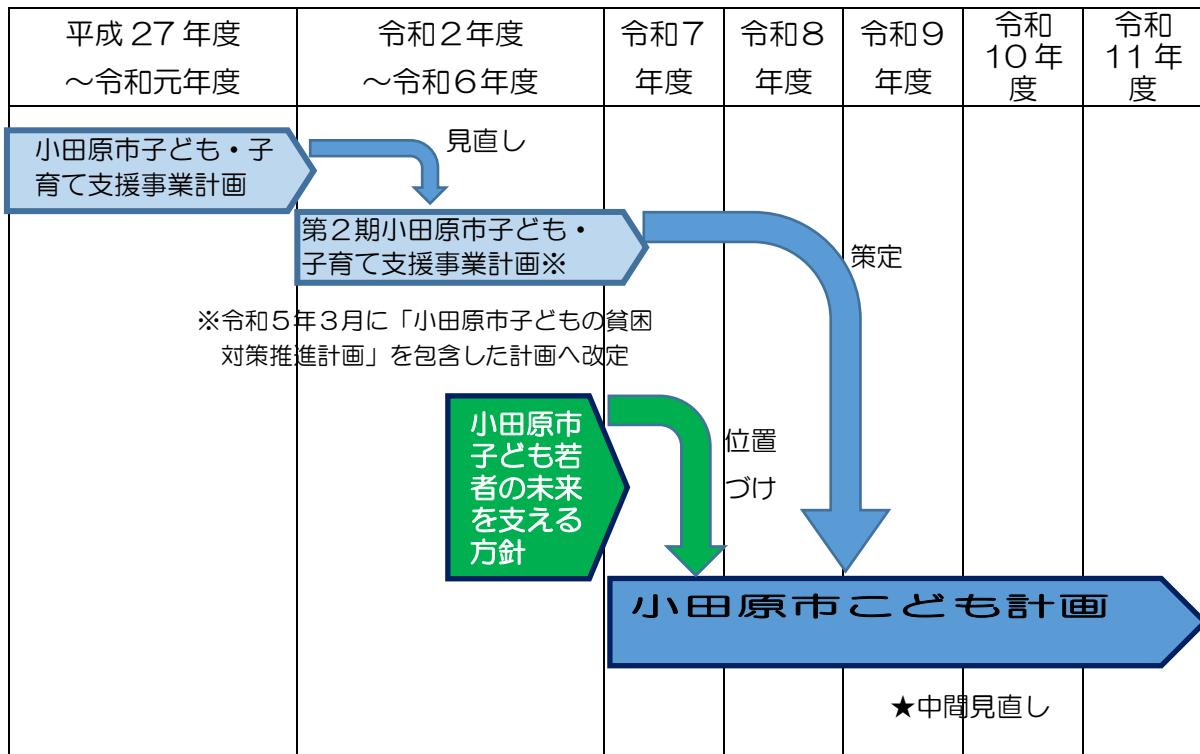


### 3 計画の期間

本計画はこども基本法に基づき令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中は施策の実施状況の点検、評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆ 計画期間



## 4 計画の対象

本計画の対象を、こども・若者及び子育て世帯とします。

こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義していますが、様々な法律においても定義が異なることから、一般的に広く周知されているとはいえません。

そこで、本計画では、一部重複する年齢もありますが、「こども」は概ね18歳未満、「若者」は概ね思春期から30歳未満、取組によっては40歳未満を主たる対象とします。

また、子育て世帯は妊娠・出産期を含むものを主たる対象とします。

## 5 計画策定に向けた取組

### (1) 小田原市子ども・子育て会議の開催

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を実施している附属機関「小田原市子ども・子育て会議」を開催し、子どもの保護者に加え、幼稚園、保育所、地域子

育て支援事業、児童相談所などの子ども・子育て支援事業の従事者、有識者、事業者団体の関係者など、子ども・子育て支援に関する様々な立場からご意見をいただきました。

## （2）小田原市青少年未来会議との合同開催

「小田原市子ども若者の未来を支える方針」は、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画として、青少年の健全育成に関する施策等の総合的かつ計画的な推進に資するための附属機関「小田原市青少年未来会議」での深い議論を経て策定されたものです。この方針を踏まえ具体的に実施していく取組とすることから、一体化して本計画を策定するにあたり、「小田原市青少年未来会議」と「小田原市子ども・子育て会議」を合同で開催し、青少年の健全育成に関する活動に従事されている青少年育成推進員協議会、子ども会連絡協議会、青少年育成連絡協議会、関係行政機関の職員に加え、学識経験者や市民など、青少年の健全育成に関する様々な立場から改めて本計画に対するご意見をいただきました。

## （3）小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査の実施

子ども・子育て支援事業計画における、各年度の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みの設定や、子ども・子育て支援給付管理システムの構築を行うための基礎資料を得るため、令和5年(2023年)12月1日時点の住民基本台帳を用いて、令和6年(2024年)1月25日から2月26日にかけて、市内の子育て世帯及び若者を対象としたニーズ調査を行いました。

調査区分	調査対象者数	回答数	回答率
未就学児調査	4,000件	1,418件	35.5%
小学生調査	2,000件	672件	33.6%
若者調査	3,000件	444件	14.8%

→（調査結果概要）第3部 第2章参考資料 5として抜粋版を掲載

## （4）小田原市子どもの生活実態調査の実施

本市における子どもの生活実態を把握するとともに、子どもの貧困対策推進計画の策定等、子育て世帯への施策に役立てるため、令和3年（2021年）10月12日から11月5日にかけて、市内の子ども及び保護者を対象に、生活の状況等に関する調査を実施しました。

調査区分	配布数	回答数	回答率
小学5年生	1,449件	1,346件	92.9%
中学2年生	1,468件	1,365件	93.0%
保護者	4,917件	2,523件	51.3%
合計	7,834件	5,234件	66.8%

→（調査結果概要）第3部 第2章参考資料 4として抜粋要版を掲載

## 第2章 本市のこども・若者の姿

### 1 本市の子ども子育てを取り巻く現状

国勢調査や県・市の統計データから、本市の子どもと子育てを取り巻く状況を分析しました。

#### (1) 人口と世帯の状況

##### ◆ 人口と年少人口の推移

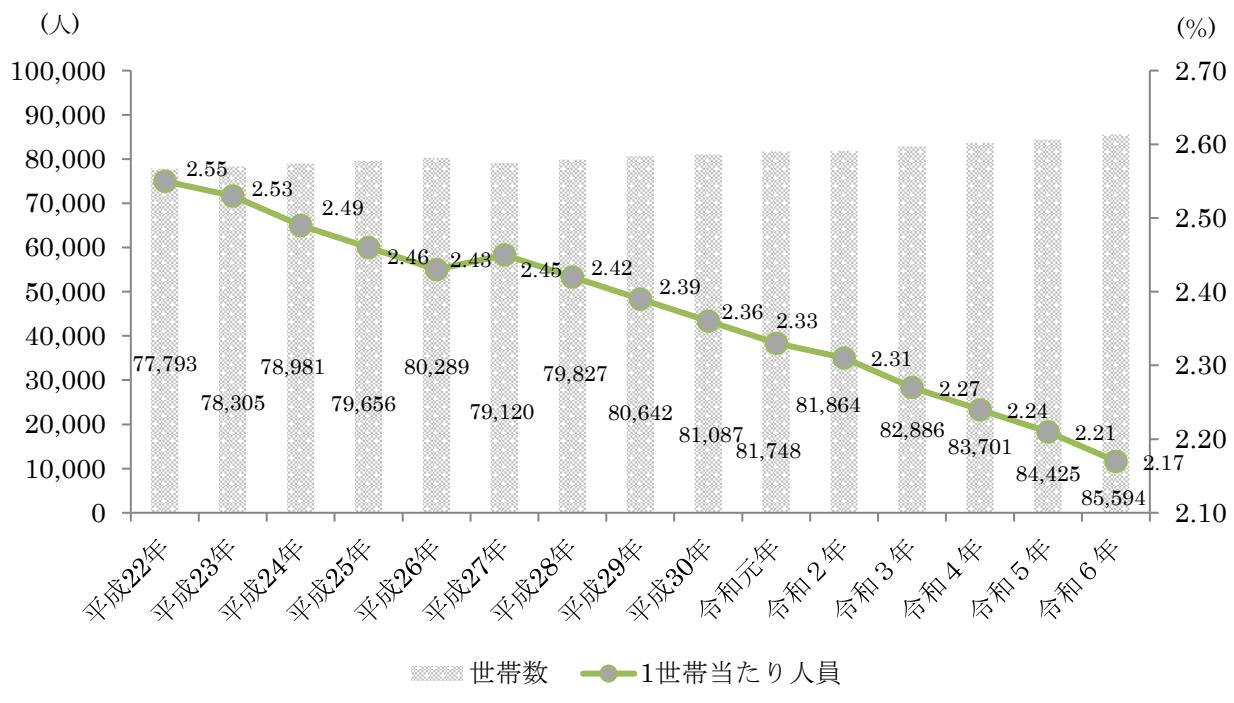
人口は、令和6年現在、186,326人で微減の傾向が続いています。年少人口（15歳未満）は、令和6年現在、19,320人で平成22年より6,469人減少しており、年少人口割合は平成22年と比べ2.6ポイント減少しています。



(神奈川県年齢別人口統計調査：各年1月1日現在)

### ◆ 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は増加傾向で推移し、令和6年現在、85,594世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は減少傾向で推移しており、令和6年現在、2.17人で単身世帯や子どものいない世帯の増加が進行していることがうかがえます。



(市統計月報：各年10月1日現在)

### ◆ 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯を見ると、令和2年には総世帯数 81,622 世帯の約 57.0% を核家族世帯が占めています。特に「夫婦のみ」世帯と「女親と子ども」、「男親と子ども」世帯の増加が顕著になっています。また、その他の親族世帯では、「夫婦、子どもと両親」の世帯が減少しています。

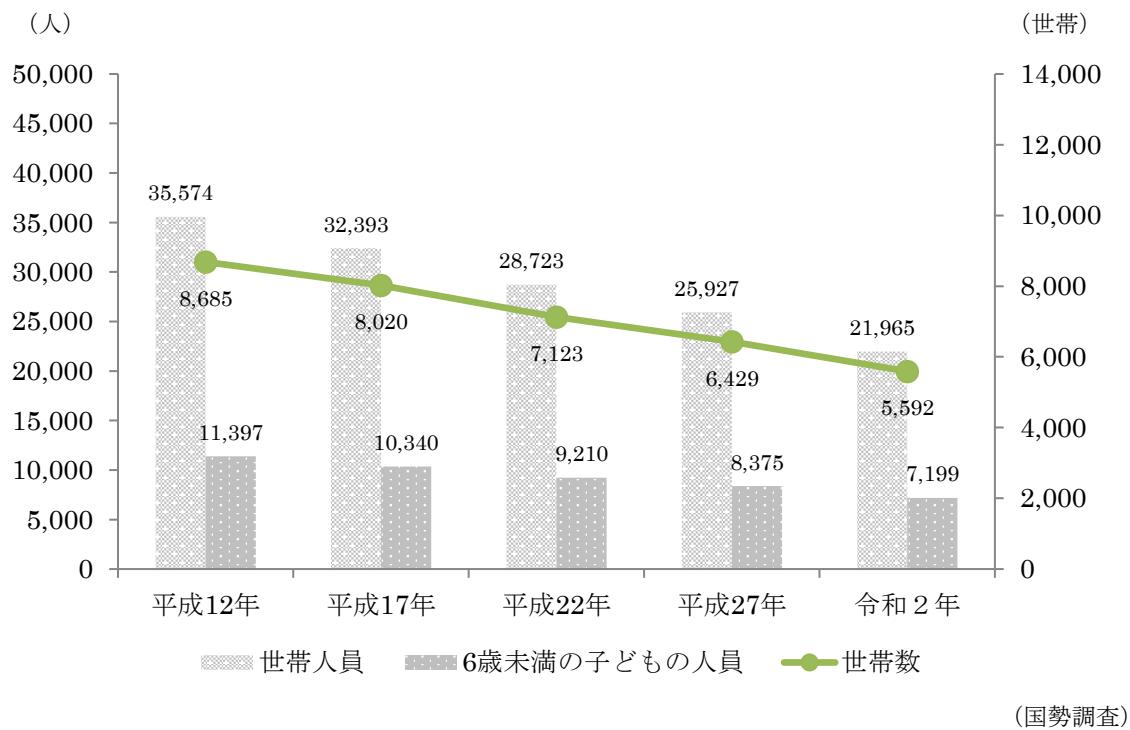
(単位：世帯)

家族類型別世帯数	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	6歳未満親族のいる世帯 (R2年再掲)	18歳未満親族のいる世帯 (R2年再掲)
総世帯数	71,379	74,064	77,532	79,007	81,622	5,592	15,246
A 親族世帯	53,716	54,214	54,411	53,932	52,397	5,574	15,182
I 核家族世帯	43,512	44,571	45,721	46,460	46,521	5,051	13,241
1 夫婦のみ	12,847	14,068	15,250	16,280	17,052	—	—
2 夫婦と子ども	24,760	23,779	23,198	22,436	21,240	4,722	11,489
3 男親と子ども	945	1,049	1,130	1,191	1,301	18	174
4 女親と子ども	4,960	5,675	6,143	6,553	6,928	311	1,578
II その他の親族世帯	10,204	9,643	8,690	7,472	5,876	523	1,941
5 夫婦と両親	334	337	345	277	221	—	—
6 夫婦とひとり親	949	1,083	1,113	984	958	—	—
7 夫婦、子どもと両親	2,309	1,951	1,534	1,124	674	128	454
8 夫婦、子どもとひとり親	3,922	3,434	2,871	2,301	1,609	153	677
9 夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)い)	164	173	155	153	146	5	14
10 夫婦、子どもと 他の親族 (親を含まない)	640	691	705	674	571	98	354
11 夫婦、親と他の 親族 (子どもを含まない)	173	169	124	116	76	7	14
12 夫婦、子ども、 親と他の親族	614	529	448	347	198	74	155
13 兄弟姉妹のみ	356	409	458	516	563	—	3
14 他に分類されな い親族世帯	743	867	937	980	860	58	270
B 非親族世帯	332	492	791	374	735	18	57
C 単独世帯	17,331	19,358	22,295	24,584	28,359	—	7

(国勢調査)

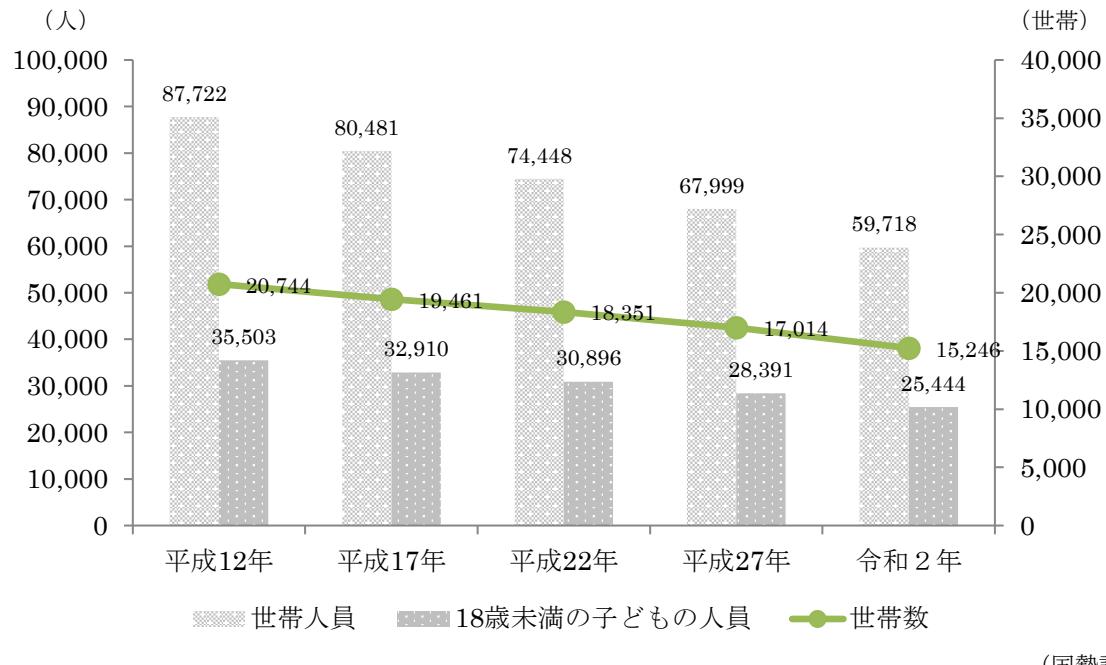
### ◆ 6歳未満の子どものいる世帯の推移

国勢調査によると、6歳未満の子どものいる世帯は、令和2年現在、5,592世帯で、世帯人員は21,965人、1世帯当たりの世帯人員は約3.9人となっています。また、世帯中の6歳未満の子どもは7,199人で減少傾向です。



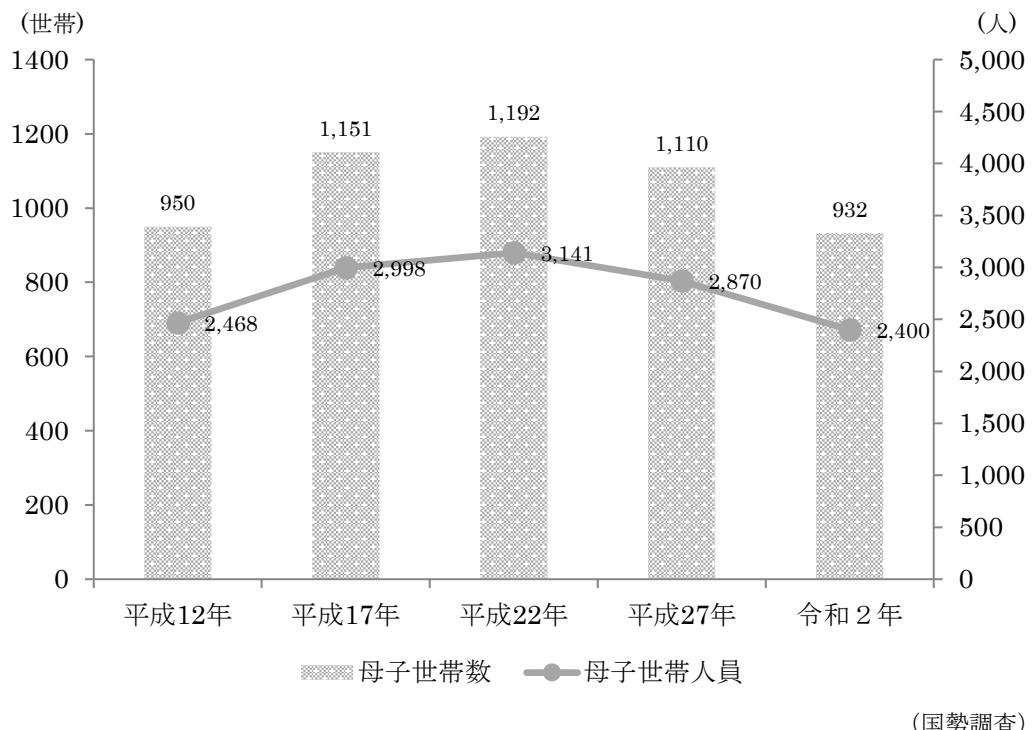
### ◆ 18歳未満の子どものいる世帯の推移

国勢調査によると、18歳未満の子どものいる世帯は、令和2年現在、15,246世帯で、世帯人員は59,718人、1世帯当たりの世帯人員は約3.9人となっています。また、世帯中の18歳未満の子どもは25,444人で減少傾向です。



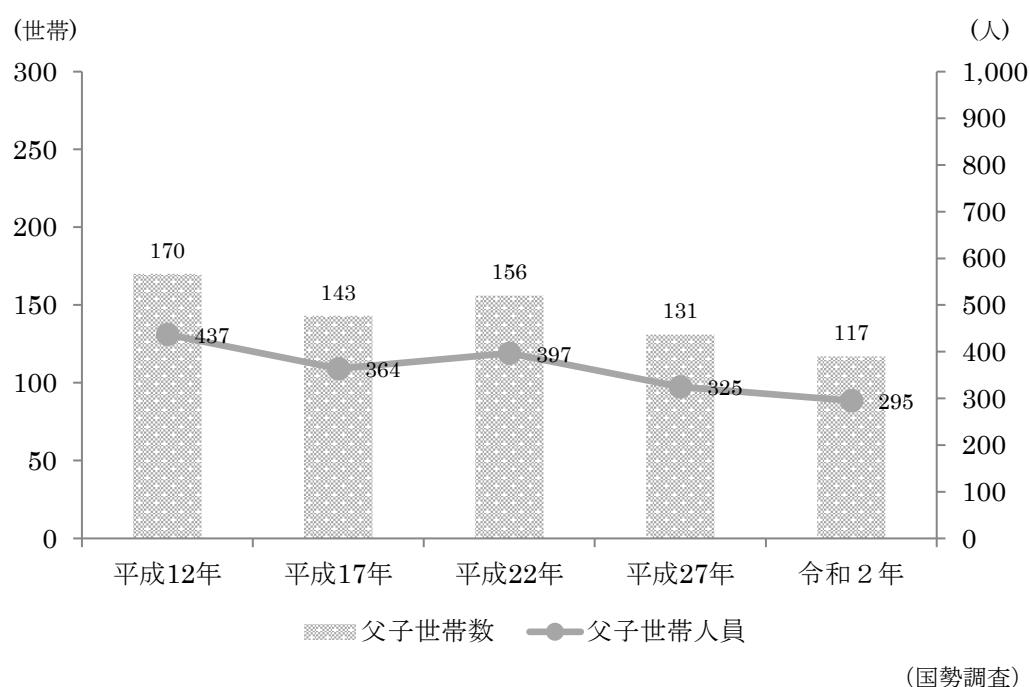
### ◆ 母子世帯の推移

国勢調査によると母子世帯数は平成12年から平成22年にかけて増加していますが、平成27年以降減少しており、令和2年は932世帯となっています。また、母子世帯人員は令和2年現在、2,400人で1世帯当たりの世帯人員は約2.6人となっています。



### ◆ 父子世帯の推移

国勢調査によると父子世帯数は、令和2年現在、117世帯で世帯人員は295人となっており、1世帯当たりの世帯人員は約2.5人となっています。

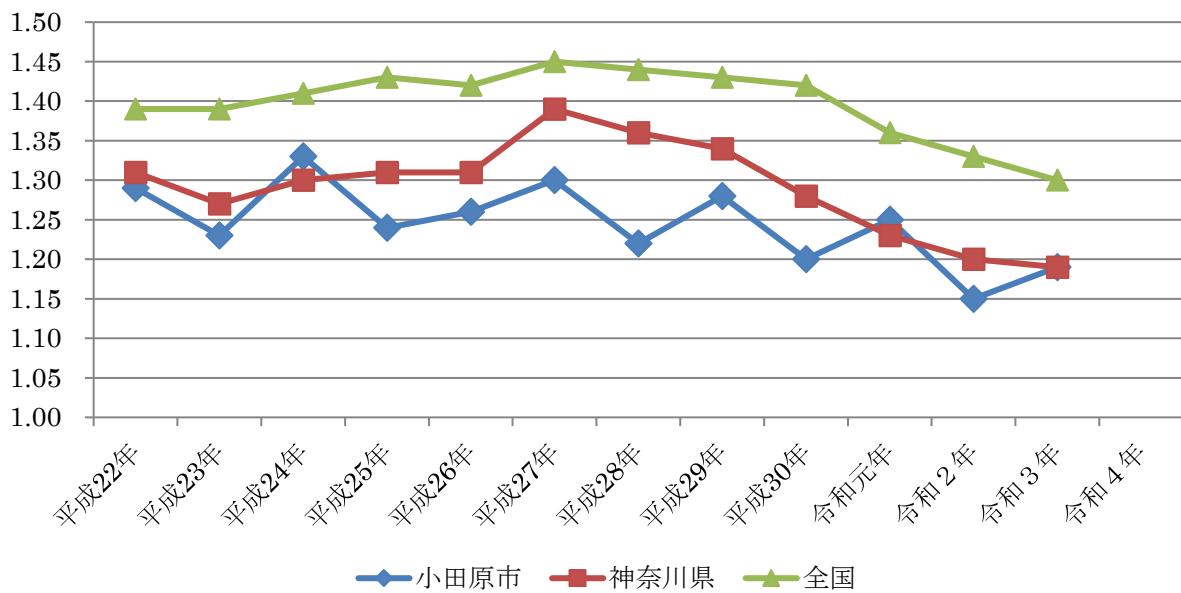


## (2) 少子化の動向

### ◆ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、本市では、年度により増減を繰り返していますが、おおむね減少傾向にあります。県平均と比較しても、おおむね同水準となっている状況です。

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元 年	令和 2 年	令和 3 年
小田原市	1.29	1.23	1.33	1.24	1.26	1.30	1.22	1.28	1.20	1.25	1.15	1.19
神奈川県	1.31	1.27	1.30	1.31	1.31	1.39	1.36	1.34	1.28	1.23	1.20	1.19
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30



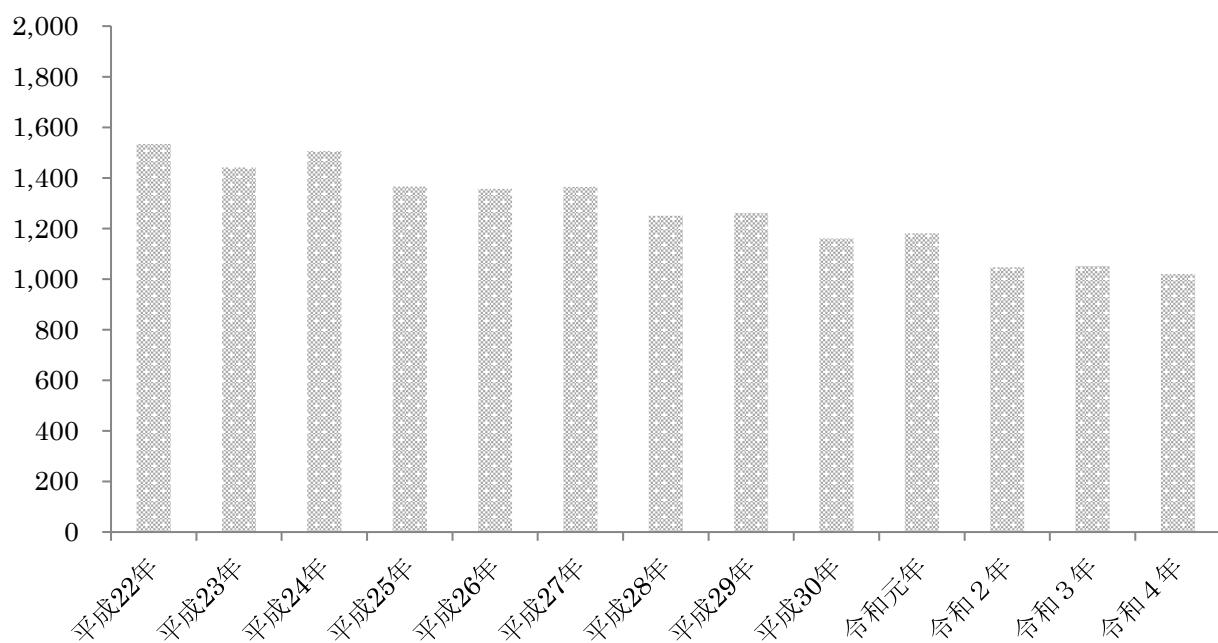
(神奈川県衛生統計年報)

### ◆ 出生数の推移

出生数の推移は、市、県、国ともに減少傾向にあります。令和4年は平成22年と比べて約500人減少しており、平成22年の約3分の2の出生数となっています。

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
小田原市 (出生数)	1,534	1,442	1,506	1,365	1,357	1,364	1,250	1,262	1,160	1,181	1,047	1,052	1,020

(人)

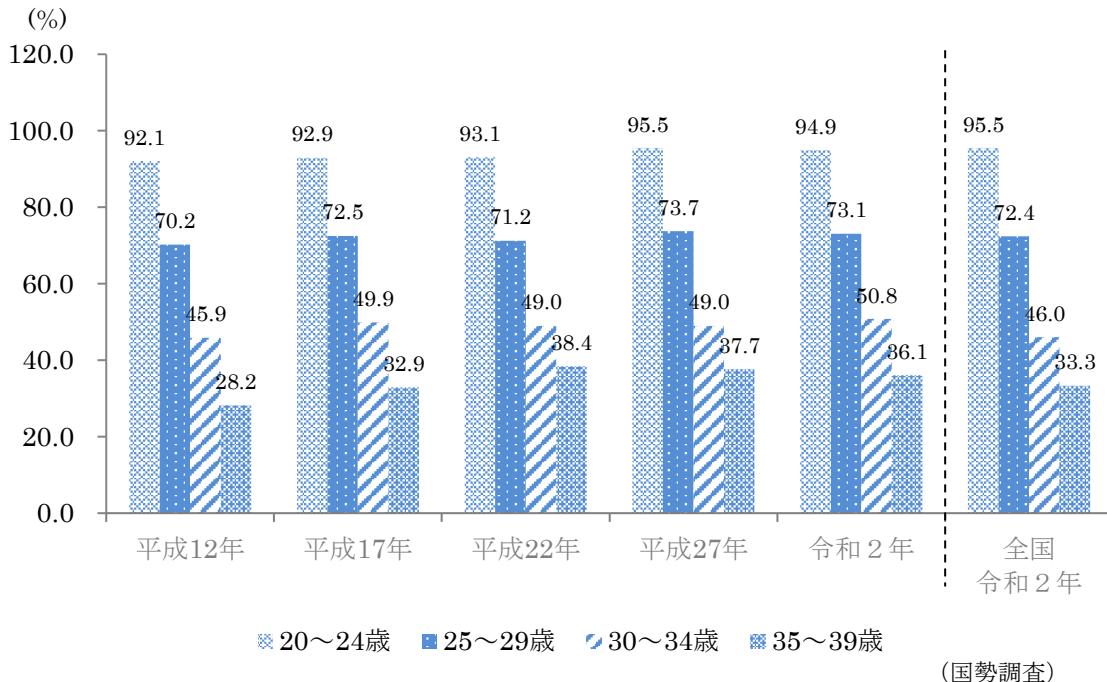


(人口動態調査・神奈川県衛生統計年報)

### ◆ 未婚率の推移（男性）

国勢調査によると令和2年の男性の未婚率は20～24歳が94.9%、25～29歳が73.1%といずれも平成27年と比べると減少しています。

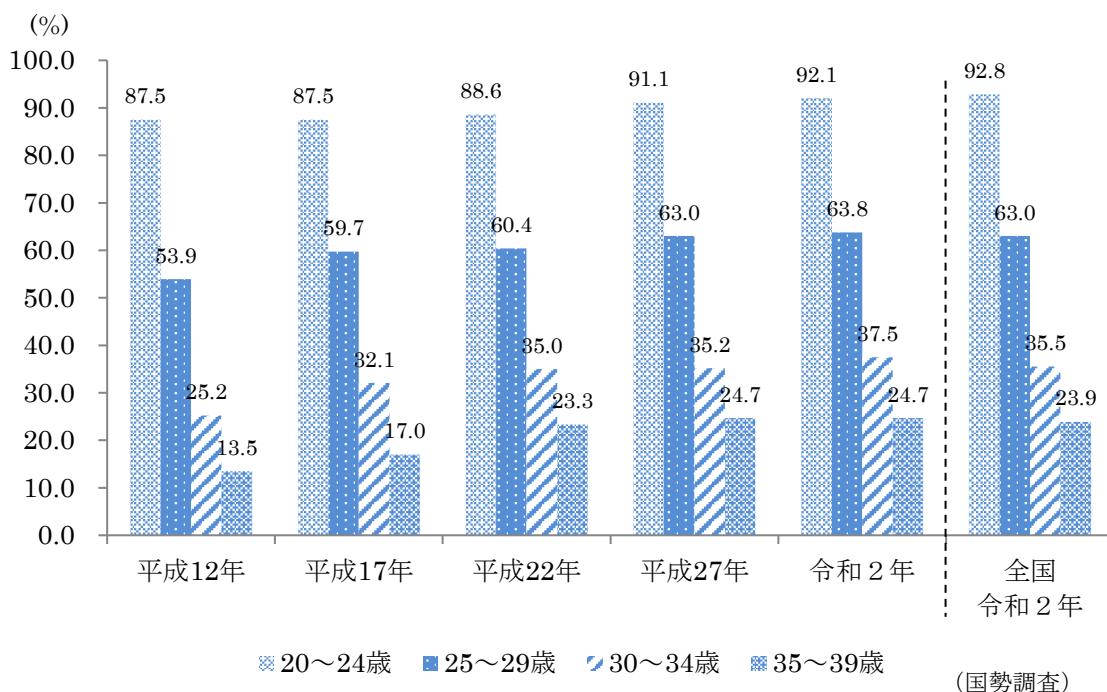
また、20～24歳の区分を除き、全国よりも若干高い未婚率となっています。



### ◆ 未婚率の推移（女性）

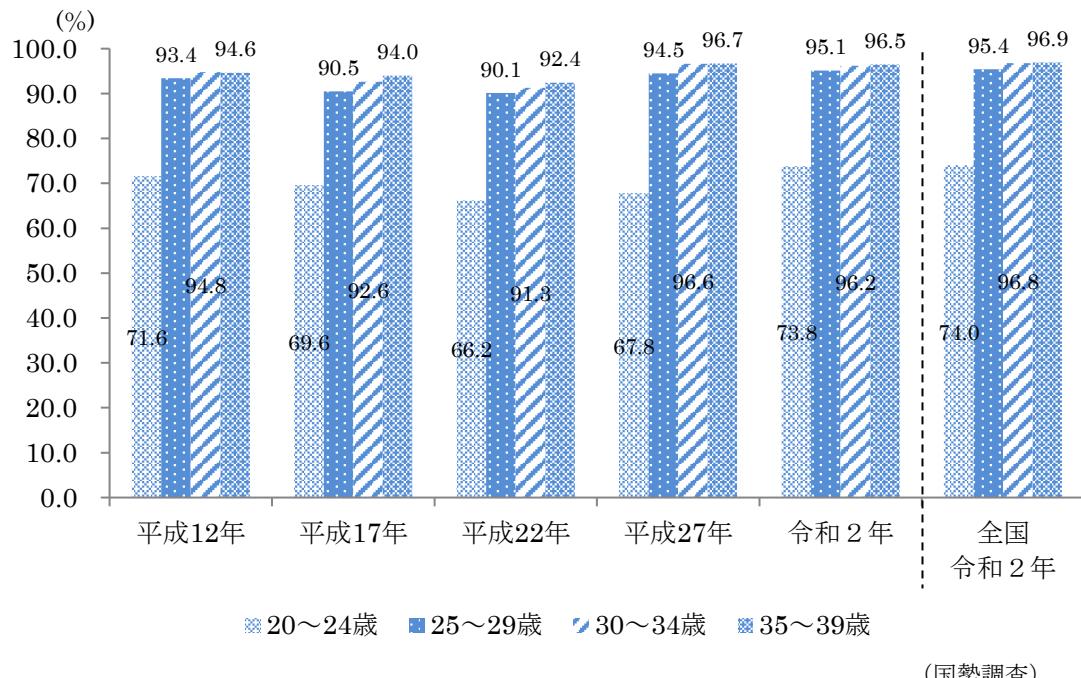
国勢調査によると令和2年の女性の未婚率は20～24歳が92.1%、25～29歳が63.8%といずれも平成27年と比べると増加しています。

また、20～24歳の区分を除き、各年齢層において全国よりも高い未婚率となっています。



### ◆ 年齢別労働力率の推移（男性）

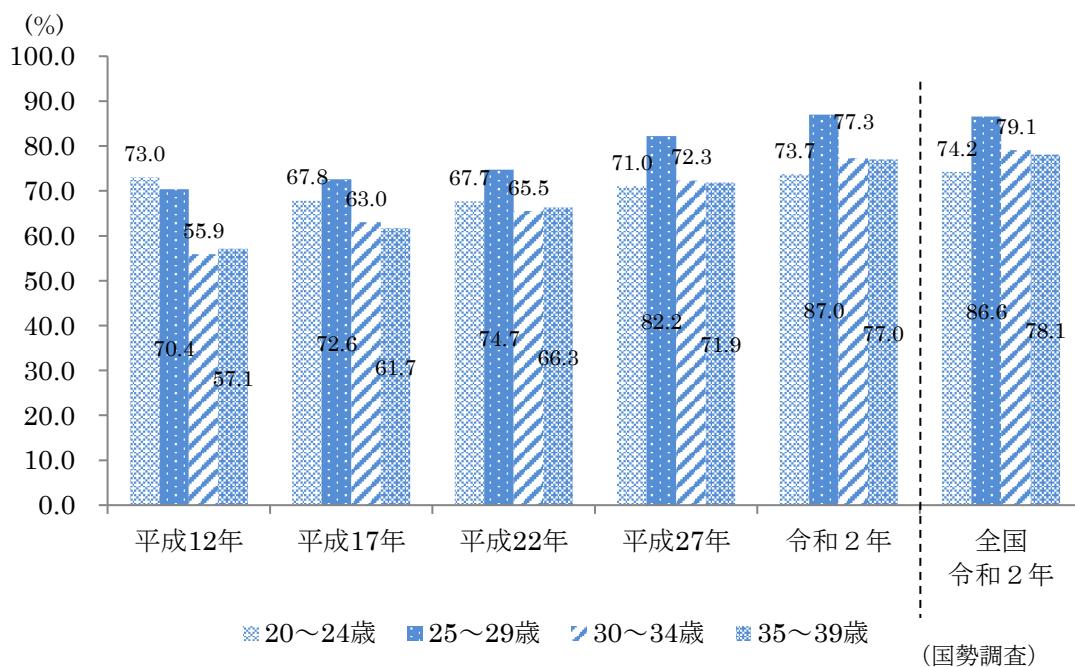
国勢調査によると令和2年の男性の労働力率は、20～24歳、25～29歳の区分で、平成27年と比べて増加しています。特に20～24歳の増加が顕著です。また、各年齢層とも全国と比べて概ね同水準となっています。



### ◆ 年齢別労働力率の推移（女性）

国勢調査によると令和2年の女性の労働力率は、各年齢層において平成27年と比べて増加しています。特に25～29歳、30～34歳及び35～39歳の区分では約5ポイント増加しております。

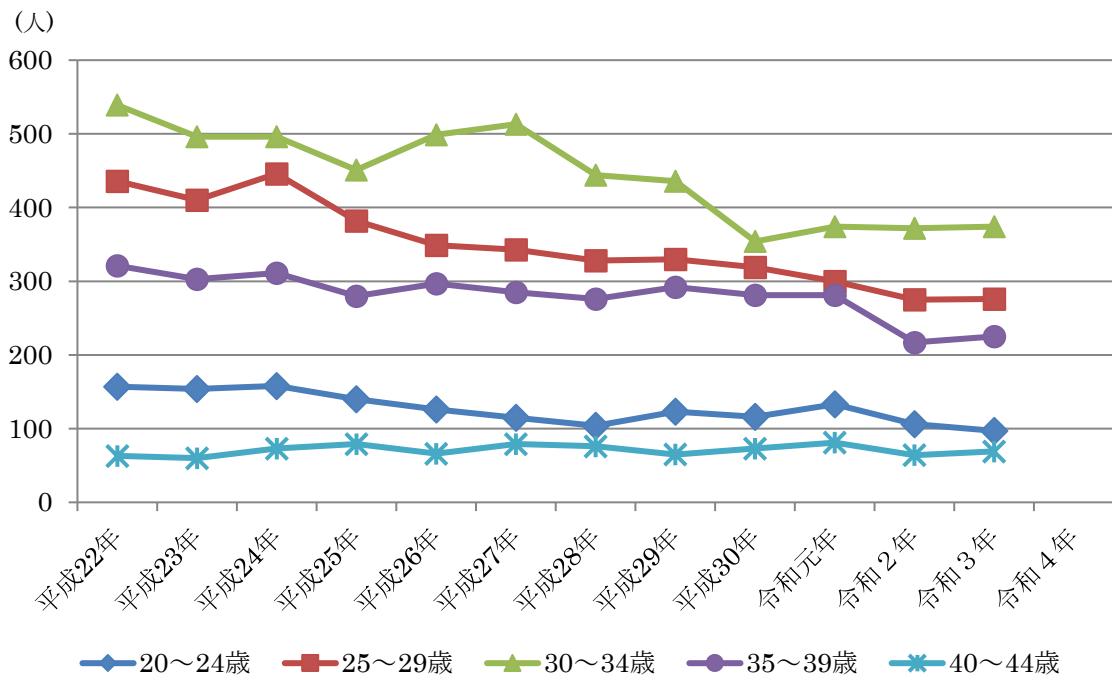
また、全国と比べた場合、20～24歳、25～29歳は概ね同水準になっていますが、30～34歳、35～39歳については、1～2ポイント程度低くなっています。



### ◆ 母の年齢階級別出生数の推移

母の年齢階級別出生数は、30～34歳が他の階級と比較し最も多くなっています。また、平成22年からの推移をみると、20～24歳、25～29歳の出生数の減少率が高くなっています。

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
総数	1,534	1,442	1,506	1,365	1,357	1,364	1,250	1,262	1,160	1,181	1,047	1,052
15歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15～19歳	16	18	17	31	18	27	18	16	17	10	11	11
20～24歳	157	154	158	140	126	115	104	123	116	133	106	97
25～29歳	436	410	446	382	349	343	328	330	319	300	275	276
30～34歳	539	496	496	451	499	513	444	436	354	374	372	374
35～39歳	321	303	311	280	297	285	276	292	281	281	217	225
40～44歳	63	60	73	79	66	79	76	65	73	81	64	69
45歳以上	2	1	5	2	2	2	4	0	0	2	2	0



(神奈川県衛生統計年報)

### ◆ 婚姻数の推移

婚姻数は、平成 29 年までは増減を繰り返しているものの、減少傾向となっています。また、令和 2 年は前年と比べ大きく減少しています。

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
婚姻数	995	943	969	910	870	925	851	859	849	801	635	668

(神奈川県衛生統計年報)

### ◆ 離婚数の推移

離婚数は、平成 22 年からほぼ横ばいとなっていましたが、平成 30 年に大きく減少し、以降はこれまでと比べ少ない数字で推移しています。

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
離婚数	365	389	395	341	358	374	333	347	298	295	301	264

(神奈川県衛生統計年報)

### (3) 保育環境・教育環境の状況

#### ◆ 保育所（園）の入所児童数

入所児童数は、私立保育所、公立保育所とも減少傾向となっています。

(単位：人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
入所児童数 (私立)	2,503	2,531	2,620	2,594	2,590	2,615	2,644
入所児童数 (公立)	571	562	554	525	500	488	483
合計	3,074	3,093	3,174	3,119	3,090	3,103	3,127
	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
入所児童数 (私立)	2,680	2,738	2,770	2,688	2,657	2,680	2,607
入所児童数 (公立)	468	364	363	360	352	334	340
合計	3,148	3,102	3,133	3,048	3,009	3,014	2,947

(各年 4 月 1 日現在)

#### ◆ 保育所待機児童数

増減を繰り返しながら概ね減少傾向にあります。令和 6 年には過去最少となっています。

(単位：人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
0 歳児	3	2	1	2	4	2	2
1 歳児	8	11	9	7	6	9	8
2 歳児	2	3	5	3	3	3	9
3 歳児	4	6	2	6	2	6	5
4 歳児以上	2	5	1	1	1	2	0
計	19	27	18	19	16	22	24
	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳児	0	0	2	0	0	0	0
1 歳児	8	6	5	3	4	5	2
2 歳児	3	2	3	2	1	1	0
3 歳児	5	2	2	0	1	3	1
4 歳児以上	1	1	2	0	0	0	0
計	17	11	14	5	6	9	3

(各年 4 月 1 日現在)

### ◆ 幼稚園の在園児童数

在園児童数は減少傾向にあります。

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
園児数 (私立)	1,264	1,267	1,280	1,256	1,238	1,174	1,153	1,175
園児数 (公立)	521	484	482	464	497	480	443	412
合計	1,785	1,751	1,762	1,720	1,735	1,654	1,596	1,587
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
園児数 (私立)	1,181	1,153	1,098	1,069	1,094	1,037	1,031	1,000
園児数 (公立)	365	304	279	236	198	184	154	147
合計	1,546	1,457	1,377	1,305	1,292	1,221	1,185	1,147

(各年5月1日現在 学校基本調査)

### ◆ 放課後児童クラブの入所児童数

入所児童数は、年々増加傾向にあります。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
入所児童数	1,166	1,139	1,141	1,212	1,403	1,513	1,557
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
入所児童数	1,542	1,701	1,768	1,744	1,783	1,802	1,847

(各年4月1日現在)

### ◆ 小学校・中学校の児童・生徒数

年々減少傾向です。

(単位：人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学校 児童数	10,425	10,048	9,866	9,606	9,396	9,255	9,131
中学校 生徒数	5,075	5,105	4,999	4,980	4,880	4,857	4,656
	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校 児童数	9,089	9,011	8,817	8,671	8,476	8,350	8,138
中学校 生徒数	4,483	4,326	4,298	4,290	4,316	4,221	4,235

(各年 5 月 1 日現在 学校基本調査：公立小中学校の在籍数)

### ◆ 子どもを対象とした施設の数

(単位：箇所)

名称	平成 31 年	令和 6 年	設置数の増減
保育所	34	34	±0
幼稚園	16	16	±0
認定こども園	2	5	+3
小規模保育事業所	10	13	+3
公立小学校	25	25	±0
公立中学校	11	11	±0
届出保育施設	10	16	+6
放課後児童クラブ	24	25	+1
街区公園	137	141	+4
児童遊園地	53	49	△4

(各年 4 月現在)

## 2 調査結果から見える小田原市の子育て家庭、子ども・若者の姿

### (1) 令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から

#### ① 調査から推測した生活状態

子どもの貧困対策を進めるに当たり、子どもの回答結果と、世帯収入の水準や家庭環境との関連を分析する必要があることから、本調査では便宜上、過去に他自治体で行われた調査において、困窮世帯と非困窮世帯とで異なる傾向がみられやすかった設問（小学5年生調査では37項目、中学2年生では38項目）の回答結果を判定要素とした分類を行いました。

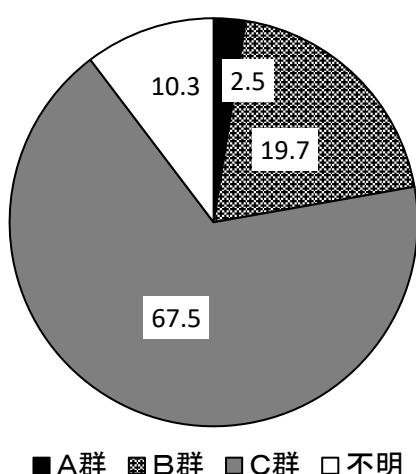
分類は、該当項目が13項目以上の場合は「A群」、7～12項目の場合は「B群」、6項目以下の場合は「C群」とグループ分けし、グループごとの集計・分析を行いました。

「C群」、「B群」、「A群」の順に生活困難の度合いが高くなる可能性があると判断します。

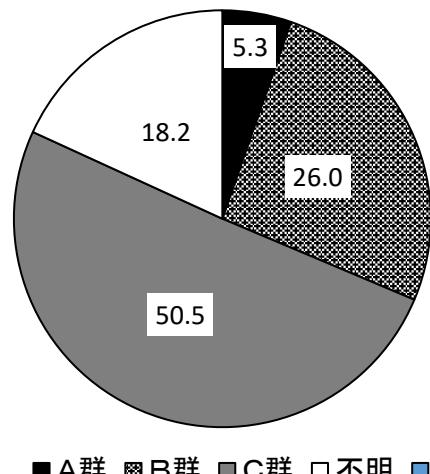
その結果、グループ別にみると、小学5年生では「A群」が2.5%、「B群」が19.7%、「C群」が67.5%となっています。中学2年生では「A群」が5.3%、「B群」が26.0%、「C群」が50.5%となっています。

生活困難分類に応じた「調査から把握した基本施策につながる課題」は第3章で扱います。

【小学校5年生】



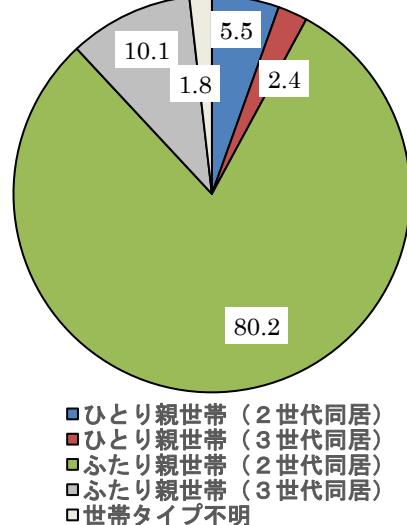
【中学校2年生】



#### ② 世帯タイプ

世帯のタイプ別にみると、「ひとり親世帯（2世代同居）」が5.5%、「ひとり親世帯（3世代同居）」が2.4%、「ふたり親世帯（2世代同居）」が80.2%、「ふたり親世帯（3世代同居）」が10.1%となっています。

世帯タイプ区分

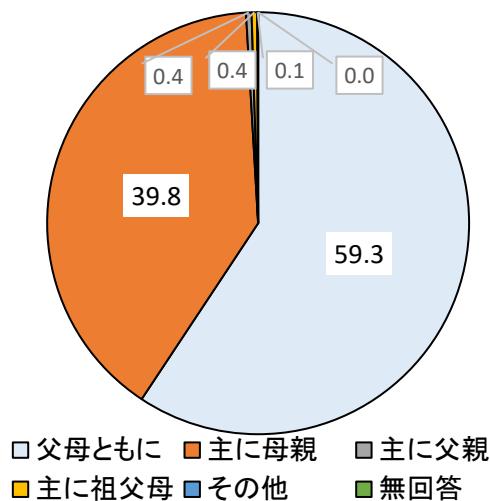


## (2) 令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」結果から

### 未就学児

#### ① 子育てを行っている人

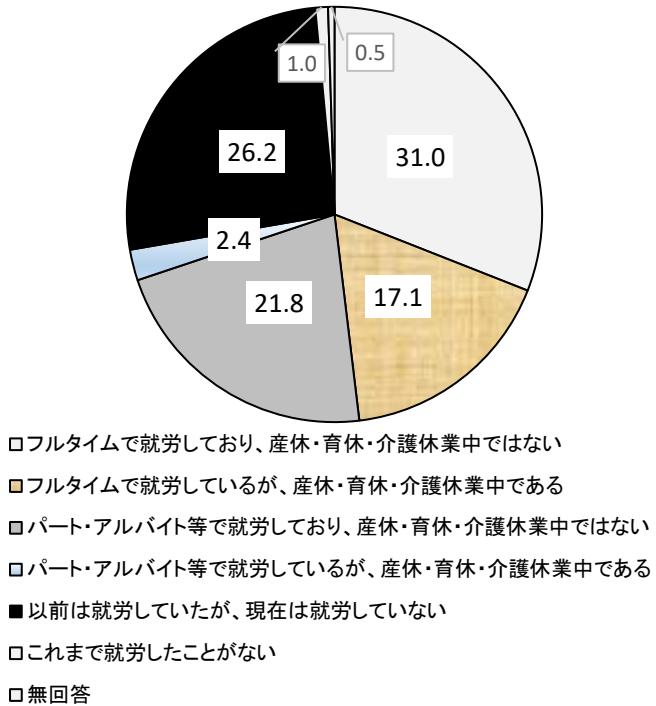
「父母ともに」の割合が59.3%（5年前に実施した前回調査時47.9%）と最も高く、次いで「主に母親」が39.8%（前回調査時50.4%）と、父親の子育てへの参加機会が前回調査時から増加していることがうかがえます。



#### ② お子さんの保護者（母親）の就労状況

母親では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.0%（前回調査時27.2%）と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.2%（前回調査時37.7%）、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.8%（前回調査時17.8%）となっており、前回調査時と比較して働いている母親の割合が高くなっています。

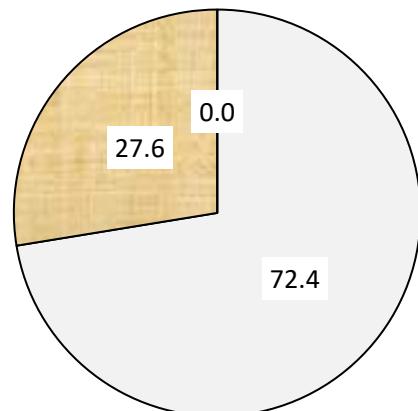
父親では、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が92.5%（前回調査時92.7%）と9割以上がフルタイム就労となっています。



【母親の就労状況】

### ③ 教育・保育の利用状況

幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況は、「利用している」が72.4%（前回調査時68.6%）、「利用していない」が27.6%（前回調査時31.2%）となっており、利用している方は前回調査時より3.8ポイント高くなっています。



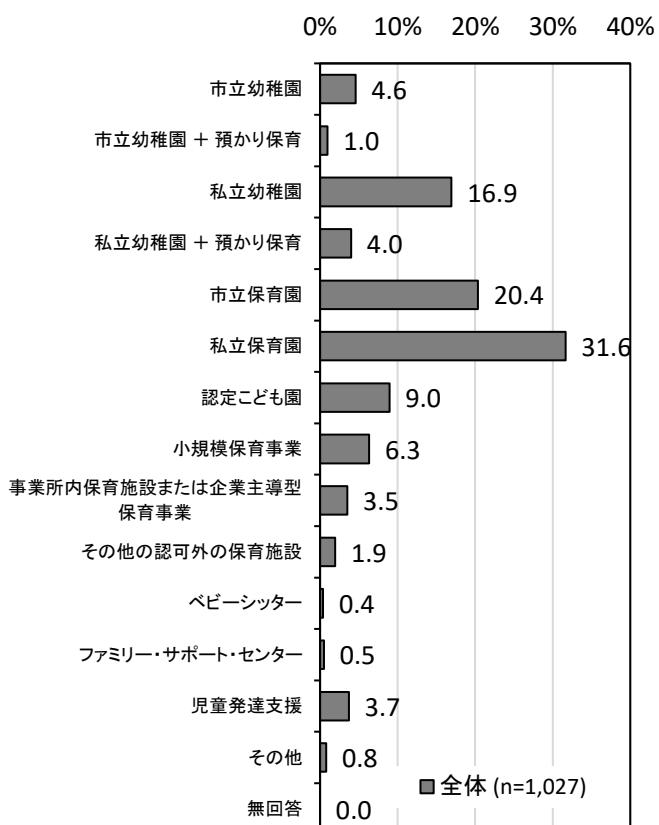
□利用している □利用していない □無回答

### ④ 現在、利用している教育・保育事業

「利用している」と回答した人の利用先は、「私立保育園」が最も高く、次いで「市立保育園」、「私立幼稚園」となっています。前回調査時と比較して「私立保育園」と「私立幼稚園」が減少している一方で、増加しているのは、「認定こども園」「小規模保育事業」でそれぞれ9.0%（前回調査時4.9%）、6.3%（前回調査時2.3%）となっています。

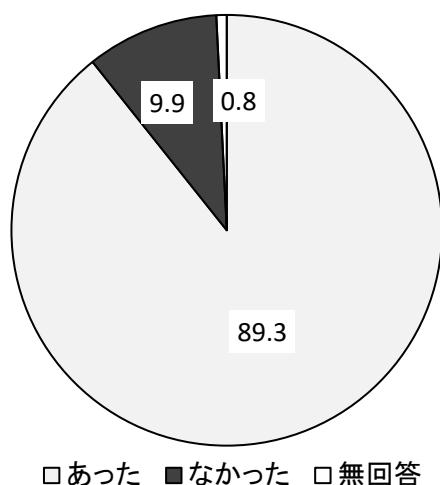
児童発達支援と回答した人は3.7%でした。

（複数回答）



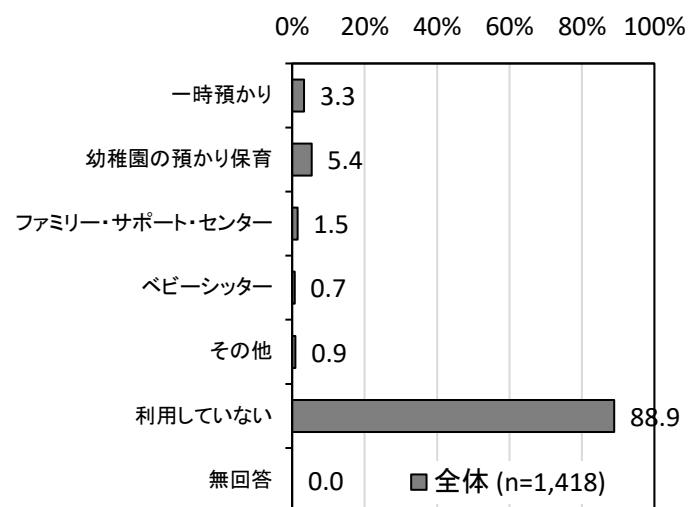
## ⑤ 子どもの病気の際の対応

この1年間に、子どもが病気やけがで通常の事業が利用できなかったことはあるかは、「あった」が89.3%（前回調査時82.6%）、「なかった」が9.9%（前回調査時15.2%）となっており、前回調査時と比較して「あった」という割合が高くなっています。



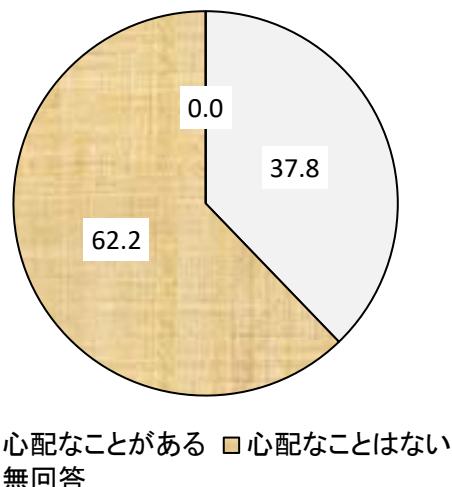
## ⑥ 子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業はあるかは、「利用していない」が88.9%（前回調査時88.1%）と最も高くなっています。前回調査時と同様の傾向となっています。（複数回答）



## ⑦ 子どもに関する心配事

子どもの心身の成長に関する心配事があると答えた人は37.8%でした。

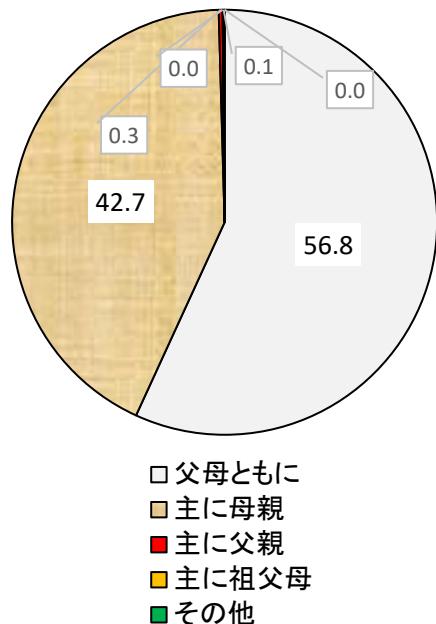


## 小学生

### ① 子育てを行っている人

「父母ともに」が56.8%、「主に母親」が42.7%となっています。

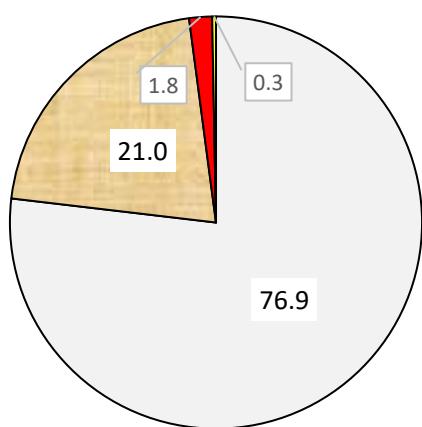
(四捨五入の関係で100%になりません。)



### ② お子さんの保護者の就労状況

保護者の現在の就労状況は、母親では、「就労している」が76.9%（前回調査時72.2%）と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が21.0%（前回調査時20.4%）となっており、就労している母親は前回調査時より4.7ポイント高くなっています。父親では、「就労している」が96.3%（前回調査時95.2%）となっており、前回調査時と同様の傾向となっています。

【母親の就労状況】

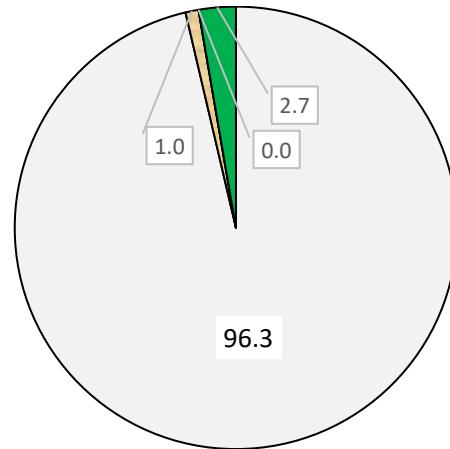


□就労している

■以前は就労していたが、現在は就労していない  
■これまで就労したことがない

■無回答

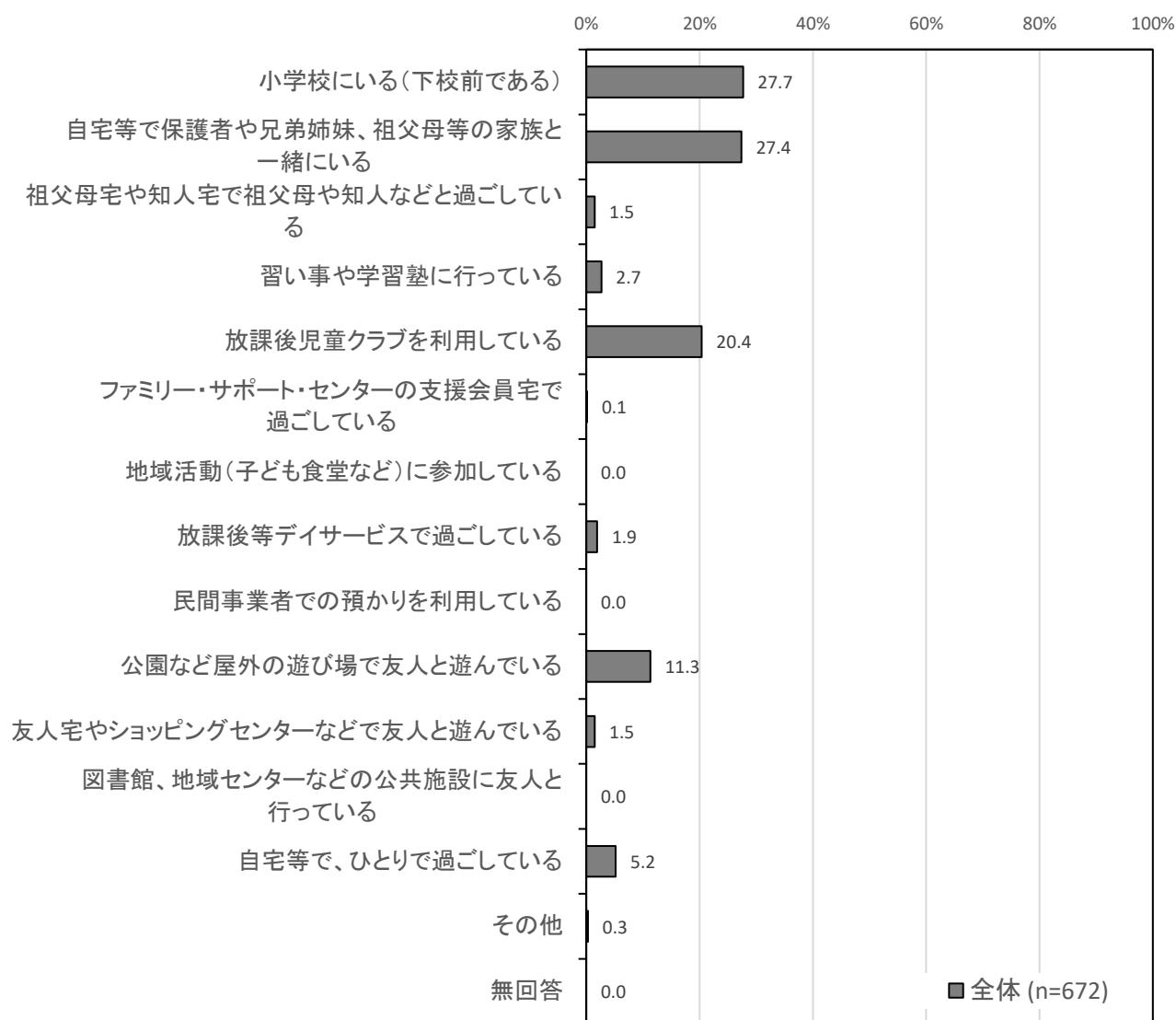
【父親の就労状況】



□就労している

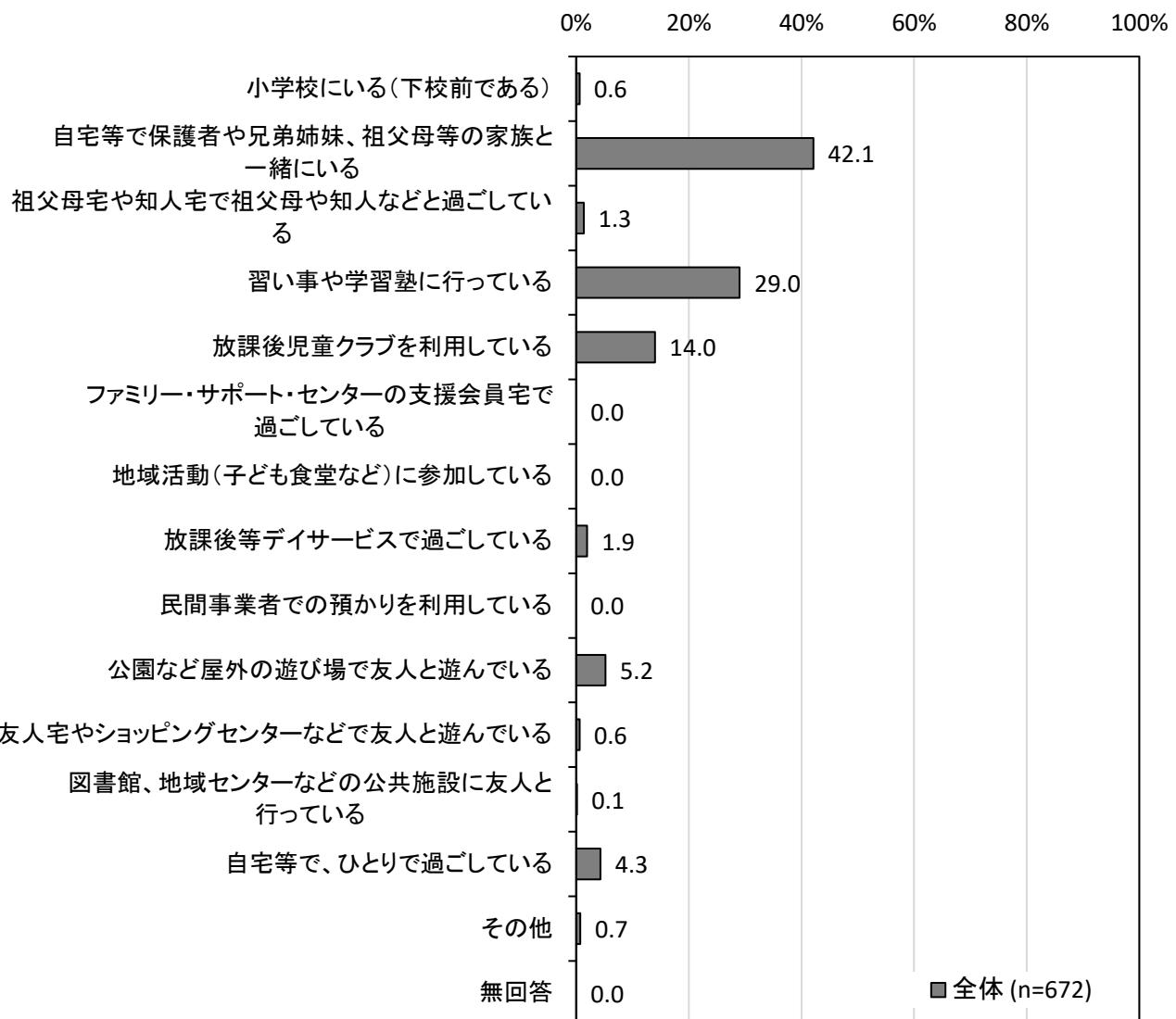
■以前は就労していたが、現在は就労していない  
■これまで就労したことがない  
■無回答

### ③ 平日の放課後の過ごし方



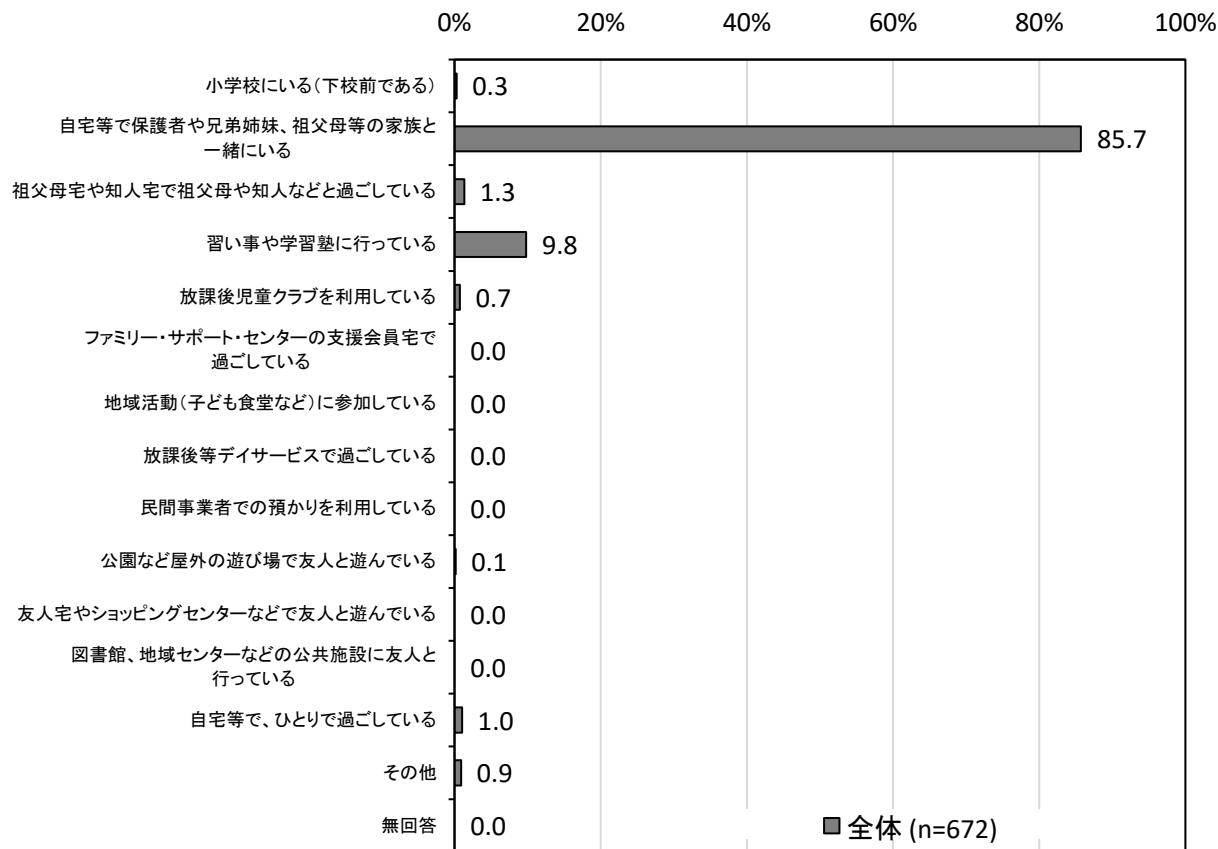
#### 【14時～16時】

14～16時では「小学校にいる（下校前である）」が27.7%（前回調査時57.9%）と最も高く、次いで「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が27.4%（前回調査時12.6%）、「放課後児童クラブを利用している」が20.4%（前回調査時11.2%）となっています。放課後デイサービスを利用している子どもの割合は1.9%でした。



#### 【16時～18時】

16～18時では、「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が42.1%（前回調査時33.8%）と最も高く、次いで「習い事や学習塾に行っている」が29.0%（前回調査時28.6%）、「放課後児童クラブを利用している」が14.0%（前回調査時11.7%）となっています。放課後デイサービスを利用している子どもの割合は1.9%でした。



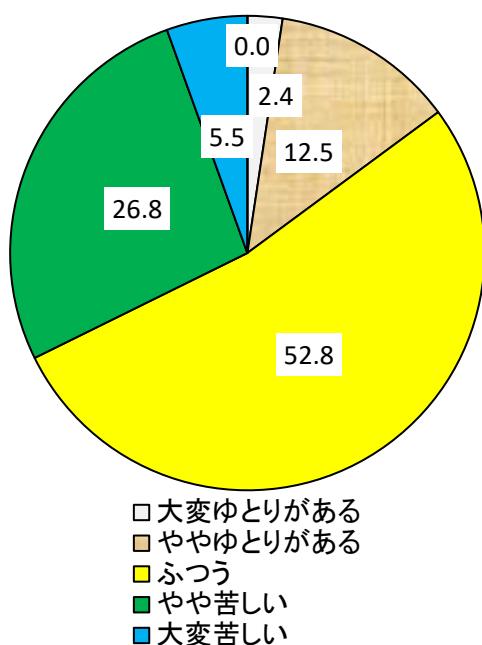
#### 【18時～20時】

18時以降では「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」が85.7%（前回調査時85.5%）となっています。

この時間に放課後デイサービスを利用しているこどもはいませんでした。

#### ④ 経済的な面での暮らしの状況

経済的な面での暮らしの状況は、「ふつう」が52.8%（前回調査時51.3%）と最も高いものの、「やや苦しい」、「大変苦しい」がそれぞれ26.8%（前回調査時28.1%）、5.5%（前回調査時7.5%）と、経済的に苦しいと感じている方も3割程度いることがわかります。なお、苦しいと感じている方は前回調査時よりは低くなっています。

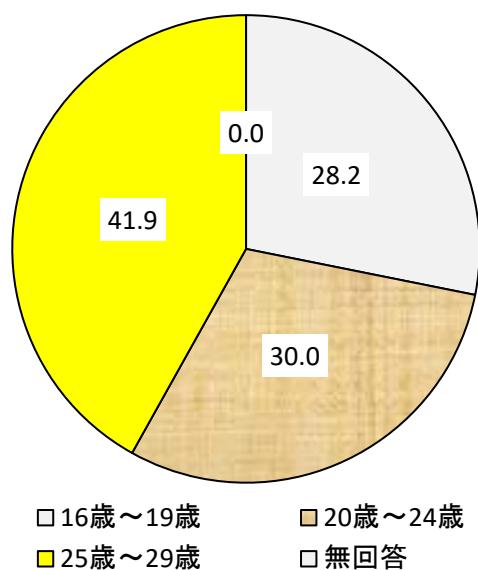


## 若 者

### ① 調査回答者の年齢

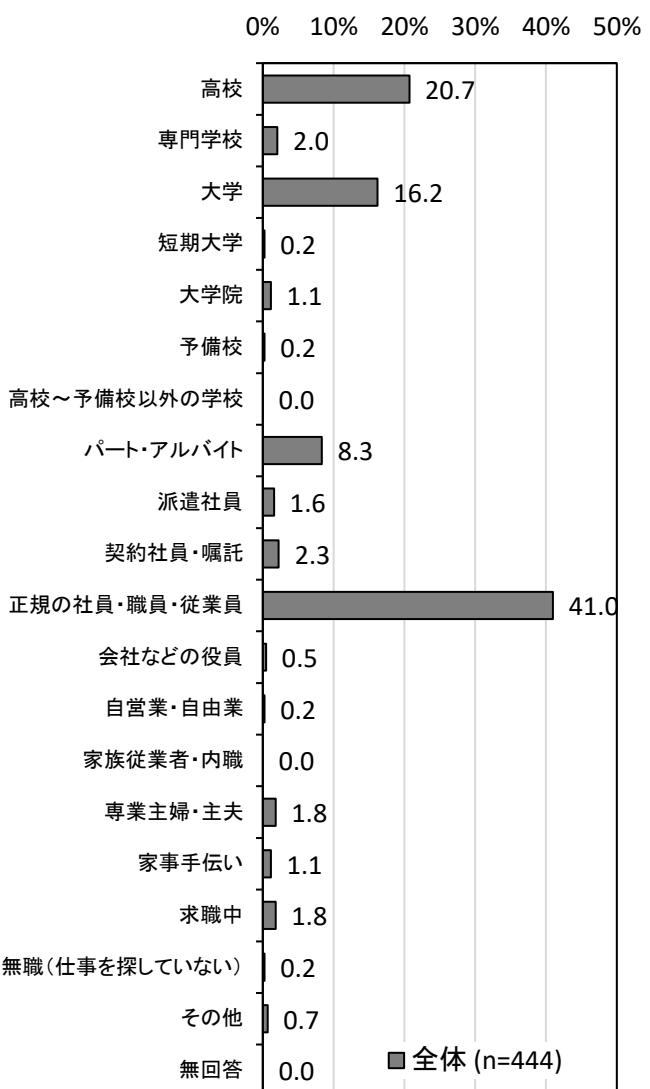
調査対象者の年齢は、「16歳～19歳」が28.2%、「20歳～24歳」が30.0%、「25歳～29歳」が41.9%となっています。

(四捨五入の関係で100%になりません。)



### ② 調査回答者の現在の職業

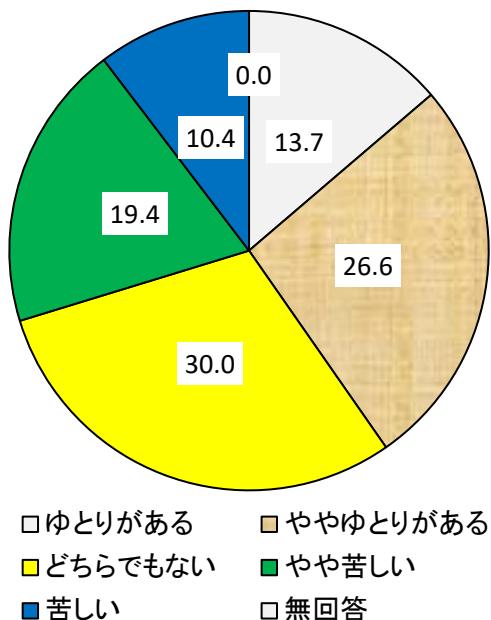
現在の職業は、「正規の社員・職員・従業員」が41.0%と最も高く、次いで「高校」が20.7%、「大学」が16.2%となっています。



### ③ 調査回答者の経済的な状況

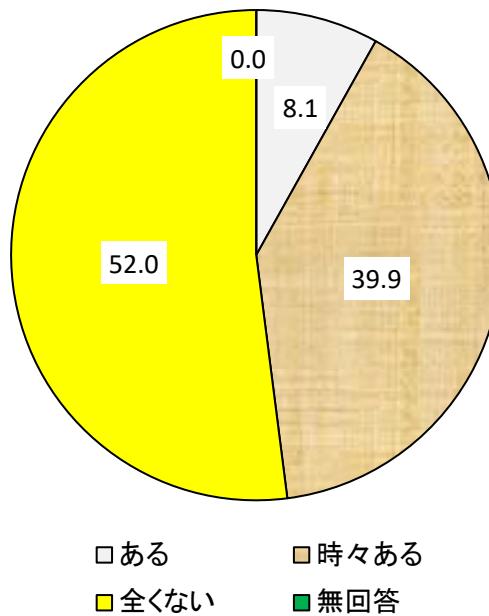
経済的な状況は、「どちらでもない」が30.0%と最も高くなっています。「ゆとりがある」(13.7%)と「ややゆとりがある」(26.6%)を合わせた割合(40.3%)は、「やや苦しい」(19.4%)と「苦しい」(10.4%)を合わせた割合(29.8%)よりも10.5ポイント上回っています。

(四捨五入の関係で100%になりません。)



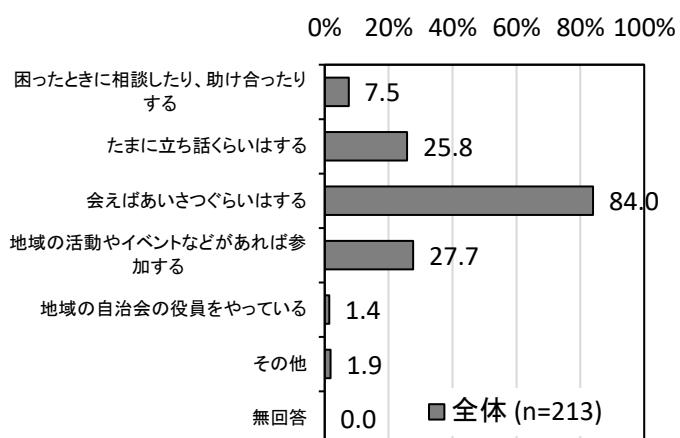
### ④ 調査回答者の近隣との交流状況

近所の人や地域の自治会との交流状況は、「全くない」が52.0%と半数以上となっています。一方「ある」(8.1%)と「時々ある」(39.9%)を合わせた交流がある人は48.0%となっています。



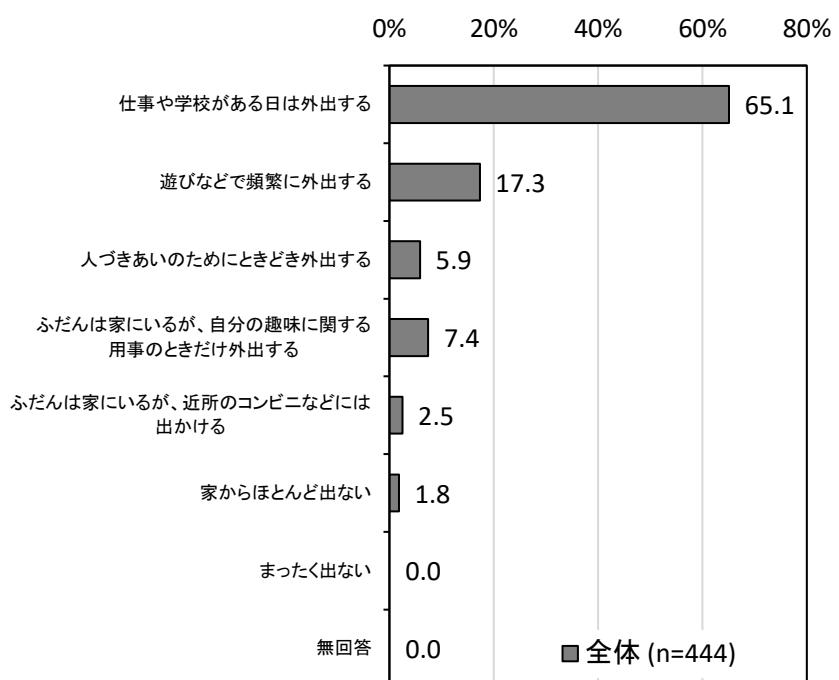
その交流の内容は、「会えればあいさつぐらいはする」が84.0%となっています。「困ったときに相談したり、助け合ったりする」は7.5%と1割以下となっています。

(複数回答)



## ⑤ 調査回答者の外出の頻度

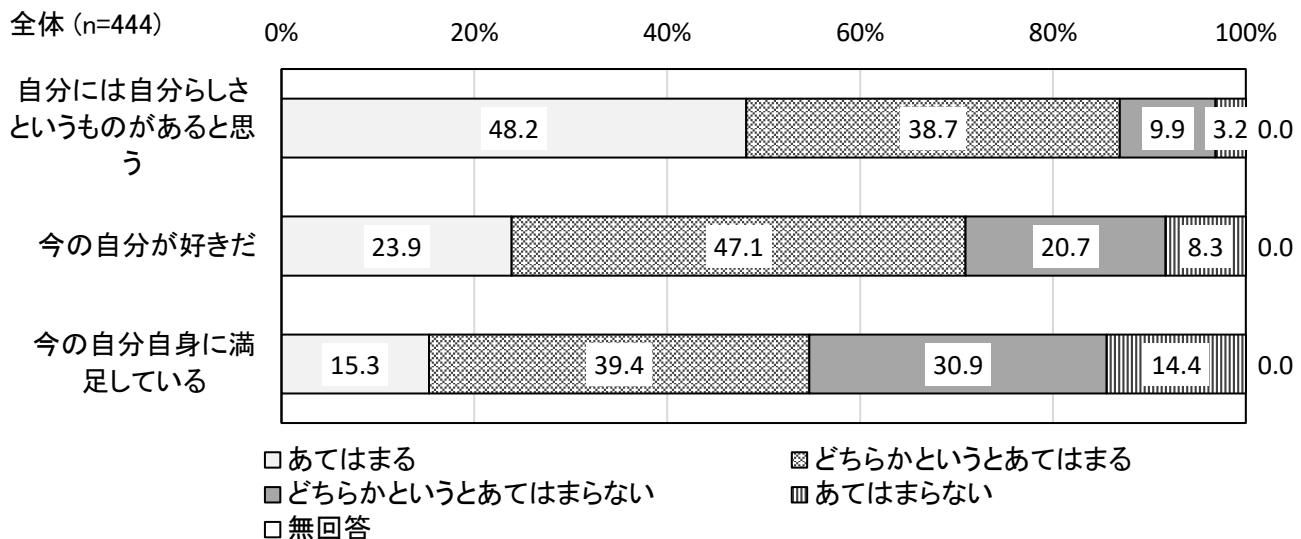
「仕事や学校がある日は外出する」が65.1%と最も高く、次いで「遊びなどで頻繁に外出する」が17.3%、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」が7.4%となっており、普段から外出しているという割合が高いものの必要以上には外出しないという方も一定数いることがわかります。また、「家からほとんど出ない」は1.8%となっています。



## ⑥ 調査対象者の自分についての思い

「自分らしさがあると思う」と答えた人は 48.2%、「どちらかというとある」と答えた人は 38.7% います。「今の自分が好き」と答えた人は 23.9%、「どちらかというと好き」と答えた人は 47.1% でした。

「今の自分に満足している」と答えた人は 15.3%、「どちらかというと満足している」は 39.4% でした。

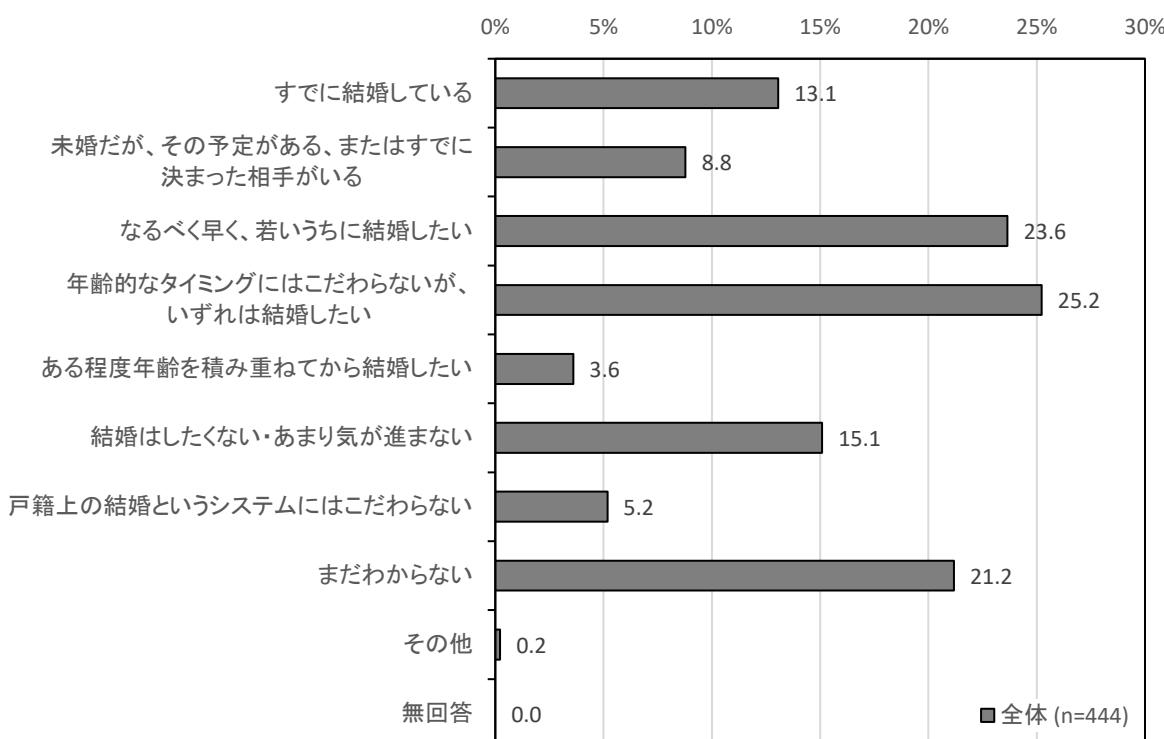


## ⑦ 調査対象者の結婚についての状況や考え方

「年齢的なタイミングにはこだわらないが、いずれは結婚したい」が 25.2%と最も高く、次いで「なるべく早く、若いうちに結婚したい」が 23.6%、「まだわからない」が 21.2%となっています。

また、回答を区分してみると、「なるべく早く、若いうちに結婚したい」と「年齢的なタイミングにはこだわらないが、いずれは結婚したい」と「ある程度年齢を積み重ねてから結婚したい」を足した『結婚したい』の割合は 49.5%、「結婚はしたくない・あまり気が進まない」という『結婚には気が進まない』の割合は 15.1%、「戸籍上こだわらない」と「まだ分からない」を足した『「結婚」とは違う・まだ分からない』の割合は 24.3%となっています。

なお、本設問は当てはまる選択肢をすべて選ぶ設問のため、1人の回答者が同区分内で2つ以上選択している場合は1件として集計しています。

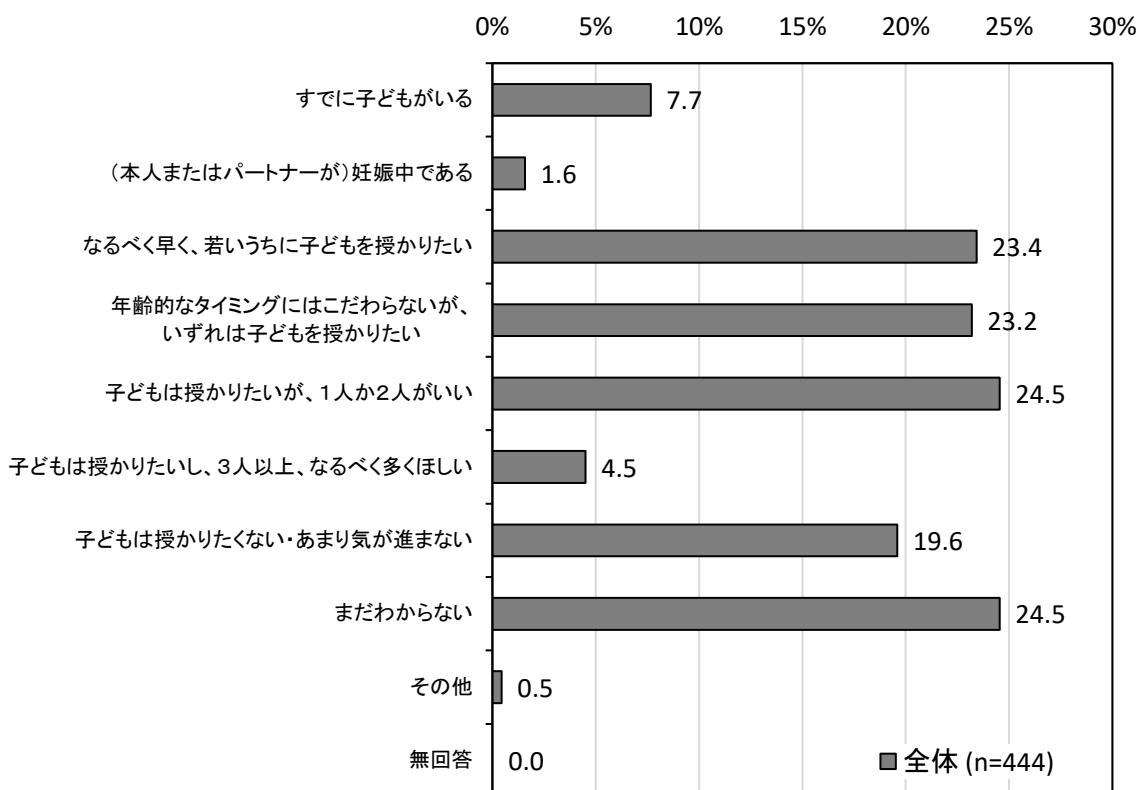


## ⑧ 調査対象者の子どもを授かることについての状況や考え方

「子どもは授かりたいが、1人か2人がいい」、「まだわからない」がそれぞれ24.5%と最も高く、次いで「なるべく早く、若いうちに子どもを授かりたい」が23.4%、「年齢的なタイミングにはこだわらないが、いずれは子どもを授かりたい」が23.2%となっています。

また、回答を区分してみると、「なるべく早く、若いうちに子どもを授かりたい」から「子どもは授かりたいし、3人以上、なるべく多くほしい」を足した『子どもがほしい』の割合は53.6%、「子どもは授かりたくない・あまり気が進まない」という『子どもがほしくない』の割合は19.6%、「まだわからない」という『わからない』の割合は24.5%となっています。

なお、本設問は当てはまる選択肢をすべて選ぶ設問のため、1人の回答者が同区分内で2つ以上選択している場合は1件として集計しています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 調査から把握した基本施策につながる課題

#### (1) 令和4年「小田原市子どもの生活実態調査」結果から把握した課題

19ページに既述したとおり、子どもの貧困対策を進めるに当たり、子どもの回答結果と、世帯収入の水準や家庭環境との関連を分析する必要があることから、本調査では便宜上、過去に他自治体で行われた調査において、困窮世帯と非困窮世帯とで異なる傾向がみられやすかった設問（小学5年生調査では37項目、中学2年生では38項目）の回答結果を判定要素とした分類を行いました。

分類は、該当項目が13項目以上の場合は「A群」、7～12項目の場合は「B群」、6項目以下の場合は「C群」とグループ分けし、グループごとの集計・分析を行いました。

「C群」、「B群」、「A群」の順に生活困難の度合いが高くなる可能性があると判断します。

その結果、グループ別にみると、小学5年生では「A群」が2.5%、「B群」が19.7%、「C群」が67.5%となっています。中学2年生では「A群」が5.3%、「B群」が26.0%、「C群」が50.5%となっています。

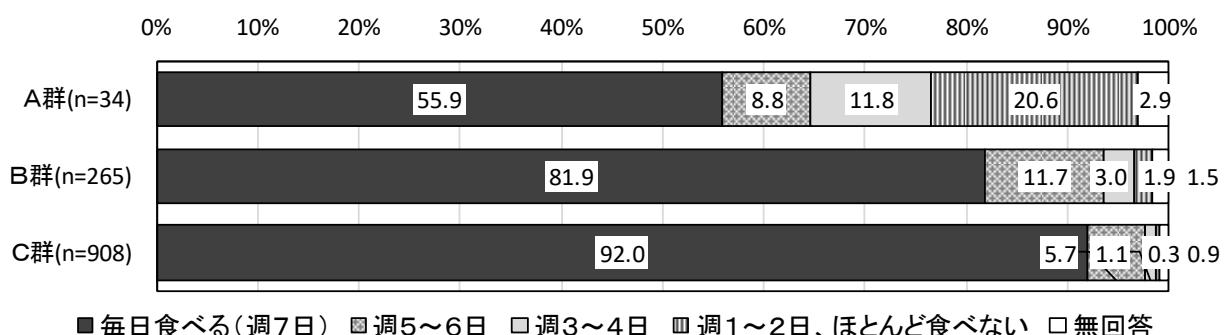
この章では、生活困難分類に応じた「調査から把握した基本施策につながる課題」を扱います。

### ① 経済的生活困難家庭の傾向

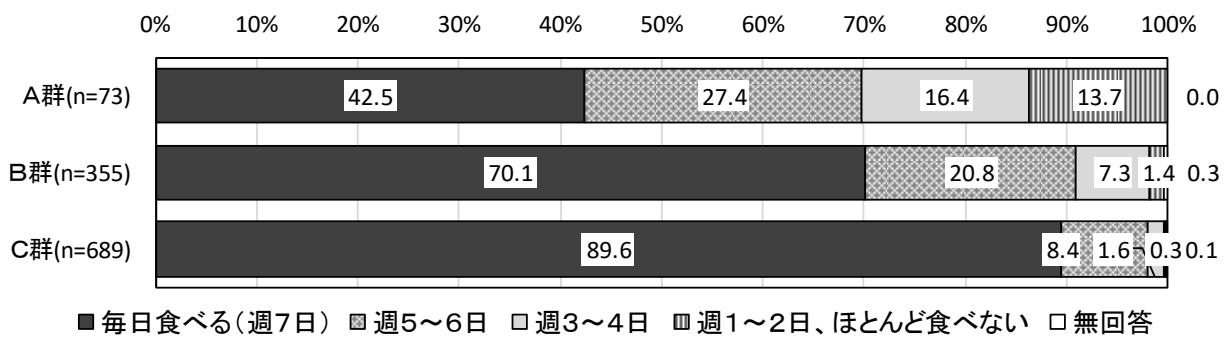
#### ●生活困難の度合いが高くなるほど学校の長期休暇に昼食を食べていない子どもが増える

夏休みや冬休みなどの期間の昼食を週にどのくらい食べるかについてグループ別にみると、小学5年生、中学2年生ともに、生活困難の度合いが高くなるほど、「毎日食べる（週7日）」の割合が減少し、「週1～2日、ほとんど食べない」の割合が増加する傾向がみられます。

#### ■小学5年生



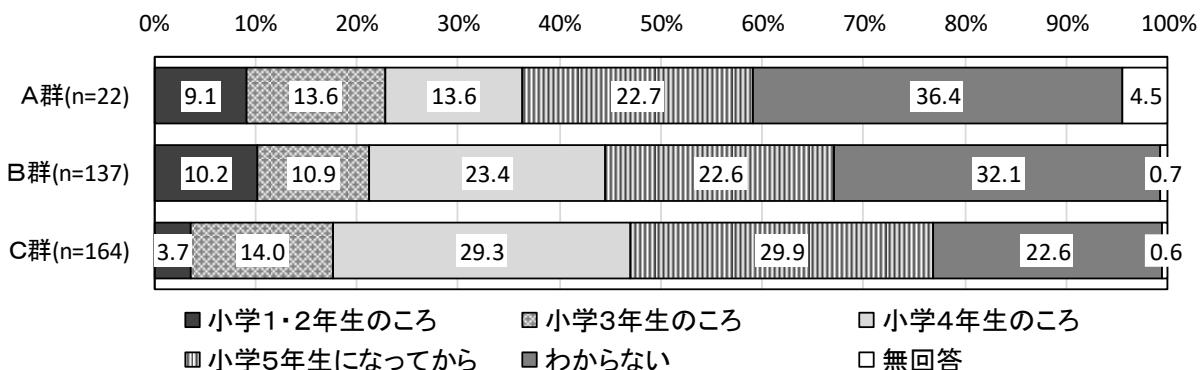
## ■中学2年生



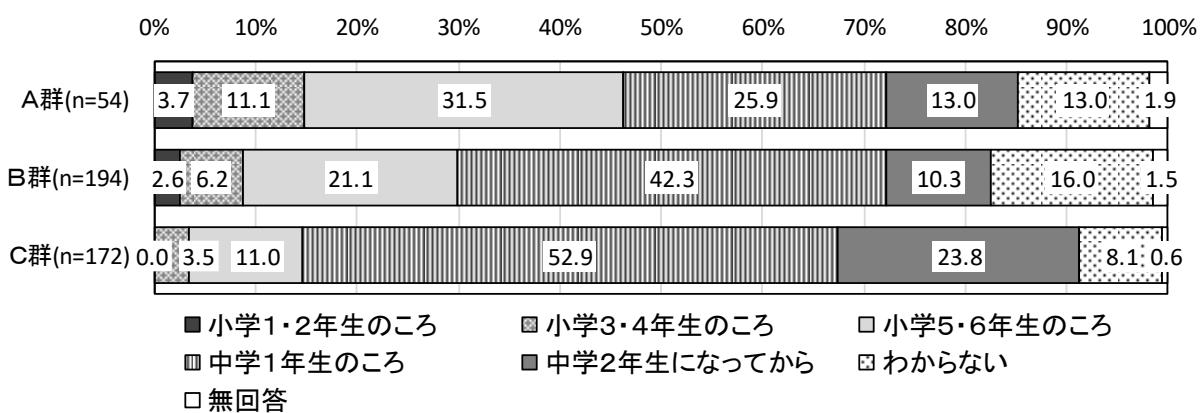
## ●生活困難の度合いが高くなるほど早い時期に授業についていけなくなる傾向がある

学校の授業がわかるかについて、グループ別にみると、小学5年生では、生活困難度が高いほど、「わからない」という割合が高く、「小学3年生のころ」までの割合が高くなる傾向がみられます。中学2年生では、生活困難度が高いほど、「小学5・6年生のころ」までの割合が高くなる傾向がみられます。

## ■小学5年生

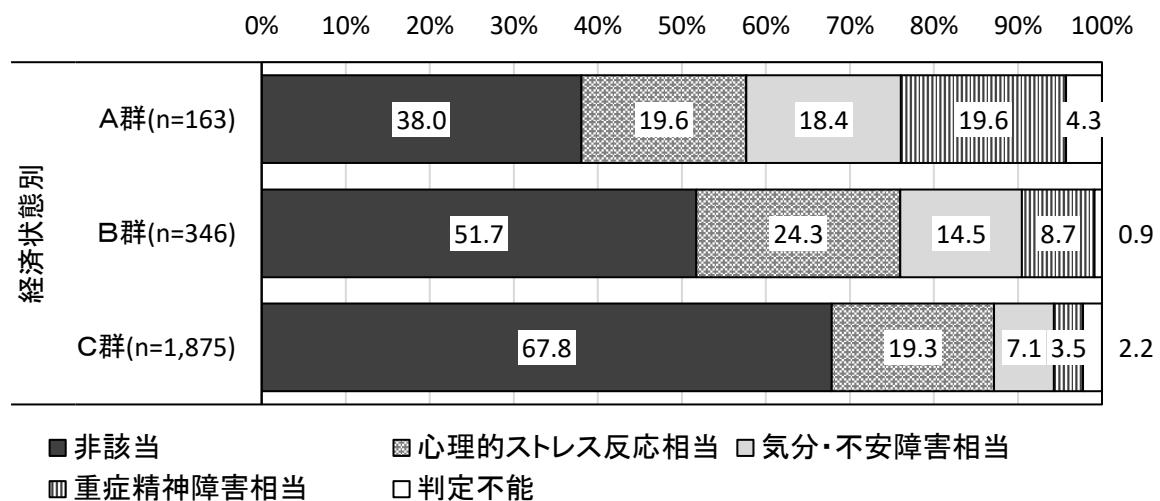


## ■中学2年生



## ●生活困難の度合いが高くなるほど保護者が心理的課題を抱えている傾向がある

経済状態別にみると、生活困難の度合いが高くなるほど、「非該当」の割合が減少し、「気分・不安障害相当」「重症精神障害相当」の割合が増加する傾向がみられます。



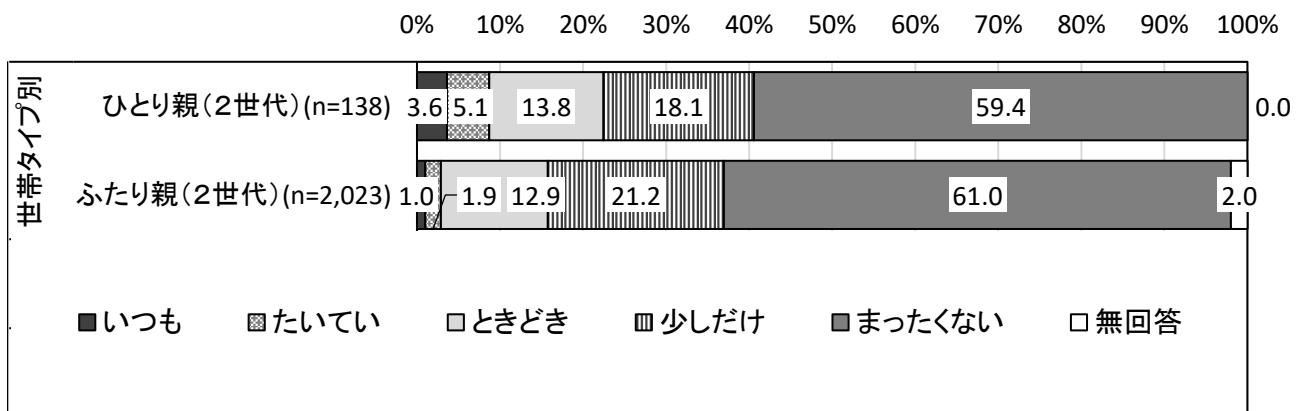
※なお、心理的課題の状況については、内閣府が令和2年3月に取りまとめた「令和元年度 子供の貧困実態調査に関する研究報告書」で示されている判定方法に基づき、この1ヵ月間の気持ちの状態に関する回答結果から判定を行いました。

## ② ひとり親家庭（2世代）のニーズ

### ●心理的な不安定さの兆候と思われる割合が高い傾向がある

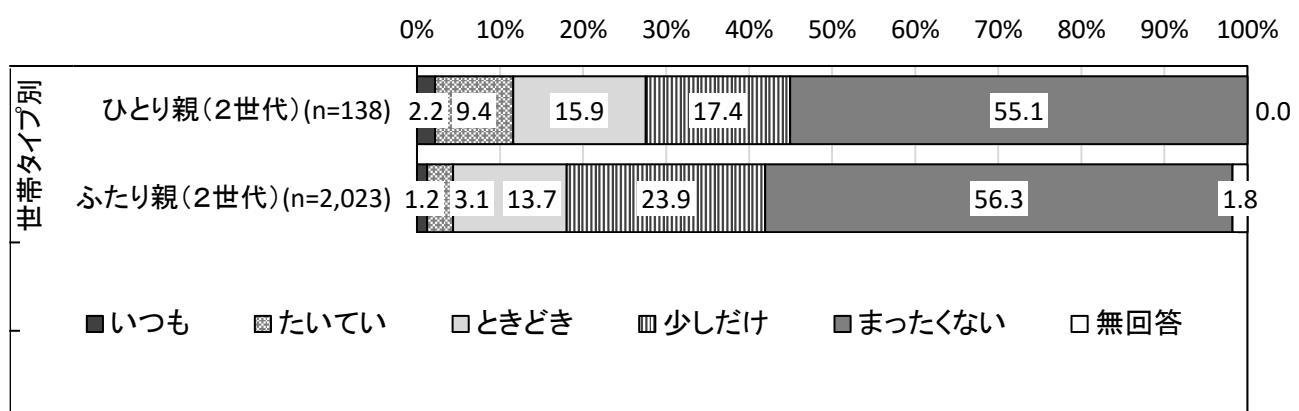
#### [そわそわ、落ち着かなく感じた]

そわそわ、落ち着かなく感じたかについて、世帯タイプ別にみると、『ひとり親世帯』では『いつも』と『たいてい』の割合が、『ふたり親世帯』と比較して高い傾向がみられます。



#### [気分が沈み、何が起こっても気が晴れないように感じた]

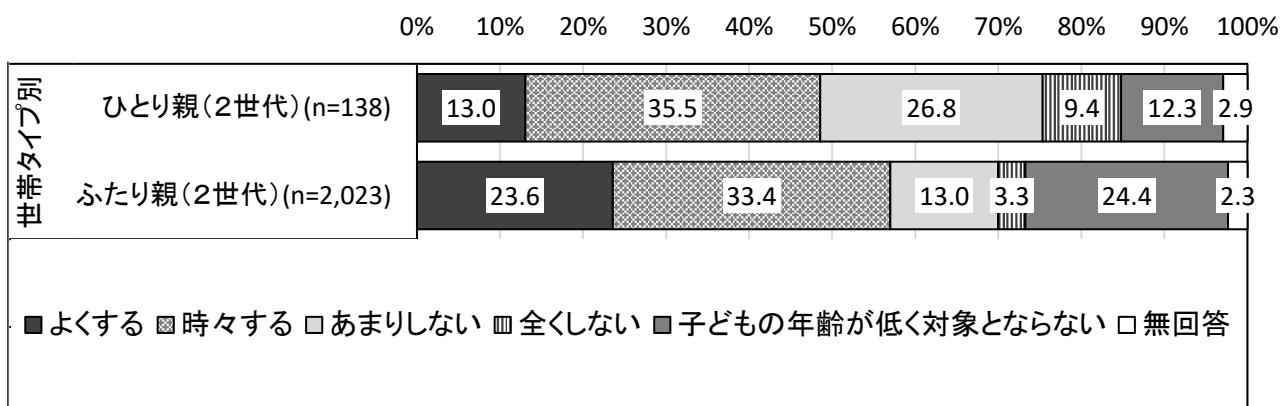
気分が沈み、何が起こっても気が晴れないように感じたかについて、世帯タイプ別にみると、『ひとり親世帯』では『いつも』と『たいてい』の割合が『ふたり親世帯』と比較して高い傾向がみられます。



## ●家庭で勉強を見られないと思われる傾向がある

### [勉強を見る]

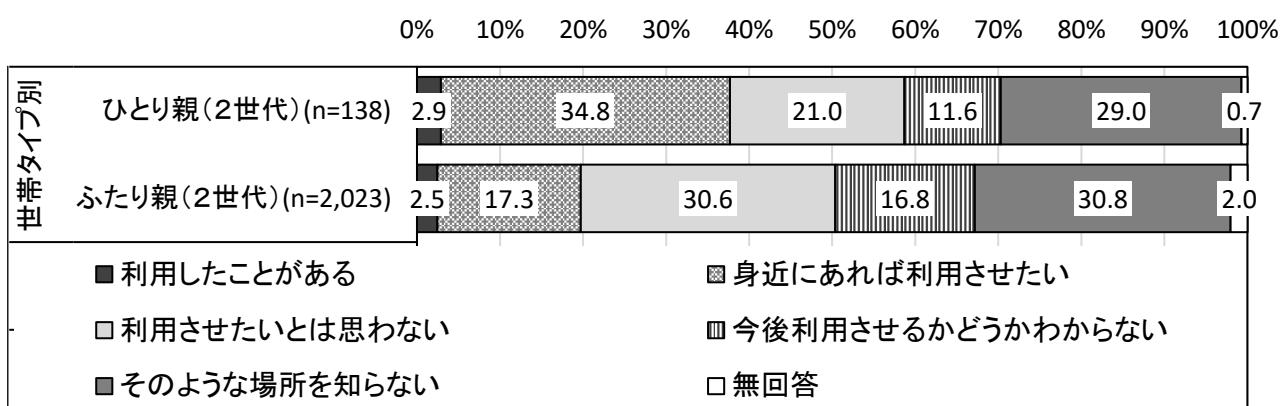
勉強を見るかについて、世帯タイプ別にみると、<ひとり親世帯（2世代同居）>では『あまりしない』と『全くしない』の割合がくふたり親世帯（2世代）>と比較して高い傾向がみられます。



## ●身边にあれば子ども食堂などを利用したい意向がある

### [自宅、親族、友人の家以外で、食事を無料か安く食べることができる場所]

自宅、親族、友人の家以外で、食事を無料か安く食べることができる場所の利用経験や利用意向について、世帯タイプ別にみると、<ひとり親世帯（2世代同居）>では「身边にあれば利用させたい」の割合がくふたり親世帯（2世代）>と比較して高い傾向がみられます。



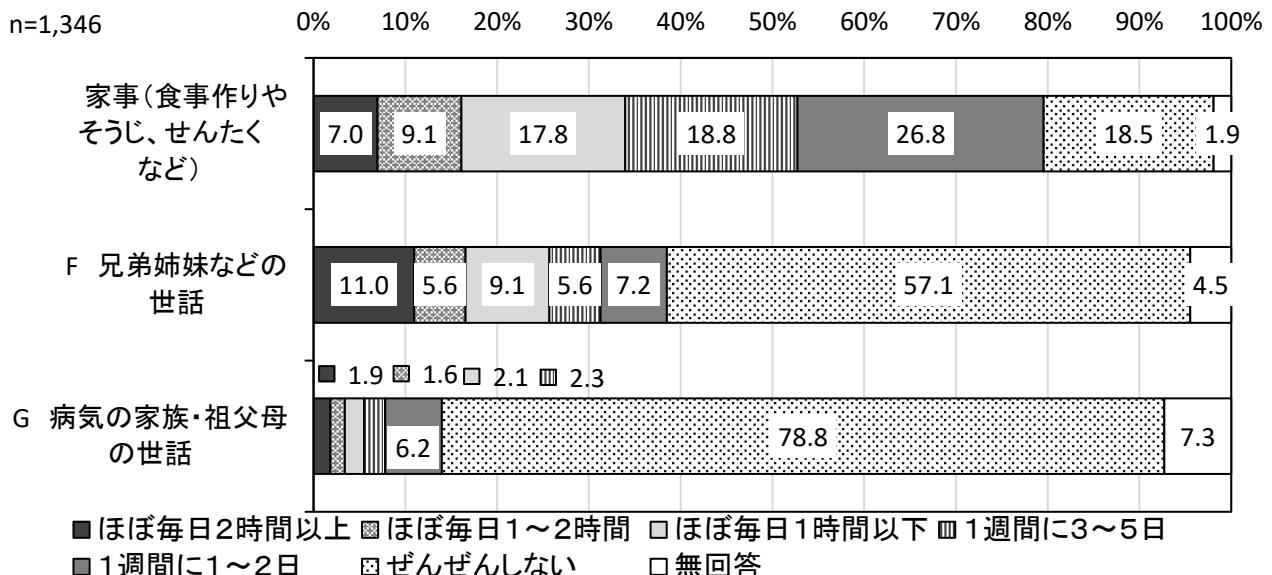
### ③ 家事や家族の世話をしている子どもの課題

#### ●家事や家族の世話をほぼ毎日1時間以上している小中学生がいる

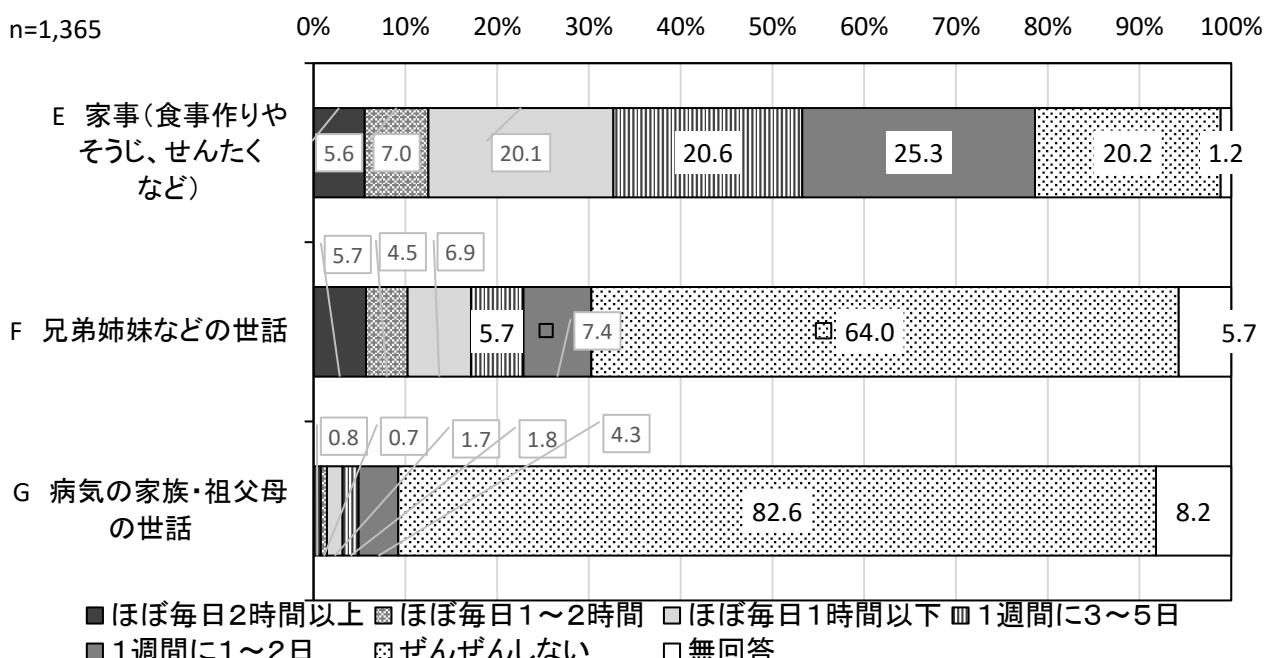
家庭内に関する項目の『ほぼ毎日1時間以上』の割合をみると、[家事（食事作りやそうじ、せんたくなど）]は小学5年生が16.1%、中学2年生が12.0%、[兄弟姉妹などの世話]は小学5年生が16.6%、中学2年生が10.2%、[病気の家族・祖父母の世話]は小学5年生が3.5%、中学2年生が1.5%となっています。

（四捨五入のため100%にならない場合があります。）

#### ■小学5年生



#### ■中学2年生



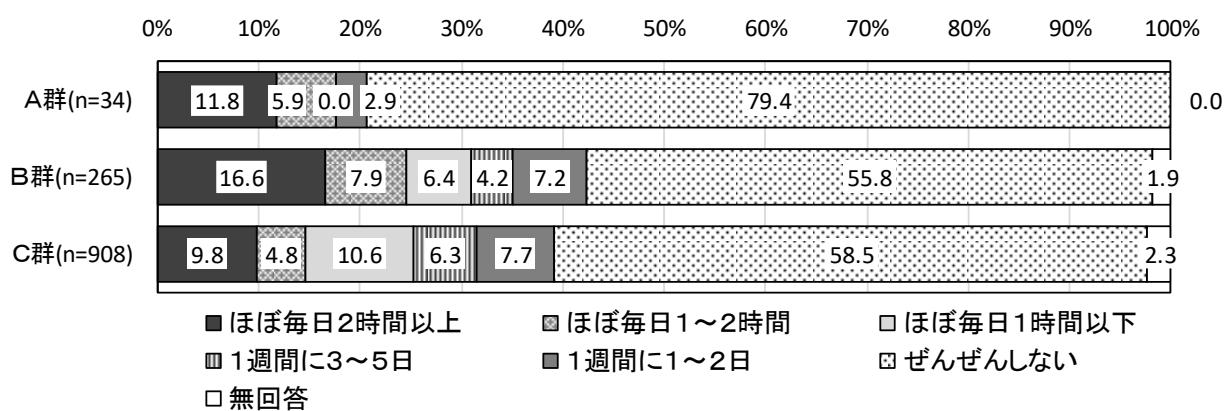
## ● 「家族のケアを毎日している小中学生がいる」の回答を項目別にその内訳をみると

### [兄弟姉妹などの世話]

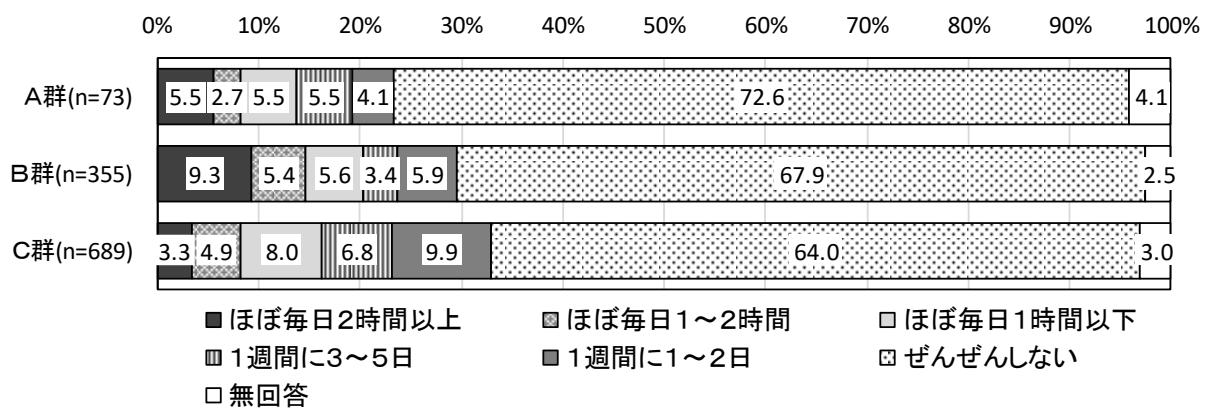
兄弟姉妹などの世話をする頻度についてグループ別にみると、小学5年生、中学2年生ともに、生活困難度が最も高い＜A群＞では、「ぜんぜんしない」の割合が高い傾向がみられます。また、＜B群＞では、小学5年生、中学2年生ともに「ほぼ毎日2時間以上」の割合が他の層と比較して高い傾向がみられます。

(四捨五入のため 100%にならない場合があります。)

### ■小学5年生



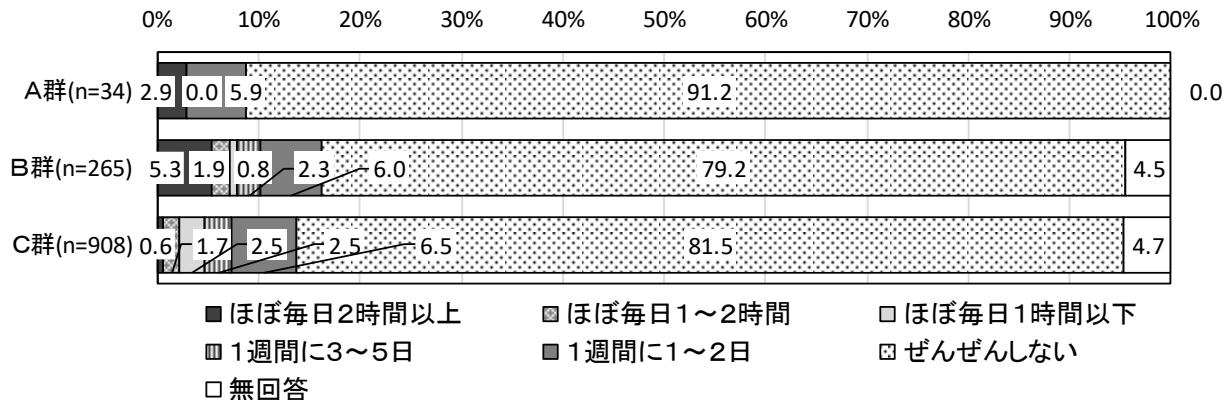
### ■中学2年生



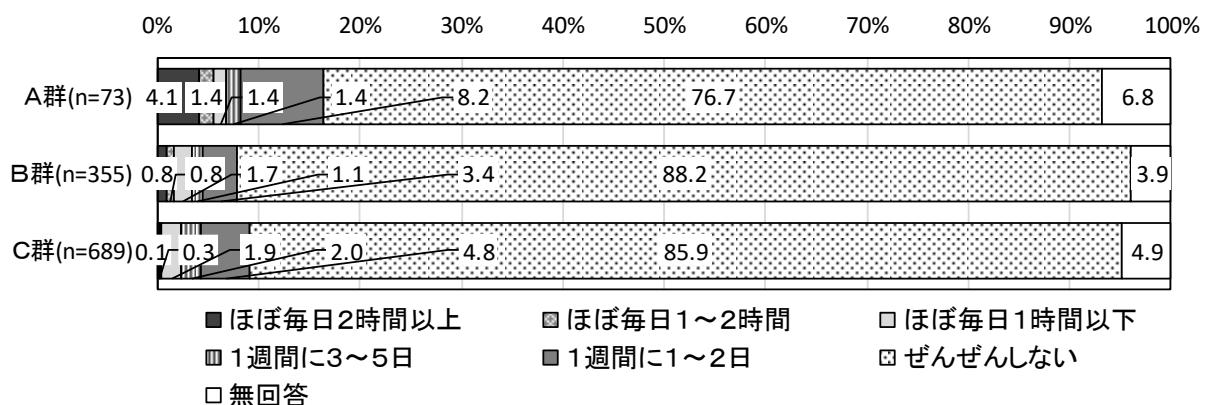
### [病気の家族・祖父母の世話]

病気の家族・祖父母の世話をする頻度についてグループ別にみると、小学5年生、中学2年生ともに、おおむね全体と同様の傾向がみられます。  
 (四捨五入のため 100%にならない場合があります。)

#### ■小学5年生



#### ■中学2年生



## (2) 令和6年「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」結果から把握したニーズ

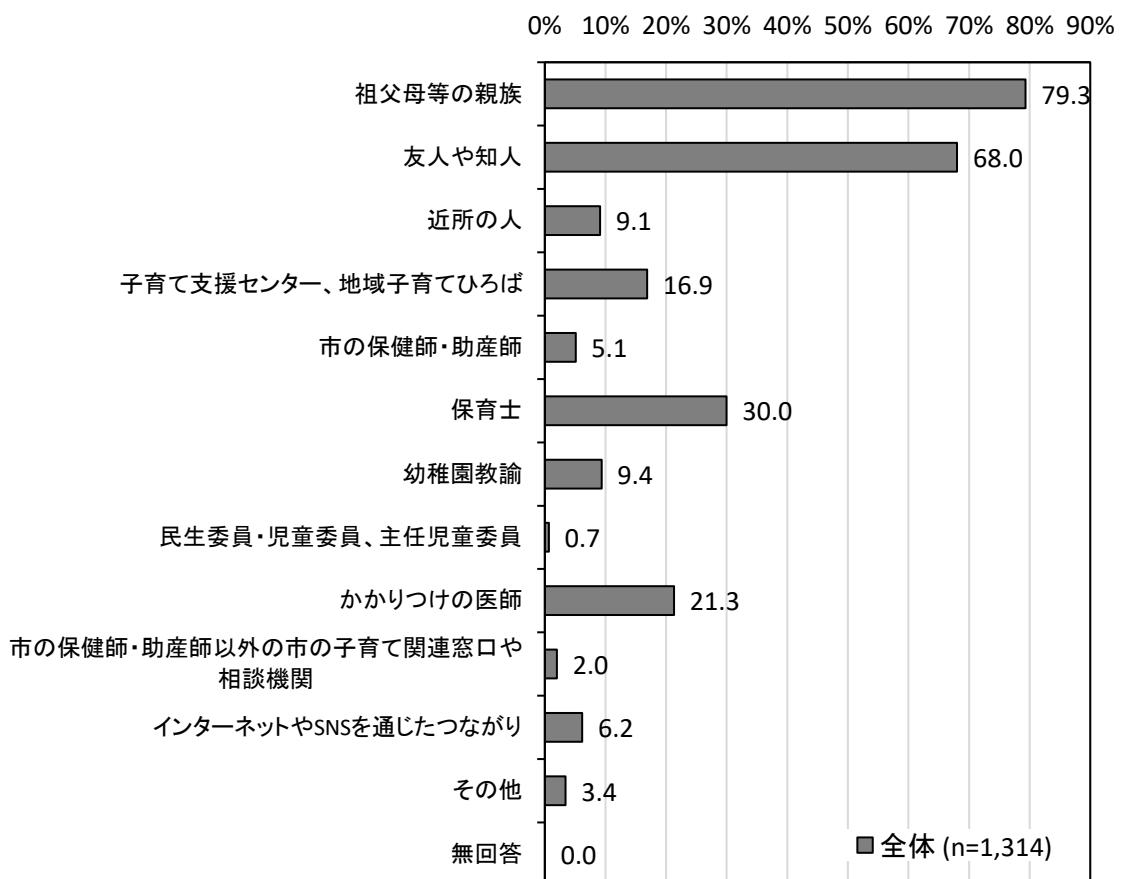
### ① 未就学児の保護者のニーズ

#### ●身近な場所で気軽に相談できることが求められている

「祖父母等の親族」が79.3%（前回調査時83.1%）と最も高く、次いで「友人や知人」が68.0%（前回調査時76.1%）、「保育士」が30.0%（前回調査時28.1%）、「かかりつけの医師」が21.3%（前回調査時17.8%）、「子育て支援センター・地域子育てひろば」が16.9%（前回調査時17.3%）となっています。

家族、親族、友人等以外では、保育所、幼稚園、医療機関を始めとする日頃から利用することが多い場所を気軽に相談できる先と考えている保護者が多いことから、まずは身近な場所で、気軽に相談できることが求められていると考えられます。（複数回答）

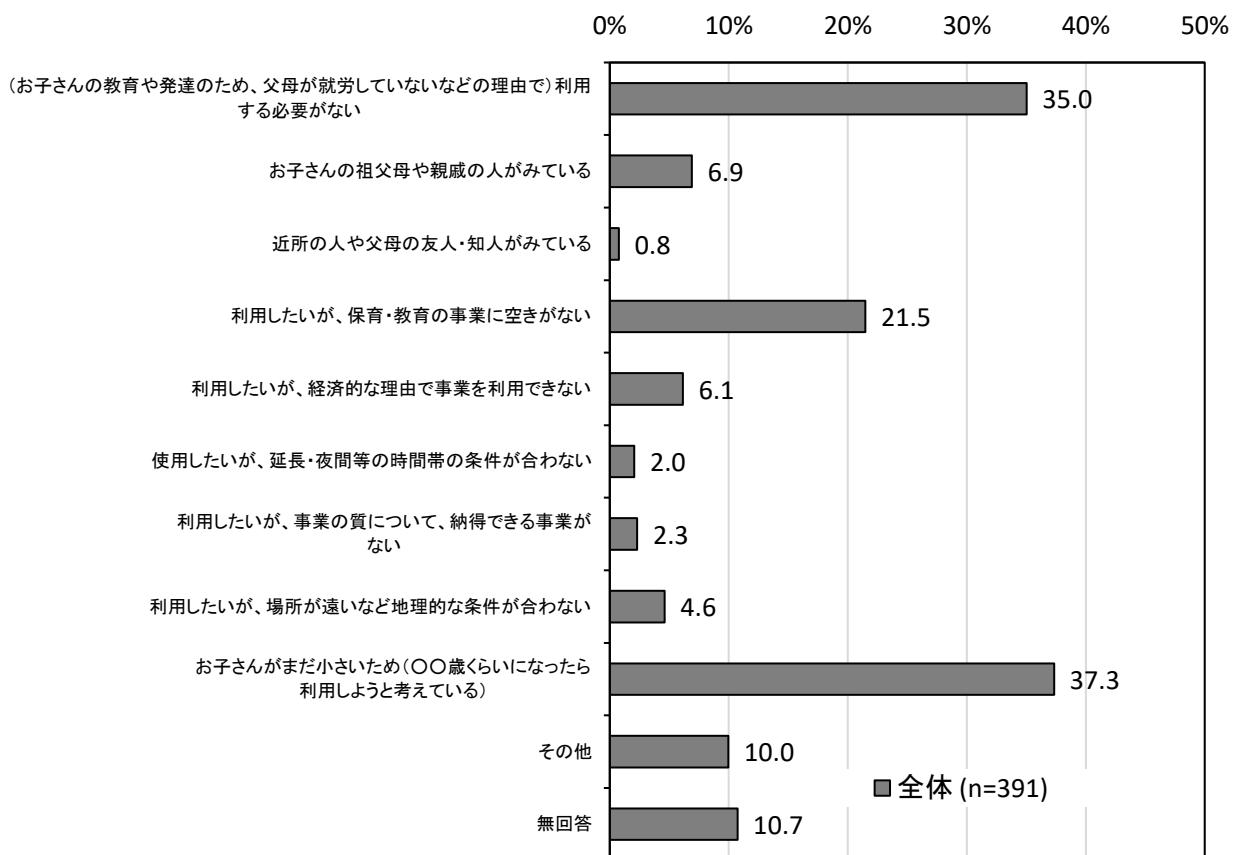
[お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰か（どこか）示した割合]



## ●幼児教育・保育のニーズに応じた質・量の充実が求められている

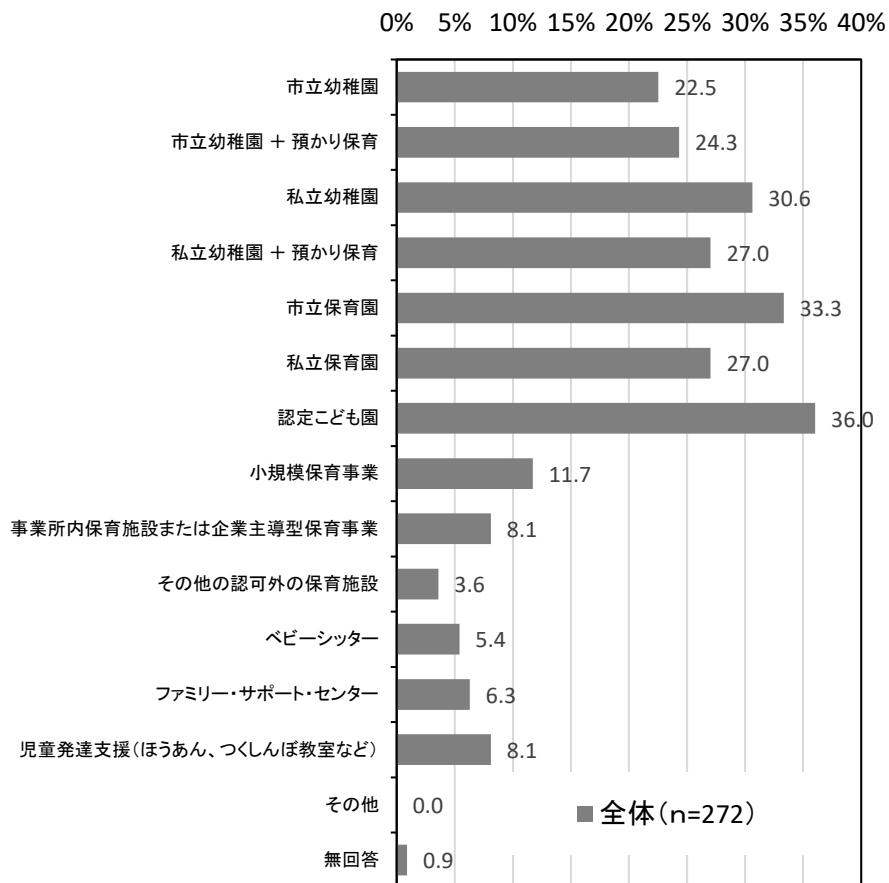
現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていない方で、その利用していない理由を「(お子さんの教育や発達のため、父母が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない」と回答している割合が35.0%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」と回答している割合も21.5%（前回調査時23.1%）と2割以上となっており、“希望する”保育・教育の事業に空きがないと考えられることから、希望の高い幼稚園や保育所などの受け入れ枠の確保という課題は残っています。（複数回答）

[「定期的な教育・保育の事業」を利用されていない理由]



## ●認定こども園へのニーズがある

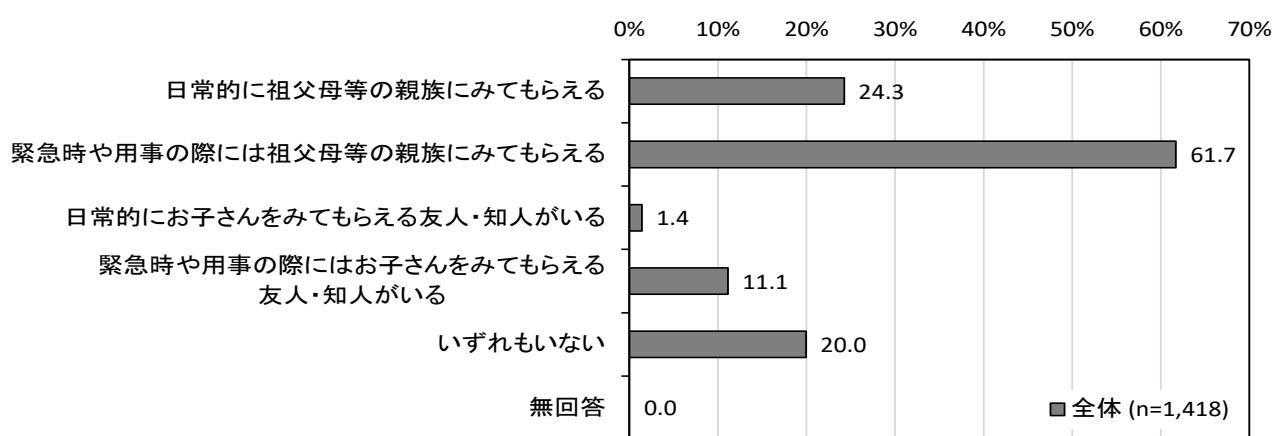
未就労の母親の就労希望別にみると、「すぐにでも、もしもくは1年以内に就労したい」との希望を持つ人で「認定こども園」を希望している人が36.0%となっていることから、保育園だけでなく、認定こども園の利用につながる潜在的なニーズがあることがわかります（回答数272件、複数回答）。



## ●緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいない世帯が2割存在する

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますかとの問い合わせで、緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいないと答えた方は20.0%でした。市としては、利用できる制度の普及が必要です。（1,418件、複数回答）。

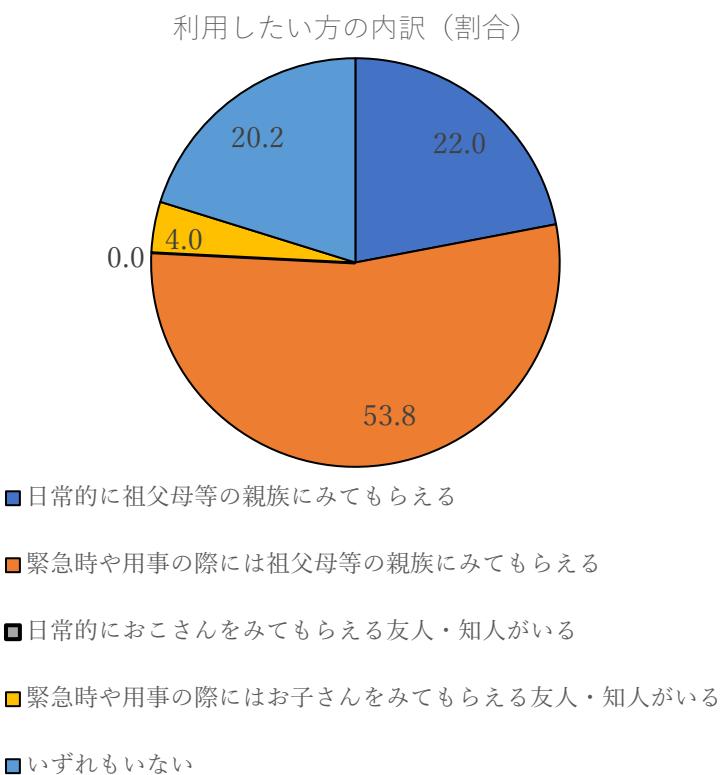
### [緊急時や用事の際にお子さんをみてもらえる人がいる割合]



●既存の「一時保育預かり事業」の充実と新設の「こども誰でも通園制度」の利用が求められている

[こども誰でも通園制度の利用を希望している割合]

こども誰でも通園制度を利用したいと回答した方のうち、緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいる割合はグラフのとおりで、親族・知人がいる・いないにかかわらず、親族等の負担などを考慮すると「こども誰でも通園制度」を利用したい方がいます。令和7年度から国では制度を本格実施するとしており、市としては、制度動向を注視するとともに、運用にあたっては、「こども誰でも通園制度」の趣旨の普及が必要です。

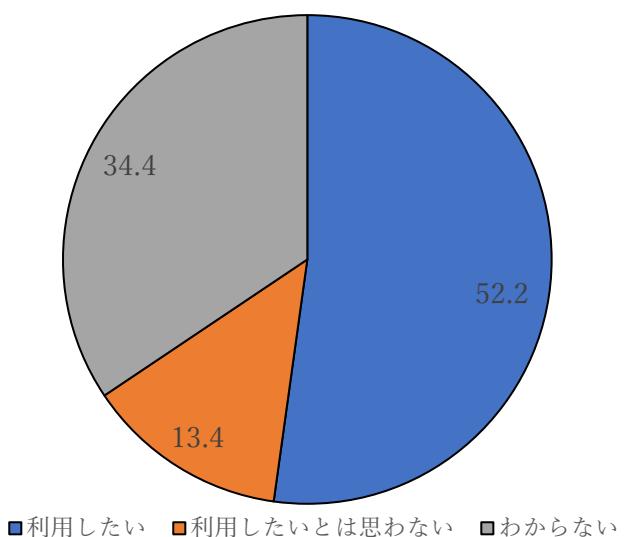


[緊急時や用事の際にお子さんをみてもらえる人がいない家庭でこども誰でも通園制度の利用を希望している割合]

緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいないと答えた方のうちの52.2%が「こども誰でも通園制度」の利用を希望している状況があります。

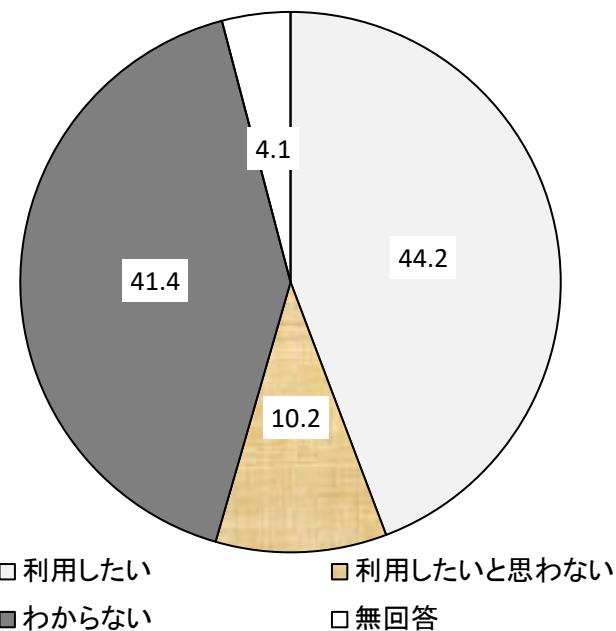
お子さんを見てもらえる方（親族等や知人）

がいずれもいない人



国が創設を目指す「子ども誰でも通園制度」について、「祖父母等の親族にみてもらえる」方でも、44.2%の方がこの制度を希望している状況があります。 (四捨五入の関係で100%になりません。)

[子ども誰でも通園制度の利用を希望している割合]

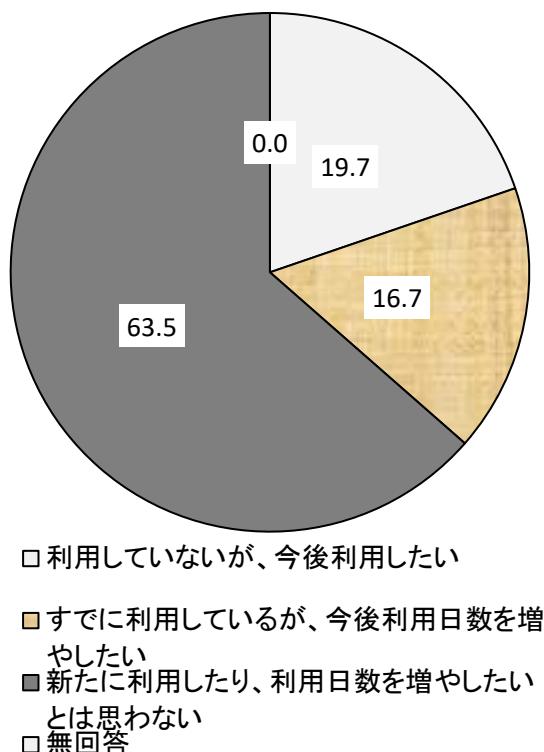


### ●子育て支援センターや地域子育てひろばには潜在的なニーズがある

子育て支援センターや地域子育てひろばの今後の利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」が19.7%（前回調査時20.3%）と、「量的な」潜在的なニーズがあることがわかります。

(四捨五入の関係で100%になりません。)

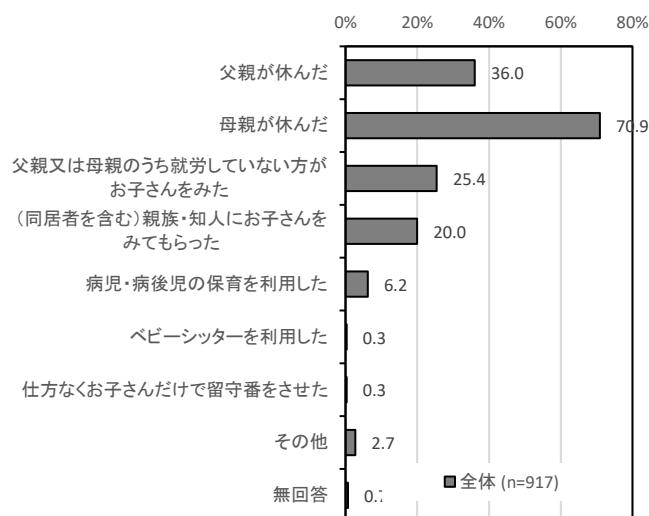
[子育て支援センターの利用の希望の希望状況]



## ● 病児保育の必要性が高まっている一方で情報の不足や費用が課題となっている

### [子どもの病気やけがで普段利用している教育・保育の事業ができなかつ際の対処方法]

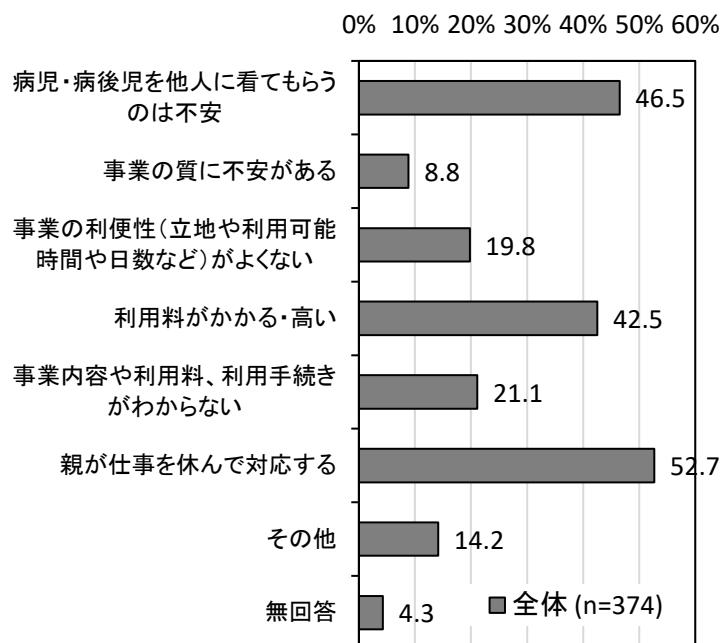
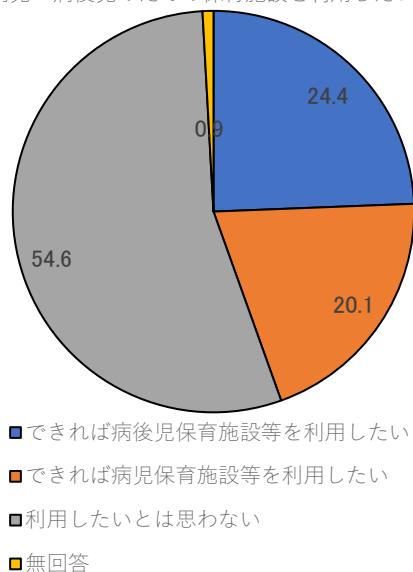
子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかつた場合に、この1年間に行った対処方法は、「母親が休んだ」が70.9%（前回調査時66.2%）と最も高く、次いで「父親が休んだ」が36.0%（前回調査時27.3%）、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が25.4%（前回調査時30.3%）となっています。少ないながら「仕方なくお子さんだけで留守番をさせた」という回答があることも、課題であると考えられます。



### [できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいとは思わない理由]

お子さんが病気の時に「母親が休んだ」または「父親が休んだ」のどちらかを選択した方のうち、「できれば病後児保育施設等を利用したい」「できれば病児保育施設等を利用したい」と回答した割合は、それぞれ24.4%（前回調査時21.6%）、20.1%（前回調査時18.5%）、「利用したいとは思わない」が54.6%（前回調査時58.1%）となっており、前回調査時と比較して利用したいという割合が高くなっています。利用しない理由について、親が仕事を休んで対応、他人に見てもらうのは不安といった価値観や情報不足といった要因が多く、保護者の心情・価値観といった理由が大きいと考えますが、約4割の方が「利用料がかかる・高い」と答えており、費用も利用しない要因の一つとも考えられます。

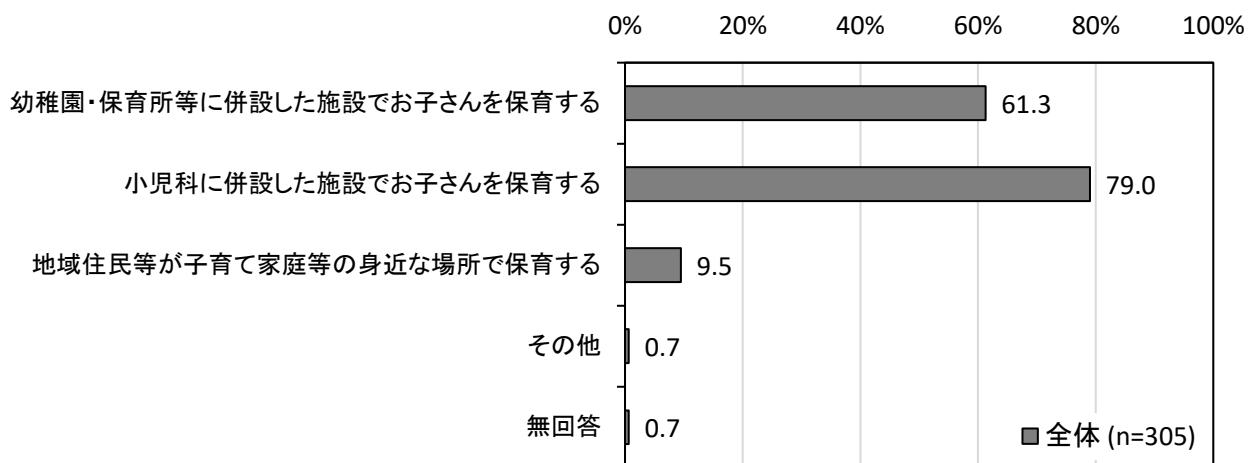
父親が休んだ・母親が休んだと回答した方のうち、病児・病後児のための保育施設を利用したい割合



## ● 病後児保育施設や病児保育施設の望ましい形態

「小児科に併設した施設でお子さんを保育する」が79.0%と最も高く、次いで「幼稚園・保育所等で併設した施設でお子さんを保育する」が61.3%、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する」が9.5%となっています。

[お子さんが病気の際に「母親が休んだ」または「父親が休んだ」のどちらかを選択した方で、その際、利用したいサービスの割合

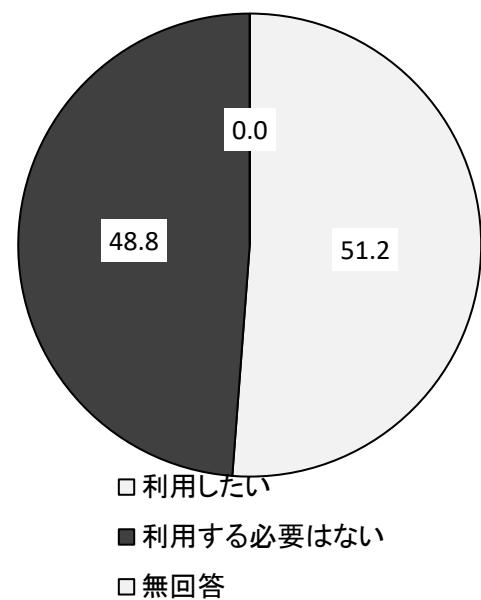


## ● 子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの潜在的ニーズがある

[子どもの不定期な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどのサービスを利用したい割合]

子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用については、「利用していない」と答えた方が88.9%いますが、今後については「利用したい」が51.2%、「利用する必要はない」が48.8%となっています。

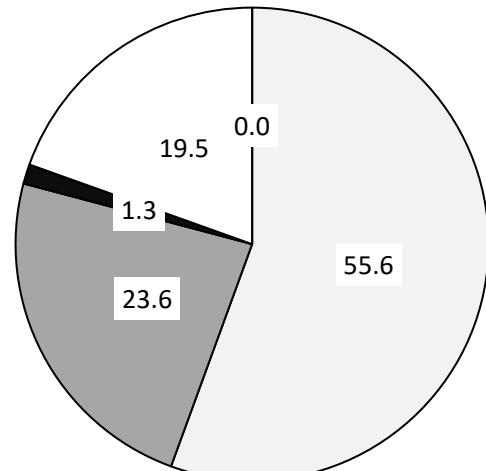
また、ショートステイなどの宿泊を伴う一時預かりについては、「利用したい」という割合も13.2%と一定数います。



## ●育児休業や短時間勤務制度など職場での両立支援制度の周知が必要

[育児休業給付、保険料免除などお子さんが病気の際に「母親が休んだ」または「父親が休んだ」のどちらかを選択した方で、その際、サービスを利用したい割合]

育児休業や短時間勤務制度の認知度が半数を超える一方、「育児休業給付のみ知っていた」が23.6%（前回調査時29.8%）、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が19.5%（前回調査時26.1%）となっています。取得できていない理由をさらに分析して、育児休業をとりやすいように働きかけていくほか、制度の一層の周知も必要であると考えます。

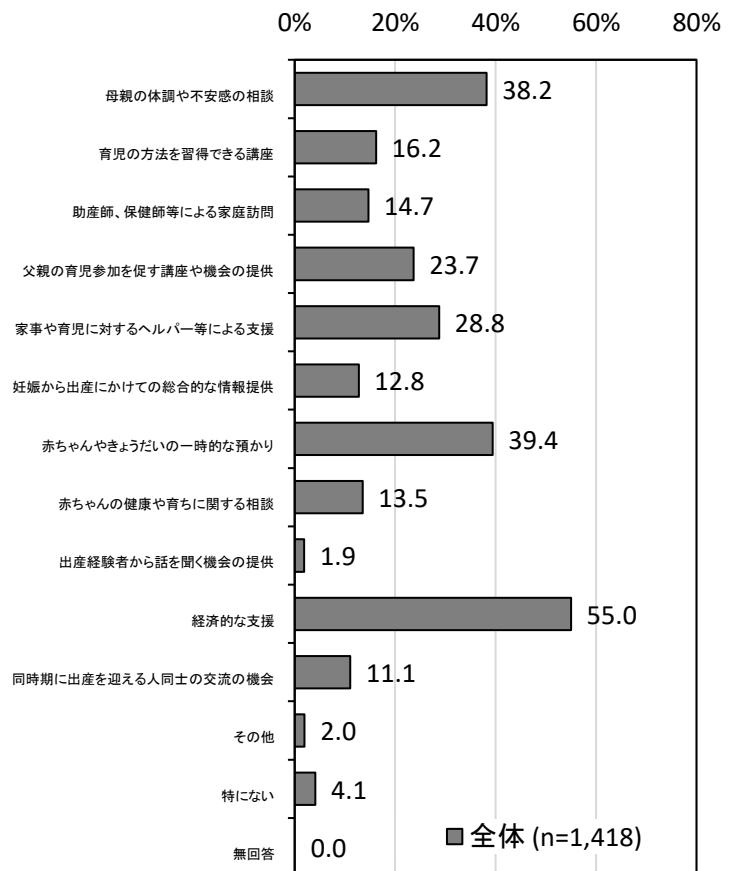


- 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた
- 育児休業給付のみ知っていた
- 保険料免除のみ知っていた
- 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった

## ●妊娠中の経済的な支援が求められている

[妊娠中や出産後に必要だと思うサービスの割合]

妊娠中や出産後に必要だと思うサービスは、「経済的な支援」が55.0%（前回調査時43.7%）と最も高く、次いで「赤ちゃんやきょうだいの一時的な預かり」が39.4%（前回調査時39.5%）、「母親の体調や不安感の相談」が38.2%（前回調査時36.0%）となっており、「経済的な支援」を求めている方は前回調査時より11.3ポイント高くなっています。



●経済的な面での暮らしづらりに苦しさを感じている子育て家庭は微増している

[経済的な面での暮らしの状況]

経済的な面での暮らしの状況は、「ふつう」が46.1%（前回調査時50.3%）と最も高いものの、「やや苦しい」、「大変苦しい」がそれぞれ28.1%（前回調査時27.3%）、11.7%（前回調査時8.1%）と、前回調査とほぼ同様の結果ですが、子育て家庭の経済的な暮らしづらりに苦しさを感じている家庭が僅かではありますが、増えています。

（四捨五入の関係で100%になりません。）

(注) 未就学児調査（回答数1,418件）の結果ですが、前項は妊娠中や出産後に必要なサービスに対して、本項は経済的な面での暮らしの状況に対して、それぞれ別項目の回答です。

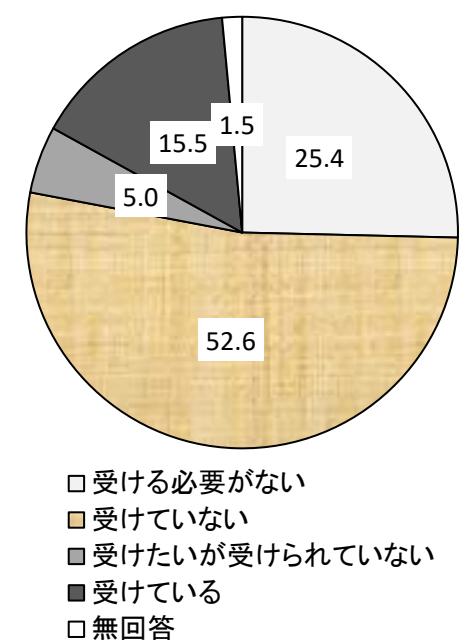
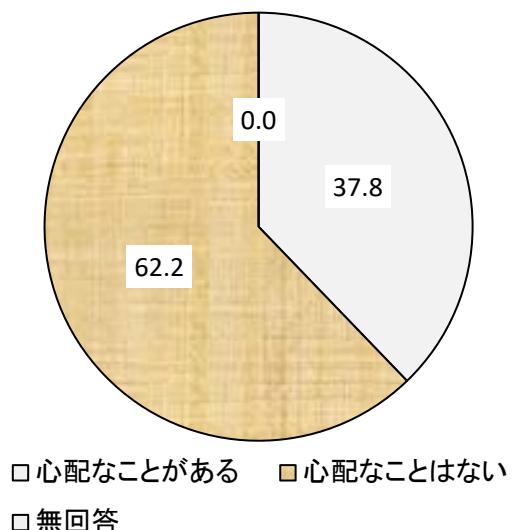
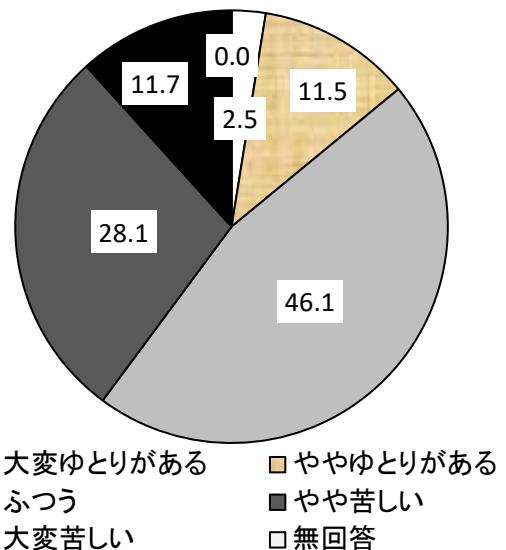
●子どもの心身の成長について相談しやすい環境が必要

[子どもの心身の成長に関する心配ごとの有無の割合]

子どもの心身の成長に関する心配ごとがあると答えた人は全体の37.8%います。

[子どもの心身の成長に関する「心配なことがある」と回答した方の心配な事に対し、児童発達支援事業（ほうあんふじ、うみ、つくしんぼ教室など）などの支援を受けている割合]

子どもの心身の成長について、相談を受けていない方が52.6%です。

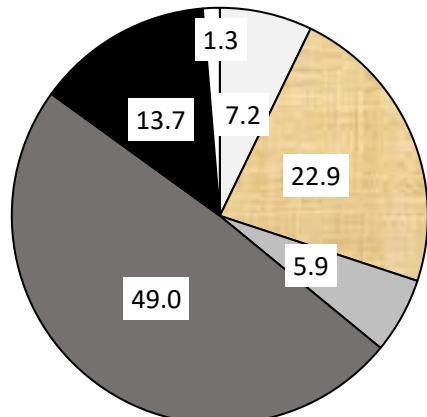


## ② 小学生の保護者のニーズ

[母親の就労意向の割合]

### ●母親の就労支援が必要

「就労希望はない」が13.7%となっていますが、「子どもが大きくなったら就労したい」が49.0%と最も高く、次いで「就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない」が22.9%となっています。希望する母親の就労を促進する取り組みが必要になります。



□半年以内に就労する見込みがある

■就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない  
■就労希望はあるが、子どもを預ける場所がない  
■子どもが大きくなったら就労したい

■就労希望はない

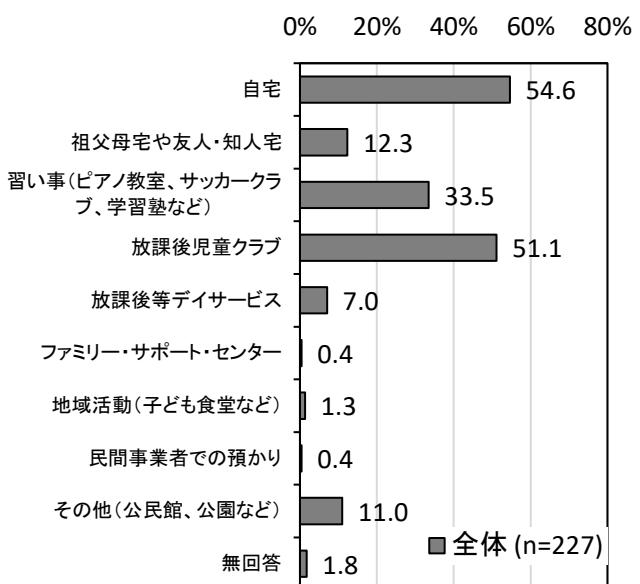
□無回答

[未就学児が小学校低学年(1～3年)になったときの放課後の過ごし方についての保護者希望割合]

### ●放課後児童クラブを利用したい意向が高い

未就園児の保護者の小学校低学年(1～3年生)になったときの放課後の過ごし方の希望では「自宅」が54.6%（前回調査時53.3%）と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が51.1%（前回調査時44.9%）となっており、前回調査時と比較して「放課後児童クラブ」が6.2ポイント高くなっています。

放課後児童クラブの利用については、過去5年間待機児童〇人であり、ニーズ量に対応できている状態です。



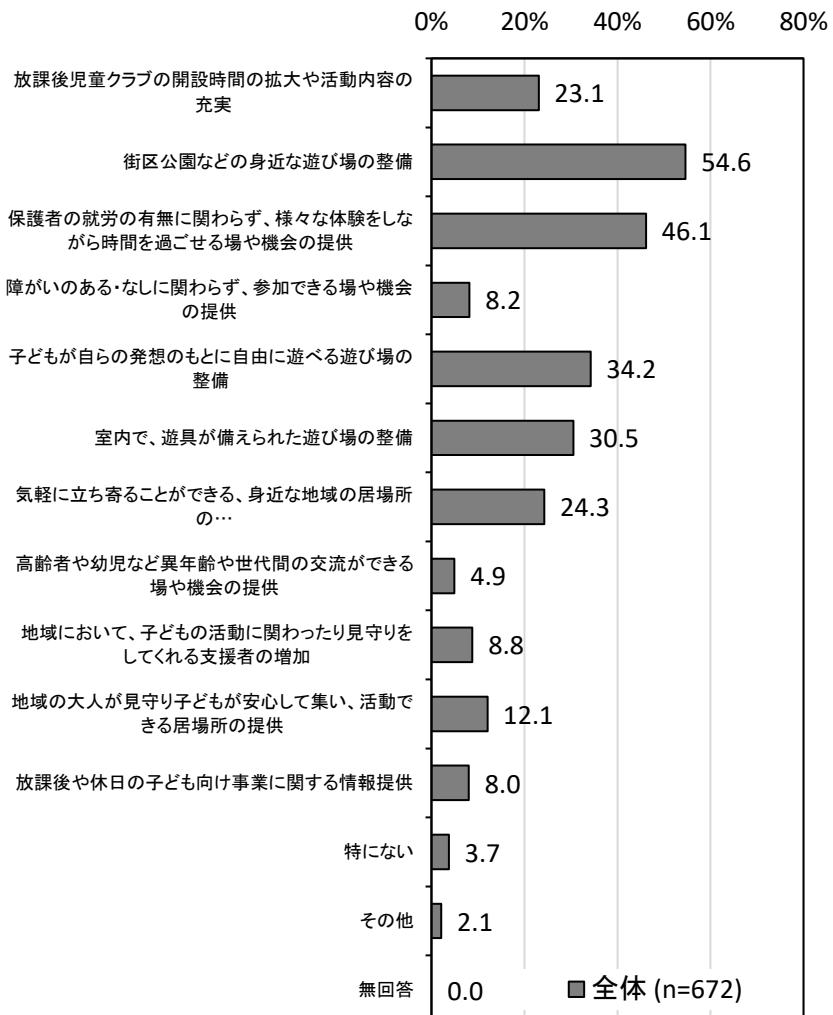
[小学生が放課後を過ごす環境についての今後の希望状況の割合]

## ●小学生が放課後を過ごす地域の環境の充実が必要

### 小学生が放課後を過ごす環境

について今後望むことは、「街区公園などの身近な遊び場の整備」が 54.6%（前回調査時 42.4%）と最も高く、前回調査時と比較して 12.2 ポイント高くなっています。

次いで「保護者の就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供」が 46.1%（前回調査時 43.8%）、「子どもが自らの発想のもとに自由に遊べる遊び場の整備」が 34.2%（前回調査時 31.5%）となっており、子どもが過ごす場や機会の充実が望まれます。

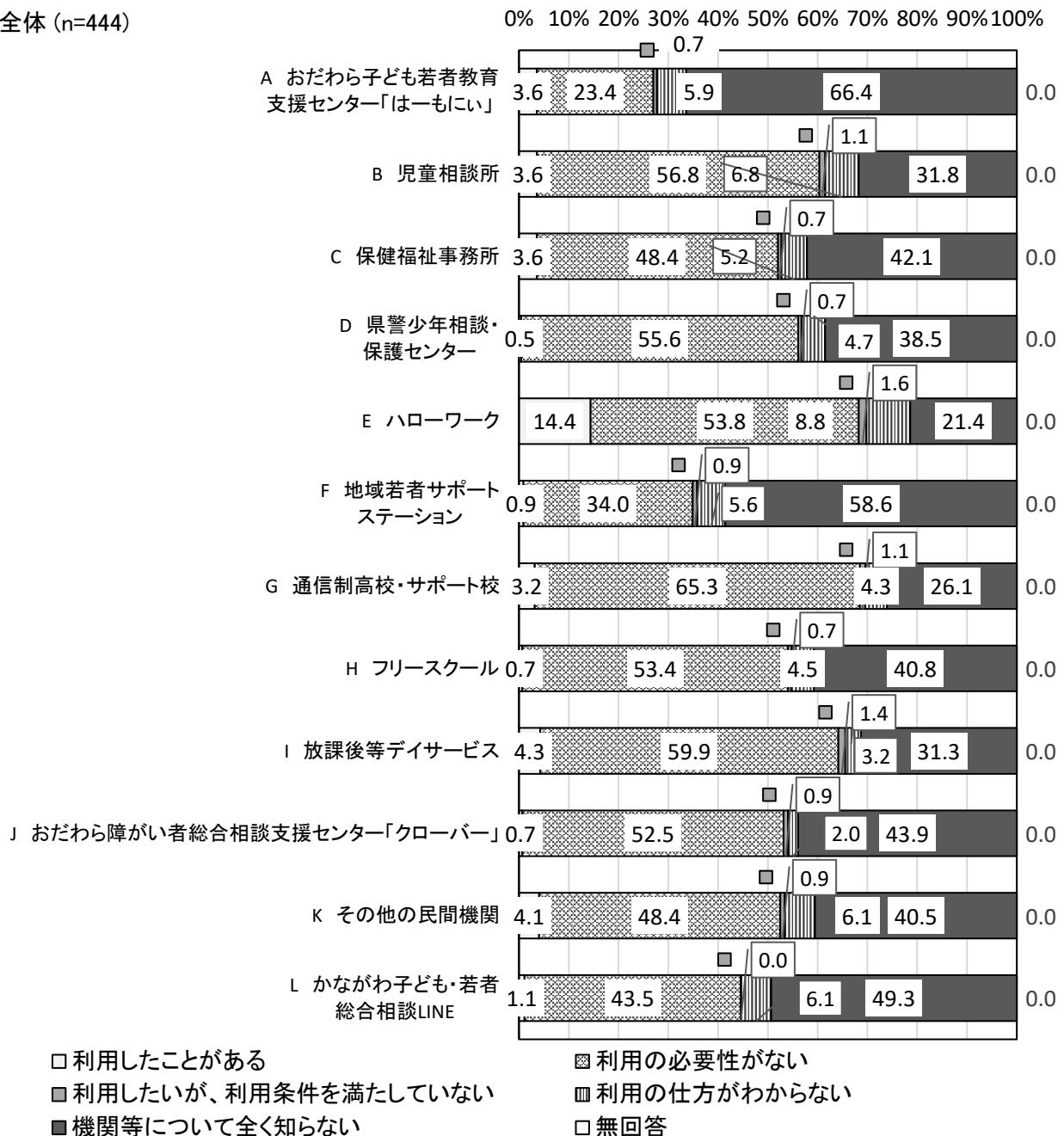


### ③ 若者のニーズ

#### ●相談・支援機関の周知が必要

[各種機関ごとの認知度の状況]

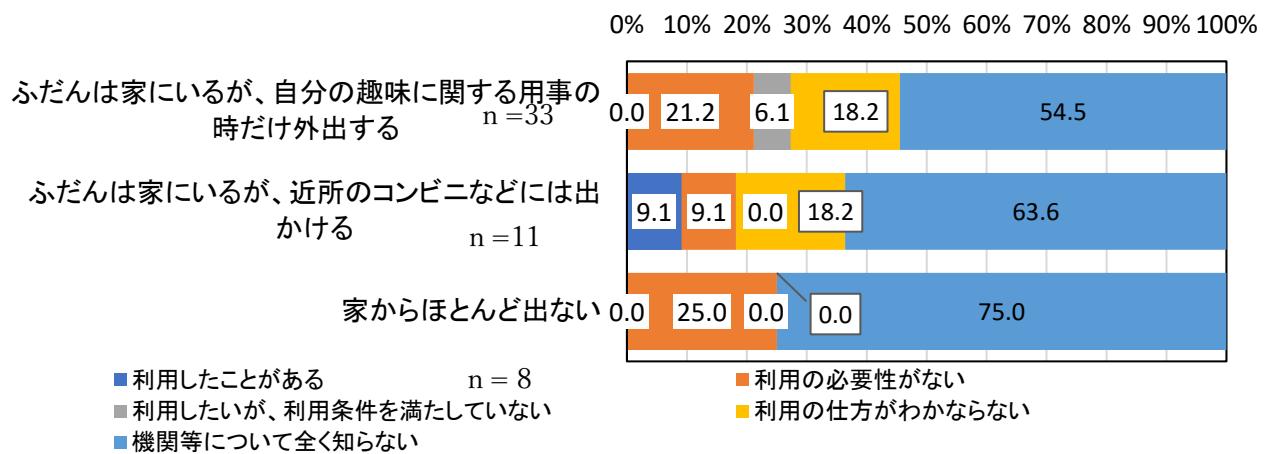
全体 (n=444)



“ハローワーク”で「利用したことがある」が他の項目よりも高くなっています。なお、すべての項目において「利用の必要性がない」～「機関等について全く知らない」を足した『利用したことない』の割合が高くなっています。また、“おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」”、“地域若者サポートステーション”で「機関等について全く知らない」が高くなっています。

## ● 「はーもにい」が有する機能と役割を広く周知することが必要

[ふだん家にいることが多い方にとっての「はーもにい」の認知度の状況]



アンケートに回答のあった450人のうち、ふだん家にいることが多い（1割強の52人）方が、おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」における相談者になることが多いと考えられ、施設の存在を知ることによって、利用する可能性があると考えられますが、「機関等について全く知らない」が最も多くなっています。

[自宅での過ごし方]

## ● 自宅での過ごし方の中で家族・祖父母の世話をする人が一定数いる

「インターネットを(SNS、YouTubeなどを含む)見る」が89.4%と最も高く、次いで「食べる、寝る」が83.6%、「ゲームをする」が57.9%となっている一方で、家族・祖父母の世話をする人が一定数います。

兄弟姉妹などの世話をする

家族・祖父母の世話をする

インターネット(SNS、YouTubeなどを含む)を見る

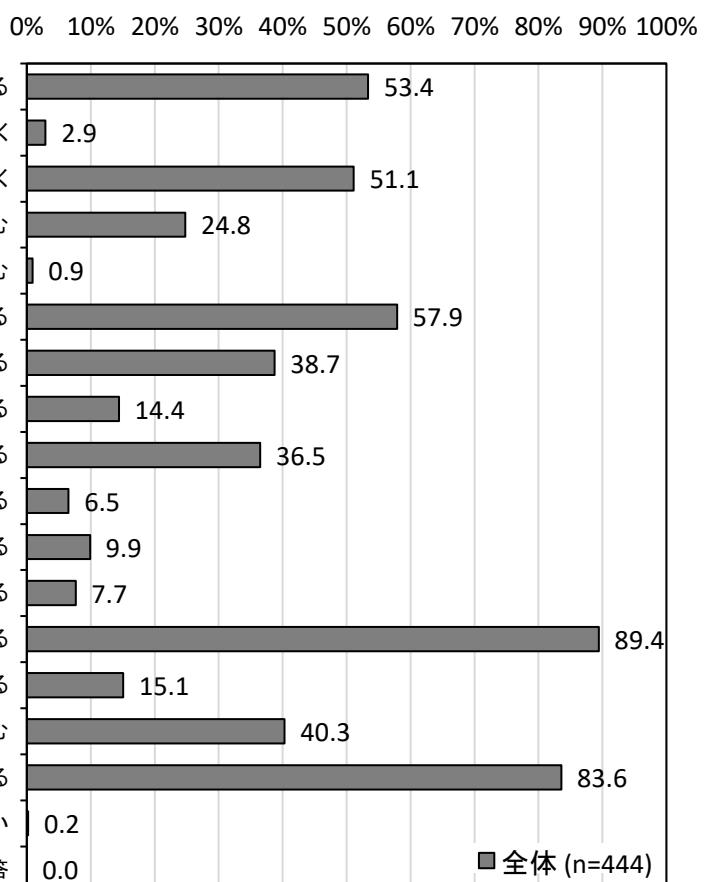
インターネット(SNS、YouTubeなどを含む)で発信する

何もしないでゆっくり休む

食べる、寝る

あてはまるものはない

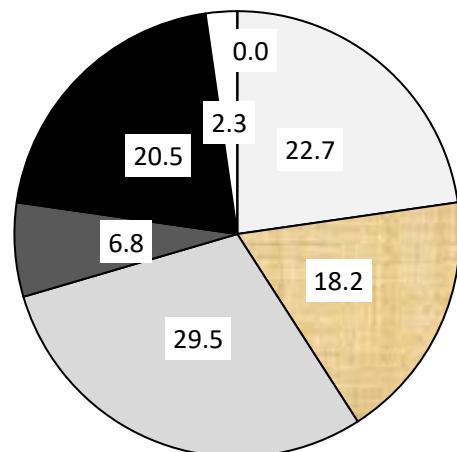
無回答



●自宅での過ごし方で「兄弟姉妹の世話をする」と回答した若者のうち 40.9%は毎日 1 時間以上になる

#### 【兄弟姉妹などの世話をする時間】

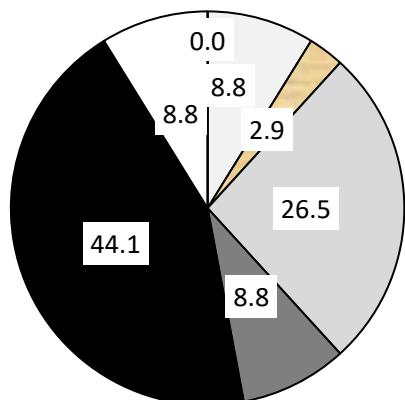
「ほぼ毎日 1 時間未満」が 29.5%と最も高く、次いで「ほぼ毎日 2 時間以上」が 22.7%、「1 週間に 1~2 日」が 20.5%となっています。



- ほぼ毎日2時間以上
- ほぼ毎日1時間以上～2時間未満
- ほぼ毎日1時間未満
- 1週間に3～5日
- 1週間に1～2日
- わからない
- 無回答

#### 【家族・祖父母の世話をする時間】

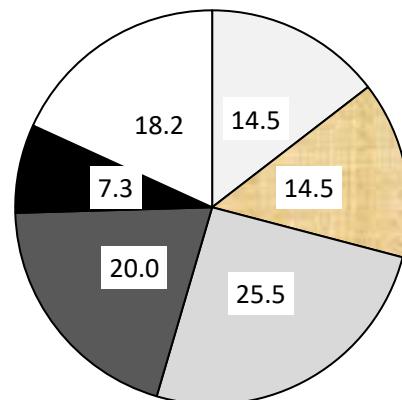
「1 週間に 1~2 日」が 44.1%と最も高く、次いで「ほぼ毎日 1 時間未満」が 26.5%となっています。  
(四捨五入の関係で 100%になりません。)



- ほぼ毎日2時間以上
- ほぼ毎日1時間以上～2時間未満
- ほぼ毎日1時間未満
- 1週間に3～5日
- 1週間に1～2日
- わからない
- 無回答

#### 【兄弟姉妹や祖父母などの世話をする方の 29%がそのことで悩んだり困ったりしている】

悩んだり、困ったりすることの有無について、「ほとんどない」が 25.5%と最も高いものの、「よくある」、「たまにある」もそれぞれ 14.5%となっています。

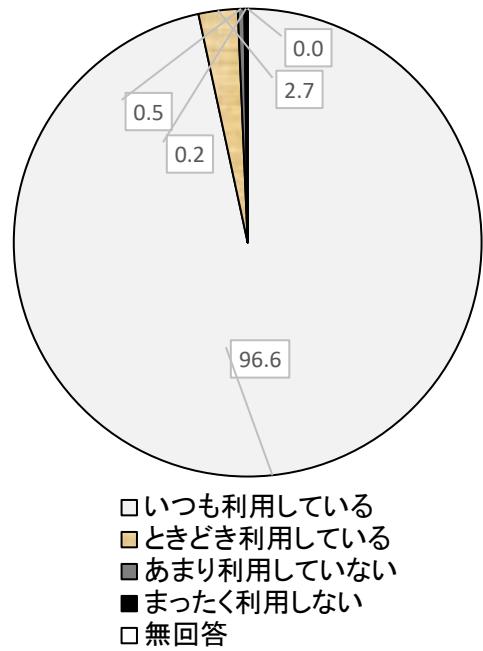


- よくある
- たまにある
- ほとんどない
- まったくない

● SNS等利用しやすいインターネットを通じた情報の収集・提供の充実が求められる

[インターネットの利用状況についての割合]

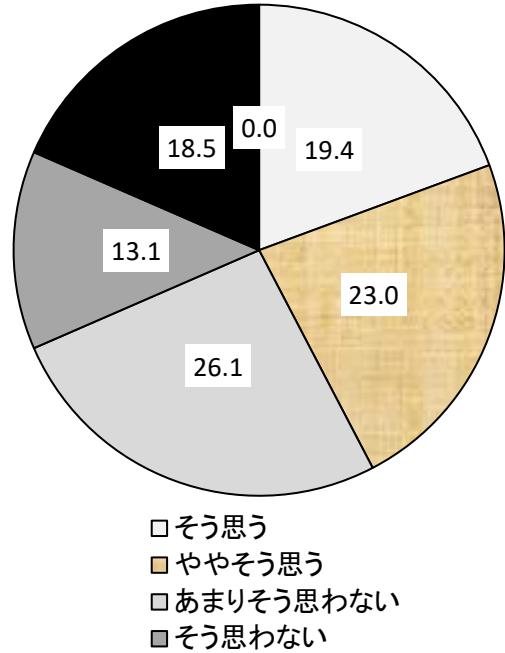
「いつも利用している」が96.6%となっています。



● 子どもや若者が市へ意見を伝えたい人は4割存在する

「あまりそう思わない」が26.1%と最も高く、次いで「ややそう思う」が23.0%、「そう思う」が19.4%となっています。

(四捨五入の関係で100%になりません。)



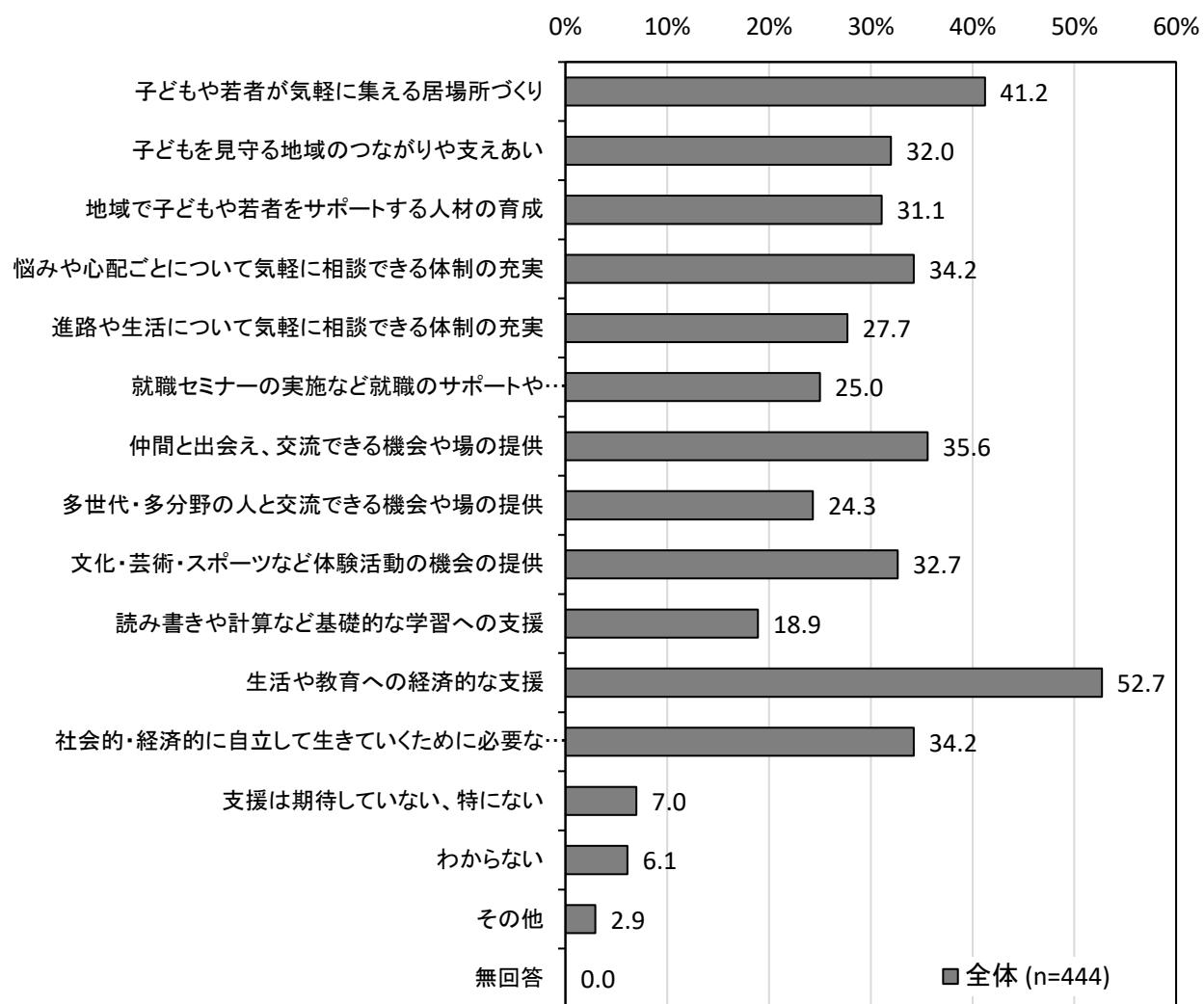
[子どもや若者が市へ意見を伝えたい割合]

## ●生活や教育への経済的な支援、気軽に集える居場所が求められている

若者が求める支援については「生活や教育への経済的な支援」が最も高く、次いで「子どもや若者が気軽に集える居場所づくり」、「仲間と出会い、交流できる機会や場の提供」の順となっています。

半数以上が経済的な支援を求めているのに加え、居場所や交流の場を求める声も挙がっていますが、同様に、気軽に集える居場所づくりも必要なことが分かります。

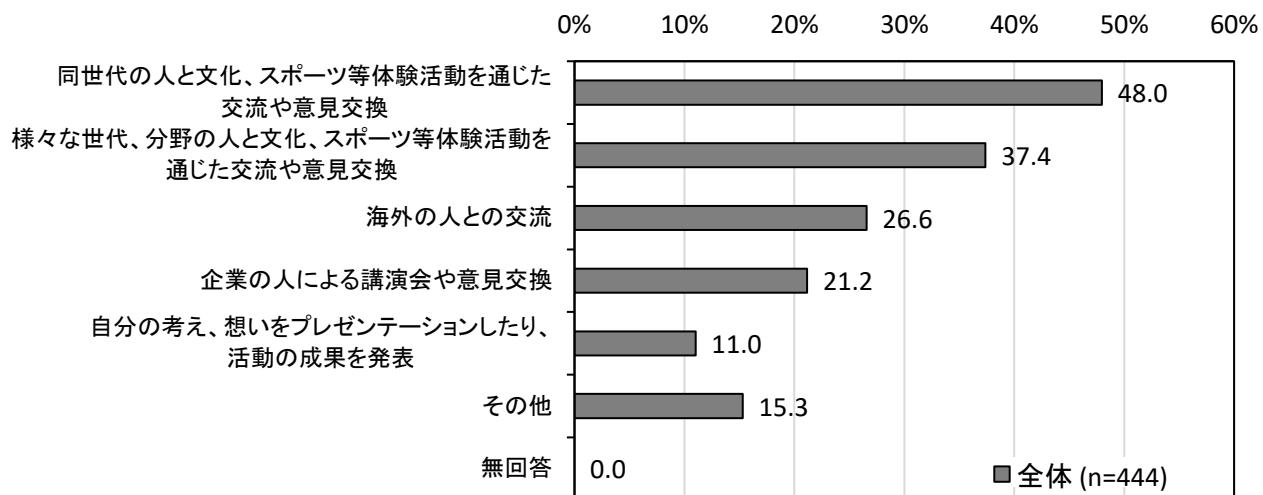
[若者が求める支援の内容の状況]



## ●スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換の機会が求められている

自分らしさを表現する機会は、「同世代の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換」が最も高く、次いで「様々な世代、分野の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換」、「海外との交流」の順となっています。

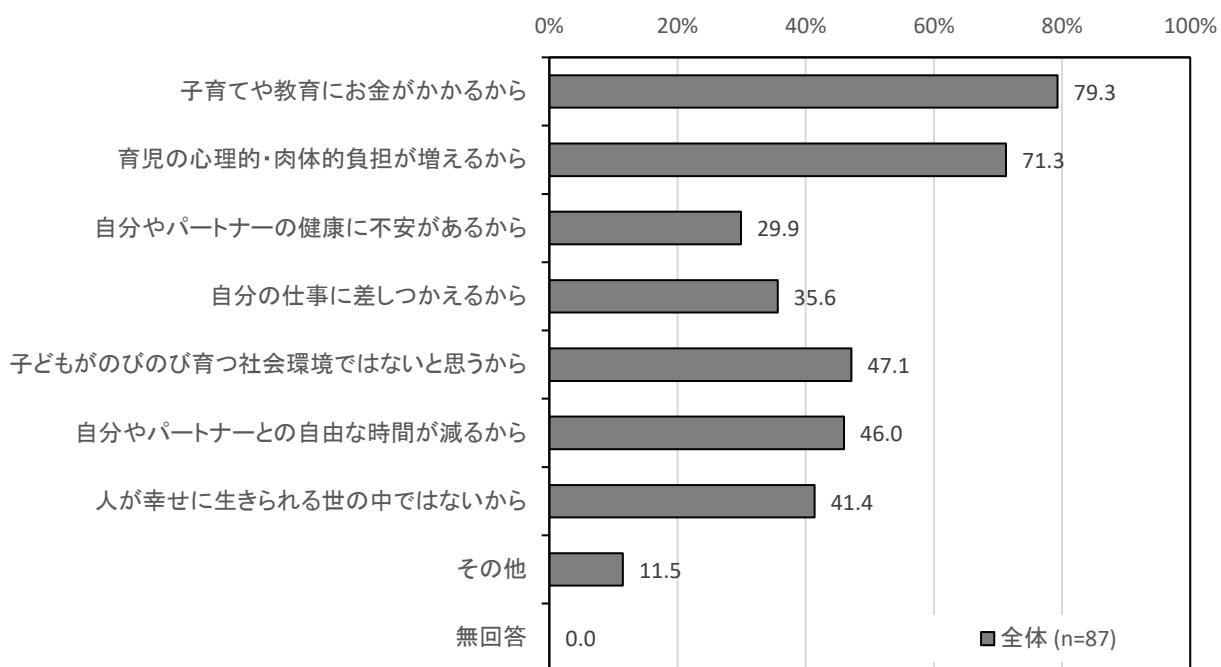
[自分らしさを表現する機会の内容の状況]



## ●子どもを持つことへの経済的、心理的負担の軽減が必要

「子育てや教育にお金がかかるから」が 79.3%と最も高く、次いで「育児の心理的・肉体的負担が増えるから」が 71.3%、「子どもがのびのび育つ社会環境ではないと思うから」が 47.1%となっています。

[子どもを持つことに対しての負担と感じる理由の状況]



## 2 計画の基本的な考え方

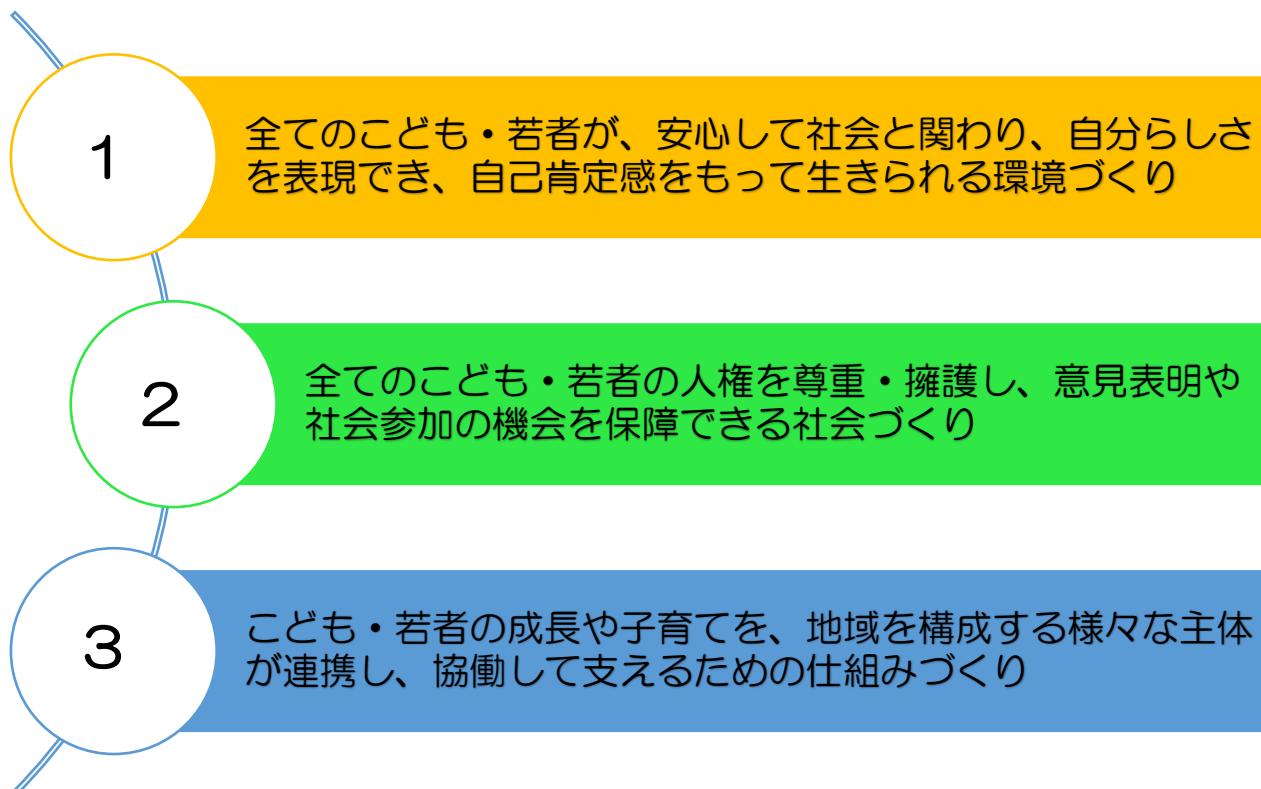
### （1）基本理念

本計画において目指すべき基本的な方向性として、次の基本理念を定めます。

次世代を担う全てのこども・若者一人ひとりにとって、それぞれの多様な生き方を尊重し合い、大人や利害関係者から安全・安定・安心が保障され、将来にわたって自分らしく幸せに生きられる社会を地域全体で創造します。

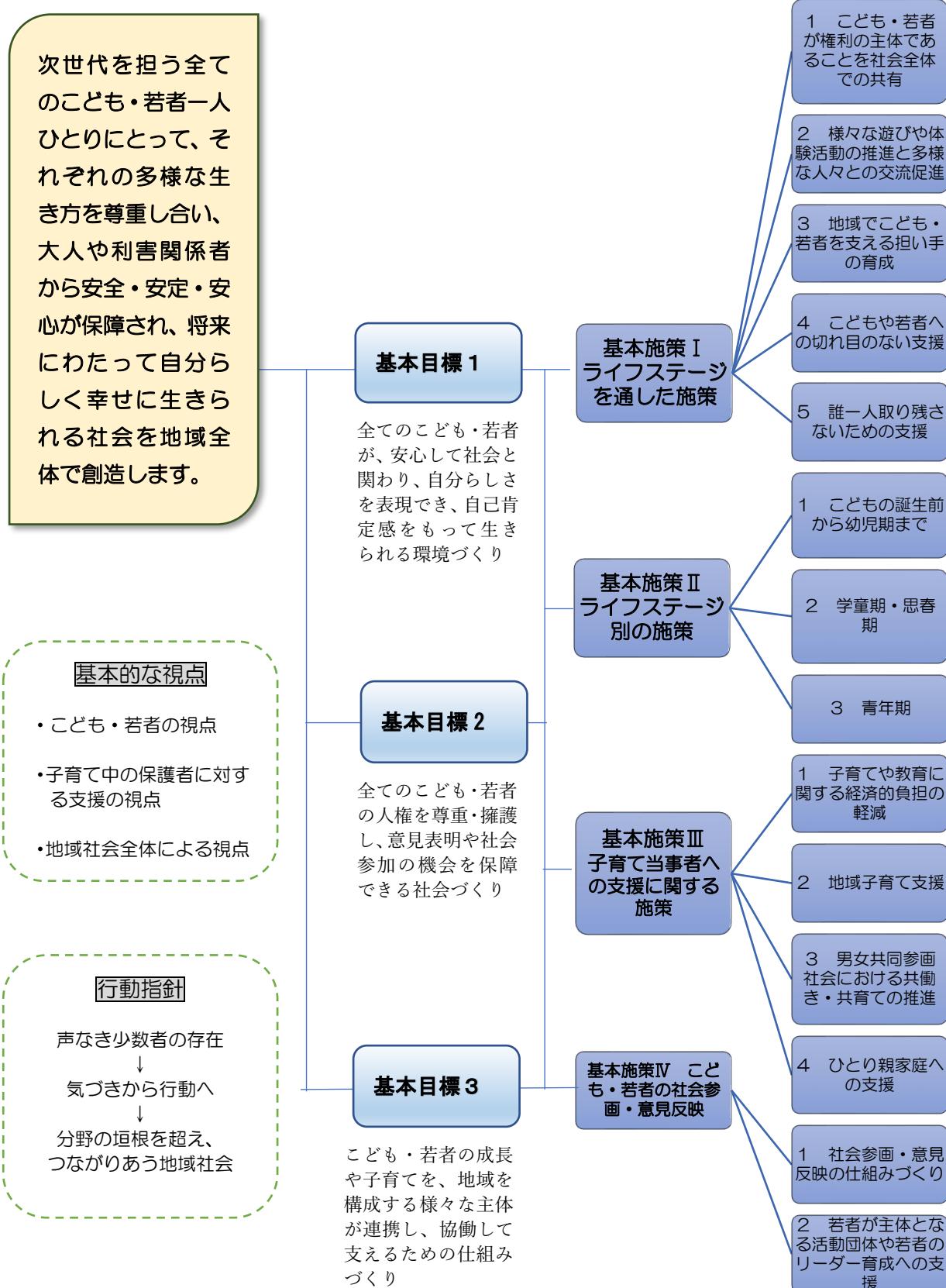
### （2）基本目標

基本理念をもとに、次の3つの基本目標を掲げ、「こどもまんなか社会」を目指して計画を推進していきます。

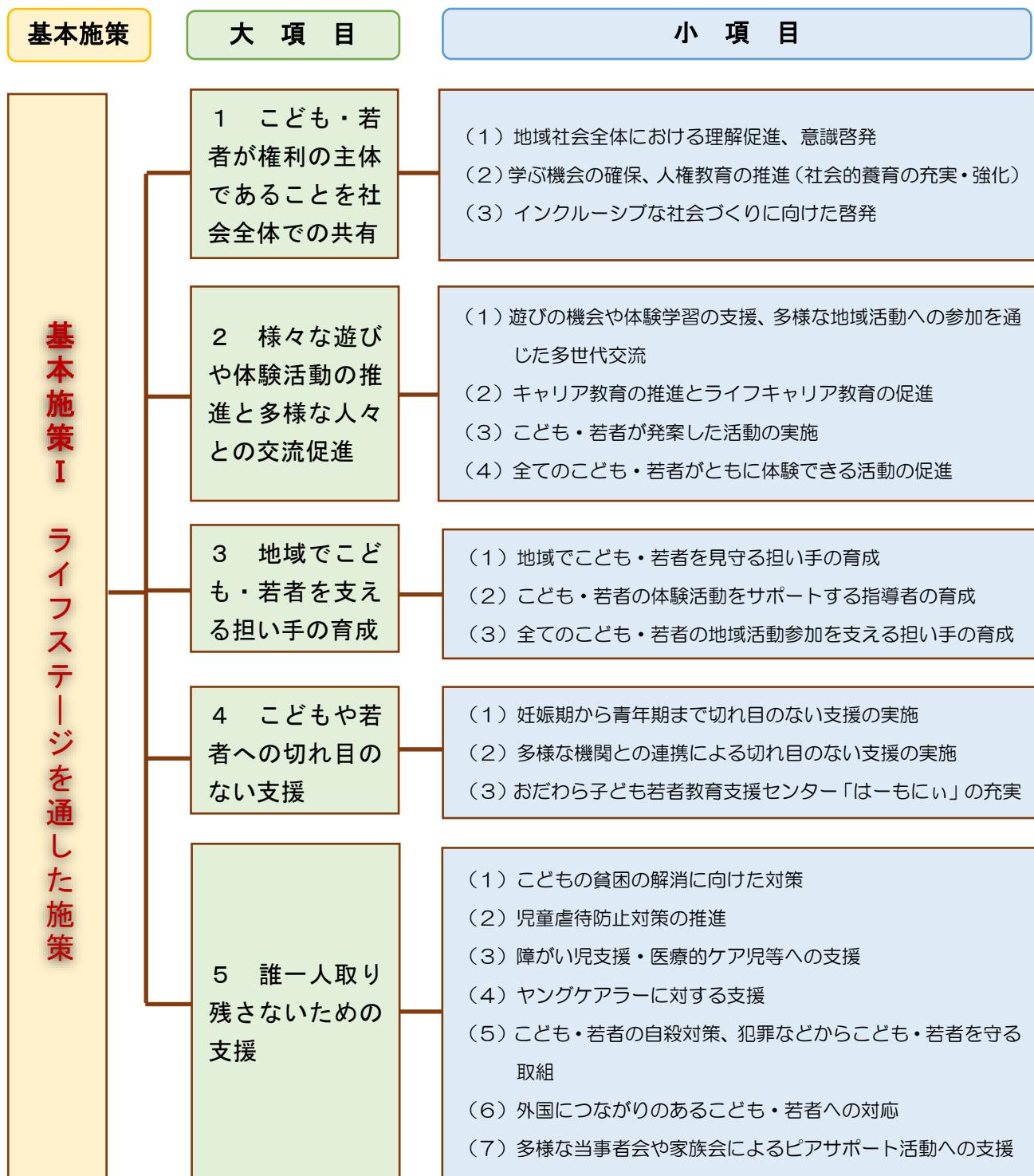


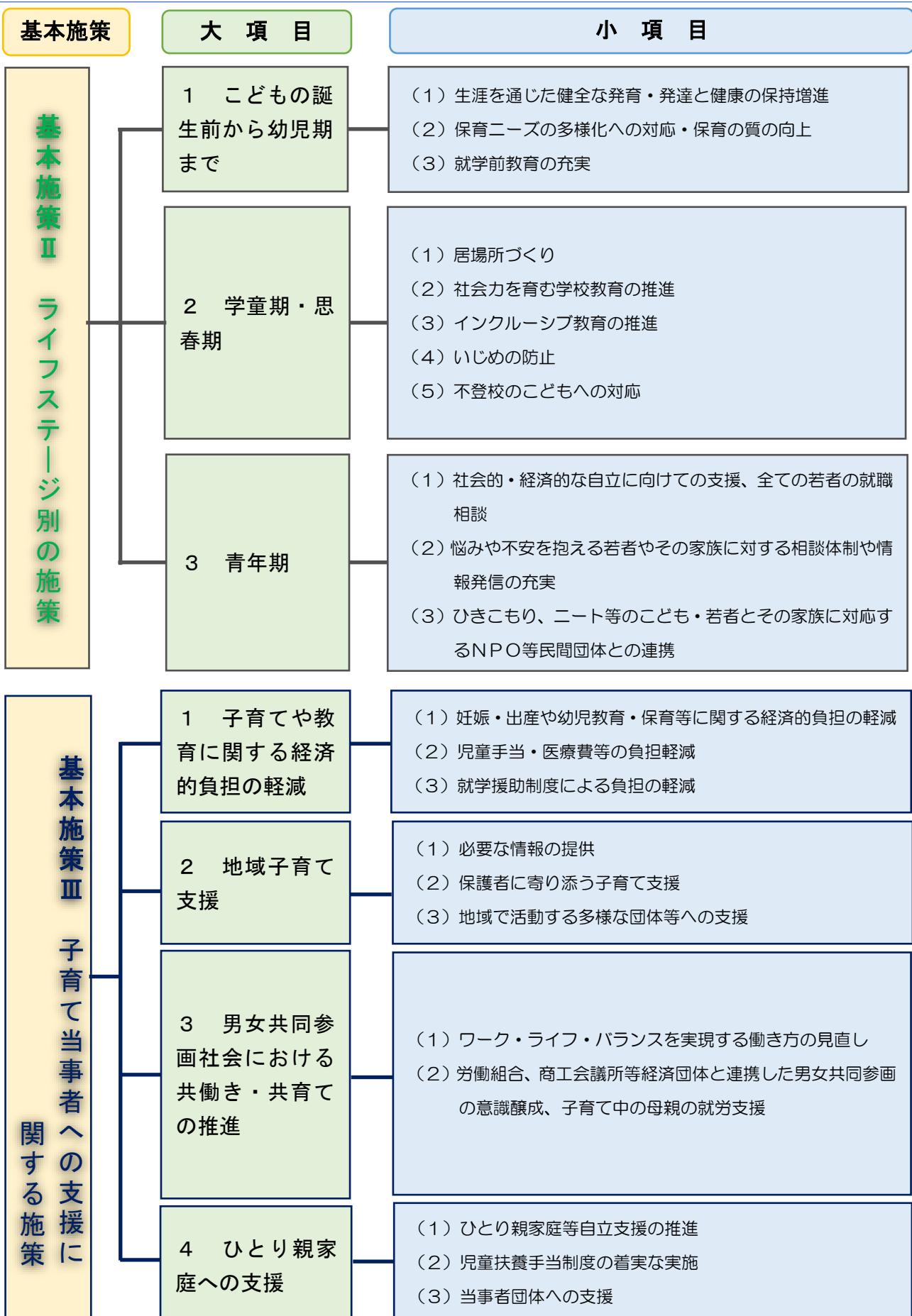
### (3) 施策の体系

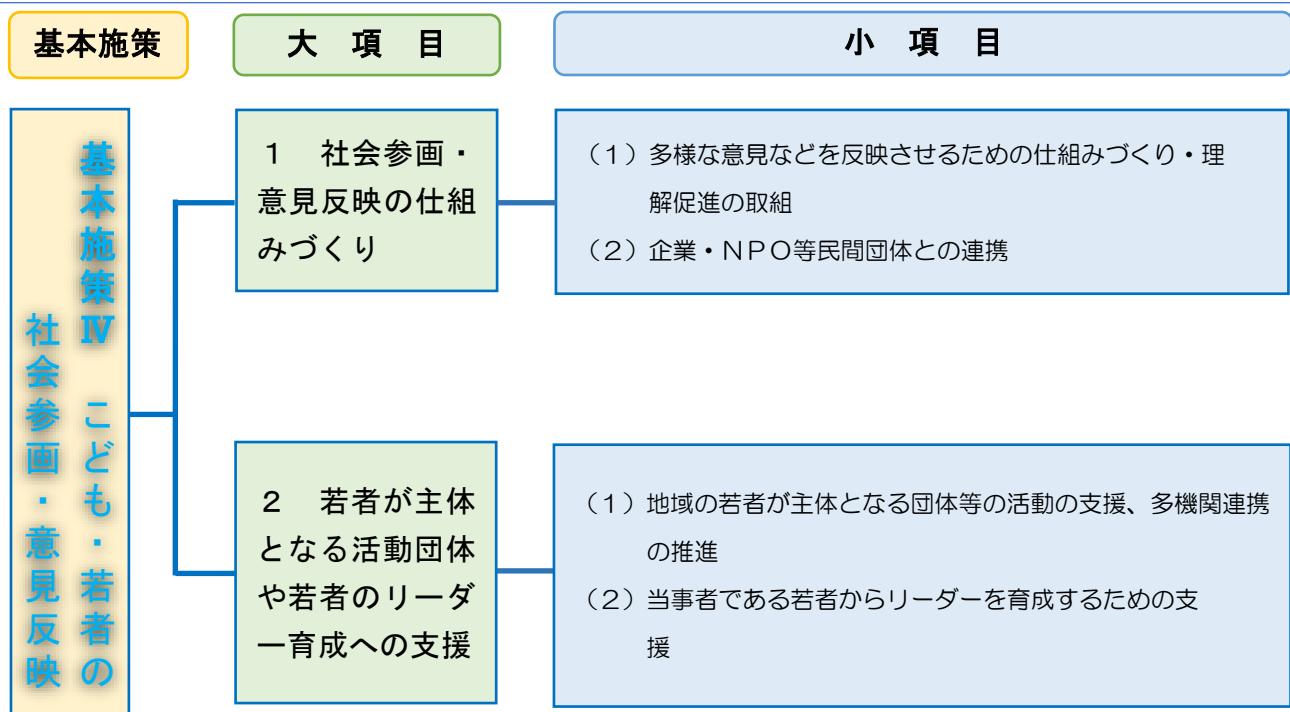
基本理念 — 基本目標 — 基本施策 — 大項目



## 施策体系図







## (4) 基本的な視点

各施策を展開するにあたり、次の3つの基本的な視点を大切に取り組んでいきます。

1

### 子ども・若者の視点

「子ども・若者の最善の利益」が実現される社会を目指し、子ども・若者の視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう子ども・子育てから若者への支援を推進することが必要です。乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期・思春期における心身の発達、若者期における人格の完成を目指す中で、一人一人がかけがえのない個性ある存在として自己肯定感をもって成長していくことができるような支援をしていくことが必要です。

2

### 子育て中の保護者に対する支援の視点

子育ては、子どもに限りない愛情を注ぐことを通して、日々成長することの姿に感動しながら、親も親として成長していくという尊い営みです。

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提のもとに、地域や学校など社会全体が保護者に寄り添い、妊娠から出産、子育ての中で切れ目のない支援を行うなど、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長と子育ての喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

3

### 地域社会全体による視点

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの育ちと子育てを支えることは、持続可能な社会への歩みであり、若者が自らの人生を選択し歩めるような地域を創造することは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

行政、家庭、地域、職域など社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、すべての子ども・若者の成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子ども・若者の育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働しながら役割を果たすことが必要です。

## （5）行動指針

あしたに仰ぐ富士の白雪、夕べに望む翠の箱根、流れ清き母なる酒匂川、相模の海の白波、私たちのふるさと小田原は、誰もが羨む地勢的な条件に恵まれています。

澄んだ空、青い山、清き川、広い田んぼ、森里川海の多様かつ豊かな自然環境が、おだわらのこども・若者を取り巻いています。

軒端に望む秀麗の富士、あまねき恵み足柄平野は美しく豊かな地。その中で日常生活を過ごします。

誇り高き我がふるさとには、尊徳先生の教えがあります。

小田原の全てのこども・若者が、明るく、楽しく、喜びをもって強く逞しく人生を歩んでほしいとの願いが私たちにはあります。

この“おだわらしさ”的もとで、小田原の全てのこども・若者が、自分らしく、自己肯定感をもつて心身を育み、人生を切り開くことができるよう、私たちは次のとおり行動します。

### （声なき少数者の存在）

私たちの社会には、様々な困難や課題を抱えながら生活しているこども・若者がいます。その悩みは孤立、心身の障害、経済的困窮など様々です。その問題が深刻であるにも関わらず、そもそも本人にその自覚がなかったり、自己肯定感や幸福度が低いことから「運が悪かった」、「自己責任」と考えたり、「仕方ない」と諦めて孤立したり、周囲の目を気にしてSOSを発信しにくかったりと、表面化しにくい状況があります。

### （気づきから行動へ）

私たちはそうしたこども・若者の存在を認識し、その“声なき声”に気づき、その声を聞き取り、ニーズを把握します。私たちは、“声なき声”への気づきによって、市民として自覚を持ち、課題解決の担い手となりうるので、「誰一人取り残さない」という価値観のもと、多様性と包摂性のある社会を目指して行動します。

### （分野の垣根を超えるつながりあう地域社会）

市民一人ひとりが主体的に行動し、様々なジャンルや分野の垣根を超えて、多様な人々がつながり、協力し合って行動することによって、本計画に掲げた基本理念に基づく取組を進めます。

市民一人ひとりが「和合」して一つにまとまり、それぞれが徳（役割）を果たすことで、様々な新たなものが生み出される「一円融合」の精神を大切にします。



## (6) 成果指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間において、基本理念、基本目標の達成度を評価するため、令和6年に実施した「小田原市子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査」の結果等を踏まえ、成果指標と達成すべき目標水準を設定します。

**基本目標1：** 全ての子ども・若者が、安心して社会と関わり、自分らしさを表現でき、自己肯定感をもって生きられる環境づくり

成果指標	基準 (R6.3)	目標 (R11)
“自分には自分らしさというものがある” と思う若者の割合	86. 9%	90. 0%
“今の自分が好きだ” と思う若者の割合	71. 0%	80. 0%
“今の自分自身に満足している” と思う若者の割合	54. 7%	70. 0%
悩みや心配ごとがある若者の割合	70. 7%	60. 0%
将来の夢や目標がある（はっきりとした夢や目標をもっている・ぼんやりとしているが、大体の夢や目標をもっている）若者の割合	53. 4%	60. 0%

**基本目標2：** 全ての子ども・若者の人権を尊重・擁護し、意見表明や社会参加の機会を保障できる社会づくり

成果指標	基準 (R6.3)	目標 (R11)
市の制度・政策について思ったことや意見を、市へ伝えたいと思う（（やや）そう思う）子どもや若者の割合	42. 4%	50. 0%
【現状なし】子ども・若者の権利に関する周知・啓発の実施状況 ※令和7年2月8日の人権啓発イベントにおいてアンケート実施	—	—

**基本目標3：** こども・若者の成長や子育てを、地域を構成する様々な主体が連携し、協働して支えるための仕組みづくり

成果指標	基準 (R6.3)	目標 (R11)
子どもを育てている現在の生活に満足（満足度が（やや）高い・どちらともいえない）している保護者の割合 （未就学児） (小 学 生)	77. 9% 76. 5%	85. 0% 85. 0%
お住いの地域における子育ての環境や支援への満足（満足度が（やや）高い・どちらともいえない） している保護者の割合 （未就学児） (小 学 生)	60. 7% 62. 9%	70. 0% 70. 0%

## 第2部 小田原市こども計画の展開

### 第1章 基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策

基本施策Ⅰ ライフステージを通した施策一覧

大項目	小項目
1 こども・若者が権利の主体であることを社会全体での共有	(1) 地域社会全体における理解促進、意識啓発 (2) 学ぶ機会の確保、人権教育の推進 (社会的養育の充実・強化) (3) インクルーシブな社会づくりに向けた啓発
2 様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進	(1) 遊びの機会や体験学習の支援、多様な地域活動への参加を通じた多世代交流 (2) キャリア教育の推進とライフキャリア教育の促進 (3) こども・若者が発案した活動の実施 (4) 全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進
3 地域でこども・若者を支える担い手の育成	(1) 地域でこども・若者を見守る担い手の育成 (2) こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成 (3) 全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成
4 こどもや若者への切れ目のない支援	(1) 妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施 (2) 多様な機関との連携による切れ目のない支援の実施 (3) おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」の充実
5 誰一人取り残さないための支援	(1) こどもの貧困の解消に向けた対策 (2) 児童虐待防止対策の推進 (3) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (4) ヤングケアラーに対する支援 (5) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 (6) 外国につながりのあるこども・若者への対応 (7) 多様な当事者会や家族会によるピアサポート活動への支援

※小項目は、「ア 現状と課題」、「イ 方向性」、「ウ 主要な取組」という構成でまとめていますが、「ウ 主要な取組」については、主に、既存等の取組を継続するものは、取組名のみとしており、取組名のみではわかりにくいものは説明としています。

## ① こども・若者が権利の主体であることを社会全体での共有

### 1 目指すべき姿

○こども・若者自身が「権利の主体」であることが理解され、その権利があらゆる侵害から守られています。

### 2 取組項目

- (1) 地域社会全体における理解促進、意識啓発
- (2) 学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化）
- (3) インクルーシブな社会づくりに向けた啓発

### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

#### (1) 地域社会全体における理解促進、意識啓発

##### ア 現状と課題

こども・若者が権利主体であるとの理解が浸透し、課題解決されていると言い難い現実があります。正しい認識をもつためにも地域社会全体で一般原則の理解が必要な状況です。

##### イ 方 向 性

・児童の権利に関する条約（子どもの権利に関する条約）の地域社会全体への周知・啓発、理解促進をするため、条約に掲げられた4つの一般原則（子ども基本法の基本理念）の地域社会全体への周知・啓発、理解促進を通じた子どもの権利を尊重する社会風土づくりを進めます。  
4つの一般原則とは、次のとおりです。

- ①差別の禁止（差別のないこと）
- ②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- ③生命・生存・発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ④子どもの意見の尊重（子どもが意味ある参加ができること）

##### ウ 主要な取組

子どもの意見の尊重が大切であるという意識に変え、行動を促進するためには、まず子どもの意見の尊重を具体的に浸透させることに取り組みます。具体的には、市民向けの講演や広報媒体等を通して、広く伝えていくとともに、地域の諸団体へ働き掛け、研修の実施や強化月間等の取組を始めます。

子どもの人権擁護については、乳幼児の頃から一人の人間として尊重される関わりが人格形成の基盤であることから、保育園、幼稚園、子どもが育つ場での人権研修の取組を洗い出すことから取り組みます。

子どもの気持ちや意思を無視してはいけないと考える大人を増やします。

子どもの権利があることは、大人にその責務を果たす義務があることであり、表裏一体の問題であることを実体験から理解してもらうためのセミナーや講座などを実施します。

児童の権利に関する条約（子どもの権利に関する条約）の地域社会全体への周知・啓発、理解促進のため、条約に掲げられた4つの一般原則（子ども基本法の基本理念）を学ぶ機会を設けます。

子どもを中心においた社会づくりを地域に浸透させるための仕組みとして、「子ども応援事業者認定制度」の導入を検討します。

## (2) 学ぶ機会の確保、人権教育の推進（社会的養育の充実・強化）

### ア 現状と課題

アンケートの結果から、経済的に苦しい家庭の子どもなどが学習についていけなくなる傾向や、食事に事欠く家庭があることがわかりました。この原因としては、様々な事情から「保護者が学習を重視しない、重視できない」環境に置かれ、結果的に子ども・若者も「学習を重視しない、重視できない」こととなり、「学習についていけない」状況となっているものと考えられます。

体罰や暴言、いじめや虐待などが、人権侵害であるということを学べていない子どもが、自身の権利が侵害されているという声を上げることは困難です。

#### アンケート結果

- 生活困難の度合いが高くなるほど学校の長期休暇に昼食を食べていない子どもが増える
- 生活困難の度合いが高くなるほど早い時期に授業についていけなくなる傾向がある

### イ 方向性

- ・子ども自身が自分の権利に気付けるような働きかけや活動を実施します。
- ・子ども・若者が、生まれた家庭や周囲の環境、直面している課題などによって学習機会や体験機会を奪われることなく、自分の可能性を広げ、様々な選択肢から人生を選び取っていけるよう支援します。

### ウ 主要な取組

学習の場が保障されない子どもの学習支援について検討します。また、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を引き続き実施します。

学校教育に加え、地域社会においても、幼児期、学童期、思春期、青年期などそれぞれの世代に応じた人権教育を切れ目なく行い、子ども自身が自分の権利に気付く機会を増やします。

学校教育、地域社会における人権教育の機会・内容等について実態調査に取組みます。

子ども・若者を対象にした意識調査を実施し、子ども・若者自身が自らの権利についてどの程度理解しているのかを明らかにします。

## (3) インクルーシブな社会づくりに向けた啓発

### ア 現状と課題

子どもの心の中の性自認や、国籍や家庭の状況、発達障がいなど、目に見えない様々な背景のある子どもたちがいます。子どもたちの成長には、それらの背景や発達に合わせた適切な支援や配慮が大切ですが、一方で個人情報としてオープンに共有する難しさがあります。

教育現場でもインクルーシブ教育、インクルーシブな学校づくりが進められていますが、多様

化するニーズや障がい特性に配慮するには、スタッフの人手や専門的な理解も十分とは言えません。

こども・若者が生活する地域においては、まだまだ趣旨の理解が十分とは言えない状況であり、「多様な背景があるこどもを受け入れる」ことが特別なことと考える方も少なくありません。支援者との交流を通じて、こどもたちのできることに目を向け、できないことは少しの工夫で補いながら、一緒に過ごせることを体験として知ることが大切です。

#### イ 方 向 性

- ・多様なこども・若者が存在することが前提であり、その権利が当たり前に保障されるためには、多様な人が共存するインクルーシブな社会をつくることが不可欠です。
- ・各分野において、障がいも含めて多様な背景のあるこどもたちも自然に参加できるための工夫を、日常の取組の中に取り入れることで、実体験を通じてお互いの多様なあり方を相互に認め、補い合いながら共存していく心のバリアフリーを目指していきます。
- ・そのために、こどもに関わる大人たちが、こどもたちの目に見えない背景を広く理解して気づくこと、そして気づいたときに、幼稚園・保育園、学校現場、福祉事業所、保護者なども含めて互いの立場を超えて相談し合える協力関係を築いていきます。

#### ウ 主要な取組

地域の様々な活動の実践の場で試みることから始めます。

- 学校運営協議会制度を活用し学校と地域が共同してインクルーシブな社会づくりに取り組みます。
- タウンミーティング等の場を設定して、多様な声を聞く機会を設けます。
- 企業等の協力を得て、インクルーシブな社会づくりを進めます。
- 各分野で、誰もが一緒に参加できる工夫を行った好事例を集め、全庁的に共有します。
- 市の各部署や委託先等の職員や支援者に向け、研修や交流の機会を積極的に設けます。
- 子どもに関わる企画やイベント等には、アクセシビリティへの配慮を求めます。  
(例. 障害物リレーに車椅子競争を取り入れる、支援者や保護者の付き添いを認める など)
- 職員向け、関係N P O等民間団体向け研修の機会を設け、好事例の共有を図ります。
- 子ども・子育て向けのイベント等に保護者や支援者との参加を認めるなど柔軟に検討します。
- 療育を専門とする福祉事業所、地域や学校現場などが連携する機会を促進します。

## ② 様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進

### 1 目指すべき姿

- 遊びは子どもの成長にとって欠かせないものとの共通理解が地域に浸透しています。
- 子ども・若者が、地域の大人や子どもたちとの関わりや、自主的な活動の体験・経験などを通して、自主性や社会性を身に付け、自立した大人へ成長できる環境が整備されています。
- 子ども・若者が自己表現できるきっかけを確保され、場が保障されています。
- 全ての子ども・若者が参加できる活動の場や多様な機会が創出されています。

### 2 取組項目

- (1) 遊びの機会や体験学習の支援、多様な地域活動への参加を通じた多世代交流
- (2) キャリア教育の推進とライフキャリア教育の促進
- (3) こども・若者が発案した活動の実施
- (4) 全ての子ども・若者がともに体験できる活動の促進

### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

#### (1) 遊びの機会や体験学習の支援、多様な地域活動への参加を通じた多世代交流

##### ア 現状と課題

自治会やまちづくり委員会が子ども会を運営する地域もありますが、少子化による児童・生徒の減少とともに、子ども会の統廃合などにより、全体として子ども会自体の弱まりがあり、子どもと地域コミュニティとの関係も希薄化しています。

現在は、小学生や生涯学習を始めてみたいと思った方を対象とした体験講座や、小学5・6年生を対象とした宿泊体験学習事業を実施していますが、同世代の人と文化、スポーツ等体験活動を通じた自分らしさを表現するさらなる多様な機会が求められています。

ひとり親家庭などの子ども・若者については、経済的理由などで参加しにくく、体験の格差が生じていると言えます（令和4年の生活実態調査のうち、保護者調査の項目「(27) 子どもと一緒に体験することがあるか」の世帯構成別の集計では、「ひとり親世帯」では「経験がない」がふたり親世帯よりも多い）。

##### アンケート結果

- スポーツ等体験活動を通じた交流や意見交換の機会が求められている

##### イ 方 向 性

- ・様々な体験活動や多様な人々との交流を通じて、新しい発見や価値観を広げ、多様な個性があることを理解することで、全ての子ども・若者が自分らしく生きていけるよう支援していきます。
- ・地域で行われている様々な行事への参画促進や優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性のかん養を図るとともに、将来の地域活動や文化芸術の担い手、観客育成等に資することを目指します。

- ・こども・若者の全てのライフステージにおいて、一人ひとり誰でも参加できるような支援や配慮をしながら多様性という観点に立って、全てのこども・若者が年齢や発達の段階に応じて、地域で活躍する大人との自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な交流に取り組みます。

#### ウ 主要な取組

家庭や学校では経験できない生活体験・自然体験を通して、自主性・自立心・協調性・創造性などの豊かな人間性を育むとともに、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を育む機会を設けていきます。

SNS等も活用し、過去の体験学習の様子を掲載するなどよりリアルな情報を伝えていきます。

体験活動の格差問題については、基準を設けて参加費の負担を軽減するなど、より多くのこどもたちが参加できる環境を整えていきます。

こども・若者のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、体験活動の重要性の理解を深める普及や啓発を行うとともに、多様な関係者と連携した体制整備等を行います。

- 課題解決能力を養う地域社会密着型の教育プログラムを開設します。
- こども・若者が未来に向かって憧れを抱けるような、小田原で活躍する大人たちの仕事や生き方についての情報発信と、実際の交流機会を創出します。
- 小中学校の校内空間の環境改善と長寿命化を進めます。
- 地域団体の活動スペース確保による見守りや協働を促進します。

### (2) キャリア教育の推進とライフキャリア教育の促進

#### ア 現状と課題

こども・若者が、能力や個性、将来への希望などに応じて、自らの人生を自らが選択できるような環境整備が必要です。

社会の中で、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達の過程を重視していく必要があります。

#### イ 方 向 性

- ・キャリア教育の推進と職業能力の開発の取組によって、こども・若者一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度が育っています。
- ・こども・若者が、人生を自ら選択するという主体的な生き方ができるよう支援します。

#### ウ 主要な取組

仕事（ワーク）、家庭（ライフ）、地域（コミュニティ）、そして自己実現（セルフ）を視野に入れ、自身が納得のいく人生設計を描けるように、ゴールの姿をイメージして、生涯にわたる幸せな人生を考えられるような経験を伝えていきます。

小中学校におけるキャリア教育では、教育活動全体の中で、基礎的・汎用的能力を育んでいきます。

- キャリアパスポートの活用
- キャリア教育の視点を取り入れた特別活動

学校におけるキャリア教育に加え、地域活動など地域の中の大人たちの活動を体験・経験する中で、職業観や人生観も養っていきます。

### (3) こども・若者が発案した活動の実施

#### ア 現状と課題

人が発案した活動にこどもが参加するだけではなく、今後は、こどもの力を伸ばすためにも、参加ではなく参画、すなわち企画から参加し、提案することが必要です。

こども・若者がより一層、自分らしく活躍できるようにするために、その活動を承認する場を創り、また、本人たちにどのようなことを求めているのか、意見を聞きながら、事業を作り上げていく必要があります。

表現活動において取組への社会的障壁があるのが現状です。様々な背景のあるこども・若者がいることを認識できていない市民もいると考えられます。

それぞれの多様な生き方を尊重するために、こども・若者が自己を表現できる場を創出することで、自分らしく生きていくことにつながります。

#### イ 方向性

- ・こども・若者が発案したアイデアが地域社会の中で実践・評価されていることから、より一層の充実を図ります。
- ・また、民間の活動についてもこれを積極的に推奨します。
- ・表現活動や発表機会、公募などの折には、様々な団体やグループに参加を呼びかけます。
- ・多様性への理解を深め、自分らしさを大切に育んできたこども・若者が、それぞれの能力を発揮できるよう環境を整えます。
- ・また、こども・若者が発案した活動の実現サポートも重要です。

#### ウ 主要な取組

どのような活動をしたいか、多様なこども・若者の意見を公募し、選定・実施します。

市や大人主導でこども・若者対象の活動を立ち上げる時には、参画することを公募します。

実現のためのサポート体制を整えるとともに、こども・若者の発案した活動の評価は企画のプロセスを含めて評価します。

- おだわら若者応援コンペティション
- はたちのつどい
- 青少年と育成者のつどい

### (4) 全てのこども・若者がともに体験できる活動の促進

#### ア 現状と課題

多様性の観点に立つと、多くの取組が様々な背景をもったこども・若者が参加できている条件のもとに行われているとは言えず、全てのこども・若者が、参加できる体験活動とは言えない状況があります。

#### イ 方 向 性

- ・全ての子ども・若者が、地域社会の中で体験活動、遊びなどに参加できるように、活動計画時に多様性の観点を持って取り組みます。
- ・同時に、計画策定段階で、多様な子ども・若者の参加を求め、共に策定に取り組みます。

#### ウ 主要な取組

市が行う（または市の援助を受けている）体験活動の計画時には、多様性という観点に立って、様々な背景、個性のある子ども・若者が参加できるようにします。多様な体験、交流の機会、またはそのきっかけを地域社会に導入することが必要ですが、その際には、障がいの有無などにかかわらず、誰でも参加できるようにしていくことが、全ての子ども・若者が社会の一員となるために、欠くことのできない要件であることから、こうした様々な場面から実現していきます。

全ての子ども・若者が参加するために、必要な要件を広報紙などで周知し、様々な背景のある子ども・若者が応募しやすいようにします。

### ③ 地域でこども・若者を支える担い手の育成

#### 1 目指すべき姿

- こども・若者の心の安定が守られ、自分らしく生きていく環境があります。
- 青少年指導者として必要なスキル等を身に付けるための研修や、新たな担い手の育成を目的とした講座を実施するなど、こども・若者を支援する人材の育成を図り、活躍できる仕組みが整っています。
- 地域の見守り活動、パトロール、美化・清掃活動等を行うなど、関連する活動に携わる担い手のそれぞれの取組を共有することで互いの活動が充実するよう支援しています。

#### 2 取組項目

- (1) 地域でこども・若者を見守る担い手の育成
- (2) こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成
- (3) 全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成

#### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

##### (1) 地域でこども・若者を見守る担い手の育成

###### ア 現状と課題

地域の見守り活動、パトロール、美化・清掃活動等などに転入者など新しいメンバーの参加が少ない現状があります。

市民学校などで学んだ担い手となるべく人材が具体的に活動するときのマッチングにも課題があります。

子ども会や自治会の加入者数が年々減少傾向にあり、地域のつながりが希薄化し、地域で子ども・若者を支えるという意識が低くなっていると考えられ、担い手不足、高齢化が進んでいます。

###### イ 方 向 性

- ・地域の見守り活動、パトロール、美化・清掃活動等などに携わる担い手の交流会や活動紹介などを支援するとともに、転入者など新しいメンバーが参加しやすい方法を検討します。
- ・小田原市のとりわけ身近な地域の課題について、既存の地域団体にこだわらず、様々な世代や立場の人々が話し合い、共有し、解決に向けてともに活動する機会を設けることにも取り組みます。
- ・学校や家庭以外にも、地域でこども・若者を見守る担い手を確保し、育成することで、こども・若者が心身ともに健康な状態で生活を送ることができ、自分らしく生きていくことにつなげます。

## ウ 主要な取組

小田原市の既存の地域団体の世代交代を支援し、様々な世代や立場の人々が参加しやすい工夫を現在の活動者とともに検討します。

持続可能な地域社会の実現のために、人の力を育む学びの場として、「おだわら市民学校」を実施し、郷土愛や実践的な課題解決能力を育むことで、受講者が将来的に、地域の現場で活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

また、こども・若者が様々な世代と関わる体験学習や、交流の場を通して、こども・若者を支える担い手を感じ、「あのようなリーダーになりたい」と目指すきっかけを作ることで、担い手確保の好循環が生まれるように取り組んでいきます。

- おだわら市民学校
- 青少年育成推進員支援・活用事業
- 地区健全育成組織支援事業
- 体験学習
- 青少年リーダー育成事業
- 青少年指導者養成・派遣事業

## (2) こども・若者の体験活動をサポートする指導者の育成

### ア 現状と課題

現在実施している青少年指導者育成の研修の見直しはされているものの、新規の参加者が少ないことが現状です。

指導者研修にこどもの心を守るために学びの内容が少ない現状があります。

体験活動をサポートする指導者については、こども・若者が安全に体験活動を行えるよう環境を整える必要があるため、危険予知トレーニングや火起こし、コミュニケーション力などの様々なスキルが求められます。そのため、指導者として活躍することは、ハードルが高く感じられるのか、新たな担い手がなかなか増えない状況です。

### イ 方 向 性

- ・青少年指導者のスキル等を身に付けることや、新たな担い手の育成を目的とした現状の講座や研修を見直し、これまで参加しなかった市民が参加できるような新たな研修や体験型企画を実施します。
- ・こども・若者の心の安定を守りながら活動を実施できる指導者の育成に取り組みます。
- ・こども・若者が安全・安心して体験活動が出来るようにサポートします。

### ウ 主要な取組

青少年指導者育成の研修を見直し、転入者や関係人口などの新しい参加者を増やす工夫をします。導者研修にこどもの心を守るために学びの内容の充実を図ります。

指導者としてのスキルを身に付けるための指導者養成講座を開催します。小学校や地域が実施する体験学習に受講者を派遣し、実践の場を提供します。

また、指導者としてのスキルを身に付けるための指導者養成講座については、より効果的なも

のにしていくために、受講者の声を聞きながらバージョンアップを図っていきます。

さらに、こども・若者の体験活動を実際にサポートしている指導者の声を「おだわら市民学校」などの担い手を育成するあらゆる機会を捉えて、伝えていきます。

- 指導者養成研修
- 青少年リーダー育成事業

### (3) 全てのこども・若者の地域活動参加を支える担い手の育成

#### ア 現状と課題

地域活動の担い手育成のプログラムにおいて、インクルーシブな社会づくりの視点が少ない現状があります。

地域活動の担い手育成のプログラムにおいて、具体的に全てのこども・若者がともに生きる社会づくりに向けた価値観の醸成という内容が乏しい現状があります。

#### イ 方向性

- ・地域活動は全てのこども・若者が参加できることが原則です。担い手育成のプログラムにはインクルーシブな視点を持つるような内容の改善を図ります。
- ・各分野でのピアサポート活動が展開されていますが、障がいのあるこども・若者による展開も担い手の育成につながるものと考えます。

#### ウ 主要な取組

地域活動の担い手育成のプログラムにおいて、インクルーシブな社会づくりの視点の充実を図ります。

地域には、背景の異なる多様な人々が生活しており、様々な地域の場、活動において、地域活動の担い手同士が交わる機会を増やすことを通じて、相互理解を促進し、全てのこども・若者がともに生きる社会づくりに向けた価値観を醸成します。

## ④ こどもや若者への切れ目のない支援

### 1 目指すべき姿

- 妊娠・出産・子育てを行う全ての家庭が、孤立することなく安心して子育てができます。
- 妊娠期から青年期まで切れ目のない支援体制のもとで安心して子育てができる地域となっています。
- こども・若者や子育てを行う家庭を支えるため、母子保健、児童福祉、教育の連携だけでなく、様々な関係機関や、妊娠期から青年期までの支援などに取り組む関係者とも連携が図られています。

### 2 取組項目

- (1) 妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施
- (2) 多様な機関との連携による切れ目のない支援の実施
- (3) おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」の充実

#### 【おだわら子ども若者教育支援センターはーもにい】

令和2年4月に乳幼児期、学童期、青壯年期における相談・支援機能を集約した施設として開設しました。

令和3年4月に児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」としての位置づけを行い、同年7月に母子保健に関する各種の相談に応する「子育て世代包括支援センターはっぴい分室」を開設しました。

さらに、令和5年4月には、保健センターで行っていた健康づくり課の子どもに関する業務を「はーもにい」に移管し、妊娠期から乳幼児期の支援機能を強化するとともに、母子保健と児童福祉の連携強化を図りました。

令和6年4月には改正児童福祉法の施行に合わせ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」としての位置づけを行い、妊娠期から青壯年期までの切れ目のない相談支援体制を構築しています。

年代別の相談に加え、乳幼児健康診査や産後ケアなどの母子保健に係る事業、つくしんぼ教室、養育支援家庭訪問事業、子育て短期支援事業などの児童福祉に係る事業、通級指導教室、教育相談指導学級などの教育に係る事業なども行っています。

### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

#### (1) 妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の実施

##### ア 現状と課題

「はーもにい」に、妊娠期から乳幼児期、学齢期、青壯年期までの相談支援機能を集約し一体的な相談支援を行っております。

支援者が大きく変わる、幼児期から学齢期への支援の引継ぎは、就学前の発達検査の記録などを就学相談と共有するなど、保護者に負担がかからないような配慮をしています。こどもの支援

については、支援シートなどを活用することで、切れ目のない支援を行うことに努めています。

また、支援が必要な家庭については様々な機関等と連携し、「はーもにい」が仲介役となることで、支援が途切れないようにしています。

このような取組を行っていますが、保護者からは長い期間をかけて信頼関係を築いた相談先が変わることに対する不安や、戸惑いの声などもあるため、切れ目のない支援の一層の推進が必要です。

#### イ 方向性

- ・妊婦から乳児、幼児、学童期・思春期、青年期に至るライフステージを通し、各世代の相談機能を充実するとともに、切れ目のない支援を実施する体制を強化します。
- ・子どもの支援について、保育所や学校など、所属している機関が変わる時は、時間をかけて積み上げてきた子どもの特性の理解や支援方法が引き継がれるようにします。
- ・保護者の支援については、相談する部署や担当が変わっても、今までの相談内容や支援内容が引き継がれるようにします。

#### ウ 主要な取組

支援の必要な家庭には、「はーもにい」が様々な子どもに関する機関等と連携し支援します。支援する機関が変わることは、こどもと保護者が不安を感じることなく、今までの支援が確実に引き継がれるようにします。

支援者が変わることに対する不安や戸惑いの声を受け止め、こどもと保護者が所属や相談先が変わっても、安心して新たな場所で過ごすことができるよう、切れ目のない相談体制の充実に努めます。

妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐことで、安心して出産及び子育てができる環境を整備します。

- 子ども若者相談支援事業
- 子育て世代包括支援事業
- 教育相談等充実事業
- 支援教育推進事業
- 養育支援家庭訪問事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 出産・子育て応援事業
- 子ども向け紙おむつの無償化（子育て経験者が家庭を訪問し、紙おむつを交付しながら相談支援を行う事業）の実施に向けた研究

### (2) 多様な機関との連携による切れ目のない支援の実施

#### ア 現状と課題

こどもや若者に関する相談支援については「はーもにい」が中心となり行っており、保育所幼稚園、学校など、各年代に応じてこどもが所属する機関との連携を中心に相談支援を行っています。

子どもの養育について特に支援が必要な家庭については、小田原市要保護児童対策地域協議会が中心となり支援を行っています。

相談支援の連携先は、公的支援が中心になっていますが、子育て支援団体や地域の居場所など多様な地域資源も十分に把握し、連携を取ることで、子どもと保護者を支えるネットワークを、更に広げていくことが必要です。

#### イ 方 向 性

- ・関係機関が連携し、子どもと子育て家庭を支える、切れ目のない支援を実施する体制を強化します。
- ・「はーもにい」は、保護者と相談することに加え、関係機関との連携を深めることで、子どもと保護者への支援の効果を高めます。
- ・より専門的な支援が必要な場合は、専門機関と連携しこどもと保護者を支えます。
- ・児童虐待を含め、特に子どもの養育について支援が必要な家庭については、小田原市要保護児童対策地域協議会が中心となり、子どもの安全と保護者の子育てを支えます。

#### ウ 主要な取組

今までの取組の中で築いてきた連携体制を強化することに加え、地域の子育て支援団体などを含め、連携の範囲を広げることで、子どもと保護者を支えるネットワークを強化していきます。

また、保育所・幼稚園等や子育て支援センターなど、身近な相談場所での何気ない会話の中から、必要な場合には「はーもにい」を紹介し、適切な支援につなげます。

- 子ども若者相談支援事業
- 子育て世代包括支援事業
- 教育相談等充実事業
- 支援教育推進事業
- 養育支援家庭訪問事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- 利用者支援事業
- 地域子育て相談機関

---

### (3) おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」の充実

---

#### ア 現状と課題

「はーもにい」の相談件数は増加しています。子どもの発達に関する相談は保育所・幼稚園等から、教育相談は学校から勧められて相談につながることが多く、関係機関への周知と連携は進んできています。

しかし、アンケート調査では、未就学児の保護者で「はーもにい」を知っている人は 38.6% にとどまっています、また、若者で「はーもにい」を全く知らない人は 66.4% になっており、さらなる周知が必要です。

「はーもにい」に配置されているスタッフは、子ども健康係の移管などに加え、相談件数の増

---

加に伴う子ども若者相談員等の増員により増えています。また、保健師、保育士、指導主事などのほか、助産師、看護師、心理士、子ども若者相談員、教育相談員など多様な専門職を配置しています。

相談内容は多岐に渡り、複雑困難なものもあるため、さらなる専門性の向上が個々の職員、組織共に必要です。

施設環境については、令和6年4月のこども家庭センターの位置づけに合わせ、入口、トイレ、子育て支援室等の整備を行いました。より相談をしやすくするためには、部屋の割り振りなども含め、様々な視点からの検討を続ける必要があります。

#### **アンケート結果**

- 生活困難の度合いが高くなるほど保護者が心理的課題を抱えている傾向がある
- 子どもの心身の成長について相談しやすい環境が必要
- 相談・支援機関との関係づくりが必要
- 「はーもにい」が有する機能と役割を広く周知することが必要

#### **イ 方 向 性**

- ・誰もが気軽に相談することができるよう、「はーもにい」の周知を進めます。
- ・関係機関と連携を強化することにより、子どもと保護者への支援を充実させるとともに、関係機関から適切に相談がつながるようにします。
- ・妊娠期から乳幼児期、学齢期、青壯年期までの相談支援機能を集約した施設として、専門性の向上及び人員の確保に努めます。
- ・安心して相談できる施設環境の整備を行います。

#### **ウ 主要な取組**

子どもと保護者だけでなく、関係機関にも「はーもにい」の周知を進め、気軽に相談できるようになります。

また、相談機関としての専門性を高めるために、研修や事例検討等を通じて個々の専門性の向上に努めるとともに、組織として対応できる体制を構築します。

- おだわら子ども若者教育支援センター運営事業
- 子ども若者相談支援事業（親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）含む）
- 子育て世代包括支援事業
- 教育相談等充実事業
- 支援教育推進事業
- 養育支援家庭訪問事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

## ⑤ 誰一人取り残さないための支援

### 1 目指すべき姿

- 子どもの貧困をはじめとする深刻な問題について、関係部署の連携が深まり、各家庭の状況に応じた支援サービスが提供されています。
- 相談にあたっては、「子どもの最善の利益」を優先し、相談者からの話を聞くとともに、当事者自身で解決できるよう支援し、必要な場合には、関係機関との調整が行われています。

### 2 取組項目

- (1) 子どもの貧困の解消に向けた対策
- (2) 児童虐待防止対策の推進
- (3) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (4) ヤングケアラーに対する支援
- (5) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
- (6) 外国につながりのある子ども・若者への対応
- (7) 多様な当事者会や家族会によるピアサポート活動への支援

### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

#### (1) 子どもの貧困の解消に向けた対策

##### ア 現状と課題

貧困は経済的な面だけではなく、子どもの健康や教育の機会、将来への生きがいを奪ってしまうなど深刻な影響を及ぼす問題との認識があります。一旦その状態になるとなかなか抜け出せず、親から子へと貧困の連鎖が続いてしまう状況があります。平成25年（2013年）には「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が制定（令和6年6月26日改正）され、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進していくことが定められ、本市においても地域全体で子どもを見守り育てるという理念のもと、居場所づくりの支援等を行っています。

##### アンケート結果

- 生活困難の度合いが高くなるほど学校の長期休暇に昼食を食べていない子どもが増える
- 生活や教育への経済的な支援、気軽に集える居場所が求められている

##### イ 方 向 性

- ・子どもが自分の将来に希望を持ち、生き抜く力を身に付け、貧困の連鎖を断ち切るために、今後も地域全体で取り組む必要があります。
- ・全ての子どもが健やかに成長し、社会で自立するためには、一人ひとりの成長・発達の段階に応じた教育を受ける機会の確保、安全・安定・安心に過ごせる居場所や生活環境の整備が必要です。
- ・一部の子どもは生まれ育った環境により、教育の機会が十分に得られなかったり、食事が十分にとれない状況に置かれています。このような状況は、子ども本人や家庭の努力で解決す

ることが難しいため、社会全体で支える体制を構築します。

#### ウ 主要な取組

##### ・貧困を防ぐための環境整備の推進

さまざまな要因で社会や人とのつながりが希薄となることで貧困に陥ることを防ぐため、地域における支援の機運が高まるよう意識の醸成に取り組み、当事者がつながりを回復するための支援を関係機関で連携して進めます。

また、世代を超えて貧困が連鎖することがないよう、地域全体で子どもを見守る環境整備として、子ども食堂、地域食堂、地域の居場所など子どもの居場所づくりの支援や相談体制の構築と共有、当事者に届くような周知活動を進め、様々なメンタルケアに努めるなど、貧困対策を推進します。

声を上げにくい、声が届きにくい状況にある家庭への支援によって、いじめの対象になることがないような支援の方法の工夫・改善に努めます。

また、そうした支援がいじめの対象になってしまうことのないような丁寧な対応も必要です。具体的には貧困であることを周囲に知られないように支援することなどが大切です。

##### ・教育・啓発活動の推進

生活に困っている世帯の児童生徒へ学習の場を提供し、学習の習慣を身に付け、進学につなげる学習支援や社会性を育む学習支援等を地域の活動団体等と連携して進めます。

また、貧困が及ぼす社会的問題について正しい理解を深めるとともに、学校での人権教育の充実や市民への人権意識の啓発に努める必要があります。

- 若者の貧困対策となる各種取組の推進
- 奨学金返済への支援制度や、市独自の給付型奨学金制度の創設に向けた検討
- 経済的困窮世帯への支援対策の強化

### (2) 児童虐待防止対策の推進

#### ア 現状と課題

児童虐待の相談件数は増加しており、なかでも、しつけの一環として、虐待の認識を持たないままこどもを叩いてしまったという相談が多く、体罰はどのような状況下でもしてはいけない行為であるという周知を図り、体罰のない養育環境を整える必要があります。

虐待の未然防止や再発防止に向けては、地域でのネットワークづくり、人材の確保・育成、啓発活動などに引き続き取り組む必要があります。あわせて、悩みを抱える子どもや養育者に寄り添った相談、支援の拡充に努める必要があります。

#### イ 方向性

- ・こどもへの虐待を含めた不適切な養育等に対し、早期発見と適切な支援を図るために小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報共有と連携に努めます。
- ・保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育を行うこととし、社会的養護を必要とする子どもに対しては、県と連携して支援します。

## ウ 主要な取組

小田原市要保護児童対策地域協議会による関係機関との情報共有と円滑な連携・協力体制を充実させ、養育者による虐待の早期発見・対応に努め、子どもの安全を守ります。また、養育者の抱える問題への理解と対応により、虐待につながるリスクを減らすため、相談体制の充実を図ることや必要な調査、指導を行うなど養育者の支援に努めます。

- 子ども若者相談支援事業

## (3) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

### ア 現状と課題

療育を必要とする児童について、早期発見・早期支援を進めている中で、発達障がいへの市民の認知も広がり、利用児童数は年々増加しています。

障害児通所支援については、約9割は知的障がいや発達障がいであり、約1割が身体障がいのある子どもとなっており、利用者数も大幅に増加しているため、療育を必要としながらも「利用したいが十分に利用できない」という世帯が生じています。その中には、痰吸引や経管栄養などの医療的ケアを要することもいますが、受け入れ可能な事業所は不足しています。

発達障がいの診断等のための児童精神科の受診については、児童精神科が不足しており、受診の待機が長期間になっています。

就学後については、特別支援学級や放課後等デイサービスの利用児童も増える一方、障がいがありながらも適切な支援があれば通常級や放課後児童クラブで過ごせる児童もいるため、保護者の意向も踏まえつつ、児童の意思を尊重できる受け入れ体制づくりが必要です。

そのためには、受け入れる大人たちが広く障がいについての理解をもち、児童の特性に合わせた接し方や環境の工夫が必要ですが、十分な人員や研修体制が不足している状況にあります。

### イ 方向性

- ・支援を要することについて、地域のインクルージョンの推進、支援する人材の確保・育成、子どもや養育者に寄り添った相談、支援の拡充に努めます。
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスなどの民間事業所の特色を生かした支援と市の相談及びつくしんぼ教室で役割分担を行い支援します。

### ウ 主要な取組

療育を必要とする児童に早期に必要な支援がいきわたるよう、公平な利用基準を検討するとともに、療育と保育・学校現場との連携を促進しながら、全ての子どもがともに成長できるよう、学校や地域社会への包摂を推進します。

医療的ケア児の受け入れや児童精神科の受診待機の長期化などについては、医療的ケア児コーディネーターや児童発達支援センターも含め、多機関で連携を取り、支援の充実を図ります。

- 子ども若者相談支援事業（子どもの発達に関する相談・地域障がい児支援体制強化事業）
- 早期発達支援事業
- 市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業
- 保育所等訪問支援事業

- 障害児通所支援の適正な利用基準の検討
- 保育所等訪問支援の積極的な活用
- 医療的ケア児の支援の充実
- 発達特性がある子どもに対しての受け入れ、保育士の確保

#### (4) ヤングケアラーに対する支援

##### ア 現状と課題

子ども・若者が自由を奪われ、権利を侵害されている可能性もある深刻な問題であるにもかかわらず、当事者にその自覚がないなどの理由により、SOSを出そうとも思わない環境で生活しているなど、問題が表面化しにくい状況があり、有効な支援策が打てないという課題があります。

##### アンケート結果

- 家事や家族の世話をほぼ毎日1時間以上している小中学生がいる
- 自宅での過ごし方の中で家族・祖父母の世話をする人が一定数いる
- 自宅での過ごし方で「兄弟姉妹の世話をする」と回答した若者のうち40.9%は毎日1時間以上になる

##### イ 方向性

- ・ 本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまいます。
- ・ 個人の権利に重大な侵害を生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。

##### ウ 主要な取組

家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

また、社会的養護のケアから外れた子ども・若者（ケアリーバー）に対する支援を含めた対策を推進します。

- 子ども若者相談支援事業

#### (5) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

##### ア 現状と課題

ライフスタイルや生活の場に応じた居場所づくりの活動を推進している本市においては、平成31年（2019年）に策定した「小田原市自殺対策計画」をこころの健康に係る取組として、第2期小田原市健康増進計画に包括する形で策定しました。

自死は誰にでも起こり得ることであり、自死を示すサインに早期に気づくこと、自死を選択せず安心して生きることができるよう、予防に向けた対策を推進する必要があります。

また、我が国では自死に対する正しい理解が進んでいないことで、自殺未遂者や深い悲しみの

中に置かれている自死遺族に対する心無い言葉や偏見があることから、適切な支援と理解促進に向けた啓発活動の推進が求められています。

近年、スマートフォンやタブレットなどが急速に子どもに普及している中、SNS 等を利用し未成年を狙う、児童ポルノ、児童買春、略取誘拐などのサイバー犯罪が子どもの脅威となっています。こうした犯罪に巻き込まれないための環境整備が必要となっています。

#### イ 方 向 性

- ・関係機関や団体との連携を図りながら、全庁的・総合的に自殺対策を推進し、自死を考えている人を一人でも多く救うことを目指し取り組んでおり、この体制を機能させます。
- ・子どもが交通事故や犯罪などの被害に遭うことがなく、安心して生活できる環境を整えます。

#### ウ 主要な取組

子ども・若者がSOSを出せるよう、まずは環境を整えます。

様々な悩みや困りごとを抱える人に対して、関係団体と連携して情報共有や事前に防ぐ取組を実施できる体制づくりに努めるとともに、当事者親子の居場所づくり、問題の早期解決に向けた地域連携、ネットワークを強化します。

それぞれのライフスタイルや生活の場に応じた居場所づくりの活動を推進します。

自死に対する正しい理解を深め、また、自殺未遂者や自死遺族が適切な相談窓口につながるよう各種相談窓口の周知に努めるとともに、差別や偏見を防ぐための啓発活動を推進します。

「生きることの阻害要因」を減らすため、相談体制の充実を図り、必要な機関へつなぐとともに、「生きることの促進要因」を増やすため、地域で子どもを見守る拠点や高齢者の生きがいの創出や仲間をつくる場など、居場所づくりへの取組にも努めます。また、自死遺族等へ寄り添った支援を進めます。

子どもを交通事故等から守るため警察、学校、地域等と連携し、交通安全教育を推進します。

子どもを犯罪等から守るため、地域住民の防犯意識を向上させ、学校、家庭、地域で連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪等から守る取組を推進します。

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもや少年非行等の問題を抱えた子どもの精神的な立ち直りを支援するために、このような子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携して、きめ細かな対応の実施に努めます。

- 地域におけるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材の育成
- 住民への啓発と周知
- 生きることの促進要因への支援
- こども・若者のSOSの出し方に関する教育
- 関係機関・者との連携による安全の確保
- 犯罪からの子どもを守る

## (6) 外国につながりのあるこども・若者への対応

### ア 現状と課題

言語、文化の違いから学校の授業が分からなかったり、集団生活に不安や悩みを抱えたりする外国につながりのあるこども・若者は、生きづらさや進学・就労への障壁、地域からの孤立などの困難が想定されます。特に、日本語での意思疎通が困難な場合は、学校や保育所、放課後児童クラブなど所属する施設が限られるなど居場所がなく孤立する可能性があります。

また、海外から帰国したこどもを含む外国につながりのあるこども・若者自身のアイデンティティを大切にしながら日本社会の中で健やかに成長できるよう支援していくことが必要です。

### イ 方向性

- ・日本語の学習能力を上げ、自分のキャリアについて可能性を広げられるようにするとともに、外国につながりのあるこどもたちに寄り添い、悩みを引き出し、自分らしさを発揮できる体制を築きます。
- ・社会資源にアクセスしやすいように情報発信に努めます。

### ウ 主要な取組

幼児期から青年期までのライフステージや、滞在期間や日本語の習得状況などを考慮し、一人ひとりの状況に応じた日本語学習と、母国の文化、家庭環境の多様性が存在することを理解した上で、保護者向けの日本文化の理解啓発の機会を提供します。

外国につながりのある児童・生徒向けの学習支援や居場所づくりのために、受け入れ態勢を整えます。また、保育所等の施設において安全・安心に過ごせるよう、保育士や職員の配置体制、研修体系や内容の見直し等を常に新たな視点で、保育・学習の質の維持・向上を図ります。

- 小中学校での日本語学習支援
- 保護者との連携
- 就学支援
- 児童・生徒の異文化理解の充実

## (7) 多様な当事者会や家族会によるピアサポート活動への支援

### ア 現状と課題

同じような状況にあるこども・若者や保護者が共に集い、その想いや知識を共有することができる当事者会や家族会の意義は大きく、運営形態は自主的に運営されているものや、行政等が関わっているものなど様々ですが、全体の状況については十分に把握できておらず、必要な当事者へどのように情報提供をしていくかも課題になっています。

当事者同士がサポートしあえるように働きかけるような視点での研修が少ないことも現状です。

### イ 方向性

- ・当事者や家族に寄り添った支える場づくりやスキルの確保など支援体制の強化について進めま

す。

- ・仲間がサポートするピアサポート活動は、気軽に相談でき、相互の成長にも寄与するものとして促進します。

#### ウ 主要な取組

民間団体等の資源も活用し、個々の状況に応じた当事者会や家族会の開催を推進していきます。支援が必要な人に対し、当事者会や家族会の情報提供を行い、適切な場につなげていきます。ピアサポートに関する当事者活動の講座を開催します。

## 第2章 基本施策II ライフステージ別の施策

基本施策II ライフステージ別の施策一覧

大項目	小項目
1 こどもの誕生前から 幼児期まで	(1) 生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進 (2) 保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上 (3) 就学前教育の充実
2 学童期・思春期	(1) 居場所づくり (2) 社会力を育む学校教育の推進 (3) インクルーシブ教育の推進 (4) いじめの防止 (5) 不登校のこどもへの対応
3 青年期	(1) 社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談 (2) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実 (3) ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するNPO等民間団体との連携

※小項目は、「ア 現状と課題」、「イ 方向性」、「ウ 主要な取組」という構成でまとめていますが、「ウ 主要な取組」については、主に、既存等の取組を継続するものは、取組名のみとしており、取組名のみではわかりにくいものは説明としています。

## ① こどもの誕生前から幼児期まで

### 1 目指すべき姿

- 各家庭のニーズに合わせ、妊娠・出産・子育てに関する適切な知識・情報が提供されるとともに、関係機関と連携した継続的な支援やサービスが提供されています。
- 保育のニーズ量を踏まえた保育所等のサービスの供給体制の整備が進み、地域的な偏在等による保育所待機児童の解消が図られ、保育を必要とする世帯において保育が必要な年齢で入園できています。また、就学前教育・保育の全ての施設において、安全で質の高い教育・保育が提供されています。

### 2 取組項目

- (1) 生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進
- (2) 保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上
- (3) 就学前教育の充実

### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

#### (1) 生涯を通じた健全な発育・発達と健康の保持増進

##### ア 現状と課題

母子健康手帳交付時の面接、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健康診査等の母子保健事業を実施するとともに、子育て支援センターや地域子育てひろばなど親子が集まる場の設置等を通じて、妊婦と子育て世帯の継続的な支援を行うことで、子どもの健やかな成長と保護者の育児を支えています。また、支援が必要な子どもについては、乳幼児健康診査等を通じ早期発見に努め、発達に関する相談や児童発達支援の利用などの支援に繋げています。

一方で、生活スタイルの変化により子どもの生活習慣が変わってきており、医療的ケアや発達へのきめ細かい支援が求められてきていることなど、子どもに必要な支援は多様化しており、それらのニーズに対し個別の支援を充実していくことが求められています。

##### イ 方 向 性

- ・生涯を通じた健康づくりを推進するため、妊娠期及び乳幼児期の頃より、よりよい生活習慣を形成します。
- ・個別の支援が必要な子どもについて、早期発見・早期支援を行います。

##### ウ 主要な取組

健康的な生活習慣を身に付けることは、生涯の健康の基礎となります。そのため、妊娠中から講座、健康診査や育児相談等を通じて、自らの健康管理ができるよう情報提供や保健指導を行います。

母子健康手帳交付時の面談、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）などを通じ、一人一人の子どもと保護者に寄り添った支援を行います。また、各月齢に応じた乳幼児健康診査

の充実を図ることで、支援が必要な子どもの早期発見に努めます。

個別の支援が必要な子どもについて、早期から関わり、民間事業者も含んだ関係機関が連携して支援を行います。

- 子育て世代包括支援事業
- 母子訪問指導事業
- 出産・子育て応援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 妊婦・産婦健康診査事業（産後ケア事業含む）
- 母子健康教育事業
- 母子訪問指導事業
- 乳幼児健康診査事業
- 育児相談事業
- 保育所等訪問支援事業
- 障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業
- 子ども若者相談支援事業（子どもの発達に関する相談、地域障害児支援体制強化事業、親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング））

## (2) 保育ニーズの多様化への対応・保育の質の向上

### ア 現状と課題

幼児期の教育・保育ニーズの量の見込みと確保内容を定め、低年齢児を中心に増加、多様化する保育ニーズの受け皿確保の取組を進めています。

女性の就業率の水準に対応するものの、保育ニーズの上昇率の鈍化、児童数の減少傾向の中、保育ニーズのピークアウトが見込まれます。

今後の児童数の減少やニーズ変化を踏まえ、教育・保育サービスの提供体制の調整が必要となります。

### アンケート結果

- 気軽に相談できることが求められている
- 幼児教育・保育のニーズに応じた質・量の充実が求められている
- 認定こども園へのニーズがある
- 緊急時や用事の際にはお子さんをみてもらえる人がいない世帯が2割存在する
- 既存の「一時保育預かり事業」の充実と新設の「こども誰でも通園制度」の利用が求められている
- 子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの潜在的ニーズがある
- 病児保育の必要性が高まっている一方で費用がネックとなっている
- どのような病後児保育施設や病児保育施設を利用したいかの希望がある

### イ 方 向 性

- ・乳幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前における教育・保育は、子どもの豊かで健やかな育ちを支え、促す上で極めて重要な意義があります。

- ・教育・保育ニーズの変化や子どもや子育て世帯を取り巻く社会環境が変化する中、諸課題に対して施設が果たす役割を明確にする必要性が高まっています。こうした中にあって、「子どもを主体とする」ことを全ての基本とし、その前提として、保護者や保育者の援助や関わりにより、子どもたちの生理的な欲求や安心して過ごせる環境が整えられることが必要と考えます。
- ・就学前から小学校・中学校に繋がる一貫した目標が共有され、子どもの発達段階に合わせた適切な教育・保育が行われることが望ましいと考えます。
- ・保育の供給量は全体としては充足していますが、保育ニーズの高いエリアなどでの需給バランスに課題があることから、待機児童対策はまだ必要な状況にあり、マッチング機能を強化する必要があります。
- ・一方で、待機児童が減少しているとはいえ、保育所に入所したいときに誰もが希望する保育所に入所できる状況ではありません。原因の一つに、各保育所が保育士を確保できないことが挙げられます。
- ・保育士不足は全国的な課題となっていますが、本市の保育所でも、保育士の確保ができないために定員いっぱいの子どもを受け入れることができない保育所等が増えています。今後、保育士を十分に確保し、安定的に保育を必要とする子どもを受け入れるためには、保育士を目指す学生にとっても魅力的な取組を実施する必要があります。

#### ウ 主要な取組

質の高い教育・保育を一体的に提供するため、教育・保育現場で蓄積してきた知見をとりまとめ、教育・保育の一体的な実践と研究を通してブラッシュアップするとともに、大学や研究機関等との連携を図ります。

幼保一体化の具体的な姿として、保育の必要の区別なく適正規模で教育・保育を受けられる認定こども園を整備し、教育・保育共通のカリキュラムに基づく質の高い教育・保育サービスの一体的な提供を行います。

保育者の就労環境が重要であり、職員の働き方改革を進め、働きやすい環境づくりを進めます。

多様化する保育ニーズや病児保育、病後児保育に加え、国において、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度「こども誰でも通園制度」が創設され、本市においても対応が求められます。

地域の高等教育機関と協働して、保育の質向上に努めます。

幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていない子どもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進めるとともに、病児・病後児保育の充実も図る必要があります。

- 認定こども園の実施
- こども誰でも通園制度への対応
- 一時預かり事業
- 多様な集団活動支援事業利用者への支援の実施
- 利用者支援事業（保育コンシェルジュ）
- 必要な保育サービス量の確保
- 保育の質の向上

□ 保育士の確保

### (3) 就学前教育の充実

#### ア 現状と課題

施設における幼児・保育に関する就学前教育への方針による差異が想定されますが、施設を利用しているか否かによる就学前教育の差異も懸念されます。既存の教育・保育施設等を活用し、地域の子育て家庭への支援を一層進めていく必要があります。

#### イ 方 向 性

「子どもの最善の利益」や「子どもまんなか社会」の視点を持ち、子どもの基礎教育の始まりである就学前教育の重要性を認識し、施設に所属しない子どもも生活習慣を身に付けられるよう、子ども誰でも通園制度などにおける就学前教育の内容を検討します。

#### ウ 主要な取組

就学までに最低限の生活習慣を身に着けるような仕組みを検討するとともに、施設に所属しない子どもへの対応も検討します。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実が、切れ目のない教育・保育施設での取組となるよう教育研修及び園内研修・研究を推進し、保育・幼児教育の質の向上や、連続性のあるカリキュラムの開発を行うとともに、子どもへの効果的な教育・保育の場における就学前教育の具体的手法や取組の研究・開発を行うための検討を進めます。

## 2 学童期・思春期

### 1 目指すべき姿

- 全てのこどもにとって安全・安心な居場所が確保されています。
- 変化の激しい社会を乗り越える生き抜く力を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、めざす子どもの姿として、地域特性を生かしながら学校教育が推進されています。
- 家庭、地域、学校、行政だけでなく、民間事業者等を含めたあらゆる主体が地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、連携・協働しながら地域とともにある学校づくりを進めています。

### 2 取組項目

- (1) 居場所づくり
- (2) 社会力を育む学校教育の推進
- (3) インクルーシブ教育の推進
- (4) いじめの防止
- (5) 不登校のこどもへの対応

### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

#### (1) 居場所づくり

##### ア 現状と課題

地域住民が中心となって、地区公民館等で学習支援・体験活動を実施するほか、お弁当の配布や食事を提供する子ども食堂等の地域における子どもの居場所を運営しており、コロナ禍を経て、事業を再開した団体や、新規に始める団体も増えてきています。

子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査の結果では、「子ども食堂」について、知っている（認知度）と回答した人は、70.4%に対し、これまで利用したことがある（利用状況）と回答した人は、9.2%、今後利用したい（利用希望）と回答した人は、16.7%に留まっています。

「子ども食堂」について改善してほしいこととしては、「どこにあるのか、いつやっているのか等周知が行き届いていない」という意見や、「なんとなく、入りづらいイメージがあり、気軽に入れるようにしてほしい」といった意見があがっており、地域における居場所づくりの取組みは活発になってきていますが、支援を必要とする人に周知が行き届くよう取り組む必要があります。

また、市内の全小学校に設置している放課後児童クラブは、保護者が就労等により家庭で見守りができない児童に、生活や遊びの場を提供する事業ですが、引き続き待機児童〇人を継続できるよう取り組む必要があります。

##### アンケート結果

- 身近にあればこども食堂などを利用したい意向がある
- 放課後児童クラブを利用したい意向が高い
- 小学生が放課後を過ごす地域の環境の充実が必要
- 生活や教育への経済的な支援、気軽に集まる居場所が求められている

### イ 方向性

- ・こども・若者が、生きづらさや居づらさを感じることのないよう、安心して楽しく過ごすことができ、様々な学びや体験活動の機会に接することで、自己肯定感や自己有用感等を高め、自分らしさを表現できる多様な居場所を確保していきます。
- ・こどもたちが放課後を過ごす場を、インクルーシブな環境に整えていきます。
- ・学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、あらゆる主体と連携しながら施設の地域利用を含めた地域の様々な活動が統合される場となり、また世代を超え、人と人をつなぐ場となるような仕組みづくりに取り組みます。

### ウ 主要な取組

居場所づくり実施場所のマップを作成するなど、居場所に関する情報をまとめ、可視化し、おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」等の関係機関とも連携しながら周知に努め、こども・若者自身が見つけて選びやすい環境を整えていきます。

また、こども・若者の意見を聴きながら、本人たちがどのように過ごし、誰と過ごすかを意識するとともに、継続的に運営できるように、居場所づくりの担い手である地域団体同士や関係機関が連携し、地域全体を意識した居場所づくりを進めています。

放課後児童クラブについては、引き続き、利用者ニーズの把握に努め、児童が安心・安全に過ごせる放課後の居場所であるとともに、待機児童〇人を継続できるよう、必要な施設の整備を行い、運営委託事業者と連携しながら必要な運営スタッフを確保していきます。

また、対象学年の児童であれば誰でも参加できる放課後子ども教室も全小学校に設置済みであり、放課後児童クラブと放課後子ども教室どちらも同じ小学校内で実施しているという本市の特徴を生かして、一体的な運営が行えるよう取組を進めています。

- 子ども食堂への支援
- 放課後児童クラブ
- 放課後子ども教室

## (2) 社会力を育む学校教育の推進

### ア 現状と課題

各校において児童生徒の学習状況に応じ学習に対する意識などのデータから、個々の成果と課題、学力の伸びを把握し、エビデンスに基づいた学習指導の改善及び個別の支援をすることで、児童生徒一人ひとりの学力の向上を図っています。

また、森里川海が「ひとつらなり」となった自然豊かな小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行い、たくましい心と体を培うとともに、二宮尊徳など地域の偉人からの学びなど、小田原の地域性や歴史を生かした教育を行い、郷土を愛し大切にする心を育んでいます。

そして、郷土小田原をフィールドに、生徒が地元小田原に実在する諸問題と向き合い、その問題の解決を図るために探求的・創造的な活動を行い、より良い地域社会を創る資質・能力を養えるような取組をさらに推進していく必要があります。

#### イ 方 向 性

- ・こどもたち一人ひとりが自分を輝かせて充実した人生を送り、よりよい地域社会をつくる「社会力」を育むため、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成に重点を置きながら取り組みます。

#### ウ 主要な取組

小田原の多様な地域資源を生かしながら、近年目まぐるしく変化する社会情勢に対応し、多様な主体が支え合いながら、自分たちの幸せな社会と共に創っていく社会力を育んでいけるよう、次の事項に取り組みます。

- おだわらっ子の約束の普及と実践
- 小田原版S T E A M教育の推進
- 全国学力・学習状況調査の結果の分析と活用
- ステップアップ調査の学習習慣等の意識調査、授業評価アンケート等の結果の分析と活用
- 各校の実態や特色を生かした学力向上プランの推進
- 郷土学習の充実 など

### **(3) インクルーシブ教育の推進**

---

#### ア 現状と課題

国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に学び合う「インクルーシブ教育」の実現を目指し、それぞれの教育的ニーズに対し最適な教育活動を行うための、多様で柔軟な仕組みづくりを進めています。各学校においては、教科の学習だけでなく、教育活動全体をとおしてその実現に向けた取組を工夫しながら行っています。

近年、多様化する教育的ニーズ、特別支援学級在籍児童生徒の増加等の要因から、インクルーシブ教育の推進が思うように進んでいない現状もあります。

#### イ 方 向 性

- ・「インクルーシブ教育」は、個性や多様性を認め伸ばす教育です。多様な子どもたちが同じ場で学びあう学校や、一人ひとりの教育的ニーズに応える学びの場を目指して、ハードとソフトの両面で充実させていくことを目指します。

#### ウ 主要な取組

多様化する教育的ニーズに対応するとともに、工夫した取組を行います。

- 個別支援員の配置
- ニーズに応じた通級指導教室等の設置
- 小田原市特別支援教育推進会議の開催
- 小中学校特別支援学級訪問
- 支援教育研修会の開催

- 小田原市支援教育相談支援チームによる専門機関との連携等
- 日本語指導協力者の派遣

#### (4) いじめの防止

##### ア 現状と課題

各学校では、児童生徒一人ひとりが自己理解や他者理解の大切さを認めることができるように、道徳科の授業を柱に教育活動全体を通して、人権教育の充実に努めています。また、一人ひとりが持つ特性や生活環境の違いを教職員全体で把握し、個に寄り添った指導・支援ができるようにしています。さらに、教育相談の充実に努め、SOSが出せない児童生徒の早期発見・早期対応を心掛けています。

本市小中学校におけるいじめの認知件数は増加の傾向にあります、これは教職員が「いじめ防止対策推進法」の定義に沿って、積極的な認知と早期発見・早期対応に努めている成果であり、いじめの解消率の高さにもつながっていると考えられます。

##### イ 方向性

- ・いじめは、子どもの健やかな成長と人格形成に悪影響を及ぼす重大な人権侵害で絶対に許されない行為です。すべての教育活動を通して、発達段階に応じた人権尊重の意識を高めるべく、いのちはかけがえのないものであることを子どもへしっかりと伝え、自分のいのちはもちろん他人のいのちも大切にする心を育む教育の充実に取り組みます。
- ・特に学校では、全ての児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。

##### ウ 主要な取組

積極的な認知と早期発見・早期対応に努め、いじめの高い解消率を維持するため、次の事項に取り組みます。

- 小田原市いじめ問題対策連絡会の開催
- 小田原市いじめ防止対策調査会の開催
- いじめ予防教室の開催

#### (5) 不登校のこどもへの対応

##### ア 現状と課題

地域において自主的に親子を支える居場所が増えつつあります。こうした居場所では、学校に行きづらい不登校児の増加に伴い、親の相談も増加しています。こうした人々の行き場のない心のケアが必要になっています。

このように本市の不登校者数は、毎年、少しずつ増加しています。不登校の要因としては、小中学校とも「無気力、不安」によるものが大半を占めており、原因のはっきりとしない不登校が多くなっています。また、欠席が続き、生活リズムが崩れることで不登校が継続してしまっている児童生徒も多くなっています。さらに、学年が上がるにつれて不登校者数は増加しており、特に中学校では出現率等が高くなっています。

#### イ 方 向 性

- ・教育相談指導学級や校内支援室（校内教育支援センター）の設置、不登校生徒訪問相談員の配置等により、不登校またはその傾向のある児童生徒が、自らの進路を主体的にとらえ社会的に自立する力を養います。

#### ウ 主要な取組

増加する不登校者に対応するため、次の事項に取り組みます。

- 教育相談員、心理相談員による教育相談
- 教育相談指導学級、校内支援室（校内教育支援センター）の設置
- 校内支援室支援員・指導員、不登校生徒訪問相談員の配置
- 小中学校全校への校内支援室担当支援員の配置
- 不登校児親子の地域での見守り

**③ 青年期****1 目指すべき姿**

- 心身の発達過程にある青年期にある世代が自らの能力や意欲に基づいた希望する人生の選択がで  
きています。
- 自ら望む人生の選択ができるようになることで、自己肯定感が増し、生きる意義を見出せています。

**2 取組項目**

- (1) 社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談
- (2) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実
- (3) ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するNPO等民間団体との連携

**3 目指すべき姿に向けた取組の方向性****(1) 社会的・経済的な自立に向けての支援、全ての若者の就職相談****ア 現状と課題**

社会的・経済的な自立に向けての支援、障がいのある若者の就職相談には、本人の希望と能力だけでなく、受け手となる地域の身近な働き先の確保が大切で、少なくともマッチングする機能が求められます。

心理的・社会的に発達するだけなく、希望や能力に応じた就業の機会をもたらすためにも大学等の高等教育への修学支援や社会的・経済的な自立には職業的な自立が必要です。

**アンケート結果****●相談・支援機関との関係づくりが必要****イ 方向性**

- ・全ての若者が、家庭や経済状況にかかわらず、専門性や職業に必要なスキル等を身に着け、将来に夢や希望を持つことができる環境をつくります。
- ・全ての若者が夢や希望を持ち、その能力に応じて取り組むための場の創出に取り組みます。

**ウ 主要な取組**

法定雇用率の引き上げなどの背景もあり、地域の企業、団体等就労先となる事業所においても、受け入れたい状況が想定される中、どのような人材の受け入れが可能であるのか、引き続き働き掛けを行います。

県や関係機関と連携し、就職説明会を開催する等、若者の就労機会の拡充を支援していきます。

- サポートステーションなど民間団体との連携

**(2) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制や情報発信の充実****ア 現状と課題**

こども・若者が、自らの生き方を確立しようとする時期にあっては人間関係、学校や職場での

出来事、進学や就職に関することなど、様々な悩みや不安を抱えることも少なくありません。

しかし、核家族化や地域とのつながりの希薄化などを背景に、こども・若者の孤独や孤立が社会問題として顕在化しています。

悩みや不安を抱えるこども・若者が主体的に人生の選択ができるよう、気軽に相談できる支援体制の強化が必要です。

#### イ 方 向 性

- 悩みや不安を抱える若者やその家族を見守り、支える体制づくりを進めます。

#### ウ 主要な取組

子ども若者教育支援センターの相談機能の充実と子ども若者相談支援体制を強化するほか、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する情報発信の充実を図ります。

- 子ども若者相談支援事業

### **(3) ひきこもり、ニート等のこども・若者とその家族に対応するNPO等民間団体との連携**

---

#### ア 現状と課題

ひきこもり、ニート等のこども・若者が本人なりの自立を目指すためには、長期的に支援を継続し、信頼関係を構築していくことが必要です。まずは、支援を必要とするひきこもり、ニート等のこども・若者が相談を受けられる場所につながることが重要ですが、本人や家族に対し、十分に情報が行き届いているとは言えません。

#### イ 方 向 性

- ひきこもり、ニート等の困難な状況にあるこども・若者、その家族等が気軽に相談できる場やサポートする団体などと連携した支援体制を推進します。
- ひきこもりが長期化している若者に対して、個々の状況に応じた社会とのつながりが構築できるように支援します。
- ひきこもり状態の背景にあるうつ病などの精神疾患や発達障がいなどの課題に対し、適切な医療や支援機関につないでいきます。

#### ウ 主要な取組

ひきこもり支援コーディネーターを配置し、ひきこもり、ニート等のこども・若者の相談にのるとともに、ひきこもり当事者の居場所づくりをするなど個々の状況に応じた場に繋がることができるよう支援を行います。

NPO等民間団体と連携してひきこもり、ニート等の子ども・若者に対する支援について、具体策を検討します。

- 県主催によるNPO等民間団体との連携会議
- 子ども若者相談支援事業
- 福祉関係部局における情報共有や支援者間の連携強化

## 第3章 基本施策III 子育て当事者への支援に関する施策

### 基本施策III 子育て当事者への支援に関する施策一覧

大項目	小項目
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	(1) 妊娠・出産や幼児教育・保育等に関する経済的負担の軽減
	(2) 児童手当・医療費等の負担軽減
	(3) 就学援助制度による負担の軽減
2 地域子育て支援	(1) 必要な情報の提供
	(2) 保護者に寄り添う子育て支援
	(3) 地域で活動する多様な団体等への支援
3 男女共同参画社会における共働き・共育ての推進	(1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し
	(2) 労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成、子育て中の母親の就労支援
4 ひとり親家庭への支援	(1) ひとり親家庭等自立支援の推進
	(2) 児童扶養手当制度の着実な実施
	(3) 当事者団体への支援

※小項目は、「ア 現状と課題」、「イ 方向性」、「ウ 主要な取組」という構成でまとめていますが、「ウ 主要な取組」については、主に、既存等の取組を継続するものは、取組名のみとしており、取組名のみではわかりにくいものは説明としています。

## ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

### 1 目指すべき姿

○出産・子育てや教育に関する経済的負担感が軽減され、家庭の経済状況にかかわらず、安心して子育てができる社会が形成されています。

### 2 取組項目

- (1) 妊娠・出産や幼児教育・保育等に関する経済的負担の軽減
- (2) 児童手当・医療費等の負担軽減
- (3) 就学援助制度による負担の軽減

### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

#### (1) 妊娠・出産や幼児教育・保育等に関する経済的負担の軽減

##### ア 現状と課題

令和元年10月に満3歳以上を対象として幼児教育・保育の無償化が制度化されるなど、保育施設等の利用に係る子育て世帯の経済的負担の軽減策が実施されています。

また、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援事業を令和4年度から開始するなど、国・県の財源を活用しながら、子育て世帯の経済的負担に向けた施策を順次開始してきました。

このような中、アンケート結果では、子育てに係る経済的な負担を感じている世帯が引き続いていることがわかります。

##### アンケート結果

- 妊娠中の経済的な支援が求められている
- 経済的な面での暮らしづらさを感じている子育て家庭は微増している
- 生活や教育への経済的な支援、気軽に集える居場所が求められている

##### イ 方向性

・国では、「こども未来戦略」の「加速化プラン」において、子育てに係る経済的支援の強化を実施することとしており、こうした国の動向を見ながら、国・県・市の役割分担の中で、市として取り組むことを見定め、財政負担も考慮しながら実施していきます。

##### ウ 主要な取組

出産・子育てや教育に係る子育て世帯の経済的負担の軽減に向けて実施している施策を引き続き行うとともに、国・県の動向や社会状況等を見ながら、市が担うべき施策を見定め、実施していきます。

- 出産・子育て応援事業
- 妊婦・産婦健康診査費用助成
- 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

- 民間保育所等副食費補助金

## (2) 児童手当・医療費等の負担軽減

### ア 現状と課題

児童手当制度は所得制限、所得上限の設定が令和6年10月から廃止となり、支給対象が高校生年代まで拡大されました。子ども医療費助成についても、令和5年10月診療分から所得制限を廃止、さらに令和6年10月診療分からは所得制限なしに高校生年代までを対象を拡大しました。また、令和5年2月から出産・子育て応援事業を開始し、妊娠届出時及び出産後にそれぞれ5万円の給付を行っています。

いずれの制度を十分に活用いただけるよう内容の周知が必要です。

### イ 方向性

- ・子育て世帯への児童手当を支給や、子どもに係る医療費等を助成することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成を図ります。
- ・子どもに係る医療費助成制度については、全国一律の制度や仕組みを構築するよう、引き続き国に要望します。

### ウ 主要な取組

子育て世帯について、高校生年代まで経済的負担が大きいことから、その年代まで対象を拡大しました。それぞれ制度を十分に活用いただけるよう、内容を周知し、着実な実施に努めます。

- 児童手当制度の普及啓発と着実な支給  
 子ども医療費助成制度の普及啓発と着実な実施  
 出産・子育て応援事業

## (3) 就学援助制度による負担の軽減

### ア 現状と課題

近年は、本市の全児童生徒数のうち、15%程度の児童生徒に対し学用品費、修学旅行費、給食費等の支援を行っています。

また、子育て世帯の負担軽減のため、子育て世代への支援は最優先に取り組むべき施策と考えており、市民の関心が高い給食費の無償化については、段階的な取組を進める必要があります。

### イ 方向性

- ・経済的な理由により就学困難な学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を支給することで、経済的な負担感を軽減します。

### ウ 主要な取組

支援を必要とする家庭、保護者に対し、継続するとともに、支援を適切に受けることができるよう、年度当初の周知を徹底して行います。また、転入者への周知を行います。

- 就学援助制度の周知

## ② 地域子育て支援

### 1 目指すべき姿

- 子育て当事者に必要な情報が届いている。
- 子どもや子育てに関する多様な団体等が、相互に連携しながら生き生きと活動し、子育て当事者も地域社会とのつながりを持ちながら、安心して子育てができる環境が整っています。

### 2 取組項目

- (1) 必要な情報の提供
- (2) 保護者に寄り添う子育て支援
- (3) 地域で活動する多様な団体等への支援

### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

#### (1) 必要な情報の提供

##### ア 現状と課題

子育て中の親にとって正確で有用な情報の取得は、子育てにおける安心感や充足感を左右する重要な要素になっています。特に妊娠・出産や子育てに関する制度やサービス、相談機関などを始めとする行政情報、公園、遊び場などの地域の子育て支援に関する情報は、積極的に提供する必要があります。

親子関係に関する問題やひとり親家庭、多子世帯など様々な状況の家庭に対する情報発信にも努める必要があります。

一方、地域において活動する様々な子育て支援団体に関する情報が子育て家庭に届いていないことも課題となっています。

##### イ 方 向 性

- ・妊娠・出産や子育てに関する相談や情報提供を行っている施設や拠点の機能を強化するとともに、このような施設等を子育て家庭に幅広く周知することで、誰一人、子育てに不安を抱くことのない社会の実現を目指します。

##### ウ 主要な取組

妊娠・出産や子育てに関する関係者や関係機関の連携の強化を図るとともに、誰もが気軽に相談・利用できる環境づくり、そして相談・情報提供の機能の周知方法を工夫します。

- いじめ・不登校に向き合うなどの情報を共有するための仕組みづくり
- 子育て支援情報提供事業（地域SNS「PIAZZA（ピアッザ）」）

#### (2) 保護者に寄り添う子育て支援

##### ア 現状と課題

子育て家庭、特に核家族や移住してきた家庭が、子育てに孤独感や孤立感を抱くことがないよ

う、子育て当事者と地域や人とのつながりの中で、子育てを支援していくことが重要です。

### **アンケート結果**

- 子育て支援センターや地域子育てひろばには潜在的なニーズがある
- こどもを持つことへの経済的、心理的負担の軽減が必要

#### **イ 方 向 性**

- ・保護者が、子育てにおいて地域で孤立することがないよう、また移住してきた家庭が子育てに孤独感や孤立感を抱くことがないよう社会全体でサポートする体制を整えていきます。

#### **ウ 主要な取組**

様々な背景を抱える子育て家庭が孤立しないよう、家庭、地域・学校・事業者・行政等が連携し、地域社会全体で子育てを支援する体制を引き続き整えていきます。

子育て家庭が、地域の様々な実践者や活動とつながり合える場としての地域子育てひろばや子育て支援センターにおける相談機能の充実などの取組を進めます。

子どもが他人への思いやりや社会的マナーなどを身に付け、社会に溶け込んでいけるよう家庭において教育する保護者が、必要な知識を学ぶ機会を提供します。

- 子育て支援センターによる子育て支援活動団体等の支援や連携に関する事業
- 地域子育てひろば
- 家庭教育支援のための研修等の実施

### **(3) 地域で活動する多様な団体等への支援**

#### **ア 現状と課題**

地域では、子どもや子育てに関わる多様な団体等が活動していますが、人材や活動場所、活動費などの条件が整っている団体等ばかりではありません。

そうした団体等がどのような支援を望んでいるのか、丹念に声を聞きながら、適切な支援を行い、活動をより一層充実させていくことが必要です。

#### **イ 方 向 性**

- ・子育て当事者や地域の人などによる、子育てに関わる多様な団体等の活動を支援します。
- ・また、より多くの活動が生まれ、活動の輪が広がるよう、子育て当事者をはじめ、一般市民にも活動状況を広く周知していきます。

#### **ウ 主要な取組**

地域にある子どもの居場所の機能や活動の頻度、その連携などを摸索するため、地域で活動している団体等を把握し、活動状況などを整理します。

そして、各団体と意見交換を行う等により、日頃の活動で困っていることや活動を活性化させるために望むことなどを把握し、必要な支援を行っていきます。

### ③ 男女共同参画社会における共働き・共育ての推進

#### 1 目指すべき姿

○夫婦が相互に協力して子育てをしています。それを支える職場での応援や地域社会全体で支援するため、男女共同参画社会における育児・家事労働への理解が促進されています。

#### 2 取組項目

- (1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し
- (2) 労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成、子育て中の母親の就労支援

#### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

##### (1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し

###### ア 現状と課題

経済社会の進展に伴う産業構造の変化は、就業構造の変化にもつながります。労働者の意識も多様化しており、誰もが安心して働くことができる職場環境づくりが求められています。

子育ては義務ではなく、父親も楽しみながら子どもを育て、自分も成長しようという考え方(ファザーリング)を持ち合わせる父親も増えてきました。子育て支援センター等への来所も増えています。父親が自主的にコミュニティを構築し、子育てを共に楽しむ姿も多くみられるようになりました。

しかしながら、男性の育児休業の取得状況など、男女にはまだ格差が大きいことから、引き続き、意識啓発が必要な状況です。

###### イ 方向性

- ・男女がともに希望に応じて働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスが実現される社会づくりを地域ぐるみで取り組みます。
- ・そのためには、働き方に対する意識の啓発が必要で、多様な働き方が可能な職場環境づくりに向けて、地域の企業組織、団体等と課題感の共有を図ります。
- ・夫婦が相互に協力しながら子育てをしていくためには、当事者の意識が何よりも大切で、男性の家事・育児への主体的な参画の意識を醸成します。

###### ウ 主要な取組

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた働きかけを市内の事業所等に行う必要があります。

男性の家事・育児等への参画や、固定的性別役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消は一定程度進んでいますが、さらなる情報発信をしてまいります。

## (2) 労働組合、商工会議所等経済団体と連携した男女共同参画の意識醸成、子育て中の母親の就労支援

### ア 現状と課題

男女共同参画の推進に向けては、職場の理解が不可欠であり、企業や各種団体などへのさらなる普及啓発が必要です。

アンケート結果から、職場と子育てとの両立のための支援を求めていきます。

#### アンケート結果

- 育児休業や短時間勤務制度など職場での両立支援制度の周知が必要
- 母親の就労支援が必要

### イ 方向性

- ・男女共同参画の推進に向けては、職場の理解が不可欠であることから、労働組合、商工会議所等経済団体と連携することを通じて、男女共同参画の意識のさらなる啓発を図ります。
- ・妊娠や出産、育児を理由に離職した女性が社会復帰しやすくなるための制度の周知や就労支援を進めます。

### ウ 主要な取組

子育て世帯等を意識した企業等の積極的な取組が必要なことから、こどもを中心においた社会づくりに取り組む企業の積極的な行動を促します。

地域の企業、民間団体等に対し、女性が仕事を続けられるよう支援や理解の促進のための一層の啓発に取り組みます。

小田原レール（女性活躍推進優良企業認定制度）の認定事業者増加に向け、さらなる周知を進めています。

## 4 ひとり親家庭への支援

### 1 目指すべき姿

○ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が図られ、ひとり親家庭において、子どもが健全に育成されています。

### 2 取組項目

- (1) ひとり親家庭等自立支援の推進
- (2) 児童扶養手当制度の着実な実施
- (3) 当事者団体への支援

### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

#### (1) ひとり親家庭等自立支援の推進

##### ア 現状と課題

離婚時点で非正規雇用の家庭が多く、一時的な所得の減少でも生活に困窮してしまうケースがあります。自立支援のための制度は用意されていますが、活用できないケースも多いことから制度から外れた家庭への支援が課題です。

ひとり親家庭の生活の安定の促進が図られる支援として、資格取得の支援制度を活用した後も様々な理由で、生活の安定につながらないケースがあり、働き方、子どもの生活の在り方など総合的なカウンセリングが必要とされています。

##### アンケート結果

- 心理的な不安定さの兆候と思われる割合が高い傾向がある
- 家庭で勉強を見られない場合がある

##### イ 方 向 性

- ・ハローワークや母子家庭等就業自立支援センター等と連携し、ひとり親家庭の生活が安定し、自立促進に結び付く就労活動を支援します。

##### ウ 主要な取組

ひとり親家庭の自立の促進が図られる支援として、母子・父子自立支援員が相談を受け、国の制度等を活用し、ひとり親家庭の自立支援を総合的に支援していきます。ひとり親家庭への経済的支援、就労支援等をひとり親家庭に寄り添いながら実施していきます。

- 母子家庭等自立支援教育訓練給付費等の支給
- 母子・父子・寡婦福祉資金等の申請受付
- 母子・父子自立支援員が相談を受け、他の機関とも連携し、ひとり親家庭の自立支援を総合的に支援していきます。
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付費等の支給
- 地域の高等教育機関と連携した職業教育、資格の取得支援、就労支援、就労後の支援を強化

します。

## (2) 児童扶養手当制度の着実な実施

### ア 現状と課題

ひとり親家庭のうち、児童扶養手当を受給している世帯では、生活に不安を感じる世帯もあることから、単に手当を給付する対応にとどまらない多様な支援方策を視野に置いた対応が求められています。

児童扶養手当の受給には所得制限があるため、就労収入の上昇を抑えるいわゆる働き控えが課題となっていました。これに対し、令和6年11月分から所得限度額が引き上げとなる改正が実施されたことから制度の趣旨を伝えることが大切です。

### イ 方向性

- ・児童扶養手当の支給等の経済的支援に加え、就職に際して有利になる資格取得への支援を実施し、生活の安定、自立促進を図ります。
- ・父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している者に対し、手当を支給し、母子世帯、父子世帯等の生活の安定を図ります。

### ウ 主要な取組

経済的支援と相談支援の両面からの支援を実施することにより、ひとり親家庭の自立支援の促進を図ります。

国のひとり親支援に係る事業では児童扶養手当に連動した対象者要件の見直しが実施されるなど、児童扶養手当の支給が自立支援に確実につながるような制度改正が進められていることから、趣旨普及と着実な実施に取り組みます。

児童扶養手当制度の普及啓発と着実な支給

## (3) 当事者団体への支援

### ア 現状と課題

市内に居住するひとり親家庭の父母を会員とし、会員相互の健康と自立による生活の安定と向上を目指した団体として、現在約120名の会員を有する小田原市母子寡婦福祉会があります。

近年、寡婦会員が運営の多くを担っていますが、会員の高齢化とともに、会の運営の在り方にについて見直しが求められています。

### イ 方向性

- ・相互扶助の取組を展開するためにも、ひとり親家庭の交流の場である小田原市母子寡婦福祉会の活動を支援します。

### ウ 主要な取組

会員への食品提供事業を継続や、会員の交流会の開催など、ひとり親家庭の生活への不安を解消するとともに、相互扶助の機運を含め、児童の健全な成長の確保を図ります。

## 小田原市こども計画（素案）

---

- 食品提供事業への支援
- 会員交流事業への協力

## 第4章 基本施策IV こども・若者の社会参画・意見反映

### 基本施策IV こども・若者の社会参画・意見反映一覧

大項目	小項目
1 社会参画・意見反映の仕組みづくり	(1) 多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組
	(2) 企業・NPO等民間団体との連携
2 若者が主体となる活動団体や若者のリーダー育成への支援	(1) 地域の若者が主体となる団体等の活動の支援、多機関連携の推進
	(2) 当事者である若者からリーダーを育成するための支援

※小項目は、「ア 現状と課題」、「イ 方向性」、「ウ 主要な取組」という構成でまとめていますが、「ウ 主要な取組」については、主に、既存等の取組を継続するものは、取組名のみとしており、取組名のみではわかりにくいものは説明としています。

## ① 社会参画・意見反映の仕組みづくり

### 1 目指すべき姿

- 大人側からきっかけとなる場の創出をすることで、こども・若者が参加するようになり、こども・若者同士の継承により、地域の新しい文化として定着しています。
- こども・若者自身に関わる事柄は、大人と同じ立場で施策の決定に関与できる体制が整っています。
- こども・若者の声が反映されていた施策を公表し、意見が反映される成功体験を実感できること、それによる社会参画が促進されています。
- 声を上げづらい子どもの声を聴く配慮が捉えられ、大人の誘導になっていないこと。
- 地域のNPOや大学の専門的知識を活用したワークショップ等が持続的に地域で開催されています。

### 2 取組項目

- (1) 多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組
- (2) 企業、NPO等民間団体との連携

### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

#### (1) 多様な意見などを反映させるための仕組みづくり・理解促進の取組

##### ア 現状と課題

子どもの権利条例等によって、子ども議会がある地域とそうでない地域の地域間格差が大きいとの意見もあり、学童期・思春期から意見表明する機会が少ないと課題のひとつです。

意見を表明すること、参加する権利があることは、成長過程にあるこども・若者が自ら気づいて行動に移すことも大切ですが、まずは、大人がこども・若者には生まれながらにして権利があることをよく理解することが大切です。また、こども・若者の権利は、こども・若者自身が、その成長段階に応じて学び、実践を積み重ねることによって、育まれるものです。こどもや若者が、自分の意見を表明したり、参加する経験を得られるように、大人がきっかけとしての「場」の創出をすることが必要です。

##### アンケート結果

- インターネットを通じた情報の収集・提供の充実が求められている
- 子どもや若者が「市へ意見を伝えたい」人は4割存在する

##### イ 方 向 性

- ・こども・若者は社会を変えるような力を秘めており、こども・若者の意見を聴くことが重要との意識を醸成します。
- ・こども・若者の意見を聞くことにより、大人の視点では得られない観点が得られ、その結果、より暮らしやすい社会づくりに向けた具体的な施策へとつなげていきます。
- ・こども基本法は、こどもに関わる施策の推進において、こどもの意見を反映することが求められ、本計画の推進にあたっても、意見聴取と施策反映を求められており、推進していく必要が

あります。

- ・計画期間を通じて、子どもの意見表明の機会の確保や施策への反映を進めるために必要な体制を整備し、計画期間を通じてその改善の取組を継続的に進めます。
- ・きっかけとなる場の創出には大人側の意識が大切で、子どもや若者の多様な意見を反映するよう意図して形成した場を通じた取組が、徐々に、子ども・若者の参加と経験により熟成されていくと考えます。世代ごとの活動としていくことで地域の中で実践します。

#### ウ 主要な取組

子ども・若者の意見を聴取することは、子ども大綱においても求めていることでもあり、子ども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえることで、施策の実効性が高まることが期待できます。

また、子ども・若者にとって、自らの意見が聴かれることで、自らが社会に影響を与え、変化をもたらす経験となり、自己肯定感や自己有用感を高め、社会に主体的に関わることの意義を感じさせる効果をもたらします。

こうした考え方のもと、(仮) こども・若者会議等の委員へのこども・若者枠を設けるなど、子ども・若者に発達段階に応じた意見表明の場を設けるとともに、子ども・若者の意見を政策に反映します。この取組が、効果的なものとなるよう、子ども・若者の社会参加・意見聴取について、取組の趣旨や意図を正確に伝えます。

- こども・若者についてのイベント等を開催し、こども・若者の権利について周知します。
- こども・若者の意識や考えを把握するための調査を行います。
- インターネットを通じたこども・若者の声を聴き取る仕組みの構築
- こども・若者の意見表明の機会を様々なレベルで実践するため、小中学校での「こども意見箱」の設置を行います。
- 「小学生議会」「中学生議会」を開催、実際に税金の使途について議論（予算枠を用意）  
主権者教育の充実～税の使い方から民主主義を学ぶ「子ども議会」の創設、予算確保
- 地域社会の活動の中に、加わる体験活動などを通じてまちづくりの場にこどもが参加できるようにします。

### (2) 企業、NPO等民間団体との連携

#### ア 現状と課題

伝統的に地域に根づいて活動している団体は多いものの、近年の共働き世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化など、活動母体そのものの弱まりという危機感のもと、役割分担などしながら、連携していくことが必要です。

それに向け、活動の趣旨、内容、活動量など地域における全体像の把握が必要な段階です。

また子ども・若者の人権意識は、当事者に知識がないために気づいていない、SOSを発信したくてもできないなどの現状があり、地域内にある関係機関がその取組の中で、対応しているのみと考えられます。

地域社会において、子ども・若者の意見を聞く場も、活動も多いとは言えない状況であり、子ども・若者を中心においた社会づくりを地域に浸透させることが課題です。

## イ 方 向 性

- ・こども・若者の社会参加・意見反映について、行政などの一部の公的機関のみで実施するだけではなく、地域の様々な主体が、それぞれの特色を生かした取組を開展していくよう、その意義を周知します。
- ・こうした活動の積み重ねが相乗効果となっていくように、協働・連携を含め多種多様な展開を図ります。
- ・地域では、様々な発想から活動が開始されていますが、こども・若者に関する事項においても地域における担い手の掘り起こしが進められるように、こども・若者を支援する民間団体等がどのような活動を行っているのか調査し、分析から始めます。
- ・こども・若者を支える長い歴史や蓄積された経験から、今後、必要となる方向性や機能について検討し、役割分担による支援・指導者育成を検討します。

## ウ 主要な取組

既存の活動団体と協議の場を活性化し、地域としての課題を抽出し、取組の方向性を探ります。民間団体の様々な活動を類型化、体系化し、こども・若者を中心においた社会づくりを浸透させるための課題を抽出し、解決方策としての取組を開展します。

こども・若者を中心においた社会づくりを地域に浸透させるため、地域の様々な主体がそれのできることを提案して、こども・若者施策の推進に寄与する「こども応援事業者認定制度」の導入を検討します。

こども・若者の人権を主体的に考えるためのきっかけとなる地域の仕組みとして検討し、地域社会におけるこども・若者の人権意識という裾野を広げます。

「こども応援事業者認定制度」の導入を検討

## ② 若者が主体となる活動団体や若者のリーダー育成への支援

### 1 目指すべき姿

○こども・若者が、学校以外で、地域活動や公共活動に参加することで、まちを創る市民としての当事者意識を育み、地域の力となっています。

### 2 取組項目

- (1) 地域の若者が主体となる団体等の活動の支援、多機関連携の推進
- (2) 当事者である若者からリーダーを育成するための支援

### 3 目指すべき姿に向けた取組の方向性

#### (1) 地域の若者が主体となる団体等の活動の支援、多機関連携の推進

##### ア 現状と課題

- ・若者が主体となる活動団体や活動状況の把握が十分ではありません。まずは調査から始めて、団体同士が情報共有する場を設けるなど、活動がより充実するよう支援していく必要があります。
- ・若者を取り巻く環境が厳しさを増している中で、若者が自分らしく次代を生き抜く力を身に付けられるよう支援していく必要があります。
- ・若者を対象とした制度や事業について、より多くの方に応募・活用しやすい環境づくりを検討する必要があります。

##### イ 方向性

- ・まちづくりに寄与する若者ならではのアイデアを募集し、採択となった方に補助金を交付するなど、活躍したいと思う若者がチャレンジできるよう支援していきます。
- ・若者の活躍を支援するNPO等の民間団体と連携することで、若者が主体的に活動する環境を整えていきます。

##### ウ 主要な取組

若者の活躍を支援するNPO等の民間団体の活動を調査し、行政が広報を支援するなど、若者の主体的な活動を促進します。

- 若者が主体となる団体等の活動状況を把握した上で、実施する事業が具現化し、より活動が充実するように支援します。
- 若者ならではのアイデアの具現化を支援するおだわら若者応援コンペティションについて、事業を具体的にイメージできるように動画等を活用するなど、より応募しやすくなるよう努めています。
- 若者の活躍を支援するNPO等の民間団体と連携し、若者が地域の課題について、他者と協働しながら主体的に考えて行動し、リーダーとしての素質を身に付けられるよう支援します。

## **(2) 当事者である若者からリーダーを育成するための支援**

### **ア 現状と課題**

広報活動等のきっかけを通じて、行政が情報を集約、体系化し、発信することが必要です。

こども・若者当事者から、どのようなことをやってみたいか、また、どのような支援を必要としているかを確認する必要があります。

こども・若者の地域リーダーを育成するための具体的な施策が十分ではありません。また、リーダーの育成を継続的に行うための体制づくりも課題となっています。

こども・若者が参画して自己表現する機会が十分ではありません。こども・若者がリーダーシップを發揮する場を創出し、その際に必要となるスキルや知識を提供する必要があります。

### **イ 方 向 性**

- ・地域の青少年育成団体や関係機関と協力して、体験活動等を実施することにより、こども・若者のリーダーシップや協調性、課題解決スキル等の向上を図ります。
- ・地域における青少年活動リーダーを養成するために、中高生で構成されたジュニアリーダーズクラブ等の活動を支援します。
- ・こども・若者が体験活動等で育まれたスキルを活かすことのできる自己表現の場や、協働による活動の機会を増やします。
- ・こども・若者の頃から様々な世代と交流等を通して、地域の担い手を意識できる機会を創出し、若手リーダーから最終的には地域を担うリーダーへと育成していく仕組みを整えます。

### **ウ 主要な取組**

こども・若者が主体となって地域の課題に取り組む活動を推進し、実際の経験を重ねることで地域のリーダーとなるよう支援していきます。

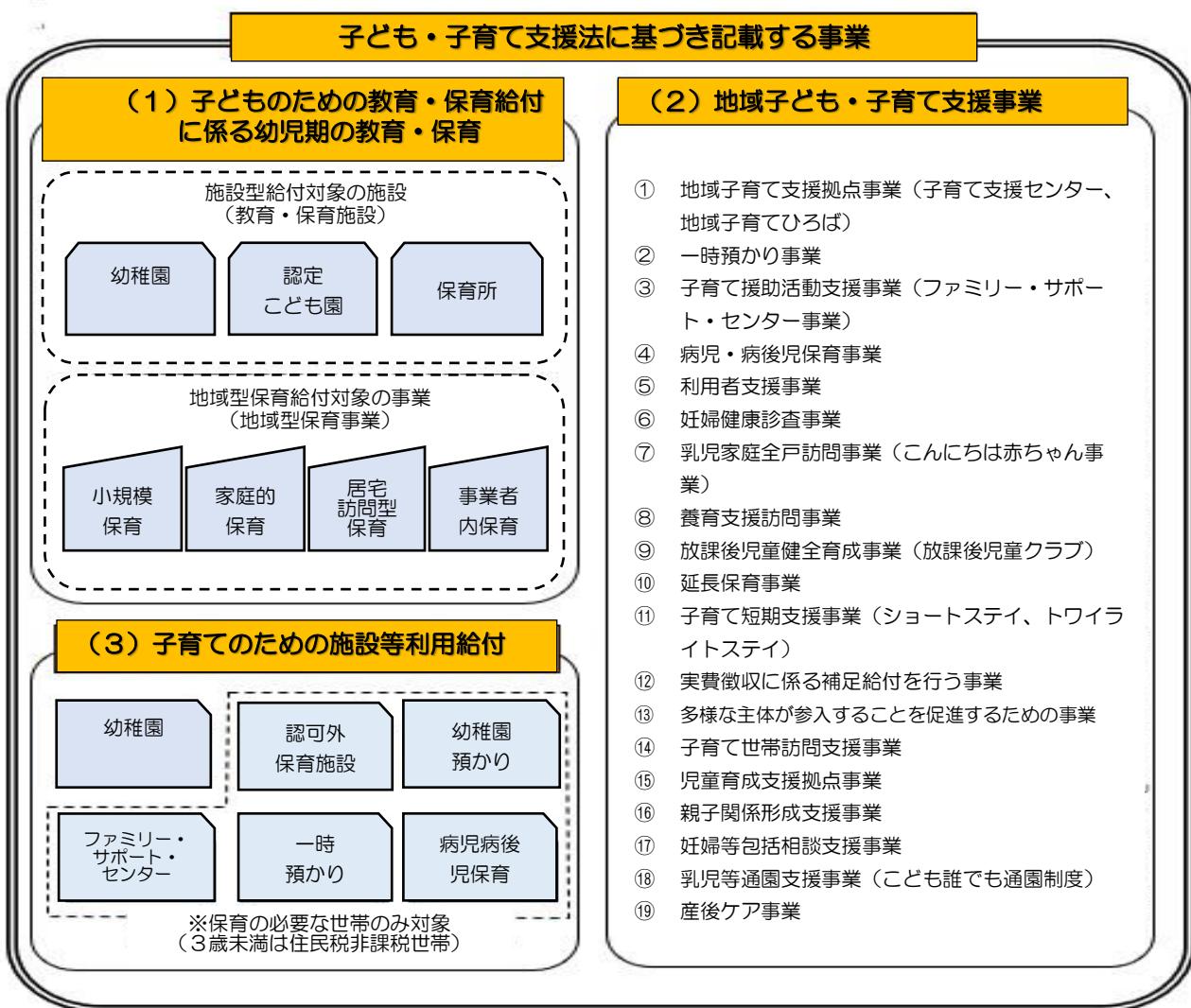
- 市や青少年育成団体が主導する若者向けの体験講座を開催し、リーダーシップスキル習得に必要な知識と経験を提供します。
- ジュニアリーダーズクラブなどが県や市外の若手リーダーと交流を図るなどし、活動が活発化することで、子どもの頃から、若手リーダーとしての当事者意識を育みます。また、地域や学校のイベント等にジュニアリーダーズクラブを派遣することで、自身のスキルや知識を実践・発揮する場を創出します。
- こども・若者が地域の担い手を感じ、「あのようなリーダーになりたい」と目指すきっかけとなるよう様々な世代と関わる体験学習の実施や、交流の場を創出します。また、年齢に応じたこども・若者のリーダー育成を推進し、地域のリーダーとしてステップアップしていくよう担い手確保の仕組みづくりに取り組んでいきます。

## 第5章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画

### 1 子ども・子育て支援法に基づいて記載する内容

ここでは、第2部の主に「第2章 基本施策Ⅱ ライフステージ別の施策」で位置付けた事業のうち、子ども・子育て支援法（以下、この章において「法」という。）に基づき定めなければならない具体的な実施計画として、「（1）子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育」、「（2）地域子ども・子育て支援事業」について記載するとともに、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化の制度開始に伴い、創設された「（3）子育てのための施設等利用給付」について記載します。

また、「（1）子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育」と「（2）地域子ども・子育て支援事業」については、子育て世帯のニーズに基づく「量の見込み」と、それに対するサービスの提供量を「確保内容」として定めます。



### (1) 子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育

子どものための教育・保育給付は、子ども・子育て支援新制度の対象で一定の基準を満たす幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等を利用するための給付制度です。本給付は、保護者に対して直接現金を給付するのではなく、対象となる施設等が保護者に代わって給付を受領し、保護者に教育・保育を提供します。

幼稚園、保育所、認定こども園の「教育・保育施設」の利用に対する給付を「施設型給付」、小規模保育事業、家庭的保育事業などの「地域型保育事業」の利用に対する給付を「地域型保育給付」と言います。

区分	施設・事業名	概要
施設型給付	幼稚園	3～5歳の子どもを対象に1日4時間程度の幼児教育の提供を行う。
	保育所	0～5歳までの、就労などにより保護者が保育できない子どもを対象に保育の提供を行う。就労時間等によって1日8時間までの短時間保育と11時間までの標準時間保育に分かれる。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、0～5歳までの保育の必要な子どもと3～5歳までの保育が必要でない子どもの両方を対象として、教育・保育の提供を行う。
地域型保育給付	小規模保育事業	0～2歳の保育の必要な子どもを対象に、定員6～19人の少人数の環境で保育を提供する。
	家庭的保育事業	0～2歳の保育の必要な子どもを対象に、定員5人以下で保育者の自宅等で保育を提供する。
	居宅訪問型保育事業	特別な対応が必要な子どもに対して、子どもの居宅等で保育者が1対1で保育を提供する。
	事業所内保育事業	病院や企業などが、従業員の子どもを預かるために運営する保育施設で、地域の保育の必要な子どもにも併せて保育を提供する。

施設型給付、地域型保育給付の利用を希望する子育て世帯は、子どもの年齢と保育の必要性の有無に応じて「認定」を受ける必要があります。「認定」は次の3区分に分かれています。

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合 (法第19条第1項第1号)	幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。(法第19条第1項第2号)	保育所、認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。(法第19条第1項第3号)	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じて必要な子ども・子育て支援を行うため、法においては、次の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられています。なお、令和4年改正の児童福祉法が施行されたことに伴い、従来の13事業に新たに3事業が加わり、16事業となりました。また、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により更に3つの事業が追加され、19事業が位置づけられています。本市においても、地域の実情に応じ必要な子ども・子育て支援を行っていきます。

事業名	事業の概要
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）	未就園児の保護者同士の交流や、育児不安に対する相談、子育てに関する情報提供等ができる場を整備、運営する。
一時預かり事業	通院や冠婚葬祭、保護者の不定期の就労、リフレッシュ等の理由で、保育所や幼稚園等で子どもの一時的な預かりを行う。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人がそれぞれ会員となることで、相互に預かり等を行う。
病児・病後児保育事業	子どもが病気中や病気回復期にあって、集団保育や幼稚園での生活ができないときに、専任看護師を配置し医療機関との連携体制を整えた施設で保育を行う。
利用者支援事業	子育て世帯の身近な場所で、保育所や幼稚園の利用等についての相談対応や、子ども・子育て支援に関する情報提供を行う。提供場所や目的により基本型、特定型、こども家庭センター型及び妊婦等包括相談支援型に類型が分かれている。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持増進を図り、安心して出産に臨めるよう健診を行い、その費用の一部を助成する。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て情報の提供や相談に対する助言を行う。
養育支援訪問事業	保護者の養育支援が必要な家庭に対し、保健師、看護師等が訪問し指導・助言を行うことで、適切に養育ができるよう支援を行う。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	就労等により、雇用家庭に保護者のいない児童に対して、放課後の居場所を提供する。
延長保育事業	保育所において、保護者の就労状況等に対応するため、通常の利用時間を超えて保育の提供を行う。
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者の疾病等により子どもの養育が困難な場合等に、夜間や宿泊による預かりを、施設等において実施する。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるために要する日用品、文房具、行事参加に係る実費負担及び教育を受けるために要する副食費に係る実費負担に対する助成を行う。
多様な主体が参入することを促進するための事業	幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための取組を行う。

事業名	事業の概要
新子育て世帯訪問支援事業	家事、子育て等に不安及び負担を抱える子育て家庭並びに妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して訪問による家事、子育て等の支援を行う。
新児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う。
新親子関係形成支援事業	児童の関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じた必要な支援を行う。
新妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う。
新乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	生後6か月～2歳児までが保護者の就労有無等に関係なく保育所等を利用する制度。
新産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

### (3) 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に伴い、新たに「子どものための教育・保育給付」の対象とならない教育・保育サービスの利用料に対して給付を受けることのできる制度が創設されました。

区分	施設・事業名	概要
子育てのための施設等利用給付	幼稚園（新制度未移行園）	3～5歳の子どもを対象に1日4時間程度の幼児教育の提供を行う。（子どものための教育・保育給付の対象ではない園）
	幼稚園・認定こども園（幼稚部）の預かり保育	幼稚園または認定こども園の幼稚部に通っている子どもを対象に基本教育時間の前後で家庭において保育を受けることが困難な子どもを預かり、必要な保育の提供を行う。
	認可外保育施設	県の認可を受けていない施設で、子どもを預かり、保育を提供する。（児童の家庭に訪問し保育等の提供を行ういわゆるベビーシッターも認可外保育施設に分類される）
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人との相互援助活動により、必要な支援を提供する。
	一時預かり事業	保護者の就労、通院や冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童を預かり、保育を提供する。
	病児・病後児保育事業	病気中又は病気回復期にあり、保育所等での生活ができない子どもを一時的に預かり、保育を提供する。
	特別支援学校（幼稚部）	障がいを持つ子どもを対象に幼児教育の提供を行う。

※幼稚園、特別支援学校（幼稚部）以外の施設・事業については、保育の必要性がある場合のみ、給付の対象となります。

子育てのための施設等利用給付を希望する子育て世帯は、子どもの年齢と保育の必要性の有無に応じて「認定」を受ける必要があります。「認定」は次の3区分に分かれています。

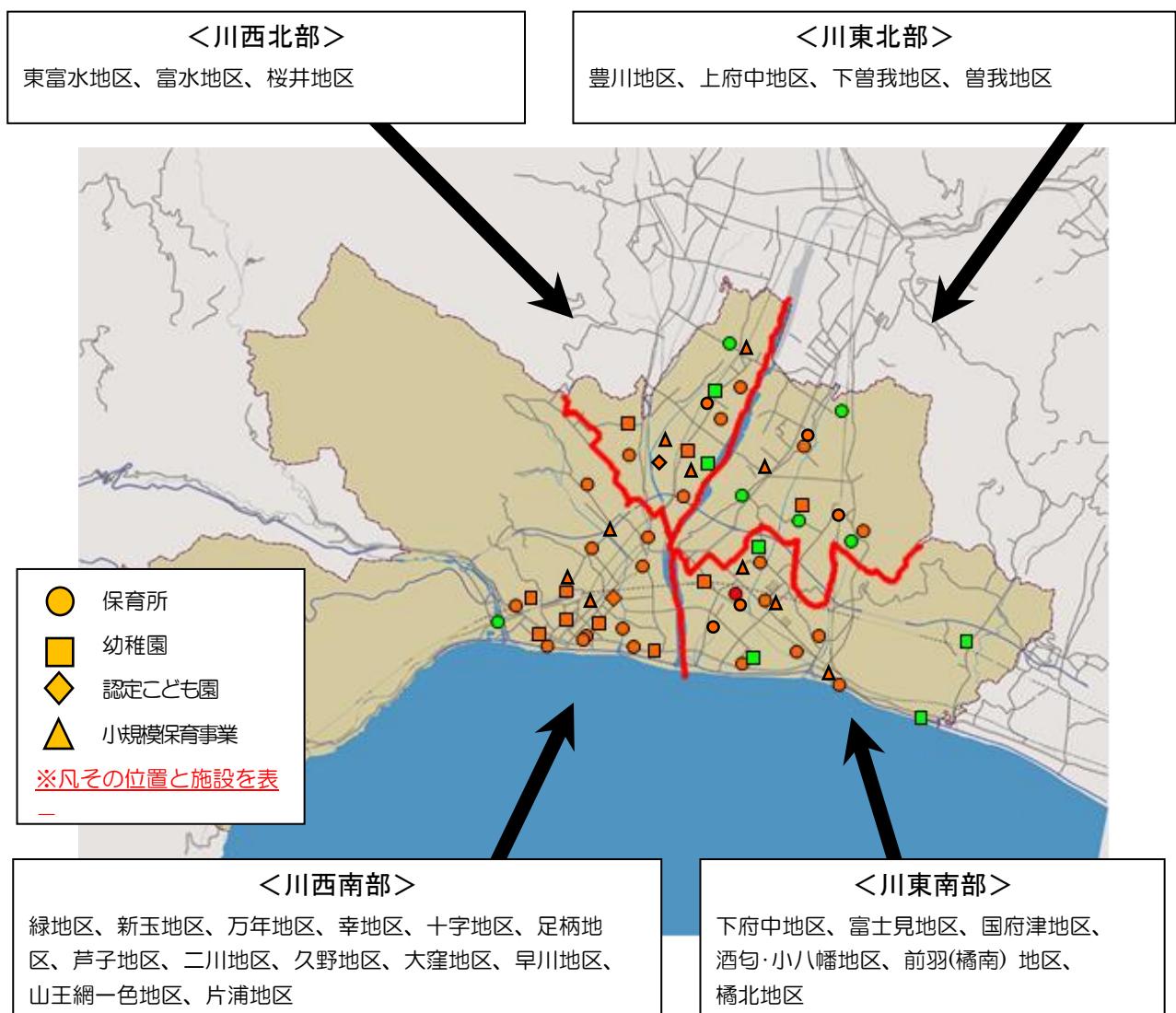
認定区分	対象者	対象施設・事業
新1号認定	子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合 (法第30条の4第2号)	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	子どもが満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過しており、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。 (法第30条の4第2号)	幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	子どもが満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあり、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。ただし、保護者及び同一世帯員が住民税非課税等の特定の世帯のみ。 (法第30条の4第3号)	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

## 2 区域の設定

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、「量の見込み」、「確保内容」を設定する単位として、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動し、サービスを利用することができる区域を設定することとされています。

本市における区域の設定については、次の図に示したとおり、市の中央を流れる酒匂川により先ず市内をそれぞれ川西・川東地区に分け、幼稚園、保育所等の施設の配置状況や生活圏などを鑑みて、それぞれを南北に分けて区域を設定しました。

本市では、この4つの区域ごとに教育・保育のニーズを把握し、確保内容の検討を行います。



## 【区域内の概況】

区域	就学前児童数	就学児童数	対象世帯数	幼稚園施設数	保育所施設数 (小規模・分園を含む)	認定こども園 施設数
全市	6,690 人	8,240 人	11,212 世帯	16 か所 (1か所休園中)	52 か所	5 か所
川西北部	1,545 人	1,740 人	2,398 世帯	4 か所	11 か所	1 か所
川東北部	1,066 人	1,333 人	1,758 世帯	1 か所	10 か所	
川西南部	2,079 人	2,689 人	3,649 世帯	6 か所	17 か所	3 か所
川東南部	2,000 人	2,478 人	3,407 世帯	5 か所 (1か所休園中)	14 か所	1 か所

令和6年4月1日現在

## 【区域ごとの年齢別待機児童の状況】

区域	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
全市	0 人	2 人	0 人	1 人	0 人	0 人	3 人
川西北部	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
川東北部	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
川西南部	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
川東南部	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人

令和6年4月1日現在

**【計画期間における区域ごとの推計児童人口】**

量の見込みと確保内容を設定するための基礎的な児童数として、コーホート変化率法により、過去の児童人口の実績に基づく「変化率」から将来人口の推計を行いました。

&lt;全市&gt;

単位：人

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	981	970	962	953	943
1歳	939	1,023	1,011	1,003	993
2歳	1,105	953	1,038	1,026	1,018
3歳	1,112	1,122	968	1,054	1,042
4歳	1,127	1,118	1,128	973	1,060
5歳	1,241	1,136	1,127	1,137	981
6～11歳	8,010	7,893	7,639	7,441	7,277

&lt;川西北部&gt;

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	241	238	236	234	231
1歳	242	264	261	259	256
2歳	240	207	225	223	221
3歳	265	267	230	251	248
4歳	246	244	246	212	231
5歳	267	244	242	244	211
6～11歳	1,850	1,823	1,764	1,718	1,681

&lt;川東北部&gt;

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	152	150	149	147	146
1歳	143	156	154	153	151
2歳	179	155	169	167	165
3歳	191	192	166	181	179
4歳	185	183	185	159	174
5歳	187	171	170	171	148
6～11歳	1,276	1,258	1,217	1,186	1,160

&lt;川西南部&gt;

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	318	315	312	309	306
1歳	274	298	295	293	290
2歳	349	301	328	324	321
3歳	308	311	268	292	289
4歳	377	374	377	325	354
5歳	398	364	361	364	314
6～11歳	2,489	2,453	2,374	2,312	2,261

&lt;川東南部&gt;

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	270	267	265	263	260
1歳	280	305	301	299	296
2歳	337	290	316	313	310
3歳	349	352	303	330	327
4歳	320	317	320	276	301
5歳	390	357	354	357	308
6～11歳	2,395	2,360	2,284	2,225	2,175

### 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

#### (1) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容

ニーズ調査に基づく利用希望と計画期間における推計児童数を基に、利用実績の傾向や今後の女性の就労率の推移を見込んだ上で、幼児期の教育・保育の「量の見込み」を推計しました。

この「量の見込み」に対し、教育・保育施設や地域型保育事業による保育の受け皿を「確保内容」として定め、国の「新・子育て安心プラン」に基づき、早期に待機児童を解消することを前提としつつ、計画の最終年次である令和11年度には、個別の計画区域内においても「量の見込み」に対して不足が生じないよう取組を進めます。

##### ① 全市

単位：人

確保内容	令和7年度					令和8年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	1,332	2,032	206	492	635	1,292	1,971	203	537	547	
確保内容	教育・保育施設	2,251	2,089	230	409	519	2,156	2,143	236	424	537
	地域型保育事業	0	0	47	90	93	0	0	47	90	93
	その他施設※	0	9	14	17	18	0	9	14	17	18
	②確保内容合計	2,251	2,098	291	516	630	2,156	2,152	297	531	648
過不足(②-①)		919	66	85	24	△5	864	181	94	△6	101

※幼稚園+預かり保育（2号）、企業主導型保育事業（地域枠）を含む

確保内容	令和9年度					令和10年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	1,233	1,882	202	530	596	1,211	1,847	200	526	589	
確保内容	教育・保育施設	2,172	2,155	239	427	541	2,172	2,155	239	427	541
	地域型保育事業	0	0	47	90	93	0	0	47	90	93
	その他施設※	0	9	14	17	18	0	9	14	17	18
	②確保内容合計	2,172	2,164	300	534	652	2,172	2,164	300	534	652
過不足(②-①)		939	282	98	4	56	961	317	100	8	63

確保内容	令和 11 年度				
	1 号	2 号	3 号		
			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み	1,180	1800	198	521	585
確保内容	教育・保育施設	2,172	2,155	239	427
	地域型保育事業	0	0	47	90
	その他施設※	0	9	14	17
	②確保内容合計	2,172	2,164	300	534
過不足（②-①）	992	364	102	13	67

1 号・・・3 歳以上で、幼稚園等での教育を希望する者

2 号・・・3 歳以上で、保育所等での保育を希望する者

3 号・・・3 歳未満で、保育所等での保育を希望する者

全市での、教育・保育のニーズに対する受け皿の確保の状況は、令和 7 年度時点の推計児童数から見ると、3~5 歳の教育ニーズ（1 号認定）が 169.0%、3~5 歳の保育ニーズ（2 号認定）が 103.2%、0 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 141.3%、1 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 104.9%、2 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 99.2% となっており、2 歳児の保育ニーズに対する受け皿に若干の不足が見込まれますが、ほぼ充足している状況です。

一方で区域ごとに見ると、ニーズと受け皿のバランスが異なっており、区域によっては保育の受け皿に不足が見込まれる状況にあります。しかしながら、今後の児童数の減少を見据え、新規の施設整備は原則行わないこととし、既存施設の建て替えなどに伴う定員構成の適正化や、利用者支援事業（保育コンシェルジュ）によるニーズと受け皿とのアンマッチの解消等により、適切な提供体制を整えていきます。

なお、教育の環境整備については、幼稚園や認定こども園（幼稚部）は、通園バスの運行等により区域をまたがった広域的な利用が一般的であることから、市全域で「量の見込み」に対する「確保内容」を捉えることとします。また、預かり保育の拡充や、認定こども園への移行など、ニーズと区域の課題を踏まえて適切な提供体制を整えていきます。

#### 【計画期間における満 3 歳未満の保育利用率】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①3 歳未満の推計児童人口	3,025 人	2,946 人	3,011 人	2,982 人	2,954 人
②3 歳未満の利用定員の見込み	1,436 人	1,469 人	1,469 人	1,469 人	1,469 人
保育利用率（②/①）	47.5%	49.9%	48.8%	49.3%	49.7%

## ② 川西北部

単位：人

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		298	454	50	127	138	289	440	49	138	119
確保内容	教育・保育施設	614	365	45	73	95	614	365	45	73	95
	地域型保育事業	0	0	13	22	22	0	0	13	22	22
	その他施設	0	0	1	2	4	0	0	1	2	4
	②確保内容合計	614	365	59	97	121	614	365	59	97	121
過不足(②-①)		316	△89	9	△30	△17	325	△75	10	△41	2
		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		275	419	49	137	129	271	412	49	135	128
確保内容	教育・保育施設	614	365	45	73	95	614	365	45	73	95
	地域型保育事業	0	0	13	22	22	0	0	13	22	22
	その他施設	0	0	1	2	4	0	0	1	2	4
	②確保内容合計	614	365	59	97	121	614	365	59	97	121
過不足(②-①)		339	△54	10	△40	△8	343	△47	10	△38	△7
		令和11年度									
		1号	2号	3号			1号	2号			
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		264	402	48	134	127					
確保内容	教育・保育施設	614	365	45	73	95					
	地域型保育事業	0	0	13	22	22					
	その他施設	0	0	1	2	4					
	②確保内容合計	614	365	59	97	121					
過不足(②-①)		350	△37	11	△37	△6					

川西北部は待機児童が多いことから、これまで待機児童対策を重点的に進めてきた区域です。

保育所が7施設、幼稚園が4施設、認定こども園が1施設、小規模保育事業所が3施設と企業主導型保育事業所が1施設ありますが、令和7年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、0歳児が118.0%、1歳の保育ニーズ（3号認定）が76.4%、2歳の保育ニーズ（3号認定）が87.7%、3～5歳児の保育ニーズ（2号認定）が80.4%となっており、0歳児を除き、全体的に保育の受け皿の不足が見込まれます。

一方で全市的に見ると充足している状況があり、計画期間の後半にはすべての年齢区分で余剰が生じることが見込まれています。また、エリア的に隣接市町の施設を利用する割合も多いことから、原則、新規施設の整備は行わないこととします。なお、一時的な対応として、申込み状況に応じた定員構成の変更により、ニーズに合わせた受け入れ態勢を整えていきます。

また、教育の受け皿に余剰が発生している状況を踏まえ、既存施設の統廃合も含めた公立施設の適正配置について具体的な検討に着手します。

## ③ 川東北部

単位：人

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		216	328	31	75	102	209	318	49	81	89
確保内容	教育・保育施設	120	351	28	69	77	120	351	28	69	77
	地域型保育事業	0	0	9	14	15	0	0	9	14	15
	その他施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②確保内容合計	120	351	37	83	92	120	351	37	83	92
過不足(②-①)		△96	23	6	8	△10	△89	33	6	2	3
		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		199	304	31	80	97	195	298	30	80	96
確保内容	教育・保育施設	120	351	28	69	77	120	351	28	69	77
	地域型保育事業	0	0	9	14	15	0	0	9	14	15
	その他施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②確保内容合計	120	351	37	83	92	120	351	37	83	92
過不足(②-①)		△79	47	6	3	△5	△75	53	7	3	△4
		令和11年度									
		1号	2号	3号			1号	2号			
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		192	292	30	79	94					
確保内容	教育・保育施設	120	351	28	69	77					
	地域型保育事業	0	0	9	14	15					
	その他施設	0	0	0	0	0					
	②確保内容合計	120	351	37	83	92					
過不足(②-①)		△72	59	7	4	△2					

川東北部は、4 区域の中では児童数が最も少ない区域です（令和 7 年度の 0～5 歳の推計児童数は 1,037 人）。

保育所が 6 施設（ほか分園が 2 施設）、幼稚園が 1 施設、小規模保育事業所が 2 施設ありますが、令和 7 年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、0 歳児が 119.4%、1 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 110.7%、2 歳の保育ニーズ（3 号認定）が 90.2%、3～5 歳児の保育ニーズ（2 号認定）が 107.0% となっており、2 歳の受け皿に若干の不足が見込まれます。

区域的にはおおむね充足していますので、一時的な不足への対応は、既存の保育所の定員変更などにより、ニーズに合わせた受け入れ態勢を整えてまいります。

なお、1 号定員についても不足が見込まれておりますが、幼稚園のニーズについては、通園バスの利用により、他の区域の施設を利用している世帯が多くいることから、充足しているものとして整理します。

## ④ 川西南部

単位：人

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		414	632	66	143	200	402	612	66	156	173
確保内容	教育・保育施設	787	849	98	164	215	803	861	98	164	223
	地域型保育事業	0	0	12	28	28	0	0	12	28	28
	その他施設	0	0	11	13	12	0	0	11	13	12
	②確保内容合計	787	849	121	205	255	803	861	121	205	263
過不足(②-①)		373	217	55	62	55	401	249	55	49	90
		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		385	587	65	154	188	376	572	64	153	186
確保内容	教育・保育施設	819	873	98	164	223	819	873	98	164	223
	地域型保育事業	0	0	12	28	28	0	0	12	28	28
	その他施設	0	0	11	13	12	0	0	11	13	12
	②確保内容合計	819	873	121	205	263	819	873	121	205	263
過不足(②-①)		434	286	56	51	75	443	301	57	52	77
		令和11年度									
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		367	558	64	152	184					
確保内容	教育・保育施設	819	873	98	164	223					
	地域型保育事業	0	0	12	28	28					
	その他施設	0	0	11	13	12					
	②確保内容合計	819	873	121	205	263					
過不足(②-①)		452	315	57	53	79					

川西南部は、4区域の中では推計児童数が最も多い区域です（令和7年度の0～5歳の推計児童数は2,024人）。

保育所が10施設、幼稚園が5施設、認定こども園が3施設、小規模保育事業所が4施設に加えて企業主導型保育事業所が3施設あり、施設数も最も多くなっています。

令和7年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、全ての年齢区分で100%を超えていいます。

区域内の定員には余裕がありますが、市の広域中心拠点である小田原駅の周辺においてはアクセスがしやすく他区域の受け皿としての利用や市外への通勤者などの利用も想定されるため、適切にニーズを見込みながら、より利用し易い環境を整えていきます。

## ⑤ 川東南部

単位：人

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		405	618	56	147	193	392	599	56	160	166
確保内容	教育・保育施設	730	524	59	103	132	619	566	65	118	142
	地域型保育事業	0	0	13	26	28	0	0	13	26	28
	その他施設	0	9	2	2	2	0	9	2	2	2
	②確保内容合計	730	533	74	131	162	619	575	80	146	172
過不足(②-①)		325	△85	18	△16	△31	227	△24	24	△14	6
		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		374	570	55	158	181	368	562	55	156	179
確保内容	教育・保育施設	619	566	68	121	146	619	566	68	121	146
	地域型保育事業	0	0	13	26	28	0	0	13	26	28
	その他施設	0	9	2	2	2	0	9	2	2	2
	②確保内容合計	619	575	83	149	176	619	575	83	149	176
過不足(②-①)		245	5	28	△9	△5	251	13	28	△7	△3
		令和11年度									
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		358	546	54	155	178					
確保内容	教育・保育施設	619	566	68	121	146					
	地域型保育事業	0	0	13	26	28					
	その他施設	0	9	2	2	2					
	②確保内容合計	619	575	83	149	176					
過不足(②-①)		261	29	29	△6	△2					

川東南部は、待機児童が多いことから、待機児童対策を重点的に進めてきた区域です。保育所が8施設（ほか分園が1施設）、幼稚園が4施設（1園休園中）、認定こども園が1施設、小規模保育事業所が4施設に加えて、企業主導型保育事業所が1施設あり、施設数も川西南部地区に次いで、多くなっています。

令和7年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、0歳児が132.1%、1歳の保育ニーズ（3号認定）が89.1%、2歳の保育ニーズ（3号認定）が83.9%、3～5歳児の保育ニーズ（2号認定）が86.2%となっており、0歳児を除き、全体的に保育の受け皿の不足が見込まれます。

一方で全市的に見ると充足している状況があり、計画期間の後半にはすべての年齢区分で余剰が生じることが見込まれていることから、積極的に新規施設の整備を拡大する状況にはないと考えています。

のことから、利用児童の大幅な減少により適切な教育環境の確保が課題であった公立幼稚園の統廃合により、市内で初となる公立認定こども園を整備することで、幼児教育・保育の一体的提供による質の向上を図ると同時に、保育施設がなく隣接自治体の施設を利用する割合の多かった地区に保育の受け皿を確保することで、適切な提供体制を整えていきます。

## (2) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について

法では、幼児教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、質の確保及び向上を図ることが重要であるとしています。

そのための方策として、教育・保育の一体的提供と質の向上を含む推進体制の内容について次のように定めます。

### ① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や世帯のニーズに柔軟に対応し子どもを受け入れることができます。また、その施設の特性から教育と保育の一体的な提供の場としてはもちろんのこと、定員に余裕のある幼稚園からの移行など保育ニーズに対する受け皿の確保方策という点でも有効であると捉えています。

本市では、公立幼稚園及び保育所の今後の在り方として、教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能の役割とニーズを量的・地域的に補完する役割を果たすため、公立認定こども園の整備を具体的に進めています。さらに、教育・保育環境を全市的に拡充する観点から、民間施設の意向に沿いながら、認定こども園への移行に向けた支援を行うなど、普及に向けた取組を進めています。

### ② 質の高い教育・保育の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策

乳幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、幼児教育・保育の質の向上を図ることは、子どもの健やかな成長を促す上で重要な意義があることから、様々な観点から取組を進めることが必要と考えます。

本市では、幼児教育・保育の質の確保の重要性を踏まえ、平成31年3月に公立施設の今後の方向性などを定めた「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を取りまとめました。また、公立・私立・保育所・幼稚園等の枠組みを超えて、質の向上に係る意見交換の場を継続的に持ち、現場における自主的な質の向上の取組を支援するほか、大学等との連携により専門的な立場から教育及び保育現場に対する支援を行う「幼児教育・保育アドバイザー事業」の実施などの取組を進めています。

特に、本市が待機児童対策として整備を進めてきた小規模保育事業については、0から2歳児の低年齢児を対象にしていることもあり、よりきめ細やかで質の高い保育が求められます。また、短期間に多くの施設が整備されてきた経緯も踏まえ、認可権者である本市が適切に指導及び助言などを行うことで、子どもが健やかに成長する環境を整えていきます。

また、発達障がい等の子どもへの支援を目的とした「早期発達支援事業」の一環として、保育者の知識理解や支援技術の向上に向けて幼保の合同研修を実施するほか、外国につながる児童が増えている状況も踏まえ、当該児童及びその保護者が教育・保育施設や子育てに係る支援を円滑に利用できるよう、インクルーシブな環境づくりに向け取組の充実を図っています。

さらには、保育士に対する需要がさらに高まる中、本市においても課題となっている保育士の確保への対策として、保育士の待遇改善やキャリアアップ研修の実施など新規確保と離職防止の取組や、就職相談会の開催、ICTの導入や保育補助者の雇用などの保育士の負担軽減に係る取

組に対する補助事業の実施、保育の必要性のある保育士の優先入所などの様々な取組を進めていきます。これにより、保育士が安心して働く環境を整備することで、教育・保育の質の向上につなげていきます。

### ③ 幼稚園、保育所、小学校の連携について

子どもの健やかな育ちのためには、就学後を見据えた一貫性のある教育・保育の提供が大切であり、幼稚園、保育所等と小学校との円滑な接続について一層の充実が求められています。就学前施設は、これまで個々の施設ごと、あるいは中学校区単位で連携を図ってきており、円滑な接続に努めていますが、今後、公立施設が連携の調整機能を担うなど、幼稚園、保育所等と小学校との連携の促進に向け環境を整えていきます。

### ④ 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携について

本市の課題である低年齢児の保育の受け皿確保の方策として、0から2歳児を対象とする小規模保育事業の整備を進めてきました。本市では、その全てに3歳以降の受け皿となる連携施設が設定されており、各施設間での連携が進んでいる状況にはありますが、必要に応じて市が調整を行うなどしながら、引き続き、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携体制の充実に努めています。

## （3）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

令和元年10月の幼児教育無償化の実施に伴い、新たに法に位置付けられた「子育てのための施設等利用給付」は、急速な少子化の進行並びに幼児教育・保育の重要性に鑑み、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育と保育等を行う施設等の利用に関する給付制度として、新たに創設されたものです。

対象施設は、「子どものための教育・保育給付」の対象外の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等であり、支給要件を満たした子どもが利用した際の費用を支給するものです。利用者への給付にあたっては、保護者の経済的負担や利便性等を考慮し、「子どものための教育・保育給付」の対象外の幼稚園については、施設に対する代理受領により対応することとします。

また、それ以外の施設等の利用にあたっては、利用状況を適切に把握する必要性から、保護者からの申請に基づく償還払いにより対応することとしますが、対象施設と連携し事務処理体制を整え、円滑な支給の実施に努めます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

### (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（利用人数／年）		44,514	43,261	42,659	42,659	42,659
確保内容 (箇所数)	子育て支援センター	4	4	4	4	4
	地域子育てひろば	24	24	24	24	24

本市における地域子育て支援拠点事業には、子育て世帯の育児負担の軽減を目的として育児不安等についての相談指導や子育てに関する情報の収集、提供及び講座等を実施する拠点として市内4か所に整備している「子育て支援センター」と、地域における親同士の交流や情報交換の場などの子育て支援機能として地区民生委員・児童委員協議会などにより運営されている「地域子育てひろば」があります。

量の見込みは、対象年齢児童数の減少と利用実績、ニーズ調査結果から、減少すると見込みましたが、子育て家庭への総合的な支援を行う環境を整えるため、既存の施設数を維持するとともに、事業内容の充実を図っていきます。

### (2) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (利用人数／年)	保育の必要性がある 世帯による利用	47,607	46,184	44,091	43,284	42,176
	上記以外の世帯によ る利用	6,088	5,906	5,639	5,535	5,394
確保内容（人数／年）		53,693	53,693	53,693	53,693	53,693

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業は、通常の幼稚園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて預かりを行う事業ですが、量の見込みについては、保護者が就労しているなど、保育の必要性があるものの幼稚園を利用している世帯によるニーズと、それ以外の、臨時的な用事などを理由とするニーズを分けて見込んでいます。傾向として保育の必要性がある世帯による利用希望が増えていますが、実績との乖離がある現状を鑑みて、利用し易い体制が整うよ

う、対応する日や時間の拡大など、幼稚園における預かりの体制整備を促すことで対応をしていきます。

### (3) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（利用人数／年）		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
確保内容 (利用人数 ／年)	一時預かり事業	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
	ファミリー・サポート・センター事業	1,789	1,789	1,789	1,789	1,789
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	20	30	40	50	60

保育の必要性などの要件にかかわらず、様々な理由から臨時に発生する子どもの預かりニーズについては、保育所における子育て支援の一つとして実施する「一時預かり事業」、一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う「ファミリー・サポート・センター事業」のほか、令和6年度からは、夜間に子どもの養育を行うことができない場合に福祉施設等で預かりを行う「子育て短期支援事業（トワイライトステイ）」を実施しています。

一時預かり事業については、利用実績が年々増加する一方で、事業に対応するための保育士の確保が難しくなっている状況にあるため、実施施設の拡大と併せて、実施施設において、十分な受入れが可能となるよう、保育士確保策も進めています。

### (4) 病児・病後児保育事業

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（利用人数／年）		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
確保内容 (人数／年)	病児・病後児保育事業	5,569	6,029	6,029	6,029	6,029
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・病後児対応型)	0	0	0	0	0

病児・病後児保育事業は、子どもが病気中や病気からの回復期にあって家庭で保育ができないときに、専任看護師を配置し、医療機関との連携体制を整えた施設で保育を行う事業です。

本市には病児保育室が3か所、病後児保育室が2か所あり、一定の需要に対応できる体制が確保されています。利用実績とニーズ調査の希望に乖離がみられることから、潜在的なニーズも鑑み、提供体制の維持・拡大を図るとともに、より利用し易い環境を整えていきます。

#### (5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（利用人数／年）	1,689	1,689	1,689	1,689	1,689
確保内容（人数／年）	1,689	1,689	1,689	1,689	1,689

一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う「ファミリー・サポート・センター事業」は、小学生の預かりも対象としています。放課後児童クラブが終了した後の預かりや、学校から習い事に向かう際の送迎などが主なニーズとして見込まれます。ニーズ調査では利用を希望する割合が大きく減少していますが、ニーズが多様化する中で、これに即した対応ができるよう支援会員の増加を図るなどの支援体制を整備していく必要があります。

#### (6) 利用者支援事業

基本型・特定型	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（箇所数）	5	5	5	5	5
確保内容（箇所数）	5	5	5	5	5

こども家庭センター型	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（箇所数）	1	1	1	1	1
確保内容（箇所数）	1	1	1	1	1

利用者支援事業は、就学前の子育て世帯が、幼稚園や保育園、様々な子育て支援サービスを使う上で、ニーズに沿った適切なサービスの提供を受けることができるよう、子育て世帯からの相談に対応し、情報提供などの適切な支援を行う事業です。

本市ではかねてより、市内4か所に設置している子育て支援センターにおいて、育児相談や子育てに関する情報の収集及び提供の一環で支援事業を行っているほか、近年の保育園や幼稚園などの利用に対する相談へのニーズの高まりから、保育課の窓口に専門の相談員を配置しています。

また、令和6年の改正児童福祉法の施行に合わせ、母子保健と児童福祉の一体的な運営を行い、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」として、おだわら子ども若者教育支援センターは一もにいを位置づけました。

今後もニーズを捉えながら、引き続き既存の体制を維持しつつ、必要な世帯がより利用しやすい環境となるよう、事業体制の拡充、サービスの向上に努めていきます。

**(参考：事業類型と体制)**

**基本型：子育て支援センター**

目的：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

場所：身近な場所で日常的に利用できかつ、相談機能を有する施設での実施とする。

**特定型：保育課窓口（保育コンシェルジュ）**

目的：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。

場所：市町村窓口での実施とする。

**こども家庭センター型：おだわら子ども若者教育支援センターは一もにい**

目的：母子保健と児童福祉の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う。

場所：母子保健と児童福祉に係る機能を1か所に集約して整備するか、分散して整備するか、地域の実情を踏まえた施設形態をとることも可能。

## (7) 妊婦に対する健康診査

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数（件）	876	859	841	825	808
	健診回数（回）	11,017	10,797	10,581	10,369	10,162
確保内容（回）		11,017	10,797	10,581	10,369	10,162

妊婦健康診査は、厚生労働省の示す「標準的な健康診査の実施時期、実施回数及び内容について」に基づき、医師や助産師が実施することになっており、本市では妊娠初期から出産に至る健診について必要な回数分の費用補助（最大14回）が確保されています。また、令和5年度より多胎を妊娠している妊婦を対象に、5回を上限に妊婦健康診査費用の助成を開始しました。

### (8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人数／年）	981	970	962	953	943
確保内容（人数／年）	981	970	962	953	943

乳児の健全育成を図るため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞くほか、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。複雑化する支援の実施内容に即した体制を確保していきます。

### (9) 養育支援訪問事業

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（人数／年）	120	117	115	113	111
確保内容実施体制（人数／年）	120	117	115	113	111

子どもの適切な養育環境を確保するため、子どもの養育について継続的な支援が必要な家庭に対し、保健師や看護師等の専門職による訪問を行い、適切に養育できるよう助言・指導を行う事業です。

各家庭の状況により必要とする支援が異なるため、小田原市要保護児童対策地域協議会の関係機関等と連携して、家庭環境等の把握に努め、的確な支援が実施できる体制を確保しています。

なお、令和4年の児童福祉法改正により、これまで養育支援訪問事業として、実施していた家事・育児支援については、新設された子育て世帯訪問支援事業に移行しました。

## (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（人）		1,849	1,816	1,748	1,687	1,636
量の見込み（学年ごと）	1年生	520	523	474	466	459
	2年生	522	519	522	473	465
	3年生	385	365	362	365	331
	4年生	253	246	234	232	234
	5年生	118	112	108	103	102
	6年生	51	51	48	48	45
確保内容	登録児童数（人）	1,849	1,816	1,748	1,687	1,636
	定員数（人）	2,727	2,727	2,727	2,727	2,727
	実施場所（箇所数）	25	25	25	25	25
	指導員配置数(人)	155	155	155	155	155

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に、生活や遊びの場を提供し、適切な支援を行う事業です。本市では、市内の全小学校に放課後児童クラブを設置しています。潜在ニーズも含めた量の見込みに対して、受け入れ可能となるよう施設の整備を行うとともに、必要な指導員を確保していきます。潜在ニーズが早期に顕在化して定員が不足する場合は、放課後の時間だけ特別教室を借りるなどして、必要な定員の確保を図っていきます。

また、本市では、放課後子ども教室が全小学校に設置済みであり、放課後児童クラブと放課後子ども教室どちらも同じ小学校内で実施しているという本市の特徴を生かして一体的な運営が行えるよう取組を進めています。

### (11) 延長保育事業

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（利用人数／年）	700	700	700	700	700
確保内容（箇所数）	45	46	46	46	46

保育所において、保護者が急な残業などにより、就労時間等に応じて認定された保育時間を超えての利用が必要な場合に、保育の提供を行う事業です。現状で、市内保育施設等の86.5%に当たる45か所で延長保育を実施しています。

### (12) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数／年）	200	250	300	350	400
確保内容（個所数）	2	2	3	3	3

保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、子どもを施設等において一定期間、養育を行う事業です。これまで、養育が困難である子どもについては、児童相談所の一時保護により対応していましたが、令和6年度から本事業を開始し、市内の民間施設においても対応を開始しています。今後は、児童相談所との役割分担や、利用ニーズの適切な把握に努め、的確な支援が実施できる体制を確保していきます。

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるために要する日用品、文房具、行事参加に係る実費負担及び教育を受けるために要する副食費に係る実費負担に対する助成を行う事業です。

本市では、平成29年度より本事業を予算化し、生活保護世帯の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合の保護者が園に支払う教材費や行事参加費等の一部補助を行っていますが、引き続き、対象世帯や施設への周知を図るなど対象者に対して適切に給付が行われるよう、事業に取り組んでいきます。

以下の事業については、今後、適切にニーズを捉えつつ、実施を検討します。

#### (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）	20	40	60	80	100
確保内容（延べ人数）	20	40	60	80	100

幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための事業です。

#### (15) 子育て世帯訪問支援事業

家事、子育て等に不安及び負担を抱える子育て家庭並びに妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して訪問による家事、子育ての支援を行います。

なお、令和4年の児童福祉法改正により、今まで養育支援訪問事業として実施していた家事・育児支援について移行したものです。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）	120	140	160	180	200
確保内容（個所数）	1	1	2	2	2

#### (16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。

国のガイドラインでは児童養護施設等の施設で事業を行うことが示されています。現時点で本事業を開始できる見込みはありませんが、地域全体で子育て家庭を支える体制を整えるため、本事業の実施方法等についての検討を進めます。

### (17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子間の適切な関係性の構築を目的としている事業です。

本市ではつくしんぼ教室で行ってきたペアレントトレーニングを、令和5年度からつくしんぼ教室利用者に限らず受講できるようにしています。発達に関する支援が必要な子どもの保護者を主な対象としていますが、運営方法や講師の養成等の検討を含め取組を続けます。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（実人数／年）	44	43	42	41	40
確保内容（実人数／年）	24	24	32	32	40

### (18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

令和5年2月の出産・子育て応援給付金の開始に合わせ、妊娠届出時の面談、妊娠8か月頃のアンケート、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等を一体的に実施しています。令和7年度から地域子ども・子育て支援事業として実施することが位置付けられました。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	妊娠届出数（件）	876	859	841	825
確保内容（面談回数／年）	1組当たり面談回数	3	3	3	3
	面談実施合計数	2,628	2,576	2,524	2,474
					2,424

### (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

生後6か月～2歳児までが保護者の就労有無等に関係なく保育所等を利用できる制度です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	量の見込み（延べ人数）	208	202	185	171	157
	確保内容（延べ人数）	311	316	316	316	316
1歳児	量の見込み（延べ人数）	519	551	515	479	443
	確保内容（延べ人数）	541	551	551	551	551
2歳児	量の見込み（延べ人数）	601	556	607	569	530
	確保内容（延べ人数）	658	668	668	668	668
3歳以上児	量の見込み（延べ人数）	2,019	1,978	1,897	1,877	1,812
	確保内容（延べ人数）	2,217	2,165	2,165	2,165	2,165
合 計	量の見込み（延べ人数）	3,347	3,287	3,204	3,096	2,942
	確保内容（延べ人数）	3,637	3,700	3,700	3,700	3,700

### (20) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

令和3年10月からデイサービス（通所）型を開始し、令和6年度からショートステイ（宿泊）型及びアウトリーチ（訪問）型のサービスを新たに追加しています。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
	量の見込み（延べ人数）	589	776	981	1,201	1,433
	確保内容（個所数）	10	10	10	10	10

## 5 その他の記載事項

法に基づき、地域の実情に応じて定めるよう努めることとされた事項について、次のように定めます。

### (1) 産休後、育休後における施設の円滑な利用の確保に関する事項

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、保育所をはじめとする幼児期の教育・保育施設を利用することができるよう、次のとおり取り組みます。

- 1 休業中の保護者に対して必要な情報を適切に提供できるよう、相談支援の体制整備をはじめ、子育てに係る情報提供の充実に努めます。
- 2 保護者のニーズに応じ、特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の提供体制を的確に確保します。

### (2) 子どもの専門的な知識、技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項

「児童虐待防止対策の充実」、「母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」及び「障がい児施策の充実」に関して、県が実施する施策や関係機関との連携を密に図りながら進めています。

特に、「児童虐待防止対策の充実」については、国が示す「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、相談体制を強化していきます。

また、医療的ケアが必要な児童について、保育所等における円滑な受け入れや、受入れ後の安全で安心な利用を推進していくため「保育所等における医療的ケア児受入れガイドライン」に基づき、保護者、保育所等と医療機関を始めとした関係機関が共通認識のもとで、保育所等への入所支援及び発達に応じた保育の提供を円滑に進め、医療的ケアが必要な児童の受入れ推進につなげていきます。

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

仕事と家庭生活・子育てを両立させるため、ワークライフバランスについての講座の実施や情報の提供等を積極的に行うとともに、子育て環境に応じた就労支援や多様な働き方に対応した保育サービス、子育て支援サービスを充実させていきます。



# 第3部 小田原市こども計画の推進

## 第1章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

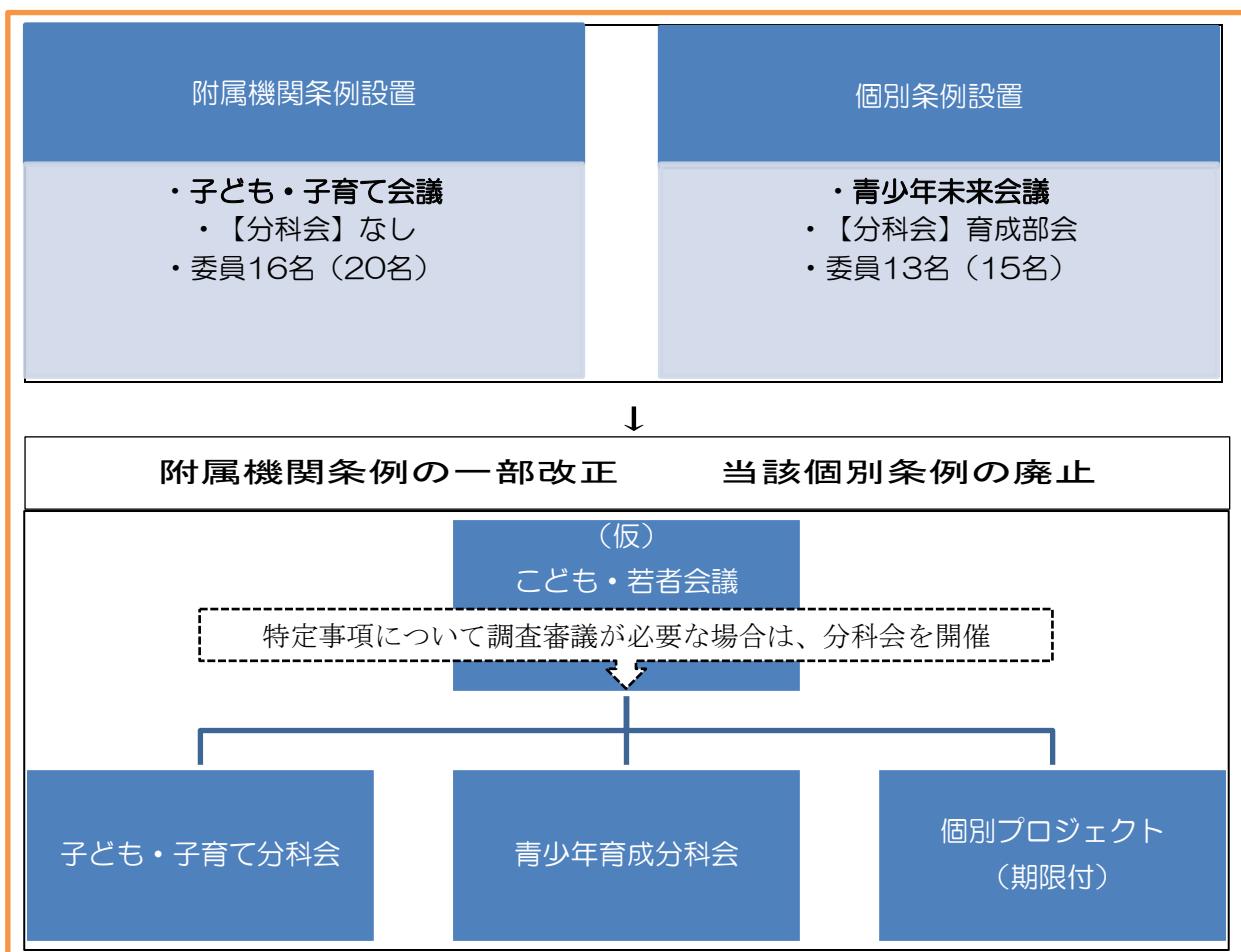
こども計画の推進にあたっては、子ども若者部を中心とした庁内関係各課と連携して取り組みます。

また、幼稚園や保育所をはじめとする教育・保育事業者、地域等において、子ども・子育て支援に携わっている関係者、各関係機関等と連携を強め、総合的な取組を進めます。

### 2 計画の進行管理

#### (1) (仮) 小田原市こども・若者会議

本計画は、こども・若者関係の各種法律を根拠とした取組を一体的かつ総合化したものであることから、その進行管理にあたっても、既存の2つの会議（小田原市子ども・子育て会議及び小田原市青少年未来会議）を再編成し、新たに「(仮) 小田原市こども・若者会議」を設置し、定期的な会議の開催により、実施状況の報告を行います。



## （2）庁内推進委員会

関係部局職員で構成される庁内推進委員会において、計画の進捗管理及び計画の推進に必要な事項を検討し、「(仮) 小田原市こども・若者会議」と連携を図りながら、本計画を推進します。

## （3）関係機関との連携強化

本計画は、様々な分野に関わることや、期間内で計画的な取組が必要であることから、市民団体、子育て支援関係団体、福祉関係団体、児童相談所、保健所、警察、教育機関、医療機関や企業など関係機関との連携を強化します。

## 3 実施状況の点検・評価

本計画の進捗状況と計画全体の両面から点検・評価を行い、その結果を公表します。

PLAN（計画）－DO（実行）－CHECK（評価）－ACT（改善）のマネジメントサイクルにより、単年度でのサイクルとなりがちですが、単にPDCAサイクルを回すだけでなく、過去の経験に照らし、取組結果が成果を挙げているのか否かといった事実を見極め、観察することが大切です。観察（Observe）－情勢への適応（Orient）－意思決定（Decide）－行動（Act）ループによって、健全な意思決定を実現することにつながる（OODAループ）サイクルが必要な取組もあることから、適宜改善を意識した柔軟な取組も推進します。また、変化の激しい今日において、専門性の高い外部組織との協働の際には、変化に敏感に反応できる、迅速、素早いという意味のアジャイル・マネジメントも有効です。

### （1）点検・評価の方法

個別の事務事業に係る実績の推移や施策に関する調査などにより、計画の進捗状況（アウトプット）を継続的に点検・評価します。具体的には、庁内関係各課や関係する行政機関と連携を図りながら、事務事業レベルで活動内容を年次報告書にとりまとめ、庁内推進委員会における自己点検を行います。

また、「(仮) 小田原市こども・若者会議」からの意見聴取を行いながら、計画全体の実施状況の点検・評価を行います。

### （2）中間見直し、次期計画への見直し

計画期間内においても、国の制度改正、社会状況の変化、ニーズや事業者の意向の変化などにより計画の見直しの必要性が生じた場合には、計画全体（アウトカム）の観点から柔軟に見直します。

## 4 実施状況の公表

本計画の実施状況や点検・評価の結果、計画の修正の内容等については、広報紙や市のホームページ等で公表を行います。

## 第2章 参考資料

### 1 委員名簿

以下、省略します

(1) 小田原市子ども・子育て会議

(2) 小田原市青少年未来会議

### 2 計画策定の経緯

### 3 条約、関連法及び大綱(抜粋)

### 4 令和4年2月 子どもの生活実態調査 調査結果報告書(抜粋)

5 令和6年3月 子ども・子育て支援および若者のための取組に関するアンケート調査 調査結果報告書(抜粋)

### 6 事務事業一覧

## 小田原市こども計画

発 行：令和7年3月発行

発行者：小田原市

編 集：小田原市 子ども若者部 子育て政策課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

電 話：0465-33-1874 FAX：0465-33-1456

## 令和5年度小田原市立小中学校の 暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

### 1 調査対象期間

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

### 2 調査項目

暴力行為、いじめ及び長期欠席(不登校等)

### 3 調査結果（参考資料2－1参照）

#### (1) 暴力行為の状況等

状況：中学校で減少したが、小中学校ともに全国や県と比較しても多い

要因：児童生徒のコミュニケーションスキルの低下

新入学やクラス替え、諸活動における人間関係において、心理的不安定になりストレスを抱えたこと

#### (2) いじめの状況等

状況：令和4年度と比較し、小学校は増加、中学校は減少

個々のいじめ事案は、ほとんどが解消

要因：意思疎通のずれによるトラブル

教職員の積極的ないじめ認知の定着

いじめの早期発見、解消に向けた指導・支援、見守りの成果

#### (3) 長期欠席の状況等

状況：小学校は増加、中学校は減少

出現率は全国や県より低くなった

要因：生活のリズムの乱れや無気力、不安が多い

## 4 今後の主な取組

### (1) 暴力行為・(2) いじめ

- ・教職員全体で個に寄り添った指導・支援
- ・教育相談やアンケート等による教育相談体制の充実  
(SOSが出せない児童生徒の早期発見・早期対応)
- ・研修等による教職員の指導力向上、関係機関と連携した取組の実施

### (3) 長期欠席

- ・児童生徒一人ひとりの自己肯定力・有用感を育成
- ・早期発見・早期対応による不登校の未然防止
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材を活用した校内支援体制の整備
- ・おだわら子ども若者教育支援センターの相談窓口（はーもにい）の周知
- ・不登校生徒訪問相談員や校内支援室担当支援員の配置等の人的支援の充実
- ・外部機関との連携によるチーム支援や支援体制づくり

## 令和5年度 小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

**1 調査期間** 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

**2 調査項目** (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）

### 3 調査結果

(全 国) 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※調査対象は国公私立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

(神奈川県) 「令和5年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」

※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

(小田原市) 教育指導課調べ ※調査対象は市立全小中学校（小学校25校、中学校11校）

#### (1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数と1,000人あたりの発生件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり
全 国	小学校	48,138	7.7	61,455	9.9	70,009	11.5
	中学校	24,450	7.5	29,699	9.2	33,617	10.4
神奈川県	小学校	6,224	12.7	6,712	14.6	8,617	18.1
	中学校	1,953		2,526		2,800	
小田原市	小学校	211	24.3	179	21.4	270	33.2
	中学校	139	32.4	202	47.8	185	43.7

② 暴力行為の形態（件）

形態	小学校	中学校
対教師暴力	10	17
生徒間暴力	204	158
対人暴力	39	0
器物破損	17	10
合計	270	185

③ 学年別加害児童生徒数（人）

学年	小学校	中学校
1年生	37	61
2年生	35	75
3年生	48	22
4年生	63	
5年生	46	
6年生	36	
合計	265	158

暴力行為は、令和4年度と比較して、小学校で91件の増加、中学校で17件の減少となりました。学年別で見ると、小学校では、4年生で発生件数が多くなりました。要因としては、入学当初から休校やリモート授業、様々な活動における仲間との交流が制限されたことで、感情を表現する機会が減少したため、ストレスが溜まり、感情のコントロールが難しくなり暴力行為につながるケースが増加したと考えられます。集団生活の中で自分の気持ちを適切に表現することや、相手の気持ちを理解し、仲間を思いやる言動ができるような支援が必要になります。

中学校では、1・2年生で発生件数が多くなりました。思春期におけるこの時期は、新入学やクラス替え、部活動等における人間関係等で心理的に不安定になりやすくストレスを抱えやすい時期です。そのため、生徒一人ひとりに寄り添い、心理的安全性を確保する集団づくり等が必要となります。

## (2) いじめの状況

### ① いじめの認知件数と 1,000 人あたりの認知件数（過去 3 年間、全国・県との比較）(件)

	校種	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		認知件数	1,000 人あたり	認知件数	1,000 人あたり	認知件数	1,000 人あたり
全 国	小学校	500,562	79.9	551,944	89.1	588,930	96.5
	中学校	97,937	30.0	111,404	34.4	122,703	38.1
神奈川県	小学校	25,770	47.7	31,869	59.5	36,885	69.9
	中学校	4,820		5,916		7,058	
小田原市	小学校	924	106.5	985	117.9	1172	144
	中学校	196	45.6	293	69.4	178	42.0

### ② いじめの態様（複数回答）(件)

態様	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	623	102
仲間はずれ、集団による無視をされる	145	17
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	201	13
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	44	9
金品をたかられる	16	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	49	15
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	95	20
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	21	16
その他	52	0

### ③ いじめの解消率(%)

	小学校	中学校
令和 6 年 3 月 31 日現在の状況	72.1	84.3
令和 6 年 7 月 20 日現在の状況	93.3	98.9

いじめの認知件数は令和 4 年度と比較して、小学校で 187 件増加、中学校で 115 件減少しました。いじめの態様は、小中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が約半数を占め、さらに、小学校では「軽くぶつかる」「たたく」など暴力行為につながる内容も多くなっています。

小学校では、スマートフォン・タブレット端末の所持率の増加に伴い、SNS の利用によるトラブルが増加しており、正しい活用方法等の情報モラル教育が更に重要になります。

いじめの認知件数の割合は全国・県と比較すると多くなっていますが、これは、教職員が「いじめ防止対策推進法」の定義に沿って、積極的な認知と早期発見・早期対応に努めている成果であり、いじめの解消率の高さにもつながっていると考えられます。

### (3) 長期欠席の状況

#### ① 不登校者数と出現率（過去3年間、全国・県との比較）

	校種	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)
全 国	小学校	81,498	1.30	105,112	1.70	130,370	2.14
	中学校	163,442	5.00	193,936	5.98	216,112	6.71
神奈川県	小学校	6,267	1.42	7,987	1.83	9,590	2.23
	中学校	10,389	5.13	12,336	6.12	14,039	7.03
小田原市	小学校	138	1.59	123	1.47	163	1.72
	中学校	228	5.22	282	6.68	250	5.89

※不登校者数の令和3・4年度は（欠席日数+出席停止日数）が30日以上、令和5年度は（欠席日数）が30日以上を対象

#### ② 不登校児童生徒について把握した事実（複数回答）

(人)

項目	小学校	中学校
学校における人間関係をめぐる問題の情報や相談	39	19
学業の不振や頻繁な宿題の未提出	21	6
入学・進級時の不適応、学校の決まり等に関する相談	10	9
親子の関わり方、家庭生活の変化に関する情報や相談	46	16
生活リズムの不調、あそび・非行に関する情報や相談	58	46
無気力、不安等の相談	101	208
障がい（疑い含む）に起因する支援や個別の配慮の求めや相談	48	9
合計	323	313

※令和5年度から調査項目が変更

#### ③ 学年別不登校者数

(人)

小学校										中学校											
1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		1年		2年		3年		合計	
継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
/	14	5	11	13	13	18	13	22	9	28	17	86	77	34	26	69	18	90	13	193	57
	14	16	26	31	31	45	45	163		60	87	103	103							250	

不登校者数は、令和4年度と比較して小学校で40人増加し、中学校で32人減少しました。小中連携による丁寧な情報共有等により、中学校での減少につながっていると考えられます。

不登校児童生徒については、学習への不安や集団活動への不適応、家庭生活などの様々なことによる要因があり、それらが複雑に絡み合っていることが考えられるため、学校内外で連携した取組が重要となっています。

学年別では学年が上がるにつれて不登校者数が増えていますが、低学年の不登校者数の増加も課題となっています。幼・保・小の連携により、早い段階からの支援が必要となっています。

#### 4 今後の主な取組

学校生活においては、新型コロナウイルス感染防止対策による行動制限が続いたことで、自分の感情を表現する場面が減少し、上手に表現することができず、トラブルにつながったり、不安や悩みなどを一人で抱え込んでしまったりして、暴力行為、いじめ、不登校等の行動として表れていると考えられます。

学校における教育活動では、コミュニケーションスキルを高める学習を通して、自己理解・他者理解の心を醸成し、児童生徒一人ひとりが、安心して過ごすことができ、充実した学校生活を送ることができるよう指導・支援を行います。

##### <暴力行為・いじめ>

- 一人ひとりの特性や、生活環境の違いを教職員全体で把握し、個に寄り添った指導・支援ができるように努め、生徒が「自己指導能力」を身に付けることができるよう取り組みます。また、教育相談やアンケート等による教育相談体制を充実させ、SOSが出せない児童生徒を早期に発見し、そのニーズに適切に対応していきます。
- 市教育委員会では、「児童生徒指導研修会」を実施し、教職員に対して、市の現状や課題を情報提供するとともに、これからの中等教育に求められる児童生徒の指導・支援の方法についての研修を引き続き行っています。また、小田原地区学校・警察連絡協議会と協力して、関係機関や各校との情報共有を行い、諸問題の解決に向けた取組を進めています。さらに、神奈川県弁護士会との連携を継続し、いじめの未然防止に向けた「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめによって重大な被害が生じる可能性がある場合は、警察や関係機関等と速やかに連携（学校警察連携制度）し、児童生徒の健全育成につなげていきます。また、いじめ問題については、学校・家庭・地域・関係機関が協力して解決するという共通認識をもち、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等を通して情報の共有等を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努めます。

##### <長期欠席（不登校等）>

- 各学校では、確かな学力の向上や豊かな人間性を育む取組を通して、魅力ある学校づくりを目指し、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を育み、チームとして児童生徒一人ひとりに寄り添った支援による不登校の未然防止に努めます。  
不登校の要因や背景が多様化・複雑化していることから、校内での支援体制の充実のほか、個々の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材や子ども若者支援課や児童相談所などの様々な機関と連携しながら、児童生徒だけではなく、保護者を含めた家庭の支援を進めます。
- 市教育委員会では、不登校または不登校傾向の児童生徒や保護者に対する教育相談や教育相談指導学級（しろやま教室・マロニエ教室）の運営等により学校以外の居場所づくりの充実を図るとともに、不登校生徒訪問相談員の配置等により児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを継続させていきます。また、校内支援室（校内教育支援センター）担当支援員の配置などにより、校内の安心した居場所づくりの提供を進めます。  
さらに、教職員の資質向上のため、登校支援担当者連絡会議を実施するとともに、年2回の学校訪問等を通じて、不登校児童生徒の状況や今後の支援方法等について、学校と情報共有を行います。
- 不登校支援では、未然防止に加え、早期発見と早期対応が重要であると考えています。『おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」』の取組等を地域や保護者に周知することで、児童生徒や保護者が安心して相談できるよう環境を整えます。フリースクール等の学校外の民間施設や公的機関とも連携したチーム支援による体制づくりを進められるように、小田原市登校支援関係機関連絡会を実施し、情報共有や不登校にかかる課題についての協議を行っていきます。